

平成19年太宰府市議会第1回（5月）臨時会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
5月2日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	議席の指定・正副議長選挙

平成19年太宰府市議会第2回（5月）臨時会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
5月15日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決

平成19年太宰府市議会第2回（6月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月4日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	施政方針・提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議会広報委員会	第三委員会室	
	(午後1時)			(一般質問(代表質問) 通告締切)
6月5日(火)				
6月6日(水)				
6月7日(木)				
6月8日(金)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
6月9日(土)				
6月10日(日)				
6月11日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	(午前10時)			(一般質問(個人質問) 通告締切)
6月12日(火)				
6月13日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月14日(木)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
6月15日(金)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
6月16日(土)				
6月17日(日)				
6月18日(月)				
6月19日(火)				
6月20日(水)				
6月21日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月22日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月23日(土)				
6月24日(日)				
6月25日(月)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
6月26日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成19年第1回（5月）臨時会目次

◎ 第1日（5月2日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	1
6. 出席事務局職員	2
開会	3
閉会	17

平成19年第2回（5月）臨時会目次

◎ 第1日（5月15日開会）

1. 議事日程	19
2. 出席議員	19
3. 欠席議員	19
4. 会議録署名議員	19
5. 出席説明員	19
6. 出席事務局職員	20
開会	21
閉会	32

平成19年第2回（6月）定例会目次

◎ 第1日（6月4日開会）

1. 議事日程	35
2. 出席議員	36
3. 欠席議員	36
4. 会議録署名議員	36
5. 出席説明員	36
6. 出席事務局職員	36
開会	37
散会	65

◎ 第2日（6月11日再開）

1. 議事日程	67
2. 出席議員	67
3. 欠席議員	68
4. 出席説明員	68
5. 出席事務局職員	68
再開	69
散会	82

◎ 第3日（6月21日再開）

1. 議事日程	83
2. 出席議員	89
3. 欠席議員	89
4. 出席説明員	89
5. 出席事務局職員	90
再開	91
散会	203

◎ 第4日（6月22日再開）

1. 議事日程	205
2. 出席議員	207
3. 欠席議員	207
4. 出席説明員	207
5. 出席事務局職員	207
再開	208
散会	269

◎ 第5日（6月26日再開）

1. 議事日程	271
2. 出席議員	272
3. 欠席議員	272
4. 出席説明員	272
5. 出席事務局職員	272
再開	274
閉会	296

◎ 審議結果

1. 審議結果	299
2. 諸般の報告	302
3. 議員の派遣について	303

1 議事日程

[平成19年太宰府市議会第1回（5月）臨時会]

平成19年5月2日
午前10時開議
於議事室

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長選挙について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 山神水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第10 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について
- 日程第11 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
|----|-------|----|----|------|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

- | | | | |
|-----------------|------|--------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 収入役 | 松島幹彦 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 平島鉄信 |
| 総務部政策統括
担当部長 | 石橋正直 | 地域振興部長 | 松田幸夫 |

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部長	永 田 克 人	健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子
建設部長	富 田 謙	上下水道部長	古 川 泰 博
教育部長	松 永 栄 人	監査委員事務局長	木 村 洋
総務課長	松 島 健 二	地域振興課長	大 藪 勝 一
市民課長	藤 幸二郎	福祉課長	新 納 照 文
建設課長	大内田 博	上下水道課長	宮 原 勝 美
教務課長	井 上 和 雄		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

議会事務局長	白 石 純 一	議事課長	田 中 利 雄
書記	伊 藤 剛	書記	花 田 敏 浩
書記	満 崎 哲 也	書記	浅 田 裕 子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議会事務局長（白石純一） 皆様、おはようございます。

一般選挙後最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、安部陽議員が年長の議員となりますので、ご紹介申し上げます。

それでは、安部陽議員、恐れ入りますが、臨時議長をお願いいたします。

○臨時議長（安部 陽議員） ただいま紹介されました安部陽です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成19年太宰府市議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（安部 陽議員） 日程第1、「仮議席の指定」を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時13分

○臨時議長（安部 陽議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、初議会に当たり、井上保廣市長のごあいさつを受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（安部 陽議員） 異議なしと認めます。

それでは、ごあいさつをお願いします。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日、平成19年太宰府市議会第1回の臨時会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げ

げます。

議員各位におかれましては、去る4月22日に執行されました市議会議員選挙におかれましては、多くの市民の期待と信望を得られ、めでたく当選をされましたことを心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

そして、本日ここに初の議会を開会する運びとなりましたことは、今後の市政発展のために誠に喜ばしい次第でございます。

私も、このたびの市長選挙におきましては、多くの市民の皆様や議員各位の温かいご支援、ご支持をいただき、市政を担当させていただくことになりました。ここに深く感謝を申し上げますとともに、その責任の大きさ、重たさを痛感しているところでございます。

さて、私は、昭和45年太宰府町役場に奉職をいたしまして、平成12年から7年間は佐藤前市長のもとで助役を務めさせていただいておりました。この行政経験を生かしながら、「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を基本姿勢とされた前市長の市政運営を継承し、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像といたしました第四次太宰府市総合計画後期基本計画に基づきまして、まるごと博物館推進プロジェクト、地域コミュニティづくり推進プロジェクト、福祉でまちづくり推進プロジェクトをさらに充実し、積極的に展開してまいりたいと考えております。

今後も、少子・高齢化の進行、地方分権の推進や三位一体の改革によります地方交付税の削減など、財源不足が予測され、市の財政状況は厳しいものはございますけれども、平成15年夏の豪雨災害の復旧工事でありますとか、佐野土地区画整理事業、散策路整備事業等の社会資本整備が一定の完了を見ましたので、私は、今後はソフト面を重視した3つのプロジェクトを事業ごとに限りなく連携させながら総合的なまちづくりを進めていきたいと考えております。

具体的には、特に安全・安心の地域づくり、子育て環境と高齢者等の福祉の充実、学校教育環境の充実などに軸足を置きながら、市民が参画できる市政、施策運営を目指し、施策の展開につきましても常に市民の目線で考え、改善、改革を行い、行動していきたいと思っております。

また、地方分権時代に対応し、多種多様な市民ニーズに適切にこたえていくためにも、経営資源を有効に活用し、簡素で効率的な身の丈に合った市政を推進していかなければならない。このように考えております。

最後になりますが、このような重要な時期に市政担当させていただくことになりましたことは、身に余る光栄であると同時に、市民の信頼と期待に誠心誠意全力を尽くしてまいる覚悟でございますが、そのためには議員の皆様方の力添えがなければ、到底円滑な行政運営はできないものと考えております。

その意味からも、議員各位におかれましては、何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、何かと温かいご理解をいただき、市民福祉の向上と市政のさらなる発展のために、格別のご指導、ご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。



なお、総合的な施策につきましては、6月定例議会におきまして、施政方針として説明を申し上げたいと思いますので、いましばらくご猶予賜りたい。私のあいさつとさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

○臨時議長（安部 陽議員） ここで理事者側の退席のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時21分

○臨時議長（安部 陽議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（安部 陽議員） 日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば選挙の方法は投票によることとなります。

（仮20番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ）

○臨時議長（安部 陽議員） 20番武藤哲志議員。

○仮20番（武藤哲志議員） まず、私、今回、議長選挙がどういうふうになるか、内容的にもわかりませんし、長く議会活動をさせていただいておりますが、本日、大田議員、それから藤井議員、私武藤哲志で、暫時休憩をです、お願いする動議を提出させていただいて、できれば今後の4年間の運営に対して、協議の場を設けていただくために動議の提出をさせていただきたいと思っております。お諮りを願います。

○臨時議長（安部 陽議員） ただいま武藤議員から、休憩されたいとの動議が出されました。所定の賛成者が2名以上ありますので、動議は成立しました。

したがって、休憩の動議を議題とし、採決いたします。

武藤哲志議員から提出された休憩の動議について、賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○臨時議長（安部 陽議員） 多数起立。

よって、休憩されたいとの動議は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時50分

○臨時議長（安部 陽議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば選挙の方法は投票によることになります。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(安部 陽議員) 投票という声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

議場閉鎖。

(議場閉鎖)

○臨時議長(安部 陽議員) ただいまの出席議員は20名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に1番原田久美子議員及び2番藤井雅之議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(安部 陽議員) 異議なしと認めます。

したがって、立会人に1番原田久美子議員及び2番藤井雅之議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、同姓の議員がおられますので、その方々の姓のみしか記載されなかったときには、国会の先例では無効ということになっております。

投票に当たっては、姓名をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長(安部 陽議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(局長点呼、投票)

○臨時議長(安部 陽議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(安部 陽議員) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

1番原田久美子議員及び2番藤井雅之議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○臨時議長(安部 陽議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数 20票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中

不老光幸議員 11票

大田勝義議員 9票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、不老光幸議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(安部 陽議員) ここで理事者側の入場のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○臨時議長(安部 陽議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長に当選されました不老光幸議員が議長におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで確認のため、不老光幸議員の議長当選承諾及びごあいさつをお願いします。

不老光幸議長、演壇の方どうぞ。

[仮9番 不老光幸議員 登壇]

○仮9番(不老光幸議員) 一言、議長就任のあいさつを申し上げます。

このたび、議員改選後の議会構成に当たり、不肖私が議長選挙において大方のご支援を得て当選人となりましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じておりますとともに、その責任の重さをひしひしと感じる次第であります。

議会を円滑に運営、遂行するため、議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

議会は、それぞれに主義主張を異にする議員によって構成されていることは当然のことではありますが、幸いにして、本市議会には、歴代の議長、議員各位によってつくられて、守られてきたよき伝統、すなわち数ではなく話し合いで、対立抗争ではなくて互譲の精神をモットーとして運営されてまいりました。私も、このよき伝統や尊重すべき先例を遵守するよう一生懸命努力することをお誓い申し上げます。

議員各位のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げ、粗辞ではありますが議長就任のごあい

さつといたします。ありがとうございました。

○臨時議長（安部 陽議員） これにて臨時議長の職務はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。

不老光幸議長、議長席にお着き願います。

（議長交代）

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

お手元に配付しております追加議事日程のとおり、日程第3、「議席の指定について」から日程第11、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」までを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第11までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議席の指定について

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「議席の指定」を行います。

議席は会議規則第3条第2項により議長において指定します。

議員の皆様の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（白石純一） 朗読いたします。

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 原 田 久美子 議員 | 2番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 | 長谷川 公 成 議員 | 4番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 7番 | 橋 本 健 議員 | 8番 | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9番 | 門 田 直 樹 議員 | 10番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11番 | 安 部 啓 治 議員 | 12番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13番 | 清 水 章 一 議員 | 14番 | 安 部 陽 議員 |
| 15番 | 佐 伯 修 議員 | 16番 | 村 山 弘 行 議員 |
| 17番 | 田 川 武 茂 議員 | 18番 | 福 廣 和 美 議員 |
| 19番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20番 | 不 老 光 幸 議員 |

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ただいま朗読したとおり議席を指定しました。

ここで、ただいまの議席指定によって仮議席から議席番号の変更があった議員の方々は、席の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時22分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

1番、原田久美子議員

2番、藤井 雅之議員

を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第5、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

ここで、理事者側の退席のため暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時24分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 副議長の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第6、「副議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） また、先ほどのように……。

○議長（不老光幸議員） ちょっとお待ちください。

指名推選は、一人でも異議があれば選挙の方法は投票によることになります。

武藤哲志議員、どうぞ。

○19番（武藤哲志議員） まず、その前に暫時休憩動議を、同じく大田議員、村山議員、藤井議員と私が休憩動議を提出いたします。

○議長（不老光幸議員） ただいま武藤哲志議員から休憩されたいとの動議が出されました。この動議に賛成される方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立多数で、休憩いたします。

休憩 午前11時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時38分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば選挙の方法は投票によることとなります。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 投票という声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（不老光幸議員） ただいまの出席議員は20名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番長谷川公成議員及び4番渡邊美穂議員を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に3番長谷川公成議員及び4番渡邊美穂議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、同姓の議員がおられますので、その方々の姓のみしか記載されなかったときは、国会の先例では無効ということになっております。

投票に当たっては、姓名をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（不老光幸議員） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

（局長点呼、投票）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れはありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

3番長谷川公成議員及び4番渡邊美穂議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（不老光幸議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 20票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中

橋本 健議員 7票

福廣和美議員 10票

武藤哲志議員 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、福廣和美議員が副議長に当選されました。

では、ここで議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（不老光幸議員） それでは、ただいま副議長に当選されました福廣和美議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで確認のため、福廣和美議員の副議長当選承諾及びごあいさつをお願いします。

福廣和美副議長、演壇の方どうぞ。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） 副議長就任のごあいさつを申し上げます。

このたび議員各位のご推挙により副議長に選ばれましたことは、この上なく光栄であります。

不老光幸議長を補佐し、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう誠心誠意努力いたしたいと存じております。皆様の絶大なるご指導、ご鞭撻を承りますようお願いを申し上げます。

誠に、私にとっても重責であるということを踏まえた上で、皆様との調和を図りながら、全

力で頑張ってもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

誠に簡単でございますが、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 自席へどうぞ。

それでは、13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（不老光幸議員） 日程第7、「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第2条及び第5条第1項の規定によって、  
総務文教常任委員会委員に

|            |            |
|------------|------------|
| 長谷川 公 成 議員 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 門 田 直 樹 議員 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 清 水 章 一 議員 | 佐 伯 修 議員   |
| 武 藤 哲 志 議員 |            |

次に、建設経済常任委員会委員に

|            |            |
|------------|------------|
| 後 藤 邦 晴 議員 | 力 丸 義 行 議員 |
| 橋 本 健 議員   | 大 田 勝 義 議員 |
| 村 山 弘 行 議員 | 田 川 武 茂 議員 |
| 福 廣 和 美 議員 |            |

次に、環境厚生常任委員会委員に

|            |            |
|------------|------------|
| 原 田 久美子 議員 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 中 林 宗 樹 議員 | 安 部 啓 治 議員 |
| 安 部 陽 議員   | 私、不老光幸     |

であります。

それぞれを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩し、休憩中各委員会を招集しますので、委員会において正・副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後1時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時45分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長互選の結果を報告します。

総務文教常任委員会の委員長に清水章一議員、副委員長に小柳道枝議員、

建設経済常任委員会の委員長に田川武茂議員、副委員長に力丸義行議員、

環境厚生常任委員会の委員長に中林宗樹議員、副委員長に安部陽議員が決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長(不老光幸議員) 日程第8、「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の2第2項及び第5条第1項の規定によ

って、

議会運営委員会委員に

中 林 宗 樹 議員                      小 柳 道 枝 議員

大 田 勝 義 議員                      安 部       陽 議員

清 水 章 一 議員                      佐 伯       修 議員

村 山 弘 行 議員                      田 川 武 茂 議員

福 廣 和 美 議員                      武 藤 哲 志 議員

をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました各議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩し、休憩中議会運営委員会を招集しますので、正・副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 4 時40分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第 8 条第 2 項の規定によって、会議時間は午後 5 時までとなっておりますが、終了まで時間を延長したいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、終了まで会議時間を延長します。

議会運営委員会の正・副委員長互選の結果を報告します。

議会運営委員会の委員長に村山弘行議員、副委員長に武藤哲志議員が決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 9 山神水道企業団議会議員の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第 9、「山神水道企業団議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定によって指名推選によりたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

山神水道企業団議会議員に安部陽議員、田川武茂議員、武藤哲志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を山神水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました安部陽議員、田川武茂議員、武藤哲志議員が山神水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま山神水道企業団議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立によって行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(不老光幸議員) 以上のおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、「筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

筑紫野太宰府消防組合議会議員に原田久美子議員、後藤邦晴議員、門田直樹議員、小柳道枝議員、佐伯修議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を筑紫野太宰府消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました原田久美子議員、後藤邦晴議員、門田直樹議員、小柳道枝議員、佐伯修議員が筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選されました。

ただいま筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(不老光幸議員) 以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

○議長(不老光幸議員) 日程第11、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に藤井雅之議員、力丸義行議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤井雅之議員、力丸義行議員が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(不老光幸議員) 以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で今臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午後4時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年8月27日

太宰府市議会臨時議長 安部 陽

太宰府市議会議長 不老 光幸

会議録署名議員 原田 久美子

会議録署名議員 藤井 雅之

1 議事日程

[平成19年太宰府市議会第2回（5月）臨時会]

平成19年5月15日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）
日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）
日程第6 議案第41号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて
日程第7 議案第42号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|------|----|
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
|----|-------|----|----|------|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

- | | | | |
|-----------------------------|------|--------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 収入役 | 松島幹彦 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 平島鉄信 |
| 総務部政策統括
担当部長 | 石橋正直 | 地域振興部長 | 松田幸夫 |
| 地域振興部地域
コミュニティ推進
担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |

| | | | |
|--------|-------|--------------------|------|
| 健康福祉部長 | 永田克人 | 健康福祉部子育て
支援担当部長 | 村尾昭子 |
| 建設部長 | 富田 讓 | 上下水道部長 | 古川泰博 |
| 教育部長 | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 木村 洋 |
| 総務課長 | 松島健二 | 税務課長 | 古野洋敏 |
| 地域振興課長 | 大藪勝一 | 国保年金課長 | 木村裕子 |
| 建設課長 | 大内田 博 | 上下水道課長 | 宮原勝美 |
| 教務課長 | 井上和雄 | | |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 伊藤 剛 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 満崎哲也 | | |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成19年太宰府市議会第2回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

3番、長谷川公成議員

4番、渡邊美穂議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第38号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」から日程第5、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第5までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日、平成19年太宰府市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中をご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

去る5月2日に、統一地方選挙後初の臨時議会が開催されました。正・副議長、各常任委員会正・副委員長並びに3常任委員会それぞれの構成委員が決定をされまして初めての議会でございます。議員各位におかれましては、今後の市政運営に対しまして、温かいご支援とご理解をいただき、市民福祉の向上と市政のさらなる発展のため、格別のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、総合的な施策につきましては、去る第1回臨時会で申し上げましたとおり、6月定例会におきまして施政方針としてお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの3件、人事案件2件、合わせて5件のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号から議案第40号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第38号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものであり、改正法の適用が本年4月1日の部分があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、まず上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限が、配当につきましては平成21年3月31日まで、譲渡益につきましては平成20年12月31日まで、それぞれ1年の延長となりました。

次に、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置が創設をされております。高齢者、障害者等の居住する既存住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の家屋部分固定資産税を、100㎡分までを限度として3分の1減額するものでございます。

この改正は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたバリアフリー改修が対象となります。

次に、議案第39号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の医療保険分に係る課税限度額を現行の53万円から56万円に引き上げております。

次に、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、専決処分をさせていただきます。

改正の内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3から日程第5までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第38号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、わかりやすく説明をいただきたいと思いますので、新旧対照表に基づいて質疑をさせていただきたいと思います。

まず、1ページにありましたように、今回の地方税法の改正については、わずかバリアフリーだけが市民にとって、ある一定のメリットがありますが、ほかは大企業に対する温存した税制になっておりまして、まず2ページですが、この資本金等の額の均等割部分ですが、現在日本道路公団、それからエーザイが太宰府にはあります、それから独立行政法人としての国立博物館がありますが、こういう第31条の均等割の税率、法人等の区分の関係では太宰府市では該当があるのかどうか、これが1点です。

それから、3ページになりますたばこ税が、3,064円が3,298円ですが、これが改正後どういう状況で税収の増額になるか。

それから次に、5ページですが、この附則の1から6は略しておりますが、この税制改正で、バリアフリーを、200万円の工事をした場合、5年間で60万円を控除することができるというふうになっておりますが、この部分についても、税務署に申告をし、認定を受け、そういう手続をしなければならないという状況になりますが、こういう部分についての業務が大体どういう状況になるのかもあわせて報告をいただきたい。

次に8ページですが、先ほど市長から説明がありましたように、この上場株式等を譲渡した場合に、本来は20%の税金を納めなければならないのに、10%を延長するという内容であり、

本来税金をもうかっているところが安くしてもらうなんていうのはもってのほかですが、こういう状況について、太宰府では該当があるのかないのかも含めて報告をいただきたい。

それから、11ページになりますが、保険料にかかわる個人市民税の課税の特例についてが新たに設けられておりますが、この社会保険料とみなすという内容について、どういう状況になるのかも含めて説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） まず初めに、1番目の法人税の関係は後で説明をいたします。

たばこ税の引き上げについては、平成18年4月1日に附則で改正されておりますけども、今回それを本文の方で改正しようということでございます。

増額になっているのかどうかというようなことでございますけども、値上げによりまして売上本数が約5%ほど減少をいたしております。で、値上げによる増収分がそれに見合う分、多少増えるかなというふうな形でございまして、同等か、若干たばこ税が決算で伸びるのかなというふうな予想をいたしております。

それから、議員さんご指摘のバリアフリーの関係で、今回税の控除があるということでございますが、これも書類の提出をお願いする、あるいは申告、それから工事をやったという証拠書類等々が要るわけでございますけども、そういうものを提出いただいて、そして控除をしていくと、そういうことでございますので、バリアフリーをなさる方については、多少事務的に手続を煩わせますけども、確認のために、そういう決められた様式に従って申請をお願いしたいというふうに考えております。

それから、上場株式の譲渡益の配当に関する課税の税率でございまして、従来ですと20%というのが本来の考え方でございます。しかし、この制度が導入されたとき、平成14年から平成15年の初めでございまして、この時期は日経の平均株価が8,000円という非常に低い状況でございました。日本経済が非常に停滞した時期でございまして、この景気回復のために、今まで貯蓄をしていたものを投資に向けようというようなことからこの税制が改正されております。

現在では1万7,000円ほどの市場になっておりますけども、これを今もとに、20%に戻すという意見もございましたけども、もししばらくこの状況を見るべきではないかと、あと一年を限度というふうな形の答申でございまして、そういう形で景気の回復を本物にしようという形で、引き下げたままの状況が続けようという形になっております。

それから、法人については課長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 件数については正式に把握していません。該当数は具体的に把握していませんけど、数社該当がございまして。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） その数社は該当があると。だから、当然この、まず2ページですが、道路公団という、大変民営化されて、エーザイの横にあります、これが資本金の額、大変な部分ですが、こういう状況について、道路公団、それからエーザイについても株式が一部上場になっていますし、独立した営業本部になっておりますし。それから、国立博物館というか、九州大学も独立行政法人になっていまして、直ちに国立博物館の職員だとか九州大学の職員は、同じ公務員でありながら、やめた後直ちに失業保険が受けられるようになったと。国家公務員と地方公務員は退職しても失業保険はないのに、そういう独立行政法人の職員は直ちに退職と同時に失業保険がもらえる。ただし、税金も、そういう会社として、独立行政法人ですから、税金を納めなきゃなりません、ある一定この資本金の法人税額については、太宰府では数社あるという形で、今の段階でははっきりしないけど、後で答えられるということでしょう。

それから、今回答を総務部長の方からいただきましたが、再質問の部分で、この3ページのたばこ税の部分で、5%たばこの消費が減っているから、この分、引き上げた分でわずかということですが、この金額的なものについては、この実施段階から見て、ある一定経過を見ないとわからないという形でいいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 約2%弱ぐらい、現在たばこ税が全体で3億7,000万円ですので、その2%弱ぐらいが増収になるのではないかと、そういうふうな予想を立てております。

○19番（武藤哲志議員） それから、ちょっと質疑漏れが1点あったんですが、その下に、組合施行の区画整理、この特別土地保有税については全く該当ないのかどうかというのも、もう質問はしておりませんでしたから、後で聞きます。

それから、最後の質問の回答漏れがありましたが、11ページ、保険料にかかわる個人の市民税の課税の特例という形で、当然次の国保の関係がありますが、社会保険料とみなしてこの条例の規定を適用するというのが新規に上がってきたんですが、これに対する内容的なものについてはどういう内容かというのを質疑したところですが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 3ページの土地区画整理事業についての特別土地保有税については、該当はございません。

それから、最後の回答漏れがあったということでございますけども、11ページ、外国で社会保険を払ったという場合について、従来はその規定がございませんで、国とのやりとりで今回はっきりしようという形になりまして、外国で社会保険料を支払った場合については、その分については税額控除にしようというふうに、平成19年度から適用するというふうになっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。
討論を行います。
通告があつていますので、これを許可します。
19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、議案第38号ですが、市長の提案理由もありましたように、この地方税法の改正については、資本金の額の多いところについても、それから株式で利益を得ても税金を安くするという状況で、こういう地方税法の改正の中で、ただバリアフリーについてのみ60万円を5年間控除する内容、ほかは大変大企業に対してとか、そういういろんな部分についての特例を生かして税を安くして延長している内容ですので、この議案第38号については賛成できないことを表明しておきます。
以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第38号を承認することに賛成の方は起立願います。
（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。
したがって、議案第38号は承認されました。
〈承認 賛成17名、反対2名 午前10時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第39号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。
通告があつていますので、これを許可します。
19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、市長から提案理由の説明がありましたが、53万円が56万円、最高額が3万円上がると、そして介護保険料の部分が9万円ですから、大変この国民健康保険と、それから64歳までですか、40歳から介護保険がこういう形で、65万円近くもなるわけですが、まず3万円の最高額、これについては該当世帯が大体どのくらいぐらいになるのかどうか。
それから、3万円が引き上がるということですが、この3万円になる世帯といいますか、大体400万円の申告をすれば、全部この3万円は引き上がるんじゃないかというふうに考えておりますが、大体所得区分で申告額がどのくらいで3万円の増額になるのか、申告の部分と、それから該当世帯とこの3万円が該当する額について、まず報告をいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 今回、53万円から56万円に最高限度額が引き上げられました。その世帯は約328世帯というふうを考えておまして、3万円の引き上げですと、約980万円の増収になるのではないかとこのように考えております。

で、この所得分が400万円で最高限度額になるのではないかなというご質問ですけども、もう少し所得が上がるようございまして、所得割率が7%ですので28万円、それに均等割、平等割、家族の多寡によって違いますけども、400万円を上回る所得というふうを考えております。

詳しくは課長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 今総務部長が申しましたように、国民保険税の試算につきましては、所得割が7%、それと均等割、1人当たりですけど2万8,500円、それと人数分ですね、それに平等割額というのが2万8,500円、これを計算いたしまして最高限度額56万円という形になってきますので、今総務部長が申しましたように、状況でいろいろ異なりますけど、大体400万円過ぎた段階で限度額の方に達するという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この国民健康保険税条例の一部を改正する議案第39号ですが、本来は国が補助金を出さなければならないのに、国民健康保険税に対する国の補助金を毎年削ってきております。それから、社会保険も国民健康保険も3割負担分になりました。以前は社会保険と国保との保険給付に格差があつたわけですが、一体となる。しかも、今国民健康保険税には様々な形で、当然社会保険で事業主負担が必要な部分がありますが、こういうものをしないために、国民健康保険に次から次に加入してきているという状況で、国保財政を圧迫をしております。その上に保険税を引き上げるということは、より一層滞納を増加し、様々な形で国保運営にも逆に悪循環を繰り返す結果になるんじゃないかとこのように考えております。今でさえ滞納額が大変大きくて、徴収に努力をされておりますが、こういう形で3万円引き上げることによって、逆に滞納も増加もするし、またこういう負担が積もることについては賛成できないという態度表明をしておきたいと思つております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を承認することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第39号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対2名 午前10時28分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)」について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第40号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第41号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長(不老光幸議員) 日程第6、議案第41号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第41号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

地方自治法第161条の規定により、本年5月18日から平島鉄信氏を副市長に選任したいので、同法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

平島氏は、昭和41年に当時の太宰府町に入庁され、これまで41年もの長きにわたり、市の職員として市の重要施策に直接関係する部署でご活躍されてきております。平成6年に総務部企



画課長、平成8年に、現在の建設部になりますが、建設経済部長に昇任、平成12年から現在まで総務部長を歴任されております。人格、識見にすぐれ、また行政職員としての経験も豊富であり、副市長として最適であると考えております。

履歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしく同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第41号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（不老光幸議員） ここで新しく副市長に就任されます平島鉄信氏のごあいさつをお受けしたいと思います。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 議長より発言のお許しをいただきましたので、一言お礼のあいさつを述べさせていただきます。

ただいま副市長の選任について、議員皆様のご高配によりご同意を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

副市長という重責を考えますと、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。この上は、皆様のご厚情を忘れることなく、毎日の仕事を通して自己研さんに励み、市長を補佐し、ふるさと太宰府のまちづくりのため、懸命に努力する所存でございます。

私、もとより浅学非才でございますので、議員皆様のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第42号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第7、議案第42号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、安部啓治議員の退場を求めます。

（11番 安部啓治議員 退場）

○議長（不老光幸議員） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第42号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

平成19年4月29日付をもって議員選任の監査委員清水章一氏が任期満了となり、その後任委員として安部啓治氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

安部啓治氏は、平成7年の市議会議員選挙において初当選以来、今期で通算3期目を迎えられ、太宰府市政発展のためにご活躍されているところであります。

人格、識見にすぐれ、また人望も厚く、監査委員として最適任であると考えますので、履歴書をご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第42号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時36分〉

○議長（不老光幸議員） ここで安部啓治議員の入場を求めます。

（11番 安部啓治議員 入場）

○議長（不老光幸議員） 安部啓治議員に申し上げます。

ただいまの議案第42号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意されましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） ここで、今限りで退任されることになりました松島収入役のごあいさつをお受けしたいと思います。

収入役。

○収入役（松島幹彦） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、退任に当たりまして一言お礼を申し上げます。

私は、今月末をもちまして収入役の任期を満了することができました。在任中は、議員の皆様方から公私とも格別なご指導、ご厚情を賜りまして、おかげをもちまして職務を全うすることができましたことを深く感謝し、心からお礼を申し上げます。

退任後も変わらぬご交誼を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、議員皆様方の今後ますますのご活躍とご健勝、ご多幸を祈念いたしますとともに、なお一層の本市の市政発展を祈念いたしますとともに、職員の皆様方にお礼を申し上げたいと思っております。

簡単ではございますが、退任のあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 松島収入役につきましては、長い間お疲れさまでした。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年太宰府市議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年8月27日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 長谷川 公 成

会議録署名議員 渡 邊 美 穂

1 議事日程(初日)

[平成19年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成19年6月4日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 施政方針 |
| 日程第5 | 報告第1号 平成18年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について |
| 日程第6 | 報告第2号 平成18年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて |
| 日程第7 | 報告第3号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算繰越明許費について |
| 日程第8 | 報告第4号 平成18年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について |
| 日程第9 | 報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について |
| 日程第10 | 報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について |
| 日程第11 | 報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について |
| 日程第12 | 議案第43号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第44号 字の区域の変更について |
| 日程第14 | 議案第45号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第46号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第48号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第49号 太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第50号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第51号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第53号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第54号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第55号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第56号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第57号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第27 | 議案第58号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につ |

いて

日程第28 議案第59号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

| | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
|----|------|----|----|------|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

| | | | |
|----------------|-------|---------------------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 地域振興部長 | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長 | 関岡勉 | 健康福祉部長 | 永田克人 |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長 | 富田讓 |
| 会計管理者併上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長 | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長 | 木村洋 | 総務課長 | 松島健二 |
| 地域振興課長 | 大藪勝一 | まちづくり企画課長 | 神原稔 |
| 環境課長 | 蜷川二三雄 | 人権・同和政策課長兼人権センター所長 | 津田秀司 |
| 福祉課長 | 新納照文 | 建設課長 | 大内田博 |
| 施設課長 | 轟満 | 教務課長 | 井上和雄 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 伊藤剛 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 満崎哲也 | | |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、平成19年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

5番、後藤邦晴議員

6番、力丸義行議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの23日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの23日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~



#### 日程第4 施政方針

○議長（不老光幸議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の「施政方針」を受けることにいたします。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成19年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中をご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

このたびの議会は、平成19年度の予算案を初め、主要施策並びに条例案を審議いただく重要な議会でございます。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨みます私の所信の一端をご説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げる次第でございます。

私は、さきの統一地方選挙において、佐藤善郎前市長から後継指名を受けまして、太宰府のよさを継承しつつ、「改善・改革・発展」、「確かな第一歩・確かな前進」の考え方のもとに、一層魅力ある町をつくるとの強い信念で、市長に立候補いたしました。

おかげをもちまして、市民の皆様方のご支援をいただき、向こう4年間市政をお預かりすることになりました。誠に、感慨もひとしおでございます。と同時に、市長としての責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

私は、今回の選挙期間中、実に多くのことを学ばせていただきました。「財政状況が心配です」、「ハードよりソフトを重視してほしい」、「福祉と教育に力を入れてほしい」、「市施設の使用料を減免してほしい」、「もっと市民の声を聞いてほしい」などなど、市民の皆様方の生の声をお聞きいたしました。市長選挙が20年ぶりであったことから、マスコミを初め、多くの注目を集めた中、当選の榮に浴した次第でございます。しかしながら、私自身の選挙運動の中で、公民権停止中のおじが選挙違反をなしましたことに対しまして、議員各位並びに市民の皆様深くおわびを申し上げます。また、市政運営に対しまして一部には批判の声もあった現実を謙虚に受けとめるとともに、肝に銘じ、今後の市政運営の中で信頼の回復に努めてまいります、このように考えております。

本市は、千数百年という悠久の歴史が織りなした豊かな自然と大野城跡、大宰府跡、水城跡の特別史跡を初め、観世音寺、戒壇院や太宰府天満宮などの数多くの歴史的文化遺産が、市内のいたるところで原風景と渾然一体となり、連綿と今に引き継がれております。

中国の古典をひもとけば「温故知新」という言葉がございます。私は、太宰府の新たなかじ取り役として、古きよき時代の太宰府の歴史的な文脈の中にこそ未来の太宰府があるとの確信のもと、先人たちがたゆまぬ努力と情熱によって営々と築かれてこられました太宰府の歴史、文化や伝統をしっかりと受け継ぎ、そして新たな太宰府への歴史を紡いでまいります。

また、論語には「仁」、すなわち「ぬくもり」という考え方がございます。政策は総合力でございますから、行政のすべての領域にこの「ぬくもり」の考え方を浸透させ、丹念な目配りを欠かすことができないと思っております。

さらに、陽明学では私の座右の銘であります「知行合一」という言葉がございます。これは「“知”は必ず“行”を伴うものであり、知っているのに実践をしないのは、真の“知”ではない」、こういった意味でございます。知る、“知”を見える形にしなければならないと思っております。それには、まず動くこと、実践、行動が何より大切であるということにほかなりません。

これら一つ一つの言葉は、私の政治哲学の底流をなしております。

私は、これらの言葉を心に深く刻み、市民の皆様の信頼を勝ち取ることを第一義といたしまして、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」、「市民との協働のまちづくり」を行政運営の基本姿勢に据えまして、生まれ育った我が愛する「ふるさと太宰府」の限りない発展と、市民の皆様の幸せを願いながら、「誰もが安全で安心して暮らせるまち」、「市民が元気で輝きを放つまち」、そういった町をつくるんだという気概を持ち、太宰府市の一層の市政発展に全身全霊を傾注してまいり所存でございます。

そして、「市役所はサービス産業」であるとの認識のもと、小さな行政で大きなサービスを目指し、市民の力や地域の力を引き出せるように、行政のあらゆる領域において、「現場主義」を徹底し、私自身はもとより、職員が市民の皆様の暮らしの現場に出向き、初めに結論ありきではなく、「市民の皆さんとともに語らい、ともに考え、ともに行動する」というプロセスを大切にしながら、わがまち太宰府の将来ビジョンを共有しつつ、市民の声を市政に反映できるように、全力を投入してまいりたいと思っております。

さて、世界情勢に目を転じれば、世界を震撼させた「9・11同時多発テロ」に端を発し、イラク戦争やその後の戦後復興の問題、また北朝鮮による拉致問題や核開発問題など、国際的緊張が今日まで続いておりまして、混迷の度を増しております。一刻も早く、世界じゅうから国際紛争やテロ攻撃が一掃され、すべての人々が安心して暮らせることのできる平和な世界が訪れることを願うばかりでございます。

一方、国内に目を転じれば、少子・高齢化が予想を超えたスピードで進行し、社会保障や経済対策が大きな課題となっております。また、社会構造の変化による格差社会が生み出されるのではと、こういった不安が広がっております。

子供を取り巻く環境も大きく変化し、親による児童虐待、いじめを苦にした子供たちの自殺など、悲惨な事件が後を絶たない状況でございます。

また、昨年には、地方自治体の首長による一連の汚職等により、地方自治体の信頼を揺るがし、さらに福岡での公務員による飲酒運転で幼子3人が命を落とすといった痛ましい事件も起こっております。世間から公務員に厳しい目が注がれております。改めて、公務員は全体の奉仕者としての自覚を持ち、公私ともに常に襟を正すことが強く求められております。

日本経済は平成14年を底として、長引くデフレ傾向の不況を克服し、正常な状況に戻りつつあり、政府の平成19年度の経済見通しでは、物価安定のもとで自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれています。その一方で、景気回復の実感に乏しく「実感なき景気回復」とも報道され、地域間格差や低い経済成長率などに、地方経済への影響が懸念をされております。

国においては、現下安倍政権は、小泉前首相の改革路線を継承し、「美しい国、日本」を標榜され、次の50年、100年の時代の荒波に耐え得る新たな国家像を描くという理念のもと、教育再生を最重要課題と位置づけられ、教育改革や公務員制度の改革、イノベーション、再チャレンジ支援、さらには地方分権などの推進など、一段と改革の加速の度を増しております。

平成19年度一般会計の政府予算は、平成18年度当初予算比4%増の82兆9,088億円となりましたが、地方財政計画の規模は、前年度よりマイナス247億円の83兆1,261億円で6年連続の減となり、地方にとっても大変厳しい状況が続いております。

とりわけ、地方財政につきましては、財政健全化に向けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に沿って、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促すとともに、地方歳出の削減に取り組むこととし、特に地方公務員の人件費や地方単独事業の徹底した見直しを求められているところでございます。

本市におきましても、平成18年度は前年度に引き続き、地方交付税及び臨時財政対策債の減額により、収入に大きな打撃を受けました。

平成17年度の経常収支比率は98.6%と、前年度と比べて0.1%減少したものの、一般財源の減少や扶助費の増加などにより、依然として財政は硬直化しておりまして、公債費、人件費などの義務的経費を初めとする経常経費のさらなる削減を迫られているような状況でございます。

こうしたことから、平成19年度の予算編成に当たりましては、先ほども申し上げましたけれども、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」、「市民との協働のまちづくり」の基本姿勢のもと、「選挙公約（マニフェスト）」の実現を図ることを最優先課題として、ハード事業からソフト事業に軸足を移しつつ、成果を検証する行政評価と連動し、施策や事業に優先順位をつけ、多面的・複眼的視点を持って、市民活動にかかわる部分は手厚く対応するとともに、「福祉」、「教育」の分野に重きを置くなど、めり張りをつけた予算編成に意を尽くしたところでございます。

そして、制度や施策の抜本的な見直しを行うなど、行政経費全般において徹底した節減合理化を図り、限られた財源の有効活用に努め、経常収支比率の改善に取り組みました。

今後の財政状況といたしましては、国の取り組みと歩調を合わせて歳出削減に取り組み、職員の定員純減による人件費の削減、市債発行の抑制による公債費の減少、並びに歳入につきましては、近年の市街地整備による固定資産税の伸びが見込まれることもあり、徐々にではありますが、経常収支比率は下がってくるものと見込んでおります。

それでは、本年度における市政運営の重点施策及び主要施策につきまして、私の「選挙公約

(マニフェスト)」と「第四次総合計画後期基本計画」の大綱に沿って概要を説明いたします。

市民の皆様にお約束をいたしました「選挙公約」の5つの政策を向こう4年間最重要課題と位置づけ、また総合計画に掲げた5つの目標を柱とした施策や事業を総合的に展開することによりまして、あらゆる領域におきまして、本市ならではの施策、地域資源を活用しながら、個性と活力あふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に、全力を傾注してまいります。

まず、「選挙公約」に掲げました5つの政策からであります。

第1点の「太宰府を第2の夕張市にしない」、簡素で効率的市政運営の推進についてでございます。

簡素で効率的な市政運営は、地方自治体の究極の目標となっております「持続可能な地域社会」の構築に欠かすことのできないものでございます。

本市においては、平成17年度の経常収支比率が98.6%となっております。しかしながら、これは、土地地区画整理事業による新市街地の整備を初め、道路や公園といった都市の基盤整備など将来への投資を行った結果でございまして、また市域面積の15%を占めます史跡地の公有化、加えてその時折の多様な行政需要に的確に対応してきたためでございます。確かに、北海道夕張市の財政破綻は、決してよその町の話にとどまらないと、厳しい財政状況に置かれた全国の自治体にその波紋を広げておりますが、本市においては、そのようなことには決してなりません。漫然と行財政運営をしたためではなくて、そのすべてが未来の太宰府の基礎を築くためのものでございました。

現在、ハード事業等の基盤整備に一定のめどがついたことから、今後はソフト事業に軸足を移しつつ、「福祉」と「教育」に重きを置いて、行財政改革を積極的に推し進め、財政の健全化に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

しかしながら、目先にとらわれたコスト論を優先し、単に経費の削減のみを行うことによって行政が萎縮してはなりません。やはり、大局的見地に立ち、かつ長期的な展望のもとで予算づけのめり張りが大切であり、将来の太宰府に重要な意義を持つ事業につきましては積極的に仕掛けていく。未来の夢に向かって思い切って投資できるものがあってこそ、経費削減も生きてくるものと確信をいたしております。

まず、その指標となる経常収支比率についてでございます。この経常収支比率を平成19年度決算までに98%に、また平成24年度決算までに89.0%にすると公約いたしましたが、可能な限り前倒しをし、改善してまいります。

このため、歳入、歳出の両面から、行政経費の全般にわたり、大胆な見直しを徹底し、身の丈に合った行財政運営に努めてまいります。

歳入面につきましては、新市街地の未利用地など定住化を促進するとともに、滞在型観光に誘導し産業と観光の振興を図ることにより、観光交流人口の増加を図るなど、税収増につながる環境を整えてまいりたいと思っております。また、太宰府市にふさわしい企業や産業の誘致

を図るとともに、広告収入等の強化・増加策に努めてまいります。さらには、民間団体や意欲ある市民の方々にご参加をいただき、仮称ではございますが「もっと元気に・がんばる太宰府委員会」を設置するなど、行政のあらゆる領域において、活発な議論を通して歳入増の検討をしていただく、こういった考え方を持っております。

歳出につきましては、行政改革の観点から事務事業の統廃合を含め、徹底した見直しを行ってまいります。また、行政経費全般につきましても、市民活動にかかわる部分については手厚く対応するなど、メリハリをつけながら、少数精鋭主義を堅持しつつ、公債費、人件費などの経常経費の徹底した削減を行うなど、民間委託の推進、補助金の整理合理化など、限られた資源を有効に活用することを基本に、経費削減を断行してまいります。

次に、簡素で機動的な組織に改めることについてでございます。

地方分権が具体的に進展していく中、福祉の増進と地域社会の活性化を図り、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、より質の高い公共サービスを迅速に提供するためには、簡素で効率的かつ機動的な組織に改めていく必要があると、このように思っております。

このため、行政組織機構につきましては、本年10月をめどに、同質集中、異質分散の考え方のもと、市民の皆様にはわかりやすいものにしてまいります。また、行政施策の迅速な意思決定を図るため、組織横断的で柔軟かつ機動的な組織に改めてまいりたい、このように思っております。

また、私の意を体して、行政全般の最前線において業務を遂行するのは、職員一人一人でございます。このため、「人材育成基本方針」に基づきまして、「人が最大の資源である」との考え方のもと、将来ビジョンや施策など、情報を迅速かつ的確に共有できるような組織の風通しをよくしながら、職員の意欲を高める仕掛けづくりや職員の能力の向上を図るなど、なお一層職員の育成に努めてまいりたいと思っております。

一方で、職員一人一人が、みずから目標を持って市民サービスを行っているという自覚と使命感に燃え、自己研さん、自己啓発していくことも重要でございます。また、「評論家ではなく、実践家たれ！」とのスローガンのもと、どうしたら施策や事業が具現化できるのか、机上の空論ではなく実践を通じた考え抜く力、そして何よりも行動力が求められると思っております。

次に、市役所の開庁時間の延長及び休日の開庁についてでございます。まさに市民の目線に立ったより質の高い市民サービス、窓口業務を目指し、転入や転出の多い繁忙期における開庁時間の延長、さらには休日の受け付け業務など、関係部門が相互に連携し、今年度中に可能な部分からまず試行してまいりたいと、このように思っております。

次に、市長給料の10%減額についてでございます。厳しい財政状況を乗り越えますための第一歩として、また私自身が、市民の皆様を初め職員に対して率先垂範するという観点から、市長給料を10%減額いたします。また、副市長及び教育長の給料につきましても5%減額いたします。この第一歩の差が後の千里の差につながるものと確信をいたしております。

次に、「歴史と文化の環境税」についてでございます。

この「歴史と文化の環境税」につきましては、歴史や文化を生かしたまちづくりや観光活性化のため、施策や事業に活用するため、平成15年5月に導入したものでございます。まちづくりのための貴重な財源を確保する観点からも、ぜひとも必要なものと認識をいたしております。この税につきましては、市民の皆様のご賛意は得られておりますものの、議会から、仮称でございますが、「太宰府みらい基金」の創設の提起もあっておりますので、議員の皆様を初め、関係機関や関係者の議論の推移を見きわめながら、慎重に判断をしまいたいと、このように考えております。

第2点の子育て環境の整備と高齢者・障害者の福祉の充実についてでございます。

太宰府の次代を担う子供たちを健やかに育てることは私どもの使命でございます。

少子化の問題は、子供を産み育てる場である地域の問題でもあるとの認識のもと、安心して子育てが楽しめるよう、地域全体で子育てを支援していくことが求められております。

また、高齢者が増えることは決して憂うことではありません。むしろ、高齢者が人生で培ってこられた経験や知識などは、大変貴重な財産でございます。その財産を生かして元気に長生きができることは、人生最大の幸福でありますので、住みなれた地域でいつまでも元気で暮らしていただくための介護予防を重視した施策を強化することが求められております。

さらに、障害を持つ方々につきましても、住みなれた地域で、その一員として自立するための積極的な支援が求められます。

まず、子育て支援環境の整備についてでございます。

「待機児童ゼロ作戦の推進」の方針のもと、市立南保育所の定員数を60人から90人に増員するなど、認可保育所の定員拡充を図ります。また、出前保育、子育てサロンや育児支援のための保健センターと連携した家庭訪問の実施など、「子育て支援センター」の充実を図ります。さらに、3人以上の児童が保育所に入所している世帯では、3人目から保育料を無料とし、子育て負担の軽減を図ってまいります。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

高齢者の外出に際しての移動支援など、実施するとともに、平成18年3月に策定した「太宰府市高齢者保健福祉計画」に基づきまして、高齢者の生きがいつくりとして、「プラチナパソコン教室」や「シルバーいきいきサロン」などの開催するなど、高齢者の社会参加促進のための施策や事業をなお一層充実し、総合的に展開してまいります。また、成年後見制度の利用を促進するため、その周知を図ってまいります。

さらに、県立看護専門学校跡地に社会福祉施設を設置し、地域社会福祉協議会の機能を担う本市の西部地域における地域福祉の拠点として、また介護ヘルパーの拠点として、関係機関や関係団体との連携のもと、在宅介護サービスや地域福祉の増進を図ってまいります。

今後、団塊の世代が定年を迎える時期にありますことから、市内に居住されている団塊の世代の方々が地域での活動に参加していただくことも期待をされております。そこで、今後も、

地域に住んでおられる高齢者はもとより、団塊の世代の方々のこれまで培ってこられた経験や知識を生かした社会参加の促進を図るため、「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」との緊密な連携のもと、市民の皆様との語らいを通して、地域の実情に応じた環境を整えてまいります。

次に、障害者福祉の充実についてでございます。

障害のある方々につきましては、地域での自立した生活と社会参加を支援するため、本年度新たに、重度障害者を対象とした給付事業を創設し、障害者福祉のサービスの充実を図ってまいります。また、障害者自立支援法に基づき、きめ細やかな福祉サービスを図りつつ、障害者のニーズに沿った地域に密着したサービスに努めるなど、手厚い自立支援を行ってまいります。

第3点の学校教育環境の充実についてでございます。

学校教育では、子供たちの学びの環境が大きく変化する中、未来を担う子供たちには、主体的な行動やこれからの社会を支える意思と実践力が求められております。そして、確かな基礎学力を身につけさせ、子供たち一人一人の個性や能力を伸ばし、豊かで、人間性をはぐくむことが重要な課題となっております。

まず、学校支援人材バンクの構築についてでございます。

今の教師は多忙なため、子供と向き合う時間を十分にとれない現状にあります。学校教育の根幹は、何よりも教師が子供と向き合う時間を十分に確保することに尽きます。学力向上もいじめ防止も、そこが基本だと思っております。そこで、学校支援の人材を各学校に登録し、学校を支援する、仮称でありますけれども「学校支援人材バンク」などにより、教師の負担を軽減することができるシステムの構築を急いでまいりたいと思っております。

次に、「子どもの安全と命を守るネットワーク」の確立についてでございます。

子供たちが悲惨な事件や事故に巻き込まれることが後を絶ちません。一方、いじめの防止や通学路の安全確保などは個々の学校では限界がございます。行政、学校、保護者、そして地域が一体となった総合的な取り組みが強く求められています。こうしたことから、「子供は社会の宝」を合い言葉に、子供の命は地域ぐるみで守らなければならないと思っております。そのため、関係機関や関係団体との緊密な連携のもとに、仮称でありますけれども「子どもの命を守るネットワーク」を構築していきたいと考えております。

次に、安全・安心な教育環境の整備の一環といたしまして、水城小学校校舎の耐震改修工事に着手してまいります。また、太宰府南・水城西・太宰府西の各小学校と学業院中学校の校舎の耐震診断を実施してまいります。

第4点の「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」についてでございます。

私は、今回の選挙であえて「まちぐるみ歴史公園」という考え方を提唱をいたしました。これは、「まるごと博物館」の目標、手法と何ら変わるものではございません。「まちぐるみ歴史公園」の方がよりわかりやすいということで提唱した次第でございます。今後とも、「まる

ごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」として、進めてまいり所存でございます。

本市には、宝満山や四王寺山というすばらしい自然を初め、数多くの歴史的文化遺産が市内の至るところに点在をいたしております。

そこで、市内全域をフィールドとし、市全体をあたかも「まるごと博物館」あるいは「まちぐるみ歴史公園」と思われるようにしていきたいというふうに思っております。「九州自然歩道」と「歴史の散歩道」を市内の回遊機軸として、市民の皆様方はもちろん、来訪者の方々にも、市内のどこでも、歴史や文化、そして自然を五感で感じてもらおうというものでございます。

また、九州国立博物館の周辺地域をコアミュージアムとし、大宰府展示館や文化ふれあい館など、サテライトミュージアムの機能を持たせながら、市民の皆様や来訪者の方々が、ご夫婦や、あるいは恋人同士、お子様連れで、あるいはお一人でといった多様な形態に対応して、「見る」、「食べる」、「買う」、「学ぶ」、「憩う」ことのできる回遊の仕掛けを随所にちりばめ、「市内のどこでも楽しみながらめぐることができる」といった、そういったまちづくりをイメージしながら行ってまいりたいというふうに思っております。

さらに、「市民一人一人が誇りと愛情を持てるまちが、来訪者にとっても魅力のあるまちである」という考え方のもと、市民の皆様は「住んでよかった」と、また来訪者の方々には「ぜひ、もう一度来たい」と言われるような、そういった太宰府ならではの個性と魅力あふれるまちづくりを進めてまいりたいと、こう思っております。

このようなまちづくりは一朝一夕にできるものではありません。また、行政だけでなし得るものでもございません。まさしく、市民と事業者と行政との協働による遠大なまちづくりそのものでございます。

まず、本市の玄関口であります水城跡周辺につきましては、万葉集にも詠まれました特別史跡「水城跡」と一体的に整備を図る取り組みといたしましたゲートサイン、史跡解説板の整備、また大型バスの駐車場機能を有した多目的広場の整備など、市民の皆様潤いと憩いの空間と、魅力あふれる観光空間の創出のため、今年でございますけれども、財団法人空港環境整備協会の補助をいただいております。本年度と来年度の2カ年で整備をしていきます。

次に、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」についてでございます。

景観づくりにつきましては、歴史景観や自然景観など太宰府ならではの空間の広がりを生かし、市全域を視野に入れ、50年後、100年後の太宰府の未来を見据えて、良好な景観の形成と、文化遺産を基軸に物語を持たせ、市民遺産の取り組みとあわせて、市民参画のもとで協働のまちづくりとして展開をしてまいります。

このため、景観によるまちづくりの制度のかなめとなります「（仮称）太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を市民の皆様と語り合いながら、平成20年度をめどに制定してまいりたいと思っております。その最初の取り組みとして、意欲ある地方自治体の景観づくりに対しましては、国や県などから支援措置が講じられますことから、「景観行政団体」になる手続を



まず始めたいと思っております。

次に、地域再生計画についてでございます。

地域再生計画につきましては、「太宰府市まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」の基盤を整備するものとして、交通の円滑化、交通混雑の緩和のための道路整備や障害者などの安全を考慮したバリアフリー化、さらには道路や側溝の整備など生活環境の向上を目指し、総合的に事業を展開するものでございます。今般、内閣府から地域再生計画の認定を受けました。

「地域再生基盤強化交付金」、道整備交付金でございます、そういった交付金をいただきながら、本年度から5カ年の事業として進めてまいります。本年度は、市道「高雄中央通り線」、  
「五条・太宰府駅前線」など整備に着手してまいります。

次に、交通渋滞の緩和と「まほろば号」路線の拡充についてでございます。

太宰府天満宮周辺の交通渋滞の緩和等、喫緊の課題であるとの認識のもと、交通規制や公共交通の利用促進、バス路線の拡充、パーク・アンド・ライドの充実など、できることから実行に移してまいります。

コミュニティバス「まほろば号」は、「人・まち・環境にやさしいコミュニティバス」の理念のもと、市民の皆様が社会活動に安心して積極的に参加するための移動手段になるよう、平成10年4月、運行を開始したものでございます。本年1月には延べ乗客数が300万人を突破するなど、多くの市民の皆様方を初め来訪者の方々の足として定着をいたしております。今年度は、地域密着型の公共交通のサービスの一環の向上を図るため、高雄地域や東観世地域への新規乗り入れに向けて、交通混雑の緩和や高齢社会に対応した福祉バスとしての観点、また財政事情を考慮した合理的・効率的な事業運営の観点から、今までの取り組みを検証しつつ、総合的に勘案して検討を行ってまいります。

次に、「（仮称）JR太宰府駅」の設置についてでございます。

初めに“駅”ありきとは考えておりません。佐野東地区につきましては、「（仮称）JR太宰府駅」を交通の核として、交通・商業・住宅等の都市機能が集積する本市の西部拠点と位置づけていることから、周辺地域の面的整備を第一義として、「歴史と観光のまち・太宰府」にふさわしい青写真を描き、地元の皆様の意向や財政状況を総合的に勘案し、平成20年度までに見通しをつけてまいりたいと思っております。

第5点の市民が参画できる市政運営についてでございます。

今日の地方自治体を取り巻く状況は、急激な社会経済情勢の変化に加え、市町村の合併や地方分権の進展など、その変化の度合いを増しております。また、財政や人的資源など限りある資源の中、持続可能な地域づくりをしていくことが地方自治体に強く求められております。

まちづくりの担い手は市民であります。市民、ボランティア、NPO、学校、事業者など多様な主体と行政とが協働したまちづくりを推し進め、地域の実情に応じた地域の個性と、魅力と活力ある太宰府をつくるための制度を構築していきたいと、このように考えております。その具現化のため、行政のあらゆる領域において、市民参画の場や機会をつくる仕組みなど、徹

底した情報公開を進め、透明性の確保を図り、市民ニーズに的確に対応しつつ開かれた行政を展開しながら、市民の声を市政に反映した行政運営を行い、市民の皆様の信頼を得られるように心血を注いでまいります。

まず、各種審議会の委員の女性の登用、30%についてでございます。

各種審議会につきましては、政策や方針などの意思形成の場への女性の参画を積極的に図る観点から、一般公募枠を設け、女性の登用率30%を実現してまいります。そして、市民一人一人が個性と能力を十分発揮できる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、「パブリック・コメント制度」の導入についてでございます。

市民の皆様がまちづくりに自由にアプローチができる環境を整える第一歩といたしまして、政策・施策・計画等の策定に当たりましては、市民の皆様の意見を積極的にお聞きするとともに、そのプロセスを公表し、市政に市民の声を反映する仕掛けとして、「パブリック・コメント制度」を本年度中に導入をいたします。

次に、公共施設使用料の減免についてでございます。

市民の皆様のスポーツ活動や文化活動などを総合的に支援する観点から、体育協会、文化協会加盟団体等に対する公共施設の使用料等を減免いたします。

次に、「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」とが連動した協働のまちづくりについてでございます。

「安全、安心、福祉のまちづくり」につきましては、市民を初め、NPO、市民ボランティアなど多様な主体と行政との協働のまちづくりを推し進め、市民一人一人が地域で能力を発揮でき、お互いに支え合い、住みなれた地域で元気に暮らすことができる町を目指した取り組みを進めてまいります。

そして、「福祉でまちづくり」に「地域コミュニティづくり」を絡め、車の両輪として機能させながら、行政と市民の皆様との本音の議論を通して、具体的な筋道をつけながら、実践を積み重ね、市民の皆様の知恵や力が存分に発揮できる仕組みなど、目に見える成果を生み出せる「市民との協働のまちづくり」の制度を平成22年度までに構築してまいります。そして、「真に豊かさを実感できる地域社会」の実現を目指してまいりたいと思っております。

その実践の第一歩といたしまして、市民の皆様と懇談会を開催いたします。私自身が市民の皆様が暮らす現場に出向く機会を増やし、ともに考え、ともに行動するための具体策といたしまして、仮称ではございますが「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」を行政区ごとに設置し、1回とは言わず何回でも開き、地域に出向き、地域の課題や問題をともに語り合い、その成果を市政に反映できる努力を、職員一丸となって積み重ねてまいります。

次に、総合計画に決めました5つの柱を説明申し上げます。

第1の施策、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」からであります。

まず、人権尊重のまちづくりについてでございます。

人権は、人間の尊厳に基づき各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべて

の人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできないものでございます。本年度新たに、様々な差別の解消に向けた取り組みを一元化し、一般行政施策で総合的な展開をするため、関係機関や関係団体と連携しながら、仮称であります。 「人権尊重のまちづくりのための行政指針」の策定に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、生涯学習社会の創造についてでございます。

生涯学習につきましては、社会的背景に配慮しつつ、市民ニーズや時代の要請に対応した講座や教室の開催など、関係機関や関係団体と連携をしながら、学習プログラムの充実を図ってまいります。また、地域資源としての大学・短大・専門学校と、地域との交流を促進し、協働のまちづくりの側面からも、キャンパスネットワーク事業の一層の充実に努めてまいります。

第2の施策「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。

まず、健康づくりと保健予防についてでございます。

健康で長生きできることはすべての市民の願いでございます。保健センターを市民の皆様の健康づくりの拠点として、総合的保健サービスの提供や、検診、相談業務など、引き続き市民の皆様の各種ニーズに応じ、安心と信頼を得られる事業を、保健・福祉・医療とが一体となって展開してまいります。

次に、社会保障制度についてでございます。

急速な高齢化社会を見越して、国において社会保障制度の見直しが続けられております。高齢者の医療制度は大きく変わり、平成20年度から、75歳以上の後期高齢者を従来の制度から切り離し、新たに誕生する都道府県単位の広域連合が、後期高齢者医療制度を担うこととなります。国民健康保険制度につきましては、生活習慣病の予防を促進するため、特定健診・特定保健指導を実施することになりました。様々な制度改革のもと、いつでも、どこでも、安心して受けられる医療制度を通して、市民の皆様が地域の中で健康で活力に満ちた暮らしを続けられるよう取り組みを進めております。

介護保険制度につきましては、平成12年4月に施行し、今日で8年目を迎えております。次に、昨年4月に大幅な改正が行われ、新たに介護予防という概念が組み入れられました。今後とも「第3期太宰府市介護保険事業計画」に基づき、高齢者に係る施策や事業を総合的に展開するとともに、事業の円滑運営に努めてまいります。

次に、安全なまちづくりについてでございます。

防災や防犯は、市民の皆様のかげがえのない生命、財産にかかわる極めて重要な課題であり、安全・安心に暮らせる市民生活を確保することは行政の大きな使命でもございます。

防災につきましては、市域全域をエリアとした全国初の取り組みとして、一斉放送の機能を有した「太宰府コミュニティ無線」を昨年度に全行政区に設置をいたしました。市民の皆様の安全・安心のための情報基盤が整備されたものと確信をいたしております。今後は、災害時や地域コミュニティ活動での迅速な情報の伝達など、その活用を図ってまいります。

防犯につきましては、筑紫野警察署管内においての街頭犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、子供たちの安全を確保することを喫緊の課題と位置づけ、本年度も引き続き、関係機関や関係団体と連携して「防犯パトロール」や「安全パトロール」など、防犯活動に努めてまいります。地域においても、行政区、PTA、補導連絡協議会などによる安全見守り隊や「防犯ボランティア『ついで隊』」による防犯活動が展開されておりまして、これらの取り組みを側面から積極的に支援をしてまいります。

第3の施策「自然と環境を大切にすまちづくり」についてでございます。

まず、緑の保全と創造についてであります。

史跡地や公園などの豊かな緑は、美しい景観、潤いと安らぎの場、災害時の避難所ともなるオープンスペースなど、多角的な機能を有しております。

公園につきましては、「高雄公園」を地域住民の憩いの場となるよう、地区公園として早期に供用開始すべく造成工事に本格的に着手してまいります。また、通古賀地区土地区画整理事業地内の「落合浄水場跡地」につきましては、「落合公園」として、御笠川の親水公園と一体となった公園整備を進めてまいります。

次に、生活環境の向上についてでございます。

ごみの適正な処理は、市民生活に直結した極めて重要な課題でございます。本年度も引き続き、「一般廃棄物処理基本計画」に基づきまして、福岡都市圏域を機軸とした広域行政での取り組みを進めつつ、ごみの減量化、分別の徹底、リサイクルの促進など、ごみの適正処理に努めてまいります。

火葬場につきましては、本市の将来を見据え、広域行政や財政の健全化の観点から、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入が適切であると総合的に判断をいたしております。このため、関係機関や関係団体との慎重な協議を重ねながら、本年度中に結論を出していきたい、このように考えております。

第4の施策「快適で魅力のあるまちづくり」についてでございます。

まず、土地利用計画についてでございます。

都市を健全で効率的に機能させていくために、都市全体の土地の使い方についての方針を定めるなど、土地利用計画は都市計画のいわば根幹をなすものでございます。

国においては、昨年度、「大店立地法」、「中心市街地活性化法」、「都市計画法」のいわゆる「まちづくり三法」が改正をされました。この法改正を受けて、県においては、少子・高齢化社会に対応した「コンパクトな都市づくり」の方針のもと、中心市街地の活性化を目的といたしまして、県の権限で郊外部での大規模集客施設等の立地の抑制を図るとともに、土地利用の秩序を図るために、県下の都市計画区域外を準都市計画区域に一斉に指定する計画でございます。本市といたしましても、山並み景観や緑地の保全など、宝満山系の豊かな緑を守り、歴史的景観と調和した秩序ある土地利用を促進する観点から、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、慎重を期して進めてまいりたいと思っております。

次に、土地区画整理事業などによる新市街地の形成についてでございます。

通古賀・吉松東・国分川原地区につきましては、通古賀地区都市再生整備計画のもと、本年度も引き続き、市道「関屋・向佐野線」、「関屋・正尻線」、「水城駅・口無線」の整備など、御笠川を基軸とした一体的なまちづくりを進め、多様な世代が集うゆとりある良好な住宅形成に努めてまいります。

吉松東土地区画整理事業については、既に事業が完了し、住宅が建ち並びつつあります。また、通古賀土地区画整理事業につきましては、事業の円滑な促進を図るため、技術的な側面から可能な限り支援してまいります。さらに、新市街地の形成が人口増を含めて都市の活力に直結することから、両地区の定住化促進に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、交通体系の整備についてでございます。

交通体系につきましては、人と環境が共生した持続可能な地域社会構築の観点から、本市の将来の望ましい都市交通の実現を目指し、国土交通省や県を初め、JRや西鉄、さらには太宰府天満宮など、関係機関や関係団体を構成員とした「（仮称）総合交通対策懇話会」を設置し、ご意見をお聞きしながら、必要となる交通施設整備や交通の円滑化など、ハード・ソフト両面を網羅する「（仮称）総合交通計画」を策定をいたします。

県道「筑紫野・古賀線」の4車線拡幅と「観世音寺・二日市線」の延伸・拡幅につきましては、いずれも県が昨年度から着手をいたしております。本市といたしましても、交通の円滑化の観点から、地元説明会や用地協議など、早期に実現に向け支援をしてまいります。

次に、上下水道についてでございます。

安心で良質な水を安定供給することは、市民生活におけるライフラインを確保する上で極めて重要な課題でございます。福岡地区水道企業団において大山ダムの平成24年度完成をめどに事業が推進されていますことから、その環境を整えるために、第6次拡張事業として、配水管の増設整備を進めてまいります。

そして、本年度も引き続き、福岡都市圏域における取り組みと緊密な連携をとりながら、水の安定供給に力を注いでまいります。

下水道につきましては、北谷地区の下水道整備に向けた実施設計に着手してまいります。また、常襲浸水地域における浸水対策の一環といたしまして、五条・坂本両地区の雨水排水整備に努めてまいります。

次に、観光基盤の整備についてでございます。

平成17年10月に九州国立博物館がオープンして以来、太宰府天満宮参道を初め、周辺地域では大変なにぎわいを見せております。本年3月には、来館者が早くも300万人を突破するという快挙をなし遂げました。また、こうした背景のもとに、平成18年度には本市の年間来訪者数が732万人を超えるといううれしいニュースも飛び込んでまいっております。今後は、歴史的文化遺産を初め、この九州国立博物館を生かした取り組みを積極的に展開し、産業や観光の振興に結びつけるとともに、太宰府の特色と魅力を全国に発信してまいります。また、来訪者の

方々が市内を楽しく回遊できるよう、わかりやすく統一感のある公共サイン整備に努めてまいります。

国民年金保養センター跡地に、全国にホテル事業を展開する「ルートインジャパン株式会社」が、「ホテルグランティア」の名称で、この6月に装いも新たに開業いたします。宿泊にとどまらず、おふろに、お食事どころに、一日くつろいでいただける空間であり、滞在型観光を目指す本市といたしましては大いに期待をいたしております。

第5の施策「文化の香り高いまちづくり」についてでございます。

まず、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりについてでございます。

「太宰府市まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」の推進についてであります。本年度は地域の歴史や伝統文化を学ぶなど、多彩な講師陣をお迎えして、太宰府の価値・地域の魅力を再発見する「第二期太宰府発見塾」の講座を開催いたします。また、「太宰府市まるごと博物館」を支える市民ネットワークの構築の一環として、本年度から、第1期太宰府発見塾の修了生を対象といたしまして、県事業でございます「個性ある地域づくり推進事業制度」における「モデルソフト事業の人材育成事業」として県補助金をいただき、市民の皆様がまちづくり活動に参画できる機会の提供など、実践的展開を図ってまいります。

観光協会、商工会、太宰府天満宮、そして本市とで構成する「太宰府ブランド創造協議会」において、太宰府の伝統行事である「千灯明」と連携し、門前町一帯が「光」に包まれる光のイベントとして「古都の光」を開催いたします。これも県事業であります「個性ある地域づくり推進事業制度」における「モデルソフト事業の地域戦略イベント」として県補助金をいただいて開催するものでございます。

本市の長い歴史の中で、生まれ、はぐくまれ、そして今日まで守り伝えられてきた文化財は、私たちの貴重な財産であり、末永く後世に継承していかなければなりません。本年度は、景観づくりと連動した仕組みとして、「文化財保存活用計画」に基づいた、文化遺産から始まる市民遺産のまちづくりを総合的に展開できる道筋をつけてまいります。また、市域面積の約15%に当たる453haの史跡地の公有化事業を引き続き進めてまいります。

以上、平成19年度の市政運営に臨む私の所信の一端並びに主要な施策と事業の概要について、ご説明をいたしました。

21世紀初頭、時代の荒波の中で、地方自治体はみずからの責任と判断で、個性的で活力あふれる町の創造に向けて、しっかりとかじをとっていかなければならないと思っております。

このような中、太宰府の歴史的文脈を通して、未来をしっかりと見据え、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」、「市民との協働のまちづくり」を基本に、積極的に情報を発信し、何事においても市民と語り合いながら、絶えず市民の目線に立った市民本位の政治を展開してまいります。

このため、私自身が先頭に立ち、「知行合一」、「現場主義」を合い言葉に、必ずやり遂げるという気概と実現力を持って、未来の夢を全職員とともに描きながら、英知を結集し、市民

とともに知恵を絞り、ともに汗を流す「市民との協働のまちづくり」を推し進め、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、総力を結集して邁進してまいり所存でございます。

どうか、議員の各位におかれましても、私の意とするところをお酌み取りいただきまして、予算案を初めとする全議案に対しまして、慎重なる審議の上、ご賛同賜りますように重ねてお願いを申し上げ、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で「施政方針」を終わります。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第11まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、報告第1号「平成18年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第11、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第11までを一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 先ほど述べさせていただきました「施政方針」に続き、平成19年第2回太宰府市市議会定例会初日にご提案いたします案件につきましてご説明を申し上げます。

本日も提案申し上げます案件は、報告7件、人事案件1件、字の区域の変更1件、条例の一部改正15件、補正予算1件、合わせて25件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第7号までを一括してご説明をさせていただきます。

最初に、報告第1号「平成18年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明を申し上げます。

平成18年度の繰越明許費は、計5件の事業について設定をしておりましたが、繰越額が確定しましたので報告させていただきます。

繰越総額2億9,082万1,369円で、財源内訳は、国庫補助金や市債などの特定財源が2億3,173万8,019円、一般財源が5,908万3,350円でございます。

次に、報告第2号「平成18年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

平成18年度につきましては、観光宣伝事業、御垣野・隈野線道路改良事業、二日市・五条間雨水管新設事業など4件の事故繰越しを行っております。繰越総額は3,670万4,800円でございます。

次に、報告第3号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

平成18年度の繰越明許費は、介護保険システム電算委託事業について設定しておりましたが、繰越額が確定しましたので報告させていただきます。

繰越総額は808万5,000円で、財源内訳は、特定財源が98万5,000円、一般財源が710万円でございます。

次に、報告第4号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成18年度の建設改良費の公共下水道整備費のうち、雨水幹線築造工事3件、通古賀区画整理事業工事委託1件、下水道設計図書管理業務委託3件、計7件、総額1億9,788万8,000円の繰越しを行っております。

次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成18年度の事業と決算について報告いたします。

公有地取得事業では、高雄中央通り線道路改良事業用地の取得を行っております。また、処分として、同じく高雄中央通り線道路改良事業用地の処分を行っております。

決算につきましては、収益的収入1億1,436万192円に対しまして、収益的支出は1億1,534万7,007円となり、差し引き98万6,815円の当期純損失を生じております。

次に、平成19年度の事業計画についてであります。公有地取得事業では平成18年度からの繰越事業を除き、現在のところ具体的に公社による取得を依頼されているものはありません。

また、処分につきましては、公有用地として高雄中央通り線道路改良事業用地を計画をいたしております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」のご説明を申し上げます。

まず、平成18年度の事業と決算について報告いたします。

事業としましては、広報啓発事業として広く協会事業の紹介を行い、国際交流促進事業としてのPTA等が行った自主的交流活動を支援しています。

また、国際交流事業として、アジア太平洋子ども会議の子ども大使の受け入れ、太宰府市民政庁まつり参加、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーのつどい、国際文化体験講座、史跡散策交流会、国際交流茶房、韓国講座を開催し、姉妹都市扶餘邑との交流訪



問、民間国際交流団体が行う事業への助成や後援及び在住外国人を対象とした日本語教室を委託して実施をいたしております。

決算の収入につきましては、基本財産2億円の運用収入280万円及び会費収入46万5,700円のほか、前年度繰越金を合わせて合計729万4,116円となっており、支出につきましては自主事業費及び一般管理費を合わせて363万5,955円で、繰越額が365万8,161円となっております。

次に、平成19年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、平成18年度同様に、広報啓発事業、国際交流促進事業、国際交流事業、国際ボランティア事業を継続して実施し、市民団体の自主的交流活動を支援していくとともに、アジア太平洋こども大使の受け入れのほか、市民と外国人との交流によって国際理解が深まる事業を積極的に展開していく予定です。

予算につきましては、収入として654万2,000円を見込み、支出として自主事業費を203万1,000円、一般管理費を451万1,000円見込み、一般管理費のうち予備費として173万2,000円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告いたします。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成18年度の事業と決算について報告いたします。

主な事業といたしましては、10施設の管理運営の受託と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種教室、講座、イベント、展示事業の開催及び主催事業や他団体の開催事業の積極的情報提供を行ったところでございます。この結果、文化施設とスポーツ施設を合わせ、全施設の利用者数は約63万3,000人と、多くの方に利用していただきました。今後も、多様化する市民のニーズにこたえるため、施設の管理運営により一層力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、基本財産運用収入、指定管理料収入、補助金収入、施設利用料収入、自主事業収入等を合わせて、合計3億488万827円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費、市民図書館費を合わせ、合計2億8,108万7,418円で、差し引き2,379万3,409円となっております。

次に、平成19年度事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、生涯学習支援事業として、あるいはスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館の4施設で合計168の教室や講座等を計画いたしております。

次に、予算につきましては、9施設の指定管理料収入と施設利用料収入や自主事業収入等に合わせ、一般会計として収入2億7,976万3,000円を見込み、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等で収入と同額を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告をい

たします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号「平成18年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第2号「平成18年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第3号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算繰越明許費について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第4号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」質疑はありませんか。

（19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私は、この太宰府市国際交流協会については、理事だとか評議員とのかかわりはありませんから、あくまでもこの報告書を見て判断をせざるを得ないわけでありませぬ。

その中で、まず平成18年度事業報告書の2ページに、国際交流促進事業として第25回太宰府少年の船受入事業が平成18年7月27日から29日、訪韓事業として平成18年8月3日から7日まで韓国扶餘邑、こうありますが、私のところに太宰府少年の船協会から、今年の案内で、こういう形で天満宮でやりたいという案内が来ておりました。毎年、太宰府少年の船協会についても100万円だったのが現在85万円、今年予算も計上されております。ところが、太宰府少年の船協会として今日まで育成をしてきた経過がありますが、なぜ太宰府少年の船協会という独自の協会をわざわざ図書館の入り口に、施設に事務所まで無償で提供し、そういう事業を行っているわけですが、なぜ国際交流協会がこういう形の報告をせざるを得ないのかを説明をいただきたい。

それから、決算、予算を見ておまして、まず決算書の中で7ページになりますが、ここで4団体に対する補助金の支出が出されておまして、16万3,260円です。それから、支出につ

いて、8ページ、それから今年度の平成19年度の予算書の8ページ、ここでは国際交流活動団体助成金が5万円の7団体として、今年は昨年よりも大変増額になっております。35万円です。そういう状況の中で、この財団法人太宰府市国際交流協会には、歳入歳出を見ておってコピー機の利用関係がないわけですね。このコピーというのはリースになっているならばリース料が上がるはずですが、これだけの年間の職員配置して、嘱託職員ですが、事業やっている中で、コピーはどこからか借りて使っているのか、ほかの課の部分をしているのか、その辺がわからないというのが1点です。

それから、決算書で8ページにですね、特別旅費として45万円が計上されております。こういう特別旅費として計上されてはいますが、今年はそういう大きな金額が計上されておられません。普通旅費として1万円だけの内容になっております。これは予算書の9ページです。この辺を報告承認に当たっては、説明を求めておきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ただいま国際交流協会関連で3点についてのご質疑をいただきましたので、順を追ってご説明を申し上げます。

まず、1点目の太宰府少年の船協会の補助金とのかかわりでございます。

お手元の報告書、平成19年度の事業計画書の2ページをごらんいただきたいと思えます。

この国際交流協会の中に、まず助成金交付要綱というのがございまして、そこに基準を示しております。その概要と申しますのが、この平成19年度の事業計画書の2ページの2番、国際交流促進事業(1)のところ、活動助成の一つの基準、目的をそこに書いております。

つまり、平成18年度につきましては、少年の船協会がこうした事業に該当したという経過がございます。つまり、平成18年7月27日から29日の間に、扶餘邑の「百済青少年の星」という団体が太宰府少年の船協会に表敬訪問されました。そして、その事業の中で、一緒になって交流をしたという予算で、太宰府少年の船協会予算の中に60万円の交流事業費がございました。その内容につきまして、この国際交流協会の方に交流事業としての補助申請がございましたので、5万円を限度に交流費として補助金を支給いたしました。それが1つです。

次に、コピー機の賃借料につきましてですけども、国際交流協会の事務局といいますが、いきいき情報センターの2階、つまり地域振興課の文化振興係内に事務局を設置いたしております。その国際交流協会の中には、スタッフ、協会の職員がおりますし、あわせて文化振興係の職員も兼ねてその国際交流事業関係の事務をやっておりますので、ご指摘のとおり、確かに国際交流協会のコピー機としては保有しておりませんで、たまたまそこに文化振興係の専用のコピー機がございまして、それらを一緒に使用しているという状況でございます。

ただ、この文化振興係がコピー機をリースで契約している中での使用料をちょっと点検をしてみますと、年間に約8万円ほどの賃借料を支払っております。そしてさらに、担当者に内容を精査分析をさせましたところ、国際交流協会専用としてのコピー関係は、この8万円のうちに約2割から3割程度をコピーとして使っていると。つまり、年間8万円の賃借料の中で2万

円から2万5,000円程度を国際交流協会の資料に使っているということもございました。

現在、こういうふうで、併用して使わせておりますが、今後いろんな活動の中で経費がまだまだ増えるというふうな状況もございますので、時期を見てこういう区別というのを今後していきたいというふうに思います。

それから、3点目の特別旅費の関係でございますけども、実は昨年9月28日から30日、つまり2泊3日で韓国扶餘邑の方に14名表敬訪問をいたしました。この訪問の理由といたしましては、扶餘邑、百濟地域の第52回の百濟文化祭という催しがございますので、市の方に正式な訪問団の案内が参りました。そこで、先ほど言いました14名が参加したわけですけども、市としての公式訪問団は、市長、議長以下5名で参りました。それとあと、この国際交流協会の役員として9名の理事あるいは評議員が参りました。

市は当然公式訪問ですので市の特別旅費の中から支出をさせてもらいましたけども、この国際交流協会の9名の旅費につきまして、本来ですと1人当たりの旅費、滞在費含めて約7万円が必要でしたけども、協会からは一定の補助金ということで1人当たり5万円を支出し、9名分として45万円の支出をさせていただきました。つまり、この協会の理事さん、評議員さんについては2万円だけ個人負担をしていただいたということです。この事業につきましては毎年行っておりませんで、今回に限り平成18年度に特別に訪問をしたということになります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、やはり財政はやっぱりその独自性を待たなきゃならないんでね、同じ事務所にあるからじゃなくて、そこはそこで、やはり2割であれ3割であれ使用があれば、それは支出として出さないことには、やはりその補助を出しているのは別の団体ですからね。そこはぴしっとこの支出として、コピー使用料として上げるというのは、それはぴしっとした財政ですよ。そういういいかげんなことをすると、こちらから指摘されるわけですから。そこはそこでぴしっと指導してください。

それから、やはり国際交流としてこういう45万円で、行政は、私どもは後の決算の中で、5名の方が行った財政をどういう形で使ったかというのは、ここが今明らかになったからわかるわけであって、ところがこういう内容について、国際交流で行政職員5名は公費で行った。そういうことでしょうか。ところが、あとの9名は少なくとも5万円ということで45万円をここから出して、2万円は個人負担した。果たして、そういう内容については、議会で報告を求めてくる内容であれば、そういう状況で扶餘邑との国際交流をやるためにこういう状況ですよというのは、報告は事後報告ですから。議会に報告しましたか。

私ども、そういう市長や理事がこういう形で韓国扶餘邑に国際交流で行ったというのはこの内容見てしかわからないんですから、そういうのは事前に報告すべきです。

以上。

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況

報告について」質疑はありませんか。

(19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、ここも、私も太宰府市文化スポーツ振興財団については全くかわりありませんから、報告について質疑をせざるを得ません。

まず、ここには5名の職員が配置をされてこの財団の仕事を行っております。少なくとも5名、以前は6名だったのですが、1名退職、課長職が退職されておりますが、この現在人件費として少なくとも様々な部分がありますが、5,000万円近く一般財源からその職員5名の給与は全額負担をしているわけであります。

こういう財政負担をしておりますが、当然、今法律で職員の再任用の問題がされても、全く行政内で週3日ぐらいしか勤務ができない状況もありますが、こういう財政的な負担を軽減するために、再任用がなぜ活用できないのかというのが1点です。

それから、もともと財団は以前つくった経過がありまして、ここに正式な職員を以前3名採用しておりましたが、そこで1名文化財の史跡の技師が退職をして、現在2名おります。ところが、この財団の中には、毎年2,328万4,000円の補助金が支出をされております。

それで、これは平成18年度の、22ページに、補助金収入、市補助金として出された内容がここに書かれております。そうすると、少なくとも市が2,328万4,000円と現在派遣している5名の職員の人件費、大変な額が出されているわけですが、この決算内容を見てみますと、いずれ総務文教常任委員会では本年度の補正予算の関係が出てきますが、基本財産としては、32ページに1億円、そしてこの利息の関係がありまして、しかもこの財団については1億円の資産と、それから流動資産の部と負債の部を差し引いてみて実質的な2,394万3,377円、こういう財政的に安定をしているところもありますし、今後のこの太宰府市文化スポーツ振興財団については指定管理者であります。指定管理者として、市の様々な事業を引き受けてきているわけであります。

だから、そういう指定管理者団体に対して、少なくとも5名の人件費、そして市の補助金、こういう問題について具体的に、市長の先ほども施政方針でありましたが、財団の運営について、市の大変な財政支出をしていることについてはどう改善していくのか。

また一方では、こういう指定管理者に出しているこの団体が経費削減の折、体育センターと女性センターの受付窓口を一本化させている。そういう状況の中で体育センターの利用が、利用者が、この一人しかしない、しかも体育センターの利用のところに、余りよくない傾向のたまり場になっておって入りにくいという、利用者から不安の声が出てきている。また、その指定管理者の職員の臨時職員も1人で対応するのにも大変不安があると。こういう問題も出てきておりますが、まずこの3点、人件費について、現在の5名を引き揚げて再任用職員で対応して、今の行政内部の職員の不足分をどう補うのかという問題。

2点目は、そういう人件費や財団に2,328万4,000円の補助金を出していること。こういう状

況でどう財源を、財団の財政については良好でありますので、その辺をどうするかという問題。

それから、やはり体育センター、女性センターの受付窓口がやはり1人というのは問題がある。やはり、管理を委託しているところとしてびしっとした指導を要請をしたい。

この3点について、わかる範囲、報告いただきたい。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） まず、1点目の再任用の活用についてでございますが、平成19年度末から、ご存じのとおり、退職者が、平成20年、平成21年へと大量退職ということがありますので、十分ご提言のとおり再任用の活用等を利用して、財団職員として勤務していただきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、正規の職員を5名配置すると、少なくとも大変な金額ですよ。四千五、六百万円ぐらいな金額になるわけですが、再任用者ははっきり言って給与を、様々な形で一般職と再任用は大変な格差があるわけですが、素晴らしい能力を持っているわけですから、まずそういうことについて今総務部長が検討するということですから、それで了承しておきます。どういう結果になるかは、結果を見てからまた質問いたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 2点目の経費、補助金の内部努力の必要性についてでございますが、武藤議員さんがご質疑されますとおり、そのとおりでございます。基本はやはり経費の節減を行いながら、効率よい運営をしていただくのが当然財団としての義務でございます。

私どもも、事務局を預かってといいましょうか、担当している関係上、やはりそうした視点で毎年中身の精査を行っております。

平成17年度決算を見ますと、確かに2,300万円ほどの補助金を出しておりますが、やはり平成18年度につきましても、この報告書にありますように、毎年いろんな多彩な事業を市のできない部分でもいろいろやっていただいております。この利用者につきましても63万人の利用者があったというふうな報告もありますし、年々、やはり内容の充実を含めながら、この事務局に対する経費につきましてもやはり一定の補助はしなきゃならないという観点もございませうけども、やはりご指摘のとおり、びしっとした内容を精査しながら経費節減になるように、こっちの方から、市の方としても指導をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3点目の回答は。

教育部長。

○教育部長（松永栄人） 3点目の体育センターと女性センタールミナス、これは隣接した施設であり、両施設とも太宰府市の文化スポーツ振興財団に指定管理を行っております。

平成19年4月から、昼間の利用につきましては、受付を両施設とも女性センタールミナスの

方で行っております。午後5時から別々に行っております。

ご指摘の窓口の減少は、経費節減の観点から行ったものでございます。体育センターの利用の皆様にはご不便をおかけしておる面もあろうかと思えます。所管の社会教育課の方では、ご指摘のような苦情については聞いていないという報告を受けております。

しかしながら、ご指摘の内容につきましては、詳細を調べまして、改善すべき点は改善を加えていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第43号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第12、議案第43号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第43号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区の4市1町及び8つの一部事務組合で共同設置しており、委員は関係市町の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。

このたび春日市推薦の尾木信芳氏が本年7月19日付で任期満了となることに伴い、次の推薦団体である大野城市から山田浩氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山田浩氏は、昭和15年5月19日生まれの67歳で、現在大野城市に居住されております。昭和39年から35年間、福岡県に在職されておりますが、人事課及び人事委員会等の業務経験も豊富であり、公平委員として適任であると考えております。経歴等をご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月11日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第44号 字の区域の変更について

○議長（不老光幸議員） 日程第13、議案第44号「字の区域の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第44号「字の区域の変更について」ご説明申し上げます。

本案件は、現在施工中の太宰府市吉松東土地区画整理事業に関連するものであります。

当該区画整理事業により、従来の行政区画の一つである字界が原形をとどめなくなったため、この区域の小字を変更する必要を生じたことから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月11日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第28まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第28、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第28までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第45号から議案第59号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」と議案第46号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」、関連がございますのであわせてご説明を申し上げます。

今回の改正は、今日の財政状況の厳しさを受け、市長、副市長及び教育長の給料につきまして、本年7月1日から当面の間として、平成20年3月31日まで市長について10%、副市長及び教育長について5%の減額を行うものであります。これにより、市長につきましては現行の月額「91万9,000円」を「82万7,000円」に、副市長につきましては「76万4,000円」を「72万5,000円」に、教育長につきましては「68万4,000円」を「64万9,000円」といたすものであります。太宰府市の財政状況健全化は、よりよいまちづくりに向けての重要な課題であり、市民福祉の向上と市政のさらなる発展のため、市長として覚悟を持って取り組んでいきたいと考え



る次第でございます。

なお、議案第45号につきましては、国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い、投票管理者や開票管理者の報酬をあわせて改正するものでございます。

次に、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、生涯学習推進本部を廃止し、生涯学習推進協議会の設置を行うものであります。生涯学習推進協議会につきましては、昨年7月に策定いたしました第2次生涯学習推進基本計画をより実効あるものとするため、生涯学習に関する総合的施策の調査、審議を行う附属機関として設置するものでございます。

なお、現在附属機関として設置しております生涯学習推進本部につきましては、これを行政の内部組織に改め、生涯学習推進体制の一層の充実を図る考え方でございます。

次に、議案第48号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第238条の4の一部改正によります項の繰り下げに伴いまして条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号「太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

社会教育委員の委嘱者に、家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えることにより、幅広く人材登用し、社会教育推進体制の充実を図るため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第50号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成17年5月20日法律第43号）が平成19年1月1日から施行されたことに伴い、条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成17年5月20日法律第43号）が平成19年1月1日から施行されたことにより、条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成17年5月20日法律第43号）が平成19年1月1日から施行されたことにより、条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第53号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成19年1月に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が施行され、太宰府市展示館の休日日の表記を改正する必要が生じたことから、太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成19年1月に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が施行され、文化ふれあい館の休日日の表記を改正する必要を生じたことから、太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が平成19年1月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、太宰府都市計画用途地域の変更及び太宰府都市計画国分川原地区地区計画の決定を都市計画法第20条第1項の規定により平成19年5月2日に告示されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

平成13年に開設いたしました国道3号関屋高架下パーク・アンド・ライド自動車駐車場の駐車期間の明確化と駐車制限または拒否の条項に、市税等滞納者への行政サービスの制限をする項目を追加し、あわせて開設以来据え置きとしておりました駐車料金の見直しをすることでございます。

次に、議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案件は、事業所用の指定ごみ袋の料金につきまして近隣市町との料金の均衡を図るとともに、事業系一般廃棄物の減量促進を目的といたしまして、1枚当たりの単価を消費税等を除きました料金で、可燃専用袋の特大型を現行の「90円」から「135円」に、可燃専用袋の大、不燃専用袋及びペットボトル、白色トレー専用袋を「40円」から「85円」に料金を改定するものです。

これとあわせまして、不燃ごみの少量排出家庭に対する公平な負担を確保するために、1枚当たり単価の消費税等を除いた料金で「25円」の家庭用不燃専用袋の小サイズを新たに作成するものでございます。また、特定家庭容器廃棄物指定シールにつきましては、特定家庭用機器

再商品化法、家電リサイクル法でございますが、一般的に普及してきましたことから、市環境美化センターでの受け入れの必要がなくなりましたので、これを廃止するものであります。

次に、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が平成19年1月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。よろしく審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月11日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第29、議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算を骨格予算として編成いたしておりましたことから、政策的経費などの追加計上を行っております。

その内容は、先ほど施政方針でも述べさせていただきましたように、公約どおり、市長給料10%減額、水城跡東門周辺整備、その他重度障害者に対する福祉手当の新設、身体障害者用トイレにオストメイト対応設備の設置、総合交通計画策定、景観地区調査及び各種補助金などに要する経費の追加、並びに事業所用ごみ袋料金及び西鉄都府楼前駅前パーク・アンド・ライド駐車料金改定に伴う歳入の計上をいたしております。

またあわせて、公用車賃借料、学校機械警備業務委託料など債務負担行為についても補正をさせていただきます。

これらの補正に要します財源につきましては、当初予算では計上しておりませんでしたので、固定資産税や基金繰入金などを充当いたしております。

この結果、今回の補正額5億2,739万1,000円を加えた一般会計予算総額187億5,493万6,000円となり、これを前年度当初予算と比較しますと、1億2,685万6,000円、率にいたしまして0.7%の伸びとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月11日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後1時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（2日目）

[平成19年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成19年6月11日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第2 議案第43号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第44号 字の区域の変更について
- 日程第4 議案第45号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第46号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第48号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第49号 太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第50号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第51号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第54号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第55号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第56号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第57号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第58号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第59号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |

11番 安部 啓治 議員
13番 清水 章一 議員
15番 佐伯 修 議員
17番 田川 武茂 議員
19番 武藤 哲志 議員

12番 大田 勝義 議員
14番 安部 陽 議員
16番 村山 弘行 議員
18番 福廣 和美 議員
20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

| | | | |
|----------------|--------|---------------------|-------|
| 市長 | 井上 保廣 | 副市長 | 平島 鉄信 |
| 教育長 | 關 敏治 | 総務部長 | 石橋 正直 |
| 地域振興部長 | 松田 幸夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三笠 哲生 |
| 市民生活部長 | 関岡 勉 | 健康福祉部長 | 永田 克人 |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村尾 昭子 | 建設部長 | 富田 讓 |
| 会計管理者併上下水道部長 | 古川 泰博 | 教育部長 | 松永 栄人 |
| 監査委員事務局長 | 木村 洋 | 総務課長 | 松島 健二 |
| 地域振興課長 | 大藪 勝一 | まちづくり企画課長 | 神原 稔 |
| 産業・交通課長 | 山田 純裕 | 観光課長 | 木村 甚治 |
| 環境課長 | 蜷川 二三雄 | 人権・同和政策課長兼人権センター所長 | 津田 秀司 |
| 福祉課長 | 新納 照文 | 子育て支援課長 | 和田 敏信 |
| 建設課長 | 大内田 博 | 上下水道課長 | 宮原 勝美 |
| 教務課長 | 井上 和雄 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 白石 純一 | 議事課長 | 田中 利雄 |
| 書記 | 伊藤 剛 | 書記 | 花田 敏浩 |
| 書記 | 満崎 哲也 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に井上保廣太宰府市長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました井上保廣太宰府市長を福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました井上保廣太宰府市長が福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました井上保廣太宰府市長が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第43号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第2、議案第43号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第43号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第44号 字の区域の変更について

○議長（不老光幸議員） 日程第3、議案第44号「字の区域の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第44号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第13、議案第54号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。



したがって、日程第4から日程第13までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第45号から議案第54号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第45号から議案第54号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第16まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第55号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第57号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第16までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第55号、議案第56号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第57号について通告があつていますので、これを許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 議案第57号について質問を行います。

この議案書の中にありますこの条例案と、それから別表の部分ですが、新旧対照表を比較した場合に若干文言が違っておりまして、この部分につきまして、もし新旧対照表どおりの文言になりますと、これは年間5,000円という駐車料金になるように解釈ができます。したがって、これはまず値上げなのか、値下げなのかということを確認させていただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 今回資料の部分で一部誤りがありましたので、ここで一部修正のご説明を申し上げます。

46ページ、議案書の46ページの下の方になりますが、別表第4を次のように改めるという項目がございまして、この条例の改正案では月額5,000円というふうに明記をいたしておりまして、参考資料で添付しております条例改正新旧対照表の19ページの一番下になりますけれども、ここの表の金額5,000円という欄が月額の誤りでございます。大変申しわけありませんでした。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ということは、値上げということで解釈をさせていただきまして、質問

をさせていただきます。

それでは、一番近々のこのパーク・アンド・ライドの利用台数、そして第13条の改正部分(6)に該当する方がいらっしゃるとしたら、その台数。また、今回年間1万2,000円の値上げを行うようになると思うんですが、その具体的な理由。そして、利用者への説明方法とこれまで何かアクションを起こされていたのなら、その説明経過についてお伺いをいたします。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） まず、1点目でございますけども、駐車台数は全部で68台分でございます。そのうちに、一般利用者用の駐車台数が64台でございます。これはすべて契約済みでございます。それから、障害者用ということで4台確保をいたしておりますけども、現在は1台が空きの状態でございます。

2点目につきましては、この該当者はありません。

3点目につきましては、1つに近隣の賃貸駐車場が月額5,000円から7,000円程度でございます。その均衡をとるための一つがあります。それからあわせて、ご承知のとおりこの駐車場は平成13年2月に設置をいたしました。つまり、今日まで6年間この使用料金を据え置きのままいたしておりましたので、今回あわせて改定を予定いたしております。

次に、4点目につきましては、議会の議決、承認をいただいた後に、直ちにこの関係利用者に対しまして10月から改定する旨の事前予告の文書を差し上げる予定にしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この(6)に該当する税金の滞納がある場合に、その駐車を拒否するケースがあるということですが、これはどのくらいの滞納がある場合を考えておられるのですか。また、市民がなぜ税金を滞納したのかという、そういった理由をしんしゃくせず、単に滞納があるということ駐車拒否を行うのか、こういったその駐車拒否を行う場合の具体的な基準をお示しいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 滞納期間につきましては、この駐車場料金のみならず、市のすべてのそういう使用料関係については平均してすることにしておりますので、ちょっと私今現在の何カ月滞納したかという基準を持っておりませんので、後ほど報告はしたいと思っておりますけども。

それから、1つの……済みません、もう一点は何でしたか。

（4番渡邊美穂議員「駐車拒否を行う具体的な基準。どういった場合にその……。今答えられた内容だと思いますけど」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第55号から議案第57号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17と日程第18を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第18、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第58号及び議案第59号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第19、議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まずは、補正予算書の6ページの第2表債務負担行為からお聞きをしていきます。

まず、債務負担行為の2項目め、公用車賃借料として通古賀地区都市再生整備事業として平成20年度から平成21年度まで192万円の債務負担行為ですが、公用車を債務負担行為という形になりますが、これは台数がまずここでは何台なのか。また、これを割りますと96万円という金額が出てきます。ここでの部分、まず説明をいただきたい。

それから、その部分のかかわりがあるかどうか分かりませんが、変更という形で公用車賃借料として地域再生基盤強化事業として平成20年度から平成21年度までの270万円が、平成20年度から平成23年度までの4年間として469万6,000円に変更がなされております。これをこの数字だけで見ますと、まず1年間で117万4,000円という金額が出てきます。これは台数が何台かというような問題がありますが、まずこのリースという形になりますと、公用車の場合については当然取得する場合は取得税がかからないというふうに考えておりますが、そういうリースの方と購入との関係、それから当然リースの場合は強制賠償保険から任意保険という形になりますが、そういう事故を起こしたときについてはどういうふうに対応が、リース会社がするからという利便性があるからこういうリースにしたのかどうか。ところが、リースというのは当然経費に算入されるという問題が出てきます。ところが、公共機関の場合に、こういう公用車の賃借料をどういう形で経費に算入するのかどうか。もともと公用車を取得すれば、軽自

動車、普通車という車両かわかりませんが、当然取得は公有財産として計上されますが、こういうリースというのはリース会社の所有ですので、そういう1台にしてみても年間39万1,000円ぐらいの金額になります。ところが、車両価格にしますと、この限度額でも117万4,000円という金額が出てきますが、どういう形で公用車を賃借料として行ったのか。その辺を具体的に説明をいただきたい。まず、この辺から。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

まず、事務費でございますけれども、国の補助事業を受けてやる場合には、その事業が円滑に進むということで、事業費に対します割合で事務がおおむね大体6%前後を認められているというところでございます。今回、そこにお示ししておりますように、都市再生整備事業と地域再生基盤強化事業、国庫補助事業で行いますことから、事務費の中の一部を使用料及び賃借料として今回賃借料を補正するというところでございます。

お尋ねの第1点につきましては、都市再生整備事業、これが2台を予定いたしております。それから、地域再生基盤強化事業につきましては3台を予定いたしておるところでございます。

それで、まず地域再生基盤強化事業の方の変更ということでございますけれども、これは当初予算の方で既にそこにお示ししている補正前ということで、平成20年度から平成21年度ということで3台分を計上しておったわけでございますけれども、できるだけ公用車、こういう部分をこの補助事業で使おうということで、平成20年度からぎりぎり平成23年度までということで補正で変更をいたしたところでございます。車の内容につきましても、同じものを3台ではなくて、2WDと4WDというところで、2WDを2台、4WDを1台といたしたところでございます。

それから、保険の分につきましてもこの当然リース中につきましても、会社の方で負担ということになっておると思います。

それから、この公用車を2年、3年リースしますことで、大体残存価格がゼロに近いようになるということでございますので、その分につきましては業者とどうするかということで話し合うというような、これは財政サイドの問題ですけれども、そういうふうになっているというふうに思うところでございます。

以上でございますが。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 質疑ですからあれなんです、事務費6%、その範囲内で処理ができるという問題がありますが、当然その事務費6%の枠内でその車両が取得できるならば、公有財産として残した方がいいんじゃないかというふうに考えておりますが、この所管の委員会で具体的にこの公用車2台と、それから地域再生基盤強化事業で3台、どういう状況かを、具体的に委員会でも審議もしていただいて、私も車両があそこにとまっているのを見ました。

ただし、そういうこの残存したときには、このリース会社が引き揚げてしまえば、もうそれで終わりますしね。当然公用車として今車も5年でというような、市がそういう廃棄処分するようなことはありませんし、以前も公用車についても10年、20年近く使った経過もありますが、どういうメリットがあるのかどうか。所管ではこの問題について具体的に審議もしていただいて、報告をいただきますよう。

次に入ります。

10ページ、11ページ、歳入でこれは説明があっておりましたが、13款2項の手数料の衛生手数料のごみ処分手数料として当初1億6,610万円計上しておりました。そして、昨年の部分の決算も関係ありますが、平成17年度大体決算で見ますと1億6,145万1,000円、その上に今年はまだ増額になった上に889万4,000円の増額です。これが具体的に事業用の袋の関係があると思うんですが、どのくらいのごみ処分手数料としての889万4,000円が増額になる見込み、こういう補正の第1号で当初はもう以上に計上されていたのに、また889万4,000円の増額について説明をいただきたい。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 衛生費、ごみ処分手数料につきましてご回答を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、今回議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」の中で提案させていただいております、先ほどから申されております事業所用のごみ袋、可燃専用袋、不燃専用袋及びペットボトル、白色トレイ専用袋の料金改定によりますごみ処分手数料の増収分を見込んだものでございます。

条例改正によります増収見込み、補正額は改正後の条例の施行が本年10月1日で、10月1日からの頒布分から新単価となりますが、買い置きなどを考慮いたしまして、今年度の事業所用ごみ袋の販売見込み数から年度分増収見込み額3,557万6,000円の4分の1の889万4,000円を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、こういう金額的に今事業用として3,557万円6,000円ですか、10月からということになりますと、10、11、12、1、2、3、この6カ月という部分もありますが、現在6月ですし、6、7、8、9、10、この5カ月、こういう状況の中で6カ月間でこういう金額的なものが10月1日実施されて、889万4,000円も増収になる見込みというのを具体的な根拠で出されているようですが、周知徹底をどうするのか。また、その10月実施からこういう状況の金額が実績として月割りでどういう状況になったのかは所管で調査されますので、これは本会議で報告を受けたいと思います。

次に、12ページ、13ページ。15款の県支出金2項2目の認可外保育施設職員健康診断費補助金として3分の2、8万4,000円が計上されておまして、歳出では23ページになると思うんで

すが、ここで県の補助金が8万4,000円に対して、3款2項2目、保育所費のその他の諸費の19節で合計の12万6,000円計上をされておりますが、この県の補助金の関係で健康診断、そうすると現在認可外保育所は7カ所というふうに考えておりますが、大体認可外保育所の保育士さんといえますか、そこに働く人たち、いろんな形があると思うんですが、どの範囲で健康診断の補助金を出そうというのか。その辺を報告いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） まず、全体の説明をさせていただきたいと思えます。

認可外保育施設職員健康診断費補助金は、認可外保育施設に対して補助金を交付するものでございます。保育従事者及び調理職員を対象とした保育診断を実施し、認可外保育施設を利用している児童の安全及び衛生の確保を図ることを目的といたしております。職員1人につき年額4,200円を限度として、全体で30人程度の申請を想定いたしております。予算額12万6,000円に対しまして、県の負担が3分の2となっております。

今ご質問のどういった職員が対象になるのかということでございますが、認可外保育施設にも施設長さん、そして保育士さん、あるいはその他の職員の方々、調理員という方がいらっしゃいますので、こういったところの職員の方々に対して助成をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

（19番武藤哲志議員「歳出は言っておりませんが、今歳入です」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 質疑は3回でございますので、3回もう終わりました。

（19番武藤哲志議員「議長、それじゃ、一遍で全部言えればいいということですか」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） そうということです。

（19番武藤哲志議員「そうすると、今私がほかにもいっぱい通告を出しているんですが、それじゃ初めから全部言うと1時間近くなりますが、それでもいいということですか。通告をしているんですよ。私が出している通告、今からですね、だから補正予算ですか。一つの議案だけじゃないんですよ。歳入、歳出全般にあるわけですね。だから、今から出そうとしているのは、今歳入の問題を言ったんですが、まちづくり推進事業補助金、特別障害者手当関係費、人権・同和問題給付関係費、保健衛生負担補助金、ごみ処理地元負担金、し尿処理関係費、太宰府館イベント委託料、都市計画変更委託料として通告を出しているんですが、これは一切認めないと。暫時休憩を要求します」と呼ぶ）

(「休憩しよう」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時58分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの19番武藤哲志議員の質疑で質疑漏れがありましたので、今回特別に質疑の許可をいたします。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 正・副議長、それから議会運営委員で調整をいただきまして、今回大きな課題として今後補正予算の質疑内容については、次回に検討いただくということで、私に再度通告に基づく発言漏れという形で質疑を許可いただきました。ありがとうございます。

それでは、一括して今回は質疑をさせていただきます。

19ページ、2款2項の地域コミュニティ支援事業として100万円計上されておりますが、どういう内容で地域コミュニティ支援事業として100万円を計上されたのかを報告いただきたいと思います。

20ページの3款1項4目障害者自立支援費の関係で、新たに特別障害者手当等の給付金で条例上出ておりましたが、年間2万5,000円、これは何名で1,809万6,000円になるのか、その辺の説明をいただきたいと思います。これは新規事業なのか、独自でやるのか、法的な根拠がありましたら説明いただきたいと思います。

22ページになりまして、同じく3款1項の10目人権・同和政策費ですが、これは一般質問を出しております。こういう状況の中で、当初予算に出てきませんでしたが、再三この問題については出しております。ところが、自動車技能取得訓練補助金として30万円、敬老年金として144万円、こういう同和地区に対する敬老年金の問題、それから一方では、今福岡県も知事の公約では出ておりますが、ここでは就学前の知事の公約もありますが、現在まだ太宰府市では市民全体には5歳未満になっておりませんが、ここで5歳未満。それから、運動団体に対する補助金は平成17年度から見直しをというふうにしてはしておりますが、運動団体の補助金についてはこういう平成17年度、平成18年度、平成19年度として1,046万1,000円計上されております。支部運営学習費補助金については、340万円が170万円に減額されております。全国各地で同和対策に対する部分については廃止、終結宣言が出されておりますが、歳入を見ますと1,400万

1,000円の全額が市民の税金であります。こういう補正予算の計上に至った内容について説明をいただきたい。

それから、26ページ。4款1項の保健衛生費の7目の公害対策費の部分ですが、福岡空港住宅騒音防止対策事業の中で、福岡空港の航空騒音についてですが、こういうテレビ受信障害対策費補助金として101万8,000円、当然国の責任でやらなきゃいけないのに、この歳入を見ますと国が96万7,000円、諸収入が23万6,000円、一般財源を20万円計上しておりますが、この航空騒音による部分について市がなぜ負担をしなければならないのか説明をいただきたい。

同じく4款2項の2目のごみ処理費の関係で、美化センター関係費として地元協力金430万円ですが、平成18年度も出されております。余り記憶はありませんが、この地元協力金を出す根拠的なもの、そしてその地元協力金をどこが受け入れて、平成18年と同額で860万円近くの金額になりますが、どういう使い方をするのか。そういう美化センターの最終処分場の埋め立て補償金としての部分については、これはいつまで出すのか。具体的な内容は所管でも審議はされますが、わかる範囲でお答えいただきたい。

同じく3目のし尿処理費関係費で、合併処理浄化槽設置整備事業補助金として追加になっております。当初予算117万円に183万6,000円増額され、合計300万6,000円です。この部分については、今までの合併処理浄化槽の設置数と今後の処理数、そして施政方針の中にもありますが、北谷に浄化槽が設置されるまでの事業として、その後これを浄化槽につないだ場合については、そういう費用もまた太宰府市が負担をするのかも含めて説明をいただきたい。

それから、28ページになりますが、7款1項の4目観光費の中で、太宰府館の管理運営費として13節の委託料、イベント委託料として計上をされております。イベント委託料の部分については35万円ですが、どういうイベントをするために委託を出すのかを説明いただきたい。

同じく30ページ、8款4項1目の中での都市計画決定及び変更委託料ですが、当初408万6,000円計上されておりましたが、今回また300万円、そういう都市計画決定及び変更委託料、しかも準都市計画区域の部分についての説明もあっておりましたが、このこういう都市計画決定という形で平成17年度と平成18年度と、こういう毎年毎年計画決定の変更委託料が出されておりますが、そういう長期的な決定を当然もう以前から行っておるわけですが、なぜ毎年300万円近くを出してきたのに、今回は780万6,000円も出さなければならないのか。そういう根拠について報告をいただきたいと思えます。

あとは所管分がたくさんありますので、所管分は所管委員会でお聞きします。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 補正予算書19ページの地域コミュニティ支援事業補助金につきましてご説明いたします。

この本補助金につきましては、太宰府市地域コミュニティ推進事業支援補助金交付規則に基づきまして、地域コミュニティを推進するために、おおむね小学校区での地域活動を今進めているところですが、その協議会結成に向けての支援補助金であります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 次に、21ページ、特別障害者手当等関係費についてご説明申し上げます。

この補助金につきましては、重度身体障害者と言われる方々に対しまして、重度障害者福祉手当を支給し、福祉の増進を図るものでございます。その対象となります本市の重度身体障害者の数につきましては、身体障害者手帳1、2級所持者、療育手帳A判定所持者、精神保健福祉手帳1級所持者の約1,100人分を予算計上いたしております。なお、この福祉手当の支給につきましては、規則等につきましては、現在検討中でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 人権・同和政策費の給付関係費については、政策的要素を含んでいたことから、当初予算には計上せず、今回の補正予算に計上しているところでございます。

給付対象ごとにご説明申し上げます。

19節自動車技能取得訓練補助金につきましては、15万円の2人分、30万円を計上いたしております。昨年まで基本教習課程に必要な3分の2を補助していましたが、本年度は補助率を2分の1に縮減しています。

次に、敬老年金につきましては、1人当たり4,000円掛ける30人掛ける十二月、144万円を計上しております。この分につきましても、対象年齢を1歳引き上げ71歳とし、支給額も月額5,000円から4,000円に縮減をしております。

次に、5歳未満児医療費につきましては、一月4,100円の2人の十二月、10万円を計上いたしております。これにつきましては、昨年まで保健医療費外の自己負担額を全額扶助していましたが、本年度は自己負担の7割を扶助するようしております。

それから、運動団体につきましては、これにつきましては平成13年度の70%ということで、平成17年度、平成18年度、平成19年度は同額でございます。本年度平成19年度にこの運動団体につきましても見直しの時期に来ております。これにつきましては、4市1町で協議して決定をさせていただくことになっております。

最後に、支部運営学習費補助金につきましては、平成13年度を100%として、その後激減緩和しながら毎年縮減しているところで、本年度は平成13年度額の20%、170万円を補助するというように計上をしております。

次に、保健衛生負担金補助金交付金についてでございます。

今回、補正予算に計上しておりますテレビ受信障害対策費補助金は、福岡空港周辺における航空機騒音対策の一環として平成18年度から実施されたもので、NHKと放送受信料契約を結んだ者に対して財団法人福岡環境整備協会がNHK放送受信障害対策事業として受信料の減額措置を行う場合に、空港環境整備協会に対して補助金を交付するものでございます。カラー契約の単価5,655円に1,800円を掛けた金額を見込みまして、101万8,000円を計上いたしております。

す。なお、空港環境整備協会に交付します補助金の95%は国からの補助がありますので、歳入の14款2項2目衛生費国庫補助金、2節の公害対策費補助金に96万7,000円を計上いたしております。市の実質負担率は5%となります。

次に、ごみ処理地元協力金についてでございます。

今回、補正予算を計上しております地元協力金は、平成18年3月に環境美化センターの地元高雄区と高雄農事水利組合と施設の設置継続の協定等を締結いたしておりますことに伴います区及び両組合への協力金でございます。高雄区には協定期限の平成32年度まで毎年100万円、高雄農事水利組合には来年度までの3年間について年330万円となっております、430万円を今回補正をさせていただくことでございます。

続きまして、し尿処理関係費についてでございます。

今回の補正予算は、本年度事業の対象となります北谷、内山区域の合併処理浄化槽設置について、骨格予算では6月までの申請に対応するため、5人槽1基、7人槽2基分、金額にしまして117万円を計上しておりましたが、今回年度分の見込みとして5人槽1基、7人槽1基、10人槽2基分の金額にしまして183万6,000円を追加補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 補正予算29ページになりますけれども、太宰府館管理運営費のイベント委託料35万円についてご説明をいたします。

これにつきましては、例年開催いたしております太宰府館主催による様々な事業あるいはイベント、さらには地域活性化や観光客へのもてなしを含めて回遊や滞在を目的としたいわゆる周辺地域の方々との、関係団体を含めますけれども、共催あるいは協賛などをしながら開催するイベント等を支援するための予算でございます。具体的に事例を申し上げますと、梅見の時期に開催されます門前祭り、あるいは小鳥居小路のひな祭り、そして端午の節句祭り等の支援、協力をしております。また、もう一つは財団法人のアクロス福岡という団体がございますけれども、これらと共催をいたしまして音楽会なども開催をいたしております。

次に、31ページの都市計画区域変更関係費の300万円についてご説明をいたします。

福岡県におきまして、今年の11月に県の権限によりまして、県内すべての市町村の都市計画区域外を準都市計画区域に一斉に指定をするという計画がございます。その趣旨あるいは概要につきましては、さきの施政方針の中で市長がご説明を申し上げましたとおりでございます。今般その事務作業に係る委託料を計上いたしております。その内容につきましては、1つに土地利用の現状、状況の確認、あるいは産業の分類調査等も行います。そして、今一つは現在建っているいわゆる既存の建築物にかかわる接道、道路と建物の状況、あるいはそのために基礎資料となるものなどを作成いたします。その質問の中で、都市計画関連の予算が幾つかあるということですが、特に当初予算で計上いたしておりますのは、5年ごとに開催されます法によりましてところの市内全域の都市計画関連の見直し作業でございます。当初は480万

円ほど、内容は違いますけども計上をさせていただいております。

以上です。

(19番武藤哲志議員「再々質問、1点だけ」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今具体的にいただきましたが、所管の委員会でも審議をされると思うんですが。

1点だけですが、20ページ、21ページの大変障害者に対して1級、2級、それから育成医療、精神障害者に対して1,100人に年間2万5,000円という形でなされるわけですが、一番問題なのはこういう給付の規則を内部検討というのがありました、やはり規則はあなた方の権限ですけど、こういう条例、規則の関係では、やはり補正が先で条例が後というか、規則が後というのはちょっと問題があるんじゃないかというような感じがするんですが、委員会ではこういう規則の内容、条例とのかかわりについて審議をいただくようお願いしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第60号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第20、意見書第3号「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） お手元にあります「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」について説明をさせていただきます。

提出者は、私清水章一、賛成者は福廣和美議員でございます。

理由といたしましては、異常気象による災害対策や地球温暖化を防止するための抜本的な施策を国に求めるためでございます。

案文を朗読させていただきますして説明にかえさせていただきます。

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書。

本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発をしております。温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされております。また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化している。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘をしているところでございます。

このような状況下、環境立国を目指す日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境をむしばんでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を構すべきであります。

こうした観点から、下記の事項について政府に要望をするものでございます。

1、集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と海岸侵食対策を積極的に進めること。

2、集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にも増やすと同時に、緊急避難が無事できるような体制を確立すること。

3、学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスタールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせる教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを積極的に進めること。

4、森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。

5、今国会で成立した環境配慮契約法を実効性のあるものとするため、まず国、政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

あて先は、内閣総理大臣安倍晋三様、以下環境大臣若林正俊様でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

（13番清水章一議員「よろしく申し上げます」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 意見書第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月21日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（3日目）

[平成19年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成19年6月21日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者【代表質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 【会派名】<br>質問者氏名<br>(議席番号)          | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 【日本共産党<br>太宰府市議団】<br>武藤哲志<br>(19) | <p>◇施政方針に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経常収支比率の改善方針について<br/>6年間で、89%にしているが、そのための大胆な見直し方針と行財政運営を明らかにしていただきたい。</li> <li>2. (仮称) もっと元気に・頑張る太宰府委員会について<br/>設置し活発な議論で、歳入増の検討をしようとしているが、どのような方向なのか。</li> <li>3. 市役所の開庁時間や、休日の開庁計画について<br/>具体的にはどのような形で取り組むのか明らかにしていただきたい。</li> <li>4. 歴史と文化の環境税について<br/>市長は、ぜひとも必要であると認識されているが、推移を見極めながら判断するとはどのような考え方なのか明らかにしていただきたい。</li> <li>5. (仮称) 学校支援人材バンクについて<br/>今教育現場で求められている内容であり、実施時期についての協議期間はどのくらいなのか。</li> <li>6. コミュニティバス乗り入れについて<br/>地域要求にどのようにこたえられるのか。新規乗り入れを検討しているのか明らかにしていただきたい。</li> <li>7. (仮称) JR太宰府駅について<br/>平成20年度までに、どのような見通しを立てるのか。今までの経過の結果を踏まえて明らかにしていただきたい。</li> <li>8. 公共施設使用料の減免について<br/>以前の議会で論議された内容を白紙に戻すのか、具体的に減免内容を明らかにしていただきたい。</li> <li>9. (仮称) 市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会について<br/>市民の声を聞くことは素晴らしいことだが、具体的な日程を年間</li> </ol> |

|   |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                  | <p>計画で明らかにすることができるか。</p> <p>10. 火葬場について<br/>以前も質問したが、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に受け入れられない場合の対応について明らかにしていただきたい。</p> <p>11. 上下水道について<br/>水源確保に今後投資は必要ないと思う。また黒字続きの上下水道料金の見直し時期がきているが、今後の方針について明らかにしていただきたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2 | <p>【平成の会】<br/>安 部 陽<br/>(14)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 経常収支比率の改善についての具体的な考え方について<br/>ハード面の基盤整備に一定のめどが付き、ソフト面の福祉と教育に重点をおいた行財政改革を積極的に行われる場合の本年度の経常収支比率の数値はどのようになるのかを伺う。</p> <p>2. 機構整備の改善について<br/>福祉、教育に重点がおかれる施策であるが、技師がまちづくり技術開発課に集中しており、専門的分野の見方が薄らいだ感がある。命令系統が即決できる体制に改善すべきと思うが、その見解について伺う。</p> <p>3. 歴史と文化の環境税について<br/>観光のまちづくりのためには、貴重な財源確保のために欠かせない政策と思う。ボタンの掛け違いの修正のため、問題点解決の用意があるのかを伺う。</p> <p>4. 福祉の重点施策について<br/>子供から高齢者まで、福祉の施策は広範囲にわたっている。特に高齢者の医療費は毎年増加の一途をたどっている。医療費増加ストップへの政策をどのように考えているのか。また、高齢者対策について伺う。</p> <p>5. 教育環境の充実について<br/>安心、安全な教育環境は、学校、家庭に限らず不安定な要素が多すぎる。本市独自で道徳教育ができないのかを伺う。</p> <p>6. 公共施設使用料の減免時期について<br/>文化・体育協会加盟団体等に対する公共施設使用料等の減免率と時期について伺う。</p> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <p>7. ありがとうのまちづくりについて<br/>保育料や給食費等、未納者が多くなっているのは、感謝の気持ちでありがとうが言えないからではないのか。感謝とありがとうのまちづくりにより克服できると思うが、その見解を伺う。</p> |

|   |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | <p>【新風】<br/>佐伯修<br/>(15)</p>        | <p>◇施政方針に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙公約について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「太宰府を第2の夕張市にしない」簡素で効率的な市政運営について</li> <li>(2) 学校教育環境の充実について</li> <li>(3) まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）について</li> <li>(4) （仮称）JR太宰府駅について</li> </ol> </li> <li>2. 総合計画について <p>第4の施策の快適で魅力あるまちづくりについて</p> </li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4 | <p>【宰光】<br/>小柳道枝<br/>(10)</p>       | <p>◇施政方針に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 簡素で効率的な市政運営について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 今後の財政運営についての基本的な考えについて <ol style="list-style-type: none"> <li>① 組織・機構改革について</li> <li>② 部長制について</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2. 学校教育環境の充実について <p>人材バンク、子どもの安全と命を守るネットワークについて</p> </li> <li>3. まるごと博物館について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財保存活用計画について</li> <li>(2) 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例について</li> </ol> </li> <li>4. 市民が参画できる市政運営について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設使用料の減免について</li> <li>(2) 市長と語る会の開催について</li> <li>(3) 生涯学習社会の創造について</li> <li>(4) 「福祉でまちづくり」「地域コミュニティづくり」との連携した協働のまちづくりについて</li> </ol> </li> </ol> |
| 5 | <p>【太宰府市民ネット】<br/>村山弘行<br/>(16)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 滞在型観光に誘導した産業と観光の振興を図ることについて <p>具体的中身、滞在には宿泊ということも考えられるが、ホテル等の誘致は考えているのか。また、具体的に動きがっているのか伺う。</p> </li> <li>2. 職員の意欲を高めることについて <p>現在、初任者研修等が行われているが、特に部や課及び係で具体的な研修を計画するのか。育成の具体的取り組みについて伺う。</p> </li> <li>3. 歴史と文化の環境税について <p>引き続き本税を徴収していくのか。（仮称）太宰府みらい基金が創設された場合、歴史と文化の環境税は廃止するのか。いわゆる担保とは何なのかを伺う。</p> </li> <li>4. （仮称）JR太宰府駅設置について</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                             |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>はじめに駅ありきとは考えていないとあるが、はじめに駅ありきであるべきと考える。平成20年までに見通しを立てるとあるが、着工予定はいつなのかを伺う。</p> <p>5. 公共施設の減免について<br/>新市長の政策であると思うが、前市長の指名（後継者）を受けたのであれば、なぜ今回減免をするのか。減免廃止からどのように状況が変わり再び減免にする理由は何かを伺う。</p> <p>6. 市役所の開庁時間の延長や休日受付について<br/>労使での協議はどうなったのか、今からするのか。労使協議について、お互いに誠意を持ち交渉することが市民サービスに繋がるのではないかと。労使協議のあり方について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|  | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 「太宰府を第2の夕張市にしない」簡素で効率的な市政運営の推進について</p> <p>(1) 地方分権と活力あるまちづくりについて</p> <p>① 個性と活力あるまちづくりのために、市民、職員の知恵と工夫を総結集する施策の展開について</p> <p>② 財政見通しについて（主要財政指標から）<br/>経常収支比率、実質公債費比率、起債制限比率、財政力指数等の平成22年度末までの見通しについて</p> <p>③ 今後の財源確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区画整理事業や魅力あるまちづくりによる人口増加策について</li> <li>・ 予算消化から広告収入や市有地の活用などによる稼ぐ市役所への脱皮について</li> </ul> <p>④ 国の支援事業の活用について<br/>まちづくり交付金、地域再生事業、頑張る応援プログラム（企業誘致、少子化対策など）等についての取り組みについて</p> <p>⑤ 市役所開庁時間の延長及び休日の開庁について</p> <p>2. 子育て環境の整備と高齢者・障害者の充実について</p> <p>(1) 子育て支援について<br/>国・県の上乗せや待機児童解消等について</p> <p>(2) 高齢者施策について<br/>医療費、介護保険料の負担が年々上昇をしているなか、いかにして生きがいを持ち健康で長生きをしていくかが今後の重要な施策になる。先進地等を参考にした今後の施策について</p> |



|          |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6</p> | <p>【公明党太宰府市議団】<br/>清水章一<br/>(13)</p> | <p>(3) 障害者施策（障害者プラン）について<br/>バリアフリーや障害者自立支援法について</p> <p>3. 学校教育環境の充実について</p> <p>(1) 学校支援人材バンクの構築について</p> <p>(2) 子供の安全と命を守るネットワークについて</p> <p>(3) 安全・安心な教育環境の整備について</p> <p>4. 「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」について</p> <p>(1) 観光客を活かしたまちづくりについて</p> <p>① 産業・観光活性化プランの見直し充実について<br/>730万人の観光客を活かした経済効果を高める施策について<br/>(産業関連分析～経済波及効果等の推定等)</p> <p>② 小鳥居小路を歩行者天国に（滞在型観光の推進）</p> <p>(2) 地域再生計画について<br/>今回の選挙で側溝や道路舗装等の市営土木に関する要望が最も多く寄せられた。その予算配分の見直しについて</p> <p>(3) まほろば号の路線拡充について<br/>高雄、東観世地区の乗り入れと連歌屋・万葉台方面について</p> <p>5. 市民参画の市政運営について</p> <p>(1) 公共施設使用料の減免について<br/>施設使用料の減免措置が廃止され、生涯学習を進めていく中で様々な支障が生じている。減免措置は生涯学習や生きがいづくりを促進していくためにも必要ではないかとの声があるがいかがか。</p> <p>6. 健やかで安心して暮らせるまちづくりについて</p> <p>(1) 安全・安心のまちづくりについて<br/>防災・防犯にかかわらず、いじめによる自殺やあってはならないジェットコースター事故など、予期せぬ出来事が市民生活に様々なところで影響を及ぼす事例が増加している。今こそ市民が安心して暮らせる総合的な危機管理体制の整備が求められているが、市の考えについて</p> <p>(2) ごみ処理費の削減と省エネルギーの活用について</p> <p>① 無駄なごみを削減するためにマイバックや量り売り店舗の推進やもったいない運動等の展開について</p> <p>② 太宰府市地域省エネルギービジョンの実施状況について</p> |
|----------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|   |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 【太宰府新公会】<br>大田勝義<br>(12) | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 行財政改革の推進について</p> <p>(1) 平成24年度までに経常収支比率を89%にまで改善されることを公約にされているが、その根拠となる財政の中期的な展望を伺う。</p> <p>(2) 一般会計から他会計への繰出金の考え方について</p> <p>(3) 組織機構改革について</p> <p>① 組織機構検討メンバーはどのようなものか。</p> <p>② 意見聴取の必要性はどのように考えているのか。</p> <p>③ 統廃合や人事異動の活性化による適材適所の人員配置はどのように考えているのか。</p> <p>2. 子育て支援と高齢者福祉について</p> <p>(1) 次世代育成支援対策行動計画の進捗状況について</p> <p>(2) 高齢者の力を子育て支援に活かすことについて</p> |
|---|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 中林宗樹<br>(8)     | <p>1. 貸借対照表の作成、他財政について</p> <p>財政状況の実態について、資産がどのくらいあり、また負債がどのくらいあるのかということを確認するための貸借対照表の作成は民間では当たり前のことである。本市においても貸借対照表を作成し、財政状況について開示すべきと思う。その見解について伺う。</p> <p>2. 高雄地区のまちづくりについて</p> <p>平成18年4月に市道家の前・今王線が開通し、高雄中央通り線も拡幅工事が進められているが、高雄地区にはまだまだ未整備の箇所が多くある。これら未整備の箇所の整備をこれからどのように進めようと考えているのか伺う。</p> |
|    |                 | <p>1. シルバー人材センター前の「市の上」踏み切りの拡幅について</p> <p>平成13年12月議会で「雨水幹線の改修計画もあるので関係課並びにJR等と協議をしていきたい」と答弁をされているが、その後の進捗状況について伺う。</p> <p>2. 高雄地域について</p> <p>(1) 市道家の前・今王線とその周辺について</p> <p>① 道路の名称について(愛称名はできないのか)</p> <p>② 高雄台側の四つ角に点滅信号の設置について</p> <p>③ 高雄台への上り坂の舗装について</p> <p>(2) 高雄中央通り線の整備について</p>           |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 清水章一<br>(13) | <p>市民の願いであった拡幅工事が完成に近づいてきた。完成予定は平成19年度末と聞いているが、その見通しについて</p> <p>(3) 高尾川の氾濫防止策について<br/>平成18年12月議会で「平成18年度に改修工事を行いたい」等答弁をされているが、その後の進捗状況について</p> <p>3. JR都府楼南駅前の駐輪場について<br/>平成16年9月議会で「早い時期に対応していきたい」と答弁をされているが、その後の進捗状況について</p> <p>4. 君畑交差点から高雄交差点までの歩道への街路灯設置について<br/>国道3号線（南バイパス）沿いの歩道は星ヶ丘交差点等に街路灯が一部設置されているのみで、車の通行がなければ「暗くて危険である」との市民の声がある。国への設置要望について伺う。</p> |
| 3 | 武藤哲志<br>(19) | <p>1. 同和行政について<br/>当初予算は骨格予算であり、新市長は6月定例会に給付関係費及び運動団体への補助金1,400万円、同和教育研究協議会373万2千円、及び解放子ども会補助金32万円、合計1,805万3千円の補正予算を上程している。施政方針にも反するのではないか。法的根拠がないため、全額一般財源で補助を行うことについて、再三にわたり廃止見直しを要求してきた。今後の方針を具体的に明らかにしていただきたい。</p>                                                                                                                                           |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員  |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員  |
| 5番 後藤邦晴 議員  | 6番 力丸義行 議員  |
| 7番 橋本健 議員   | 8番 中林宗樹 議員  |
| 9番 門田直樹 議員  | 10番 小柳道枝 議員 |
| 11番 安部啓治 議員 | 12番 大田勝義 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 安部陽 議員  |
| 15番 佐伯修 議員  | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 田川武茂 議員 | 18番 福廣和美 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 不老光幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 市長 井上保廣     | 副市長 平島鉄信                 |
| 教育長 關敏治     | 総務部長 石橋正直                |
| 地域振興部長 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 三笠哲生 |

|                        |      |          |       |
|------------------------|------|----------|-------|
| 市民生活部長                 | 関岡勉  | 健康福祉部長   | 永田克人  |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長     | 村尾昭子 | 建設部長     | 富田 讓  |
| 会計管理者併<br>上下水道部長       | 古川泰博 | 教育部長     | 松永栄人  |
| 監査委員事務局長               | 木村洋  | 総務課長     | 松島健二  |
| 政策推進課長                 | 宮原仁  | 地域振興課長   | 大藪勝一  |
| まちづくり企画課長              | 神原稔  | 産業・交通課長  | 山田純裕  |
| 観光課長                   | 木村甚治 | 環境課長     | 蛭川二三雄 |
| 人権・同和政策課長<br>兼人権センター所長 | 津田秀司 | 福祉課長     | 新納照文  |
| 子育て支援課長                | 和田敏信 | すこやか長寿課長 | 木村和美  |
| 国保年金課長                 | 木村裕子 | 建設課長     | 大内田博  |
| まちづくり技術<br>開発課長        | 大江田洋 | 上下水道課長   | 宮原勝美  |
| 施設課長                   | 轟満   | 教務課長     | 井上和雄  |
| 学校教育課長                 | 花田正信 | 社会教育課長   | 藤幸二郎  |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、代表質問7会派、個人質問11人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問7会派、個人質問3人とし、2日目の22日は個人質問8人で行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の会派代表質問を行います。

会派日本共産党太宰府市議団の代表質問を許可します。

19番武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 日本共産党太宰府市議団を代表して、施政方針に対して市長に通告いたしております11項目について回答を求めます。

1項目めは、平成17年度の経常収支比率が98.6%、これは佐野区画整理、国立博物館関連事業、同和对策地区道路整備事業などにより経常収支比率が98%と上昇しましたが、内容はさきの一般質問でも行ったように、実質公債費比率、起債制限比率、財政力指数に対して、私の分析結果に対して当局は、太宰府市は安定した自治体と回答いたしております。それもそのはずです。太宰府市はこの10年間に他市と比べて行政改革の名のもとに公共施設の民間委託、指定管理者等推進し、現在職員が直接配置されているのは、小学校の給食調理職員配置校は2校、公立保育所2カ所だけであります。市職員の採用については、毎年見送り、欠員状況であり、人口比率に対しても職員数は少ない結果であります。特に経常収支比率が向上した内容は、同和对策特別措置法の期限切れに駆け込み事業を行ったことや、集中豪雨による災害復旧事業や国立博物館開館に合わせた事業を短期的に地方債の活用等を行ったことや、また国の方針で三位一体改革に基づく臨時特例債、減税補てん債など含まれておりますが、太宰府市の特徴として、文化財公有地先行取得事業債など、これまでの様々な投資的事業としての公債費総額の約250億円のうち、交付税措置により国、県の負担責任があり、地方債残高の4割近くが国が認めた優良地方債で保証されている内容です。その結果、年々経常収支比率が安定してくることは間違いありませんが、市長は行政経費の全般にわたり大胆な見直しを徹底し、身の丈に合っ

た行財政運営に努めると言っていますが、市民増税は毎年強まる中、福祉、教育行政は、ハードやソフト事業も必要と考えられますが、一方大胆な見直しを実行する結果は、予算の削減によって行政の施策に対してひずみも出てきますが、どのように検討しているか回答いただきたい。

2項目めは、「(仮称) もっと元気に・がんばる太宰府委員会」設置について回答を求めます。

市長は、民間団体の意欲のある市民の方々に参加をいただき、行政のあらゆる領域、活発な議論を通じた歳入増の検討をいただく所存と言っておられますが、歳入増が先か、今まで以上に市民負担を強める行政改革を重視し、その上職員に対して今まで以上に仕事量の増大を強めるのか、市長の諮問によって大きく変わると思います。今日まで様々な行政改革推進にかかわる審議会が設置され、答申を受けてきました。その答申が長期間にわたり実施され、小学校給食の調理業務の民間委託、公立保育所の民間移譲、コスモス学園の譲渡、あらゆる公共施設の民間委託などを行ってまいりましたが、一方では民間委託の施設で働く職員の身分は嘱託、パートなど、不安定な雇用状況を行政がつくり出しております。このような中、(仮称) もっと元気に・がんばる太宰府委員会を設置されれば、行政が攻撃的になるのではないかと、民間は厳しい、行政は民間を見習えという審議になり、本来の行政責務を合理化の対象にしてしまい、結果は公共サービスの低下につながるのではないかと考えられます。特に市長の方針では、歳出について、行政改革の観点から統廃合を含め経費全般、少数精鋭主義、経常収支の徹底した削減、民間委託の推進、補助金の整理合理化を基本に削減を断行すると述べていることに対し、問題も発生すると思われませんが、(仮称) もっと元気に・がんばる太宰府委員会の設置時期についてと、設置された場合に対して歳入歳出の検討課題に対する諮問の内容を明らかにしていただきたい。

3項目めは、市役所の業務時間の延長及び休日の開庁について回答を求めます。

市民サービスの向上では当たり前であります。転入、転出手続等や、勤務者のための保育所入所手続の申請等、その時間的な延長や休日に受け付け業務を行うことは評価をいたします。

市民要望として、日常的なニーズにどのようにこたえていくのか課題もたくさんあると思います。戸籍、住民票、印鑑証明、所得証明、就学援助の手続、転入転出に対する国保、年金、上下水道、教育委員会等の手続や高額療養費還付請求、納税相談等に対して、市民要望にこたえるために窓口の統一化、人員配置計画等予算計上の必要性も求められます。

春日市、大野城市でも実施されておりますが、問題点も様々あると思います。休日に市役所に来たが対応できなかった場合などの問題点もある以上、ある一定の要望集約を行う必要があると思います。また、実施に当たって持続的啓発が必要です。どのような対応を行うのか、検討課題を含めて回答を求めます。また、特色のある自治体では、市職員の自宅において、いつでも戸籍、住民票等の申請を受け付けていて、住民とのコミュニケーションを図っている自治体もあります。このような取り組みを検討する必要があるのではないかと、あわせて回答くだ

さい。

4項目めは、歴史と文化の環境税についてです。

様々な意見があり、関係者の理解を得るためには大変な議論を尽くして4年前に実施されました。3年の期限が来て、更新時、事業者の意見を聞き問題点も明らかになり廃止を求める要求、一方、市民からは引き続き実施を望む声もあり、議会で審議の結果、継続を承認しました。前議会の任期終了の間際に、（仮称）太宰府みらい基金創設のための特別委員会が設置されましたが、結論は明らかになっていません。今回の施政方針の中では、市長は、貴重な財源を確保する観点からもぜひ必要なものと認識している、また環境税については市民の皆様の賛意が得られているものの、前の議会では特別委員会が設置された経過があり、今回は関係機関や関係者との議論、推移を見きわめながら慎重に判断をしておりますと言っていますが、市長として環境税を引き続きいただくことを望むのか、それとも前市長が環境税の廃止に当たってそれにかわる担保が提起されましたが、その方針を引き継ぐのか、また様々な問題も抱えている歴史と文化の環境税に対して、今後の対応に対する考え方を明らかにしていただきたい。

5項目めは、同じく、（仮称）学校支援人材バンクについて回答を求めます。

この構想については、同じような内容について再三一般質問を行ってきました。特に、小学校1年生、中学校3年生に対して30人学級をぜひ実現させていただきたいと要求してきました。また、県の加配職員制度の活用を要求し、一部実現いたしました。教育の充実を求めて教職員退職者の雇用も要求してまいりましたが、実現いたしておりません。市長は、現在置かれている教師の実態を把握され、子供と向き合う時間の確保、学力向上、いじめ防止のために学校支援の人材を各学校に登録し、学校を支援する制度を検討されておりますが、教育委員会、教職員との意見交換を初め、協議を行ったのか回答いただきたい。教師の負担軽減と言うならば、具体的には教育上、児童・生徒の配慮も必要であり、数日間の配置では問題の解決にならないと思いますが、どのような学校支援対策システムを検討しているのか回答いただきたい。

6項目めは、コミュニティバスの乗り入れについて質問をいたします。

県下の中で市民要求をいち早く行政が企画し、議会に承認を求めてきたまほろば号については、一定の成果が出ていると評価いたします。運行開始から再三にわたって市民要望が強く、その都度議会に説明を行い、協議を重ねてきました。その一方、財政負担も増大していることは事実ですが、利用率の高い路線や見直しを行う路線も出てきております。運行から9年間経過しました。その間、地域住民から乗り入れに対する要望等各行政区から出ており、一般質問、決算予算委員会などでも論議になっており、行政は見直しを含め検討すると回答いたしておりますが、一度新設した路線を廃止するというのは大変困難な問題が起きてまいります。今回市長は、地域密着型の公共交通としてのサービスの一層の向上を図るために、高雄地域や道幅の狭い東観世地域の新規乗り入れを検討し、高齢社会に対応した福祉バスとしての観点と財政事情を考慮し、合理的、効果的な事業運営の観点から今日までの取り組みを検証しつつ、総合的に勘案して検討を行ってまいりますと明らかにしておりますが、市民に期待を持たせて、

それが実現しない場合など問題にもなりかねません。特に、西鉄東口の乗り入れ要望を初め、連歌屋、石坂等の乗り入れ要望も強く、今後の検討課題として問題が発生します。

今、全国各地で取り組まれているコミュニティバスについては、タクシー会社に委託、10人乗りのバスでの運行、予約制度等様々な取り組みが行われています。以前も財政負担の軽減を図るために運転業務の雇用方法の見直しや、佐賀県基山町のコミュニティバスの運行についても発言いたしておりました。道路の拡張で乗り入れできない地域や行政区の要望についてどのように検討しているかをご回答ください。

7項目めについては、（仮称）JR太宰府駅について質問します。

市長は、初めに駅ありきとは考えていません、と施政方針で述べておりますが、この問題については長期間にわたり行政と議会も（仮称）JR太宰府駅についての設置を検討し、JRに陳情、その結果待避線もつくられております。各議員からも一般質問を初め、各委員会でも質問が再三なされております。議会では、特別委員会が2期にわたり設置され、議論がなされてきました。ある一定の青写真も検討された経過があります。その間の財政事情も含め、筑紫野市と隣接している用地の問題や佐野東地区の区画整理について検討した結果がありますが、財政上の問題で棚上げとなっております。市長として周辺地域の面的整備を第一義として、歴史と観光のまち太宰府にふさわしい青写真を描き、平成20年には見通しをつけると言っておられますが見通しをつけるだけで終わるのか、それとも（仮称）JR太宰府駅をつくる方針であれば、完成年度を明らかにすべきでないかと回答を求めます。

8項目めについては、公共施設使用料の減免について質問します。

前市長と当時の助役である市長は、外郭団体を初め、社会教育、文化団体については補助金を交付しているので市民の方々の利用料の協調性を保つために公共施設の利用料の減免については廃止を行うと議会に説明してきました。議会の中でも反対がありましたが、実施がなされました。その間、様々な問題も発生して、行政は一部予算対応してきたことも事実です。新市長になられ、減免制度を復活することに評価いたしますが、市の外郭団体を初め、生涯学習、社会教育、後援団体等、市内外には様々な市民団体がありますが、この団体に対して減免制度をどのように適用するのか明らかにしていただくよう回答を求めます。

9項目めについては、「（仮称）市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」について質問いたします。

市長が市民の声を聞くことは素晴らしいことです。元市長さんのお二人も市長への手紙や市民との懇談会を企画し、地域に出かけて市民の意見を聞いてこられました。新市長は、行政区ごとに設置し、1回とは言わず何回でも地域に出向き、地域の課題や問題をともに語り合い、その成果を市政に反映させる努力を職員と一丸となり積み重ねてまいりますと言っておられますが、行政44区、小学校7校あり、具体的な日程調整を行わない限り、一時的なものに終わってしまうような感じがいたしますが、年間計画など事前に明らかにすることができるのか、回答ください。



10項目めについては、火葬場問題について質問をさせていただきます。

この質問については、一般質問で平成18年9月14日に行っております。佐藤前市長は、事業費総額の軽減、年間維持費の低減や自治体間の広域的処理において、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入を依頼していると回答、担当部長としては開発委員会に受け入れの検討をお願いをいたしておりますと、少し時間がかかりますが意見が集約されると伺っておりますと報告されておりますが、私は質問として、北谷区に建てかえ協議を平成13年10月20日に行い、平成60年までに3億8,505万9,000円の地元要望事業と年間330万円の地元協力金の支出を議会に承認を受けて現在まで支出を行っております。その後、調印から3年が経過しました。本来、地方自治体の事業として利便性や財政負担問題を考えるならば、北谷区に建てかえの場合は建設に対して国の地方債が認められますが、既設施設の加入については筑慈苑建設費約29億円、周辺環境整備費約18億円、合計約47億円を2市1町で負担しております。太宰府市、大野城市が加入すると、その財政負担が求められますが、加入に対して財政計画は検討されているのか報告をいただき、市長は筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合の加入が適切であると判断、本年中に結論を出したいと考えておりますと言っておられますが、受け入れられない場合の対応と受け入れられた場合の北谷区の補償問題はどうかをあわせて回答いただきたい。

最後の質問は、上下水道について質問します。

太宰府市の水道受水状況は、平成17年度では総受水量453万4,000m<sup>3</sup>、その内容を見ますと、松川・大佐野ダム101万m<sup>3</sup>、山神ダム98万m<sup>3</sup>、福岡水道企業団253万m<sup>3</sup>で、総受水量の56%を福岡水道企業団の高い水道水を購入しております。1立方メートル当たり122円、福岡水道企業団の料金です。一方、山神水道企業団は、1立方メートル当たり77円。福岡水道企業団の海水淡水化事業供用開始に伴う受水費は、平成13年度1億5,000万円が平成17年度は倍に近い3億700万円となっております。平成24年度完成予定の大山ダムの給水権利によって、高い福岡水道企業団の水道水を買う結果になります。市長は、福岡水道企業団に対し、高い水道の引き下げを要求する考え方がないかを伺います。

また、平成19年度当初、水道事業会計の現金預金に対しては、国債5億円を含み、約19億円を保有しております。下水道会計についても、約18億円の預貯金があります。福岡市を初め、各地からのこの太宰府に転入者の方々は、太宰府の水道、下水道料金は高い、引き下げをいただきたいとの強い要望に対して、私は以前にも質問いたしました。特に問題点として、事業用上下水道料金は経費算入をされますが、一般市民の方々が使う家庭水道下水道料金は経費算入されません。このような同じ料金体系になっていることに対し、見直しを要求してはいたしましたが、見直し時期については審議会にも諮れず、佐藤前市長の決裁で料金が据え置かれております。市長は、家庭用の水道下水道使用料の軽減を図るためにも、料金の見直しを検討する考え方がないかをお答えください。

○議長（不老光幸議員） 統括答弁。

市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。

ただいま施政方針に関しまして市議会会派日本共産党太宰府市議団を代表されまして武藤哲志議員よりご質問をいただきましたので、順次ご回答を申し上げます。

最初に、経常収支比率の改善方針についてのご質問にお答えをいたします。

財政構造の弾力性を測定いたします指数であります経常収支比率は、本市において平成17年度98.6%という硬直した数値となっており、平成19年度決算までに98.0%、平成24年決算までに89.0%という目標を設定いたしまして改善してまいりたいと思っております。

経常収支比率を0.1ポイント変動させますためには、約1,200万円の経常一般財源収入額を増額または税金等の一般財源を充当する経常的な経費を減額しなければなりません。したがって、平成17年度98.6%を平成19年度に98.0%にするためには、約7,200万円、平成24年度89.0%にいたしますためには、さらに約10億8,000万円の歳入の確保もしくは歳出の削減を図っていくことを数値目標といたしております。

歳入面におきましては、経常的な支出は経常的な収入をもって充てるという財政原則のもとに、市税を初め、使用料・手数料、負担金、普通交付税といった経常的な収入を高めていくことが重要であると考えております。

市税におきましては、公平性を図る観点からも、人材育成を初め、徴収システムの充実によりまして徴収率を高め、安定した税収を適正に維持する努力を行ってまいりました。また、使用料・手数料、負担金につきましても、公平な受益者負担の立場から適正な水準への見直しを図ってまいりたいと、このように思っております。

また、経常的な一般財源となります普通交付税につきましても、算定の中で重要なウェイトを占める起債について、算入率の高い起債を優先して借り入れ、普通交付税への算入強化を図っているところでございます。

歳出面におきましては、義務的経費のうち、まず人件費につきましても、平成20年度以降、職員の大量退職が始まります。平成17年度を基準といたしまして、平成23年度末までには約70人の退職者が見込まれまして、必要な職員採用を行ってまいりましても人件費のうち経常一般財源は、平成17年度決算で約31億400万円が、平成24年度には4億6,000万円の減の約26億4,200万円となると見込んでおります。

また、公債費、市債の発行につきましても、公債償還金よりかなり抑えた20億円以下に抑制することによりまして、公債費のうち経常一般財源は、平成17年度決算で約24億7,400万円が、平成24年度には6億8,000万円減の約17億9,700万円になると、このように見込んでおります。

しかし一方では、扶助費でありますとかその他の経常経費の伸びが見込まれますので、常に将来にわたって財政の健全性や弾力性を確保するために、経常収支比率をより一層低減させていくことが重要でありまして、歳入歳出の両面からあらゆる方策をとっていく必要があると、このように認識をいたしております。

また、最少の経費で最大の効果を上げるという財政の効率的運営に努めながら、職員の時間外手当を初め、賃金を含めた人件費や消耗品費、食糧費といった需用費、旅費等におきましても、予算編成、執行時におきまして全庁的に経常経費の削減に努めておるところでございます。

今後、経常収支比率を注視しながら、経常収支比率の削減に向けての努力を続けまして、少しでも多く投資的経費へ振り分けることができるように努力してまいりたいと、このように思っております。

次に、「(仮称)もっと元気に・がんばる太宰府委員会」につきましてのご質問にお答えをいたします。

新たな財源確保を図るため、昨年から庁内関係課で検討を重ね、広報紙、ホームページ、納税通知書用封筒等を媒体とした有料広告事業を開始をいたしております。このことによりまして歳入の確保に努めておるところでございます。

まずは、自主財源にできるものはないかなど、内部組織で十分なる論議を尽くすことが第一義的と考えておりますが、今後はさらに外部のご意見、あるいは民の発想、手法をご提言いただくことができるような、そういった委員会の設置も一つの方策であると思っております。そうした中から、その知恵を行政に生かし、まさに官民協働のまちづくりを行っていききたいと、このように考えております。

次に、市役所の開庁時間や休日の開庁計画についてのご質問にお答えをいたします。

市民の目線に立った、より質の高い市民サービス、窓口業務を目指し、転入、転出の多い繁忙期における開庁時間の延長、さらには休日の受け付け業務などの対応につきましては、関係部門が相互に連携し、来年2月をめどに可能な部分からまず試行してまいりたいと、このように考えております。

窓口サービスの分野といたしましては、住民票、印鑑証明、税務関係諸証明のほか、転入・転出、印鑑登録、国民健康保険、上下水道、児童手当、保育所等の業務が考えられます。また、開庁時間につきましては、年末年始、年度がわり、平日の夜間、土曜・日曜と色々な方法があろうかと思っております。

ご質問では、具体的にはどのような形で取り組むのか明らかにされたいとのことですが、よりスムーズな体制づくりのためには内部におけます十分な調整が必要でございます。また、現在本年10月をめどといたしまして進めております行政機構改革を踏まえる必要もございましたので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

なお、試行にあわせて市民ニーズ調査を行いながら、より市民の目線に立った、質の高い行政サービスを目指してまいりたい、このように思っております。

次に、歴史と文化の環境税についてのご質問にお答えをいたします。

この税は、地方分権一括法に基づく課税自主権の行使、自主財源の確保の観点から、平成15年5月から導入をいたしております。

税収は、平成18年度実績で約6,400万円の収入がございました。導入時から平成19年3月徴収分まで、約1億9,000万円の収入となっております。本市のまちづくりのための貴重な財源となっております。基本的には継続したいと、このように考えております。

基金について、一定の財源が確保されるのか、将来への継続性は見込めるのか、アンケートにおいて修正も含めて約8割の方が継続を示されている市民に対して理解が得られるかどうかという視点に基づいて、今後とも推移を見守り、税制審議会の意見を踏まえ、法定外普通税であります歴史と文化の環境税につきまして判断してまいりたいと、このように考えております。

次に、（仮称）学校支援人材バンクについてのご質問にお答えをいたします。

学校への支援につきましては、多くの方々に様々な形で行っていただいておりますことに大変感謝をしているところでございます。しかしながら、そのような中で現場の先生は、学力向上や発生した問題解決のために奔走し、多忙な日々とお聞きをいたしております。

このことから、学校、先生へのサポート、支援を行っていただく方々の把握、管理を学校ごとに行うのではなく、市で整理し、校長の派遣申請などに基づいて対処すれば、先生方の負担も軽減され、発生した問題の解決や学校が目指します学力の向上などに結びつくのではないかと、このような考えから、選挙公約に掲げたところでございます。

議員お尋ねの実施時期、協議期間につきましてでございますが、どのような内容が市全体の制度として望ましいのか、学校現場の考えや状況、先進地、近隣市町の例などを調査研究させていただきたいと考えております。

実施には、いましばらく時間を要すると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、コミュニティバス乗り入れについてのご質問にお答えをいたします。

現在運行しておりますコミュニティバスにつきましては、本年秋ごろをめどにより、合理的、効率的な運営も含めた全体的な見直しを行いたいと考えております。

また、新規乗り入れの地域についてでございますが、高雄地区や東観世地区を初め数地区で既に要望がなされておりますけれども、新たな路線の開設につきましては、今後運行経費や利用者数等を含めた費用対効果や運行するための課題、問題点を明らかにし、関係地区住民の意見を十分拝聴しながら結論を出していきたいと、このように考えております。

次に、（仮称）JR太宰府駅についてのご質問にお答えをいたします。

本駅につきましては、第四次総合計画及び都市計画のマスタープランにおきまして、同駅を交通の拠点として交通、商業、業務施設並びに住宅地が集積する本市の西部拠点と位置づけ、新しい市街地を形成することといたしております。したがって、本駅の設置につきましては極めて重要な政策課題と位置づけておまして、地元住民の皆様の意向を尊重しつつ、周辺のまちづくりの青写真を描きながら、民間資本を投入するのか、整備範囲はどの程度とすべきか、都市機能の集積はどの程度が望ましいのかと、こういった諸問題につきまして逐一検証を

行いながら、実施するとすればいつまでにどのように実施するのか、また周辺地域のまちづくりの中で駅をどう位置づけるのかといった具体的な動きを示すことができますよう、平成20年度を目途にその見通しをつけてまいりたいと、このように思っております。

次に、公共施設使用料の減免についてのご質問にお答えをいたします。

公共施設使用料の減免の見直しにつきましては、公平な受益者負担の原則から一般利用者との公平性を図るため、また指定管理者制度の導入等に伴うことから市の方針として、平成18年1月から市民の皆さんにご理解とご協力をいただきながら実施して1年数カ月が経過をいたしました。

しかしながら、今回市民の皆様方にお会いする中で、文化協会や体育協会等の団体の会員の皆さんなど、数多くの市民の皆さんから、使用料や利用面でのご不満やご意見をいただいたところでございます。そういった減免問題につきまして、再度原点に戻って見直す必要があるという思いに至った次第でございます。

このことから市民の皆様が利用しやすい施設にしていく検討や、あるいはスポーツ活動への参加促進、また文化活動などを総合的に応援していくという観点に立って、現在受益者負担の原則としながら、負担のあり方について関係課によります調整会議を進めておりまして、減免対象、減免率及び実施時期など、さらには指定管理料への影響などを含めて検討しているところでございます。

一定の方向性が決まりました折には、議会に対しましてご報告をしていきたいと考えております。

次に、「(仮称)市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」についてのご質問にお答えをいたします。

これまで広聴活動の一環といたしまして、平成17年度におきまして施政方針や財政状況、主な事業について地域に出向いて直接市民に対しまして説明を行い、市政やまちづくりについて市民と積極的に対話して共通認識を持つことによりまして、市民と行政との協働のまちづくりを推進していくため、市長と語ろう～まちづくり懇談会を総合計画の7つの地域づくりにあわせて、各小学校区ごとに7回実施してきております。

今回のご質問の件につきましては、私が進めております協働のまちづくりに福祉でまちづくりを取り込みながら推進するために、地域に出向いて直接市民と懇談をし、市政やまちづくりについて意見交換を行い、市民の率直な意見、提言を市政運営に反映させていくとともに、行政と市民との協働のまちづくりを推進していくため、現在実施要領等を策定中でございます。

次に、火葬場についてのご質問にお答えをいたします。

太宰府北寿苑の改築計画につきましては、筑紫野・春日・筑前筑慈苑組合への加入に向けた協議をさせていただくことになっておりますが、筑慈苑組合では、その前提となります地元、山家地区開発委員会の了解を事前に得て進めたいとのことで、地元の協議を進めておられます。

地元協議はまとまる状況になってきているようでございまして、組合間の事務協議開始も遠くないというふうに思っております。現時点では、この事務協議をしっかりと行うことが大事だと考えておりまして、協議が円満にまとまるよう努力してまいり所存でございます。

最後に、上下水道についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、福岡地区水道企業団に対し、料金の引き下げを要求する考えはないのかとのご質問でございますが、福岡地区水道企業団では、平成20年度から財政収支計画策定のための長期財政収支予測に着手されております。同企業団の平成18年第2回議会決算特別委員会及び平成19年第1回議会予算特別委員会の中で、料金の見直しについて検討し、構成団体の負担軽減に努めるべきであるという要望、意見が一部にあっております。大山ダムからの供給開始時期前には今後の財政収支計画等で分析、検討されると聞き及んでおりますので、運営協議会の中でも意見を述べていきたいと、このように考えております。

次に、家庭用の上下水道使用料の軽減を図るために料金を見直しを検討する考えはないかとのご質問でございますが、水道料金につきましては、市民の皆さんが高い関心を示されていることは、今回の私の選挙期間中にも強く感じております。水道事業につきましては、平成16年度に一般会計高料金対策補助金を廃止した後、平成16年、平成17年に純損失を生じる赤字決算となりましたことから、平成18年度には加入負担金を予算第4条の資本的収入から組み替えを行いまして、収益的収支の財源不足を補うという厳しい経営状況にございます。

下水道事業につきましては、繰り出し基準に基づく一般会計の繰出金に左右されますが、財政収支計画に基づき、毎年度一定の利益を確保する努力を行っております。平成17年度末で154億円を超える企業償還金を含め、資本的収支の不足額を将来的に補てんする大切な財源となるものでございます。

上下水道料金につきましては、今後も一層の経費節減に努め、現行料金を据え置く努力を続けながら、議員ご指摘の料金体系の見直しも含めて、引き下げの可能性について模索していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上のとり、ご質問の件につきましては答弁をしまいましたが、ただいま承りました貴重なご意見あるいは要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしまり所存でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ここで11時まで暫時休憩をします。

休憩 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 項目めについて再質問はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、11項目について回答いただきましてありがとうございます。なお、私の質問と各会派の質問が重複しておりまして、ほかの会派の質問にも回答すると思うんですが、この1項目の財政、市長が経常収支比率を89%まで下げたいという、この部分については大変評価をいたしますが、やはり太宰府の特徴としては、今まで行ってきた議会の経過を見ますと、やはり安定した行政運営をするために地方債についても慎重かつそれなりの国の保証があるような形、それから文化財についても40億円近く、全額に近い国の保証がなされておりますが、一つは今後ほかの質問項目とも関連しますが、やはり市民からハードやソフトの面も要望が出てくると思うんですね。そういう状況の中でどう対応していくかというのがあります。そういう状況の中で、やはり市民ニーズにやっぱりどうこたえていくかというのがありますので、その辺も財政と結びつけてですね、やはり行政として対応していくようお願いをいたします。

私、1項目めはこれで終わります。

それから、2項目めの問題ですけれど、この問題についてちょっと私が一番心配するのは、この民間の意見を市長として聞きたいということによっておられますが、やはり皆さん方一生懸命仕事されていること、私評価はします。ところが、行政の仕事というのは簡単じゃないと私も言いましたように、皆さんがそこに座るまでというのは30年近くあるわけですよ。で、いろんな形で責務があります。執行権持ってます。ところが、外部から見ると、職員はよっぽど民間と比べて楽をしているという方の受けとめ方があると思うんですが、やはりこの市役所の業務というのは100以上の業務がある。それに責任を持たなきゃならないというのがあってですね。ところが、民間は一生懸命苦労しているんだけど、行政は楽をしているという受けとめ方があるようですが、その中でここにも書いているように、やはり私は今までの内容を見ておまして、指定管理者にした、そういう中で嘱託、臨時の方、パートの方をお願いした、そこに矛盾点も出てきているわけですよ。だから、そこは市長としてやはり行政の責務、行政の仕事、こういう状況の中で財政確保すると言うならば、その行政の仕事の内容だけは明確にして、この（仮称）もっと元気に・がんばる太宰府委員会の設置をしないことには、私ども議会や行政が批判を受けることになりかねませんので、その辺はどうでしょうか。明確にですね、行政の仕事、この辺を明らかにちょっと1点していただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、ご指摘のように、私はもっと元気に・がんばる太宰府委員会を開催していきたいと思っております。これは、将来とも太宰府市が市民協働のまちづくりをし、そして太宰府市住んでよかったと言われるようなまちづくりにしていくためでございます。現時点だけではなくて将来にわたってやっていくためには、今何をどういうふうな形の中で制度設計でありますとか全般的な行政をどういうふうに見直していく必要があるか、基本をどこにつくっておく必要があるかというような視点で私は提唱し、頑張っていきたいというふうに思っております。基本的には、私は今まではスクラップ・アンド・ビルドでございましたけれども、私

の考え方は、ビルド・アンド・スクラップ。やはり、太宰府市にとって必要な事業、市民にとって必要な財源等については私は確保していく考え方でございます。市民の要望あるいは志の芽をつむような縮み指向は持っていないというようなことにつきましても、私は選挙期間中に訴えてきております。そのために、あれもこれもできませんから、身の丈に合う財政運営を心がけていきたいと。市民にとっての不利益になるようなことについては決して考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 2項目めについて再々質問はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 3項目めについて入っていいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） はい。2項目めは終わりました。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 3項目めについて、以前も休日だとか、そういう論議もしてきて、今度市長になられまして、そういう市民ニーズにこたえたいということで休日だとかそういう転入、転出時期に時間延長ということについては評価をしますが、今やはり太宰府も以前と違ってオンライン化されてます。そのオンラインについては、だれが使ったというのはきちっとコンピューターを見るときには出てくると思うんですよ。だから、そういうコンピューターを様々な形で、今市役所にお見えになると本当各課を回らなきゃいけない状況があるんですね。そういうのをどう見直していくのか。住民票の転出の場合については国保年金課に行きなさい。そして、税金の滞納があればどうするのかという形で税務課に行く。学校の転入があれば教育委員会に行くとかですね、水道、下水道の休止の問題があれば行くという問題がありますが、そういう窓口をやっぱり一本化して、市民があっちに行く、こっちに行くというのはちょっと、やはりそういう問題も見直していく必要があると思うんですね。

それと、私はやっぱり太宰府市はですね、見ておりまして市民の方がお見えになりますが、以前も質問したように、職員というのは今も行政に来たときにどう対応するかというのはですね、やはり今のカウンターは下げるべきですよ。市民にお座りくださいと。来ていただいて座っていただいて、そして業務をするぐらいの、何かそういうものが必要ですよ。今、外国では皆それが当たり前。戸籍とか住民票いただくときには手数料を払っていただくわけですから、そのお金は払うわ、立ったままで業務を受け付けるという状況じゃなくて、そういう発想の転換、こういう状況も必要じゃないかなと。今、座っていただいて相談を受けるのは納税課です。ほかには座る場所は福祉事務所と子育て支援課もありますかね。やっぱり一番窓口、住民票あたりのところも、もう少しカウンターを下げて、職員が対応するとかですね、コンピューターも一元化をして、あっちこっちに市民が行ったり来たりしないように、異動届に確認をもらってきてくださいというのを、どこの自治体でもコンピューターを一本化して、コンピューターを見れば、水道に加入しているのか、下水道があるのか、井戸なのか、学校があるのかどうかですね、そういうのは全部一本化するような方法は今後の検討課題としてすべきじゃな

かと思いますが、この辺どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 本市におきましては、皆様方もご承知のように、コンピューター、パソコンを職員1人1台配置しての業務管理をいたしております。やはり市民の目線に立った窓口業務の必要性を私は痛感をいたしております。そのためには、前提として今武藤議員がご指摘されておりますように、コンピューターデータの一元化をしていく必要があると。今は、恐らく私は中身まで詳細には存じませんが、データが入っておるわけですから一元化することについては可能だと。そしてまた、総合窓口を置いて行うというあらゆる方策を練りながら、市民のサービスの向上に向けて、休日あるいは繁忙期の開庁に向けて、私はまず試行から行っていきたく。そして、問題点の整理をしながら本格実施というような形につなげていきたくというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありますか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ありません。4項目めをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 4項目めの再質問に移ります。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私も以前この環境税の問題については付託を受けまして大変論議をし、参考人招致までして論議をしていました。今市長としては環境税、当初6,400万円が今1億9,000万円近くの歳入になっている。議会としても基金創設調査特別委員会も出されておりますが、現在のところ以前の特別委員会も結論を出しておりませんが、相当この問題について市長としては精力的に動かないことには解決にならないと思うんですね、この事業者の方々、こういう方に対して。だから、以前の市長としても担保として、それはもう基金で1億円か2億円ぐらい基金があったって、今財団だとかスポーツ振興財団見てもたった1億円、2億円という、金額は大きいですが利息としてはわずかですよ。だから、その担保があればというのが以前からありまして、毎年6,000万円から7,000万円の収入が得られるかどうかという大きな問題もありますし、また事業者は何で私ら28業者だけがこういう税金集めなきゃならないかというのがありますが、引き続きこの問題については、市長を始めですね、副市長、担当者がやっぱり精力的に動いて、問題を解決させる、環境税をいただくならばその努力をする。もしただかなければ、どんな状況で財源を確保するのか、市長の方針をやるのはやはり精力的に動かなければ解決しないと思っておりますが、そういう努力はなされますか。これだけで回答いただいて終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、まず行動ありき、現場主義を行っていきたくというふうに思っております。この環境税につきましては、マニフェストの中におきましても示しておりますように、私はまちづくりのための財源確保のために必要であるというふうに思っておりますので、継続

が基本の考え方でございます。

また、今、議会を初めといたしまして（仮称）太宰府みらい基金の提起もあっておりますので、そのありようを推移を見ながら最終的な判断をしてまいりたいというふうに思っております。その場合の努力は当然、執行部のあるいは首長として私は行っていく所存でございます。

（19番武藤哲志議員「再々質問」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 再々質問を許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） もう一つはですね、やはり環境税をいただく以上は事業者に対して、やっぱりどういただいたとか、徴収業務だとかいろんな部分がありますが、やっぱり太宰府のこの貴重な財源で句碑を建てたり仮設トイレを設置したりしていますが、この環境税をいただいている事業者に対し、そのいただいた税金をどう事業者の環境整備に充てるかを最重点に考えていただかないとご理解いただけないと思いますが、見ておまして余りにも集めた金額の5,000万円、6,000万円のうち返す金額が少ないような感じがしますが、この辺をもう少し見直す考え方がありますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、特別徴収義務者として事業者をお願いをしておるわけでございまして、私ども6万7,000人の気持ちといたしましては、ありがたいといいたまいますか、そういったご労苦に対しますお骨折りに対しましては、そういった感謝の念は持つておるところでございます。また、その負担金といいたまいますか、報償といいたまいますか、報いといいたまいますか、そういった謝金等は一人一人には支給できませんので、その組織に対しますところの今金額、財政面でバックをしておりますけれども、現時点においてはその金額については変える考え方はございませんが、今の状況が不備とかいろんな問題点等があれば考えていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 5項目めについて再質問ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私は、市長がこういう提起されたことについては大変評価しますが、後で結構ですが、今、先生たちというのは大変な状況ですが、現在、昔と違って今の教育というのは大変厳しい状況ですが、病気による休職者が現在この過去3年の間、いろんな体の不調を含めて休職者が何人あるのか。それから、学校を見ておりましたも8時、9時、10時と職員室に電気がついておりますが、小学校7校、中学校4校の先生たちが勤務時間が終わっても仕事が残っている。また、研究指定校の関係でいろんな形でそういう仕事がありますが、先生の勤務時間の実態ですね、こういうものを出していただいて、それからやはり特に私ども総務文教委員会では不登校の問題、こういう問題で先生たちも苦労されているようですし、こういう不登校問題を対策するためには、その子に当たれば教室がなかなか運営できないという問題がありますし、どのぐらいの教育の支援、人材バンクのために要るのかはですね、ここでは回答

を求めませんが、ちょっと後で私の方に報告もいただきたいし、所管の委員会でも資料を出していただくようお願いをいたしておきます。この5項目めはこれで終わります。

議長、6項目めを許可いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 6項目めについて再質問はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それじゃあ、市長は秋には大体見直しをしたいということで、新たに高雄、観世だとか新設路線で、どういう効果があるかという部分がありますが、やはりこの問題については行政の発想で、行政が大変努力をし、全国的でも一、二番目にこういう市民のニーズにこたえる、議会の発議じゃなくてあなた方が出してきた内容です。これに対しても大変な税金も使われていることは評価します。ただし、今全国的にもこの何日かの新聞に載っていますが、ああいう西鉄だとかバス会社には国の補助金が出て、太宰府は特別に始まったために交付税措置がなされた経過がありますが、今後地方自治体に対する補助金は大変厳しくなります。こういう状況の中で新設する場合の難しさもありますし、小型化とかそういう問題についても、あなた方が提案をし、議会で承認した経過がありますので、今後私が提起している内容について議会にも諮っていただくようお願いをいたしておきます。

じゃあ、6項目終わりました、議長、7項目の質問に入らせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7項目めの再質問に入ります。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはり、私ども8年間にわたってJR太宰府駅をどうするか。以前、伊藤市長さんの段階でJR都府楼南駅ができるときに、太宰府の顔、国立博物館設置に伴う駅の開設としてやってきました。ところが、あの辺は市街化調整区域で筑紫野市に隣接をしますし、道路もない、どうするかという中で論議をしてきたことですので、できればこの問題は大きな太宰府の課題です。ぜひひとつ見通しをつけるというか、私どもも駅もどういう状況の駅がいいかという形で何カ所も駅も見に行きましたし、周辺も調査もしておりますので、やはり財政的な規模、どうするかも含めて今後も提案を議会の方に説明をいただくことをお願いをいたしておきます。

7項目めは終わります。

○議長（不老光幸議員） 8項目めの再質問に入ります。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 公共施設の問題について、今の市長の説明でよくわかりました。ところがですね、やはりこの減免というのは、早く言えば文化協会だとか吹奏楽団とか体育協会というだけじゃありません。いろんな形で外郭団体もありますし、PTAもありますし、それから太宰府市が後援する団体もありますので、あれだけ議会で論議されましたので、今後どういう形であり方を検討すると、利用しやすいようにするか方向性を明らかにするということですので、この問題について改めて議会の方にも、見通し、内容、また減免の条例が以前ありまし

たが、その減免条例を新たにどうするかを含めて議会との協議をしていただきたいと思います
が、この点どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この説明の中でもご説明いたしましたように、私が選挙期間中を通して市民
の声を聞き、そしてお教えをいただきました。その中で一番多かったのが、この公共料金の減
免の問題。これは、文化協会あるいは体育協会だけではございませんで、小・中学校が公の施
設を使う場合でありましてそういった声を聞いてまいりました。私は、平成18年にこういっ
た市の方針として減免制度の廃止を行いましたけれども、結果として私はその政策を覆し、そ
して元に戻すというふうなことを決断をいたしました。今からも、行って、やった結果とし
て、時としてそういった施策が出てまいった場合については再検討をし、そして勇気を持って
元に戻すというようなことも今後もあり得るのではないかなと、私も100%ではありませんの
で、間違ったときについては改めて率直に謝り、そして元に戻すというふうな勇気を持ってい
きたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ありません。

9項目に入りたいと思います。

大変、市長と語ろう会についてですが、以前も長い歴史を見ておましてね、やっぱり4年
間という期間があります。市長としての公務というのは大変です。いろんな催しもあります
し、日曜も祭日もありません。そういう状況の中で、やはり具体的に年間計画をして、そして
事前に広報だとかそういうものも含めてやっていただかないと、当初だけの部分では、解決し
ませんので、できるだけ年間計画を出していただいて、やっぱり市民の要望だとか意見とか、
そういうものもですね、もともと太宰府市には出前講座というのはあるんですよ。ところが、
素晴らしいものがあったも、それがやっぱり当初は大変充実していますが、時間がたつにつれ
て薄れていく経過があります。それをどう市長がみずから市民の中に入っていかという問題
は、やはりその努力をしないと断ち切れてしまいますよということを指摘をいたしておきま
す。

それじゃあ、議長、10項目めの質疑に入らせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 10項目めの再質問を許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） では、10項目めですが、私は一番懸念しているのは、以前もこの質問
しておりますが、火葬業務というのは本来固有の業務です。北谷にはもう本当私も建設時から
の経過を知っております、大変な内容です。北谷の地元も努力もいただいております、そ
して当然建てかえようと思う中に急遽筑慈苑の方に加入の問題が出てきますと、そこでは借金
もすることもできない、また加入に対して建設して借金を払うというのをやめて一時的な問題

もあると思うんですが、もしやっぱり判断を誤ればね、やはり大変なことになりますので、結論を出したいということになっておりますが、精力的にして、だめならだめで直ちに北谷にやっぱり建てかえを行うと。そうすると、市民も利便性、筑紫野市まで大野城市から行かなくてもいいわけですから、その判断は明確にさせていただくようお願いをいたしておきますが、結論を早急に出していただきたい。北谷の部分の補償はしなきゃいかん。筑慈苑に加入すると加入金や運営費や出さなきゃいかんという二重の負担をするような行政であってはならないと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この件については、後戻りすることなく、前に前に進むように努力してまいります。

○議長（不老光幸議員） 11項目めの再質問を許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それじゃあ、最後の上下水道問題ですが、本当に福岡水道企業団の水は高い。先ほども言いましたように、太宰府の水源としては101万 m^3 、山神ダムが98万 m^3 、そして福岡水道企業団から太宰府の水の56%を受水してますが、この太宰府の水と山神水道企業団の水の倍近くを払ってますので、市長としてもこの水道の、それかといって海水ができたからといって太宰府持ってきているわけじゃありません。筑後川の水をその分だけの海水の権利をもらうとか、それから大山ダムの権利についても福岡水道企業団の水をもらうわけですが、この水はほかの自治体と比べて高いと、ただしもう福岡水道企業団の水ができて30年近くなるわけですから、圧送して送られてきている部分については、それなりのリスクを、理由とか内容を含めてですね、下げさせないと、地方自治体に対しての負担は余りにも大きいですよ。それと同時に、私もさっきも言うように、やっぱり経費に入る水道は、はっきり言って申告のときはその分だけ安くなるんですから。ところが、家庭で使う水はひとつも経費にも入れられないという問題。それから、メーターの使用料の問題もありますが、やはりこの料金の見直し時期にぱっと市長の決裁だけで据え置いたという問題もあるし、やっぱり論議が必要です。私どものこの水道料金改定とか、見直しとか引き上げの問題もあると思うんですが、それなりのものはびしっとすべきだと思います。今後の問題についても明確に対応していただくとか、福岡市に水道企業団の水を下げてくださいとか、こういう要望についても議会に説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この水問題につきましては、これまた私が選挙期間中の中におきましても高いというふうな声、何とかならんかというふうな声も聞きました。私もQ&Aという、その選挙期間中に市民の皆さんから出ました意見をまとめてつくりました。つくりながらもそう思いました。どうしたら軽減できるのかなと、広域になったらできるのかなと、あるいは一般会計から繰り入れるというような形が可能なのかなと、その時点の中においても考えました。今議

員がご指摘されました。事業所用、家庭用。事業所用は、なるほど経費にもなります。そういった負担の軽減、格差がございます。今後課題として、私どもはこのことについても中心テーマとして考えていきますし、また福岡水道企業団の方の推計等もいろいろ方策が練られております。その際におきましても、私も加入の一員として適切な意見を述べてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありますか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それでは、大変貴重な時間をいただきまして、私の一般質問、11項目に市長から回答いただきましてありがとうございます。これで私の代表質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派日本共産党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派平成の会の代表質問を許可します。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） ただいま発言の許可を得ましたので、平成の会を代表し、質問をいたします。

まず第1点目は、選挙公約で第2の夕張市とならない、経常収支比率を平成24年度までに89.0%にすると公約されております。市民の方も大きな関心と期待が持たれていると思われまます。この収支比率の比率減の理由として、現在ハード面の基盤整備に一定のめどが付き、ソフト面の福祉と教育に重点を置いた行財政改革を積極的に行うとありますが、本年度の収支比率はどのようになるのか。経費削減にのみとらわれた際、萎縮された政策となり、ますます貧弱な都市に移行する場合もあり、5年先、10年先を見越した計画と政策が大事だと思われまます。市民にわかりやすい政策と経常収支比率の考え方について伺います。

2点目は、機構整備の改善について伺います。

マニフェストでは、福祉、教育について重点を置いた政策を進めたいとありますが、今私は、今後の社会づくりにおきまして本当に重要な施策だと思っております。現在の機構の組織を見てみますと、技術関係者がまちづくり技術開発課に集中されておきまして、福祉施策の面におきまして専門的分野の見方が薄らいでいる感があります。このため、現在推し進められております家庭での介護施設、すなわちバリアフリー化が、全然使用できないような、また必要でない部分の部品をつけたりされた家庭もあり、むだな公金支出となっております。その分野に没頭でき、命令系統が即決できる体制に改善すべきと思われまますが、その見解を伺います。

また、本市におきましては、九州国立博物館が大変なにぎわいを見せ、まちのあり方も徐々に変わりつつあると思われまます。したがって、観光産業の推進、企業の誘致など、マニフェストのみにかかわらず、時代に即した機構整備を行うべきと思われまます。その見解をあわせて伺います。

3点目は、歴史と文化の環境税について伺います。

観光のまちづくりには、今や歴史と文化の環境税は貴重な財源確保には欠かせない政策となっていると思います。本当に駐車場経営者の皆様には心から感謝申し上げます。一方、他の自治体を見ても、唐津市では美化協力金として200円、武雄市でも中学生以上200円が徴収されております。また、5月10日付では、五条区長、五条西区長、観世音寺区長から歴史と文化の環境税の継続に関する陳情書が提出されております。

また、前議会では、（仮称）太宰府みらい基金の創設について議論されましたが、議会任期満了とともに消滅となっております。私は、このみらい基金につきましての前文については理想的な趣旨で、このような思想と気持ちが皆様に伝われば本当に喜ばしいことではありますが、この政策がいざ実行となりますと不安とかなりの難題があるようで、また確実な予算が読めないのではないかと危惧しております。確かな財源確保、また将来の観光政策を打ち立てるためには、事業者の方々の協力と気持ちの切りかえが必要だと思います。したがって、ボタンのかけ違い修正のため問題点解決の用意があるのか伺います。

4点目は、福祉の重点施策についてであります。

福祉の政策は、「ゆりかごから墓場まで」と言われておりますように、広範囲にわたって事業が進められております。いろいろな年代や健康づくり、医療対策に大変なお骨折りをいただいておりますが、特に高齢者の医療費は毎年増加の一途をたどっております。私は常々、ビタミンCの効用や軽運動あるいは文化、体育などのサークル活動に力こぶを入れるべきととなえてまいりましたが、人員不足かわかりませんが、なかなか対応がなされていないのではないかと思われてなりません。これ以上保険の負担を増加されることは許されません。医療費増加をストップする政策と高齢者対策について、どのように考えてあるのか伺います。

5点目は、教育環境の充実についてであります。

安心・安全な教育環境は、学校、家庭に不安定な要素が多いようであります。私は、お父さん、お母さんに孝行する、兄弟やお友達と広く仲よくする、自分たちのまなびやはきれいに掃除する、公共施設は大事にするなど、また武道や華道、茶道の精神を広め、ボランティア精神等を含めた明るい教育環境ができないか、また明るい社会づくりができないか、本市独自の道徳教育ができないか伺います。

6点目は、公共施設使用料の減免についてであります。

私は、常々健康と、認知症にならない施策として文化、体育関係の輪を広げ、明るい社会を推し進めるべきと提案してまいりました。昨年の公共施設利用料減免措置が廃止され、協会に加入、未加入でも変わりがないということになりました。体育関係、文化サークル関係に加入していても何もメリットがないという理由で、5サークルぐらいが解散されました。私は、目的を持ち、皆様とともに語り合うことで、寝たきりや認知症になりにくく、医療費も予算的に軽減されると思っております。今回、スポーツ活動や文化活動を支援する観点から公共施設の減免をするとあります。一日も早く、メリットがある協会強化、また明るい社会づくりのた

め、使用料の減免率と時期について伺います。

ありがとうございます。まちづくりについて伺います。

日本の言葉で失われた言葉に大事な、先生や先輩を敬う、いろいろの方たちや物事に対する感謝、また感謝の心に対するありがとうという言葉が失われているのではないかと思います。私たちは、いろいろな方々のお世話になって生きております。また、いろいろなものをつくり、それをいただくことにより生きております。このように、いろいろな方々、あるいは物に対する感謝とありがとうの気持ちがあらわれないことによって、保育料や給食費の未納者が多くなっているものと思慮いたします。

したがいまして、市民一人一人の方が感謝、ありがとうと言えるまちづくりを推進することにより、このような保育料を払わない、給食費を払わない未納者が減少すると思慮しますが、このありがとうございますまちづくり推進についてどのような考えか伺います。

あとは、自席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして6項目及び施政方針以外に関することにつきまして1項目と、会派平成の会を代表されまして安部議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答申し上げます。

最初に、経常収支比率の改善についての具体的な考え方についてのご質問にお答えを申し上げます。

財政構造の弾力性を測定する指数であります経常収支比率は、本市において平成17年度98.6%という数値となっており、平成19年度決算までに98.0%、平成24年度決算までに89.0%という目標を設定をいたしました。改善してまいりたいと考えております。

経常収支比率を0.1ポイント変動させますためには、約1,200万円の経常一般財源収入額を増額、または税金等の一般財源を充当する経常的な経費を減額しなければなりません。したがいまして、平成17年度98.6%を平成19年度98.0%にするために約7,200万円、平成24年度89%にするために、さらに約10億8,000万円の歳入の確保もしくは歳出の削減を図っていくことを数値目標といたしております。

収入面におきましては、経常的な支出は経常的な収入をもって充てるという財政原則のもとに、市税を初め、使用料・手数料、負担金、普通交付税といった経常的な収入を高めていくことが重要であるとと考えております。

市税におきましては、公平性の確保を図る観点からも、人材育成を初め徴収システムの充実によりまして徴収率を高め、安定した税収を適正に維持する努力を行っていき、また使用料・手数料、負担金につきましても、公平な受益者負担の立場から適正な水準への見直しを図ってまいります。

また、経常的な一般財源となります普通交付税におきましては、算定の中で重要なウエートを占める起債につきまして、算入率の高い起債を優先して借り入れ、普通交付税への算入強化

を図っているところでございます。

歳出面につきましては、義務的経費のうち、まず人件費につきましては、平成20年度以降職員の大量退職が始まり、平成17年度を基準といたしまして、平成23年度末までには約70人の退職者が見込まれておりまして、必要な職員採用を行っていきましても、人件費のうち経常一般財源は平成17年度決算で31億400万円が、平成24年度には4億6,000万円の減、約26億4,200万円となると見込んでおります。

また、公債費でございますけれども、市債の発行につきましても公債償還金よりかなり抑えた20億円以下に抑制することによりまして、公債費のうち経常一般財源は、平成17年度決算で約24億7,400万円が、平成24年度までには6億8,000万円減となりまして約17億9,700万円となる見込みをいたしております。

しかしながら、一方では、扶助費でありますとかその他の経常経費の伸びが見込まれますので、常に将来にわたって財政の健全性や弾力性を確保するためには、経常収支比率をより一層低減させていくことが重要でありまして、歳入歳出両面からあらゆる方策をとっていく必要があると、こういった認識でございます。

また、最少の経費で最大の効果を上げるという財政の効率的運営に努めながら、職員の時間外手当を初め、賃金を含めた人件費や消耗品、食糧費といった需用費、旅費等におきましても、予算編成あるいは執行時におきまして全庁的に経常経費の削減に努めているところでございます。

今後、経常収支比率を注視しながら、経常収支比率の削減に向けて努力を続けて、少しでも多く、やはり投資的経費へ振り向けることができるような、そういった方法を講じてまいりたいと、このように思っております。

次に、機構整備の改善についてのご質問にお答えを申し上げます。

組織機構の改善に係ります介護保険制度の住宅改修に伴う技術職員の配置につきましては、福祉施策や事務量を勘案した検討を行っていきたいと考えております。

また、時代に即した機構整備につきましても、限られた人員でございますので、いずれも職員間の連携の強化を図り、対応してまいりたいと、このように思っております。

次に、歴史と文化の環境税についてのご質問にお答えを申し上げます。

この税は、地方分権一括法に基づきまして、課税自主権の行使、自主財源の確保の観点から平成15年5月から導入をいたしております。税収は、平成18年度実績で約6,400万円の収入がございました。導入時から平成19年3月徴収分まで、約1億9,000万円の収入でございます。本市のまちづくりのためにも貴重な財源となっておりまして、基本的には私は継続したい考え方でございます。

基金について、一定財源の確保をされるのか、将来への継続性は見込めるのか、アンケートにおいて修正も含めて約8割の市民の皆さん方が継続を示されている市民に対し、理解が得られるかどうかといった視点に基づきまして、今後とも推移を見守り、税制審議会の意見も踏ま

えながら、法定外普通税でございます歴史と文化の環境税について判断していきたいと、このように考えております。

次に、福祉の重点施策についてのご質問にご回答を申し上げます。

医療費増加をストップする政策でございますが、医療費の増加を抑制していくためには、一人でも多くの健康な市民をつくっていくことが肝要であると私も思っております。

平成20年度からは、生活習慣病に着目した特定健診や特定保健指導が各医療保険者に義務づけられました。確実に成果を上げることが求められております。現在保健センターで取り組んでおります保健事業とつなげていきながら、市民の皆様の健康づくりを進めることで医療費の抑制を図ってまいりたいと思っております。

高齢者対策としては、65歳以上の高齢者を対象といたしまして、より元気になるための介護予防事業を実施しております。内容は、毎月1回、健康、栄養、口腔に関する相談を受ける健やか応援相談室と、筋力向上を目指した体操レクリエーションを行う「健やか筋力アップ教室」を行っております。

また、身体能力等を測定し、自分自身の体力に合った運動についての指導を受け、元気な体と心をつくることを目的といたしまして、年3回、「元気応援学習会」を実施しております。

そのほか、長寿クラブ連合会のご協力をいただきながら、各区の長寿クラブ主催の学習会の中に、年1回栄養、口腔、運動のテーマのうち1つを計画していただきまして、保健師、栄養士、健康運動指導士等が地域に出向いて行う「いきいき元気教室」の事業を実施しております。

また、生きがい対策といたしましては、「シルバーいきいきサロン」や「プラチナパソコン教室」も引き続き行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、教育環境の充実についてのご質問にお答えを申し上げます。

昨年12月に約60年ぶりに行われました教育基本法の改正や教育関連の3法につきまして法改正に向けた審議が国でも始まるなど、教育改革、教育再生に向けた取り組みが進んでおり、教育現場を取り巻く環境が大きく変わろうとしております。

このような状況の中、議員が申されますように、道徳教育につきましては、後ほど教育長の方からも回答させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、公共施設使用料の減免についてのご質問にご回答を申し上げます。

公共施設使用料の減免の見直しにつきましては、受益者負担の原則から、一般利用者との公平性を図る理由から、さらには指定管理者制度の導入等に伴うことから、平成18年1月から実施してきたところでございます。

ご質問がっておりますとおり、体育協会あるいは文化協会等の加盟団体の中におきまして、幾つかの団体が脱会されたと私も聞き及んでおるところでございます。私も市民の皆様方にお会いする中で、多くの市民や団体の皆さん方からそういった不満を直接お聞きいたしました。

そういったことから、減免問題について、再度原点に返って考える必要があるというふうにも思ったわけでございまして、そういった中から市民の皆さんが利用しやすい施設にするために、スポーツ活動への参加促進、さらには文化活動などへの総合的に支援するという観点に立って、現在関係課におきまして受益者負担の原則としながらも、負担のあり方について調整会議を進めておりまして、その中から問題点、課題等の整理、減免対象や減免率及び実施時期など含めて検討しているところでございます。一定の方向が決まり次第、議会の方にも報告をしていきたいと考えております。

最後に、ありがとうございますまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

今日の地域社会では、都市化、核家族化、少子高齢化の進展によりまして、地域の連帯感がありますとか相互扶助意識が薄れてきている状況でございまして。議員が申されますように、感謝とありがとうございます気持ちがあらわれるようなまちづくりを、地域コミュニティづくりの推進を通して広めてまいりたいと私も思っております。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見や要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、なお一層努力してまいる所存でございまして、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

以上でございまして。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 私の方から教育環境の充実についての道徳教育についてのご質問についてお答えいたします。

市内各小・中学校での道徳教育は、学習指導要領に基づき適切に実施されております。中でも、福祉活動や公共施設の清掃活動、他国の方々との交流など、様々な形で体験活動を行うなどし、活動のすばらしさやよさを児童・生徒に味わわせ、学習を深めておるところでございまして。

今後の道徳教育のあり方につきましては、その重要性はますます大きく、また教育再生会議の第2次報告でも徳育として提案されております。また、ニュースによりますと、昨日学校教育法が成立したと聞いております。このようなことから、今後の推移を見守っていきたくと考えておるところでございまして。

以上のとおりご質問につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきまして、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層努力をしてまいる所存でございまして。

以上でございまして。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩をします。

13時から再開をいたします。

休憩 午前11時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1件目について再質問はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 武藤議員に対しましていろいろとご丁寧な答弁があっておりましたので私言うことないんですけども、1つだけお願いときます。それは、余りにも経常比率改善に向かわれまして貧弱な都市になってはならないと思いますので、やはり投入すべきところには投入するという覚悟はしていただきたいと思っております。それで第1点目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 2点目について、再質問はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 機構整備でございますけれども、先ほどの答弁で検討するという回答を得ております。私考えますと、やはり福祉は福祉での専門的な知識が必要ではないかと、やはり総合的な技術屋だけではだめだという、いろんなケースによって知恵がわいてくると思いますので、材料の使い方とかそういうことも含めてやっていただければ、この機構整備のよさというものが出てくるんじゃないかと。余りにも1課集中というものがちょっと弊害を生んだんじゃないかと私は思っておりますので、その点重々今後も考慮しながら機構整備をしていただきたいと。そして、やはり観光都市なりの時代に即応した機構整備をお願いしたいということでございますので、2点目はこれによって終わります。

○議長（不老光幸議員） 3点目について再質問ありますか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） はい。3点目の歴史と文化の環境税でございますけれども、やはりボタンのかけ違いが現在まで来ておるといことで、これは本当に本市の財源に欠くことのできない財源でありますので、現在税制審議会等でこの事業者の方も五、六人入ってあると思います。そういう方との会合も一、二回じゃなくていろんな角度で協議をもたれまして、そのボタンのかけ違いを早い時期に、やはり先ほど市長も現場に行ってやりたいということでございますので、現場を問わず、そういう協議会の場ででもやはり協議をしていただきたいと、これはいろいろ問題が出てきますので、極力事業者の方との会合を持っていただきたいということを要望しておきます。

○議長（不老光幸議員） 4件目について再質問ありますか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 4点目が一番重要じゃなかろうかと思っております。これは、なぜこれをいつも質問で出すかということは、余りにもこれが特別会計で賄われているというところに皆さんが隠れた負担っていいですか、この特別会計の国民健康保険、介護保険、老人保健、

これ3つだけで155億円の予算を持っているということです。これに対しまして、一般会計は人件費だとか土木、いろんな福祉政策、そういうものを含めてでも187億円。もうその差が30億円ぐらいしかないんですね。それで、やはりこれだけのたった3つの高齢者向けのよな感じの保険でいろんな事業ができますので、やはりこの福祉の伸びを別の形で、先ほど言われましたことを健康づくりだとか、そういうものにやはり目を通していただきまして、このゆりかごから墓場までの長い大きなスパンを頑張っていたいただきたいと思います。

したがいまして、いろんな形で現在職員の方頑張っていたいただいております。これをやはりデスクで行うんじゃないかって、先ほど出前という言葉が出ておりました。やはり長寿クラブの会合だとか、そういうことには一緒になって保健センターの方からできるだけ行っていただいて、軽運動でもする、あるいは頭の切りかえをしていただくために、いろんな勉強といたらおかしいですけど、健康についてのそういうアドバイスをしていただくというような機会を持っていただきたい。それで、出前講座を今後積極的にやっていただきたいと、これも要望しておきます。

それから、次よろしゅうございますか。

○議長（不老光幸議員） はい、5件目についての再質問を許可します。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 教育環境の充実について、ちょっと一言申し上げます。

実は私、10日ぐらい前ですかね、太宰府小学校、ここの裏道がやはり暗くて、ちょうど学校の枝が街灯にかかって、ここは痴漢も出たケースもある道でございます。それについて教育委員会の方をお願いに行ったわけです。切られなければボランティアでやりますがということでございましたけれど、このときにはすぐに職員の方対応していただきまして、3日もかからないうちにこの枝を切っていただいて、本当にありがとうございました。そういうふうで、職員の方がやろうと思えばできる範囲のことはやれるわけですね。そういうことで、できるだけ職員の方も知恵を絞っていただいて、そういう積極的な環境づくりをお願いしたいと思います。本当にそれによって市民の方、大変夜道が明るくなって助かりますという言葉をいただいておりますので、今後とも教育委員会のこういう方、職員に見習って、ほかの課でもやっていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、ちょっとこれに関連しますけれども、教育関係という立場で申し上げますと、民放テレビで太宰府中学が放映されました。私もこれには見に行きまして、傷んでおる場所等について見させていただきましたら、本当もう30年たってこんなに傷むもんだらうかと思うような工事ございました。それで、やはり台風が来たときには、あの窓ガラスは支え切れないんじゃないかろうかというようなところもありますので、これは予算の関係も出てきておりますが、大体太宰府中学はああいうふうで放映されましたので特に注目的になっていると思いますが、安心して授業が受けられるような施設にできないかと。私もタイルなんかを見ましたら、トイレは座るわけですね。そしたら、それよりも1mぐらい上のタイルが膨れ上が

っているんですよ。あれはもう金づちでたたかなくてもどうかしたときにはもう落ちてくるんじゃないか。それによってけが人が出たら、また補償という問題も出てきますので、そういうところについて、そういう目に見えるところについての処置について、今後どういうふうにするのか。予算計上がなされるのか、なされないのか。やはり緊急度に加えて、経常収支にとらわれずにやるべきだと思っておりますが、その点についてご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 太宰府中学校の傷んだ箇所ということでございますが、6月補正予算に計上をいたしております。また、昨年も一部実施をいたしております。今後も財政当局の方には強く要望してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 学生の皆さんが安心して勉強できるように、ひとつ頑張ってくださいと思っています。

次、よろしゅうございますか。

○議長（不老光幸議員） はい。6件目について再質問ありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 6点目の公共施設利用の減免について、先ほど回答を得ておりますので私から申し上げることはないようでございますが、1つだけ、9月の議会ではこれのはっきりとした線を出していただいて、遅くとも10月には実施できるような体制にできないか。というのは、やはりこういうサークルの皆さん、あるいはほかの団体の方が利用することによって、寝たきりだとか認知症の方が少なくなる。一人でも少なくなれば100万円、200万円はすぐ出てくるんですよ。そういう健康な市民をつくるためには、やはりこういう施設は大事だと思いますので、そういう点で9月の議会にはぜひとも出していただいて、10月からでも、それ以前でもできればそういうふうをお願いしたいと思いますが、その点の考え方、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 公共料金の使用料の減免につきましては、なるべく早い時期、9月めどぐらいに私も行っていきたい。そのことによって、やはり今ご指摘がっておりますように、市民の皆さん方の健康増進につながる。今日の朝も卓球の太宰府近郊レディース卓球大会が体育施設であってございましたけれども、300人を超える多くの皆さん方が集まってらっしゃいました。やはりそれぞれの人、それぞれのやり方、あり方であろうと思いますけれども、卓球も一つでありますし、文化の面も一つでありますので、そういった支援をしながら、そして市民の方が健康になっていただく、結果として医療費が削減できるというような形を、やはり私も願っておりますので、そういった面からも公共施設の減免等々も早い時期に行っていきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） ありません。

○議長（不老光幸議員） では、7件目について再質問ありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） ありがとうございます。これは、なぜ今私が取り上げるかといいますと、やはり一番問題になっているのが、先生あるいは先輩に対する敬う心、それから給食に至りましては、やはり生産者、あるいは給食をつくっていただく調理員の皆さん、そういう皆さんに対する感謝とありがとうという気持ちが出てくれば、今保育料でも1,700万円ぐらいの未納者があつたりしておると思うんですが、そういう方たちが感謝の気持ちがないからこういうものが出てきておるんじゃないかと。やはり日本の古来の本当のよさというものが失われているということで私はこれを叫びたいと思っております。市長も、今回は人と人のぬくもり、これを進めたいということでございます。これはやはり同じような気持ちになってくると思うんです。やはりこういう温かい気持ち、それからそういう感謝する、ありがとうと言えるまちづくりをすべきだと思います。

ちょっと私、今回このありがとうという問題について、私も若い人が好きですからこの筑紫女学園大学の生徒さんがレポート書いてあるのをちょっと読ませていただきます。今の若い人たち、どんな考えを持っておるかということをご披露したいと思えます。

『生きることは、つらいことも悲しいこともあるけれども、その中で感じられる喜びや幸せがある。悲しい思いをした分、得られる幸せは大きいのだということを知った。また、先生もおっしゃったように、人と接するときには、人を恨まず、いつも心を穏やかにし、老病死苦を恐れずに受けとめることができる人。私もそういう人になりたいと思う。また、生きていく上で人々への感謝の気持ちを忘れてはいけないと思う。私たちは、「ありがとう」「あなたのおかげ」という言葉がなかなか言えない。それは、恥ずかしい気持ち、照れくさい気持ちがあるかもしれない。しかし、「ありがとう」という言葉はとても大切な言葉で、とてもすばらしい言葉であると思う。素直にありがとうということができるのは、人間だけである。それは、人間に生まれてきた喜びでもあると思う。それをわかっているのに、うまく伝えられない私は情けないと思う。だから、これからはありがとうと心から人に伝えたいと思う。そして、周りの人のおかげで今を生きているということに感謝したい。過去を振り返ると、昔からずっと周りの人に支えられてきた自分がある。自分一人では何もできないが、周りの支えによって前に進んでいる。そのことに感謝するとき、心から幸せだと思ふ。そのほかに私が幸せだと感じる瞬間は、友達とおなかが割れるように痛くなるまで笑い転げるときだ。人の笑い声を聞くと、自分も元気になるような気がする。そして、幸せをもらう。また、悲しいことがあったときなどに友達に助けられたとき、友達に感謝し切れないほどの感謝の気持ちでいっぱいになる。そして、幸せを感じる。人はどんなことから幸せを感じるができると思う。また幸せだと感

じる人は人それぞれである。だから、幸せはその人の心の中にあると思う』と、こういう大学生の方が感想を述べられている。

それからもう一つ、私は今回の西日本新聞が130周年記念で「ありがとうの手紙」のイベントをされたわけですね。私もエルガーラに行ってそれを聞いたんです。これは下条アトム朗読と平松愛理の音楽、「ありがとうの手紙」これがあったわけですが、この中でやはり父親だとか母親、それからおばあちゃん、あるときには犬にも感謝したいというような手紙がたくさん、このイベントされて879通からの手紙が来たそうです。そういうふうで、今忘れられようとしているありがとうという言葉をこういうまちづくり、市長も人という人の温かみを進めたいということでございますが、先ほどもこれは一応進めたいということでございますけど、再度その覚悟のほどをよろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ありがとうという基本的なことであろうというふうに思います。

私も政策の中に人と人への仁、母親のような優しさ、そういった仁をそれぞれの施策の中に本当にあるかどうか、入り口から出口のところまで検証する必要があるというふうに思っております。この辺のところ等については、職員の接遇アンドマナーでありますとか、一人一人の職員に徹底をしていきたいと思っておりますし、そういった気づきをやはり機会をどうしてつくり上げていくかというようなことが大事だろうというふうに思っております。

1つご披露申し上げたいと思うんですが、このありがとうの中で、6月18日の夕刊に載っております。これは職員を褒めてやりたいなあというふうに思っております。

「側溝に落とした小銭入れ」ということで、太宰府市の無職の男性の79歳の方が西日本新聞に投書されております。

『6月6日の夕方、自宅そばでタクシーを下車した際にポケットから道路側溝の穴に小銭入れを落としました。現金はともかく、革製の小銭入れは友人からもらった大切にしているものです。コンクリート側溝は手で引っ張っても全く動きません。午後5時を過ぎていましたが、わらにもすがる思いで市役所に電話をいたしました。時間外で回された施設課の職員は、「わかりました、すぐ行きます」と快く受け付けてくれました。やってきた若い男性職員2人は、金テコでコンクリートふたを持ち上げ、小銭入れを回収しました。笑顔とてきぱきとした作業態度に感激しました。ありがとう。』というふうな、市民の方からこういった気持ちの投書をいただきました。

やはりこの何でもない、通常当たり前ではないかということができている職員、やはりこういった職員が多くいるということについてもご承知おきいただきたいなと、さらに私もはありがとうというふうなことをやはり基本とした職場といいましょうか、そういったことを市民にとっても、顧客は市民であるわけですから、その辺のところの感謝されるような満足度がいくような行政運営を目指していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありますか。



14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） ありがとう、それからいろんな質問につきまして親切に回答していただきましてありがとうございました。今後とも明るい太宰府市をつくるために人のぬくもりとありがとうのまちづくりについて頑張ってくださいと思います。

これもちまして平成の会の代表質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派平成の会の代表質問は終わりました。

次に、会派新風の代表質問を許可します。

15番佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） ただいま議長より代表質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2件について、新風を代表して質問いたします。

さて、今回の統一地方選挙では、市議選においては定数20を21人で戦う少数激戦で、3票差で当落が決まるという厳しいものでした。また、20年ぶりという市長選では3名の立候補者があり、その厳しい戦いを勝ち抜かれて市長に初めて当選されました井上市長、誠におめでとうございます。初めて選挙をされ、全市域を回られ、そして市民一人一人の声をしっかりと受けとめられ、その結果、見事当選、感激もひとしおと思われま。施政方針にも述べられているように、市民の生の声を直接聞かれて現実の市の状況を肌で感じ取られ、その現状を真摯に受けとめ、市政運営に反映していただきたいと思います。

まず、市長が選挙戦において選挙公約を上げられました5点の中の3点についてお伺いします。

1点目の太宰府を第2の夕張にしない、簡素で効率的な市政運営を推進すると言われていますが、私は太宰府市の財政が破綻するような事態に陥ることは考えておりません。それよりも、市長はハード事業の基盤整備に一応のめどが付き、今後はソフト事業に軸足を移していくと言われていますが、私は本市の最後のハード事業として総合体育館が必要だと思われまが、市長の考え方をお伺いいたします。

それから、簡素で機動的な組織に改めることについては、ぜひ実行してほしいと思います。特にだらだらと長い部課名はやめてほしい、市民にすぐわかる短い部課名に変えていただきたい。また、施政方針に述べられている「評論家でなく、実践隊たれ」は同感するところであります。一般職員だけでなく、部課長も率先垂範していただきたい、そして現場主義に徹してもらいたいと思います。

重ねてお願い申し上げますが、市民の声をたらい回しにするようなことはやめてほしいと思います。10月をめどに組織横断的で、柔軟かつ機動的な組織に改めるとのことですが、どのように改めていくのか、わかる範囲で結構ですので教えていただきたい。

次に、選挙公約の第3点目の学校教育環境の充実についてであります。

太宰府市の将来を担うのは、太宰府市に生まれてくる子供たちと言っても過言ではありません。

ん。そういった意味からも、自分たちが育った町の教育環境は特に重要になってくると思います。スポーツ選手、文化人などの有名人を育てることは市の発展にもつながってくると思われまますので、力を入れていただきたい。例えば歌手の天童よしみさんは東大阪市に年間1億円もの市民税を納入されているとのこと。

そこで、安全・安心な教育環境の整備の一環として、水城小学校校舎の耐震改修工事、また太宰府南、水城西、太宰府西の各小学校と学業院中学校の校舎の耐震診断をすると言われていますが、他の校舎、体育館はどのようになっているのですか、また全学校の診断が必要と思われまますが、市長の所見をお伺いいたします。

全協でも質問いたしておりました太宰府西中学校の体育館天井の修理はどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、「まるごと博物館」、要するに「まちぐるみ歴史公園」についてであります。施政方針の中にも言われている全市域を視野に入れた50年、100年後の未来を見据えた良好な景観の形成と文化遺産を基軸に物語りを持たせるために想像してみると、私の考えはその中心になるべきものは（仮称）JR太宰府駅だと思います。いろいろな方々からJR太宰府駅のことについて尋ねてみますと、昭和53年から話が持ち上がり、このことは何度となく議会でも質問されてまいりました。市長は、施政方針の中で西部拠点と位置づけると言われていますが、太宰府の50年から100年後のことを考えるならば、（仮称）JR太宰府駅が中心でなければならぬと思われまます。市長の見解はいかななものですか、そして平成20年までに見通しをつけると言われまますが、何をどのようにするのか、もう少し詳しく聞かせていただきたい。

最後に、総合計画についてであります。第4の施策「快適で魅力あるまちづくり」の中の交通体系の整備について、市長は人と環境が共生し、持続可能な地域社会構築の観点から、本市の将来の望ましい都市交通の実現を国、県、JR、西鉄、天満宮などの関係機関や関係団体を構成員とした（仮称）総合交通対策懇話会を設置すると言われていますが、その内容についてももう少し聞きたいし、その設置時期についてもお伺いいたします。そして、総合交通計画を策定するということですが、いつまでにつくる考えなのか、お聞きいたします。

私は、その中で、特に西校区の交通体系について考えていただきたいと思ひます。

私が議員になって何度となく質問いたしましたが、吉松地域は住宅が無造作に建ち並んでいするため、区画整理が望めない、いやこれからもなされない地域になってしまいました。そしてまた、区画整理がなされた西校区域で増え続けている住宅の影響で人口も増え、交通量も増えている。その流れは吉松を通過する都市圏への流れとなり、集中してくるのであります。そこで、市民の安全のためにも吉松地域の道路整備をいち早く検討していただきたい。特に吉松地域の交通の流れは通学・通勤のため、JR水城駅、西鉄下大利駅への利用者が大半を占めている現状であります。その利用者が集中するのが百田商店前の交差点です。この交差点は、踏切と一体化して道路も狭く、交通量も多いため、特に朝の通勤・通学のラッシュ時には列車の通過も多く、遮断機がおりたままになり、非常に危険な状態となっております。現に、頻繁

に事故も発生しているので、何とか早く解決策を考える必要があるのだが、市長はどのように考えているのか、お伺いいたします。

回答は項目ごとをお願いします。

再質問は自席にていたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派新風を代表されまして佐伯修議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答申し上げます。

最初に、太宰府を第2の夕張市にしない、簡素で効率的な市政運営の最後のハード事業の総合体育館の必要性についての質問にお答えをいたします。

総合体育館につきましては、多くの方々の要望がございます。私といたしましても総合体育館の必要性につきましては十分認識をしております、第四次総合計画の後期基本計画にも掲げております。

また、大きな大会等の開催につきましては、「福岡都市圏におけるスポーツ施設広域利用に関する協定書」も整備させていただきましたので、その促進をしているところでございます。

ご承知のように、市民のご期待に沿うように早くつくりたい気持ちはいっぱいでございますけれども、今日の厳しい財政事情もございまして、基金を積み立ててまいりました。総合体育館は市民スポーツの拠点となり得る施設でございますので、引き続き基金を積み立てながら財源の確保と総合体育館の建設に向けて調査研究を進めてまいります。

次に、簡素で機動的な組織に改めることについてのご質問にお答えをいたします。

組織機構につきましては、簡素で効率的な組織を基調といたしまして、市民の皆様にはわかりやすい組織編成とすることが必要であると考えております。

また、選挙公約の推進を図りますとともに、平成20年度から職員の大量退職時期を控えておりますため、将来を見据え、部及び課の再編・統合を行うなど、職員構成にも配慮し、進めてまいりたいというように思っております。

次に、学校教育環境の充実についてのご質問にお答えをいたします。

教育環境の整備、耐震補強工事についてでございますが、初めに災害時などの緊急避難場所になります体育館の状況から説明をさせていただきます。

小・中学校11校のうち、昭和56年の建築基準法の改正前に建築されました体育館7校が耐震診断の対象でございますので、平成13年度に2校、残り5校につきましては平成17年度に耐震診断を行い、補強工事が必要になりました5校につきまして平成15年度に1校、昨年度、それから平成18年度に4校の補強工事を行ったところでございます。

一方、校舎棟及び管理棟につきましては、11校中7校が耐震診断を行う必要がありましたので、太宰府小学校、水城小学校、それから太宰府中学校の3校につきまして、平成13年度に耐震診断を行い、残り4校につきまして、本年度耐震診断を行うことにいたしております。

本年度で校舎棟の耐震診断が終了いたしますけれども、診断の結果、耐震補強工事が必要となります学校につきましては、年次計画により対処してまいりたいと、このように考えております。

次に、太宰府西中学校の体育館についてでございますが、天井の状態につきましては、私も実情を承知いたしております。しかし、太宰府西中学校の体育館に限らず、他の学校の施設状況も多くが老朽化をしております、改修を要する状況でございます。改修等の必要性は理解しております。限られた予算で各学校の補修等を行っている状況でございます。どうかご理解を賜りたいと、このように思っております。

次に、まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）の（仮称）JR太宰府駅についてのご質問にお答えを申し上げます。

本駅につきましては、本市の第四次総合計画及び都市計画のマスタープランにおいて、同駅を交通の拠点として交通、商業、業務施設並びに住宅が集積する本市の西部拠点と位置づけ、新しい市街地を形成することといたしております。

本駅の設置につきましては極めて重要な政策課題として位置づけておりました、地元住民の皆様のご意向を尊重しつつ、周辺のまちづくりの青写真を描きながら、民間資本を投入するか、整備範囲はどの程度とすべきか、あるいは都市機能の集積はどの程度が望ましいか、こういった諸問題につきまして逐一検証の必要性があるというふうに思っておりますし、実施するとすればいつまでにどのように実施するのか、また周辺地域のまちづくりの中で駅をどう位置づけるかといった具体的な動きを示すことができますように、平成20年度を目途にこういった背景のもとに見通しをつけてまいりたいというふうに思っております。

次に、総合計画の第4の施策「快適で魅力あるまちづくり」の中の交通体系の整備についてご質問にお答えを申し上げます。

施政方針でもご説明いたしましたとおり、現在、市の総合交通計画を策定すべく、国、県及び関係機関、関係団体で構成いたしております総合交通対策プロジェクト会議を立ち上げまして、様々な意見等をいただきながら総合交通計画素案を作成したところでございます。

この素案の主要な柱といたしましては、幹線道路の整備でありますとか、あるいは新たな交通規制、パーク・アンド・ライド、公共交通利用促進対策など、14項目の施策を計画をいたしております。今後は、この素案をもとにいたしまして、職員によります総合交通体系検討委員会や、あるいはワーキンググループで検討いたしましたものを、さらに（仮称）総合交通対策懇話会でご審議をいただき、本年10月を目途といたしまして総合交通計画書を作成をしたいと、このように考えております。

次に、吉松JR土居踏切と交差点についてでございますけれども、この交差点と隣接をいたします道路につきましては、以前より幾度となく改良してまいったところでございます。今回、地域再生基盤強化交付金事業を活用しながら、少しでも安全に、また渋滞緩和となるような改良計画を立て、5年を目途に整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁をしまいましたが、ただいま承りました貴重なご意見や要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層努力をしまっている所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 1件目について再質問はありませんか。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 1点目の太宰府市を第2の夕張市にしない簡素で効率的な市政運営についてでございますが、その中で先ほど市長から答弁いただきました総合体育館については、総合計画の後期基本計画にのっとり進めていくということの答弁をいただきました。

今まで、私もその中で総合体育館をつくるための基金を創設するというような話になっていたんですけど、その基金が途中でどのようになったんですかね、その辺がなくなったような気もするんですが、今も続いているのかどうか、その辺のところをお尋ねしたい。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 総合体育館の基金でございますが、総合運動公園整備事業基金として積み立てております。1億7,182万5,000円程度が平成18年度末の積立額となっております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問を許可します。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ということで1億7,000万円もの積立金があるということですが、私は元気である太宰府というか、これからの太宰府のことについて、日曜日、私が大好きなNHKの番組は「NHKのど自慢」をよく見るわけですけど、太宰府でもひとつのど自慢でもできるような、あれを私も見てみますと大体1,000人前後、体育館兼ホール兼いろんなものに使える大きな建物があるんですよ。ですから、1,000人が1,500人ぐらい入るような総合体育館兼ホールというんですかね、そういったものをひとつ太宰府の元気な姿を日本じゅうに広める意味でも頑張ってつくっていただきたいと思っております。その中でふるさとのいろんな太宰府の開発したい商品などをPRすれば、ますます太宰府にとってもいいというか、日本じゅうに知らしめるためにも、ぜひこの体育館構想を忘れないでほしい。これはもう市長の課題に、市長の一つの大きな箱物課題にさせていただきたいと、このように思います。

○議長（不老光幸議員） 佐伯議員に申し上げます。

1件目の2番目、3番目、4番目の質問はないんですか、あればいっしょに言ってください。

○15番（佐伯 修議員） はい、わかりました。

次に組織機構改革の件ですが、市民に見えるようなわかりやすい組織にさせていただくことですので、ぜひこれは進めていただきたいと思っております。

この中で、私はちょっと先ほど市長が言われました「ありがとう」の精神、私もこの新聞を読んで太宰府の職員がいいことをしたなということを感じておりました。ということで、こ

のことにするわけじゃないですけど、ひとつぜひ何というんですか、すぐやる課ですかね、いろんな苦情とかいろんな電話が入ると思うんですけどね、先日もある年寄りの方から、市役所に電話したら、病気で一人で住んでいるけど、いろんな意味でちょっと来てほしいとか、お願いしますということで電話したけど、そんなことは知らんということで市の対応が非常に悪かったということをやられていましたので、その裏腹ですけど、反対です、これはよかったということで新聞に載っていましたが、そういった悪い面も出てきておりますので、ぜひその方をよろしくをお願いします。

次の学校教育環境の充実についてということで、耐震診断というか補強をするというのが順次市長より説明がありましたので、これは安心いたしました。

1点だけですが、太宰府西中学校の天井の件は、これひとつ何度も言っていますけど、行政からいろいろ見るに来る、調査来る、何度も来られているんですよ、この件については。ということは何度も費用がかかっているんですよ。それで、何度も結果が出ているんですよ。三、四年前からそのような状態で、最近では天井から物が落ちてきてあわやげがという状態も起きていますので、それとまたこの会場は何か県民体育大会が今度9月か10月にあるんでしょう、その会場にもなっているということなので、ぜひ太宰府市としては最初に補修というか修理をしていただきたいと、これはよろしくをお願いします。

次は、総合交通計画についてであります。素案をつくって14項目の計画を進めているということでございますが、そして10月をめどに行いますということですが、非常にこの太宰府の場合、国立博物館が完成してから非常に土日の幹線道路が込み出すというか、渋滞がひどい状態になっております。ぜひこれはいろんな意味で、先ほども市長さん答弁なされましたように、この渋滞対策はなされると思いますが、ぜひその辺のところも考えていただきたいと思っております。

そして、総合計画、その中で水城駅の近くの踏切ですよ、総合交通計画は、それはそれでいいんですが、その計画の中にですね、水城駅の近くのちょっと混雑の状況を把握していただいて、もう少しその辺のところを。ちょっと済みません。その件についてですが、その総合計画の中での水城駅の周辺のことについて尋ねているわけですけど、その中であそこ水城駅が一番近い踏切が非常に込み合っているんですよ。先日の5月10日の朝刊で、「問題踏切、九州に100カ所」ということで出ていますね、この中にあの踏切が入っているかなと思って読んでみましたところ、福岡県であかすの踏切3カ所、ボトルネック踏切49カ所、歩道が狭い踏切22カ所ということで、問題がある踏切が65カ所あるということで、非常に福岡県に集中して過半数が福岡に集まっているということですので、国土交通省九州地方整備局と太宰府の方々がどなたかこの件について立ち会いというか調査されたのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

その中で、1つ西鉄天神大牟田線の都府楼10号踏切、これは特に交通量が多いということで指定されていますので、恐らくこれもまた改良になってくると思います。太宰府の場合、JR鹿

児島本線、西鉄天神大牟田線と主要幹線が通っていますので、ぜひその辺のところを調査していただいて、安全で踏み切られるようにしていただきたいと思います。

それと、まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）についてであります。これは先ほども言いましたけど、昭和53年ごろ、もう約30年前からこのことについては提起され、いろんな方々から質問も受け、ぜひ必要だということで計画なされていますけど、平成16年8月9日に太宰府市佐野東地区まちづくり計画案ということで平成16年8月に計画なされていますけど、これもまたすばらしい計画であります。「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」というものを行政の方でつくられて検討されていますけど、何しろこの計画というか、そういう図面だけ、案だけあってもう絵にかいたもち。またこれを10月をめどに計画を立ててするんだというのは、これははっきり言って行政のむだ遣いです。これつくるためには、頼むためには何百万円という資料が要っているわけですよ、お金が。この辺のところをもうちょっと、皆さん方に考えていただきたい。必ず何かするところやっすぐ図面が出てくるけど、いつもこれはどっかへ行ってしまっている。そして、またつくりますでしょう。

市長、今度は初めてというか、4年間お任せするわけですので、もうつくったならばこれをもう一步前に進めてください。これまたゼロになって、またつくるでしょう。そういうことでぜひこういう計画案はですけど、つくったもちじゃなくて現実味を帯びるようにぜひこのことについては、ほかの議員さんも質問されると思いますが、そういうことでぜひお願いしておきます。

これが第1点目の選挙公約についてでございますが、今のことについて市長何か答弁ありましたらお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、1点目の選挙公約について、(1)から(4)まで質問がございました。

この第2の夕張にしない中での総合体育館の問題等につきましては、今日も私は朝、太宰府市近郊レディース卓球大会がありましたのであいさつに参りました。それ以前も筑紫地区あるいは太宰府地区の同様の卓球大会でありますとか、体育館を利用しての大会が非常に数多く、市長になりましてあいさつに行くたびに今日も陳情を受けまして、総合体育館を早くつくってほしいというふうな、そういった提言でございました。

私もこの総合体育館等については何年先になるかわかりませんが、たとえ筑紫地区が合併したといたしましても、太宰府地区エリアの住民の皆さん方がこういった体育活動を行うというふうな、そういった施設についてはやはり必要ではないかというふうに思っております。総合計画もその延長上でつくること前提の中でうたっておりますけれども、今近々の中で財政状況もあります。今指摘がありますように一つ箱物行政が批判がある中で必要だというふうなところをいうとすれば、今ご指摘の総合体育館ではないかなと。これは市民の皆さん方、議会の皆さん方等々、声を聞きながらいつの時期にどういうふうにしていくかというふうなことについて、これもめどをつけていく必要があるなというふうに思っておるところでございます。

あとについては、それぞれ私の答弁の中で申し上げました。

そして、最後に「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」のことについて、「太宰府市まるごと博物館」のまちづくりについてのお話でございました。

これは私が助役時代に、実はこの背景はなぜそれをつくったかといいますと、総合的な各課の中で総合計画基本構想でありますとか基本計画、それぞれあるわけです。都市計画あるいは建設、あるいは福祉でもどこでもそこまではあるんですが、その基本計画、基本構想をどうやって実行に移していくんだと、総合的に全体的に物語りを書いたらどうなるんだというふうなことでこれをまとめたのがこれでございます。全体にやはりイメージを共有できるような形で作り上げていくというようなことが大事だと思います。そして、それに向かってどういうふうな手順で実行計画を立てていくかというふうなことに向かっていかないと、やはりイメージを共有するというような意味で、これは余金をかけておりませんが、そういった中でつくった分でございます。これに向かって太宰府市のゾーンごとのまちづくり等についても、このことでイメージがわくのではないかなというように思います。（仮称）JR太宰府駅もその延長上にありますし、あるいはまるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）というふうな構想等についても、これもイメージができると思います。国土交通省あるいは航空騒音整備協会の方から平成19年度、平成20年度にわたりまして4,000万円の資金をいただきながらまるごと博物館、あるいは水城跡の周辺整備事業というような形でできることから行っていくと、これも延長上の部分でございますので、これに基づいて実行できるものからやっていきたいというように思いますので、ともにそういった目で見ていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 佐伯議員、2件目の総合計画で再質問ありませんか。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 2件目の総合計画については、先ほど言いましたというか説明したんですけど、それがたしか水城駅の周辺のことについてだと思いますが、その辺のことについて先ほど答弁いただきましたけど、何度となく改築、改造、広げていただきました。しかし、まだそれに追いつかないような形でまたまた人口が増え、車が増えてきておりますので、あそこは抜本的にあそこの百田商店前の踏切だけでなく、中道の踏切を広げるとか、あとはJRを利用される方のためにも、今は東口ですけど、西に改札口をつけていただくようにJRに交渉するなり、流れを変えるような考え方はないかどうか、その辺のところを行政、執行部の方で考えられているか、ちょっと答弁していただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは私しかわからないだろうというふうに思いますので、これはお答えをいたします。

吉松JR土居踏切と交差点の問題、それから今JR水城駅の片方、吉松側からの乗り口とい



いまいしょうか改札口の問題等々でございます。

これは、まず踏切の問題等についてはご回答申し上げましたように、今回、地域再生基盤強化交付金事業、これは国の方から5カ年で、これも職員が努力して何かないかと、今ある事業を国の方の交付金に置きかえてやる汗と知恵を出してやってもらったわけですけれども、5年間で13億円の事業の認証を受けております。5月の初旬でございましたけれども、官邸でもって安倍総理から直接、私はそういった認証を受けてまいってきたところでございます。本当に職員のそういった熱意といいましょうか、太宰府を愛する気持ちの中で、本来一般財源、税でもって行くべきところですが、それを交付金の形の中で置きかえる、財源の組み替えを行っていくというような形の中で、これを切りかえることができるようになりました。一応延長上の交付金を使った形で水城、今言っております土居踏切と今の問題点等々についても、5年間の中でこれは実行していきたいというふうに思っております。そういうふうなことでございます。

もう一つは駅舎の問題です。これも地元の市民、住民の皆さん方からはやはり吉松側からホームに直接改札口ができないかと、こういった要望もございます。これも以前は、私の小さいときの記憶では蒸気機関車であったわけですから、ほとんどの方が違法性があるかもしれませんが、吉松側ホームから直接乗ってありました。その必要性は今も現在も変わらないと思いません、昔も現在も。そういった要望等については、機会あるごとにそれは要望として正式には上げておりませんので、行動を起こしていくというようなことが大事ではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 本当に前向きな答弁ありがとうございます。

最後ですが、ちょっと言いにくいわけではありますが、一言だけ言わせていただきますと、選挙結果を見ると市長は決して市民総意の負託を得ておりません。票の結果は批判票が支持票を上回っているということを十二分に考えていただきまして、市政運営に携わっていただきますようお願い申し上げます、代表質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派新風の代表質問は終わりました。

ここで休憩をします。14時20分から再開します。

休憩 午後2時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会派幸光の代表質問を許可します。

10番小柳道枝議員。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長の許可を得ましたので、会派幸光を代表いたしまして質

問いたします。

今回、本市行政のかじ取り役となられました井上市長におかれましては、今後さらなる太宰府市の発展に寄与されんことを期待いたしますことからお尋ね申し上げます。

まず、第1点目の本市財政状況につきましては、さきの選挙期間中、他の候補からあたかも本市財政の現況が夕張市に次ぐ劣悪なものであるかのような発言が連日聞こえてまいりました。このことについては、市長からも幾度か説明がされておりましたが、この場で市長就任の第1回目の本議会で今後の財政運営の基本方針をも含め、ご説明いただくことが肝要かと存じますことからお尋ね申し上げます。

次に、本市の組織機構についてお伺いいたします。

機構改革をどのようにお考えなのか、またフレキシブル制の導入、佐藤市政において行政内部の組織の分割化により増加いたしました部長制、今後の部長制のあり方について新市長としてのご方針なり人事についてお尋ね申し上げます。

2点目の問題は、本市の将来を託すに足りるすばらしい人材の育成、また子どもの安全とどうい命を守るネットワークについて、学校教育環境のさらなる充実を今後どのように取り組んでいかれる所存なのかお尋ねいたします。

隣町で起こったいじめによる自殺事件、さらには全国的風潮として青少年の自殺の増加など社会問題として大きく報道されました。子供は国の宝という反面、十分な配慮が行き届いていないため、起こり得る悲劇も後を絶ちません。学問の街太宰府は、今や全国ブランドのまちでもありますことからお尋ねいたします。

3点目の問題は、施政方針に示されました「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」、来年度に向けて制定してでも景観の形成、文化遺産を基軸に物語りを持たせた市民遺産を市民参画の中でまちづくりをとという大変ロマンチックな構想に胸躍る期待をいたしております。しかも、市長は「市民が参画できる市政運営」を標榜されました。本市には、特に人的財産の豊富な町でもあり、市民参画構想は、まさに時宜に適したお考えだと思います。まるごと博物館構想は今のところハード面ではさしたるものも見えてまいりませんが、みんながなるほどと思えるようなまちづくりを大いに期待いたしております。文化財保存活用計画をどう実施しながら、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例を制定し、まちぐるみ歴史公園へとどのようにつなげていくのかお尋ね申し上げます。

第4点目は、市民が参画できる運営に関して、4つの点についてお尋ねしたいと思います。

1つ目は、前議会から問題視された公共施設の使用料の減免の問題です。

団体によっては助成金でバックするなど、その内容によっては調整するという問題、一様に減免する、しないの判断が難しいので、一つ間違えばトラブルのもとともなりかねません。今後の取り組みについてお答えをお示しください。

次は、「市長と語る会」についてです。

44の行政区単位で細かく開催されるだろうとは思いますが、そのあり方についてお尋ねいた

します。

3点目は、生涯学習社会の創造についてであります。

本市でも少子・高齢化が一段と進む中、生涯学習社会の充実が必要であると考えられます。子供から大人までの学校教育、社会教育及び生涯学習との連携、またその充実を図るための具体策などをお示してください。

4点目の「福祉でまちづくり」や「地域コミュニティづくり」ともあわせてご答弁いただければ幸いです。

再度の質問は自席にて行います。

また、ご答弁につきましては項目別にてお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派幸光を代表されました小柳道枝議員よりご質問をいただきましたので、順に回答申し上げます。

最初に、簡素で効率的な市政運営の今後の財政運営についての基本的考えについてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、北海道夕張市の財政破綻は決してよその町の話にとどまらなないと、厳しい財政状況に置かれた全国の自治体に波紋を投げかけております。本市におきましても厳しい財政状況ではありますが、夕張市が行った一時借入金の不正な操作による会計処理や隠し負債等はなく、決して財政破綻するようなことはありません。

財政構造の弾力性を測定する指数であります経常収支比率は、本市において平成17年度が98.6%という数値になっております。平成19年度決算までに98.0%、平成24年決算までに89.0%という目標を設定して改善をしております。

経常収支比率を0.1ポイント変動させるためには、約1,200万円の経常一般財源収入額を増額または税金等の一般財源を充当する経常的経費を減額しなければなりません。したがって、平成17年度98.6%を平成19年度98%にするために約7,200万円、平成24年度89%にするために、さらに約10億8,000万円の歳入の確保、もしくは歳出の削減を図っていくことを数値目標といたしております。

歳入面におきましては、「経常的な支出は経常的な収入をもって充てる」という財政原則のもとに、市税を初め使用料・手数料、負担金、普通交付税といった経常的収入を高めていくことが重要であると考えております。

市税におきましては、公平性の確保を図る観点からも人材育成を初め、徴収システムの充実により徴収率を高め、安定した税収を適正に維持する努力を行っていき、また使用料・手数料、負担金におきましても、公平な受益者負担の立場から適正な水準への見直しを図ってまいりたいと思っております。

また、経常的な一般財源となる普通交付税につきましては、算定の中で重要なウエートを占めております起債について、算入率の高い起債を優先して借り入れ、普通交付税への算入強化

を図っているところでございます。

歳出面におきましても義務的経費のうち、まず人件費については平成20年度以降、職員の大量退職が始まり、平成17年度を基準といたしまして、平成23年度末までには約70人の退職者が見込まれ、必要な職員を採用を行っていても、人件費のうち経常一般財源は平成17年度決算で約31億400万円が平成24年度には4億6,000万円の減の26億4,200万円になると見込んでおります。

また、公債費は、市債の発行につきましても公債償還金よりかなり抑えた20億円以下に抑制することによりまして、公債費のうち経常一般財源は平成17年度決算で約24億7,400万円が平成24年度には6億8,000万円の減の約17億9,700万円になると見込んでおります。

しかし、一方では扶助費やその他の経常経費の伸びが見込まれますので、常に将来にわたって財政の健全性や弾力性を確保するためには、経常収支比率をより一層低減させていくことが重要であり、歳入歳出両面からあらゆる方策をとっていく必要があると認識をいたしております。

また、最少の経費で最大の効果を上げるという財政の効率的運営に努めながら、職員の時間外手当を初め賃金を含めた人件費や、あるいは消耗品、食糧費といった需用費、旅費等におきましても予算編成あるいは執行時におきまして全庁的な経常経費の削減に努めておるところでございます。

今後、経常収支比率を注視しながら経常収支比率の削減に向けて努力をし続け、少しでも多く投資的経費へ振り分けていくことが重要であると、このように考えております。

次に、組織・機構改革についてのご質問にお答えを申し上げます。

組織機構につきましては、簡素で効率的な組織を基調といたしまして、市民の皆様にはわかりやすい組織編成にしていきたいと考えております。

また、平成20年度から職員の大量退職時期を控えておりますため、将来を見据えた部や課の再編統合などを行うなど、職員構成に配慮した組織とすることが重要課題であることから、現在組織機構の検討を進めておるところでございます。

次に、学校教育環境の充実の人材バンク、子どもの安全と命を守るネットワークについてご質問にお答え申し上げます。

学校への支援につきましては様々な形で市民の方にサポートしていただいておりますが、しかしながら多くの先生は忙しくて子供のかかわりが少ない状況とお聞きをいたしております。

このことから、学校、先生へのサポートなどを行っていただく方々の把握あるいは管理を学校ごとに行うのではなくて、市で整理し、校長の派遣申請などに基づいて対処すれば先生方の負担も軽減され、発生した問題の解決や学校が目指します学力の向上などに結びつくのではないかと考えておりまして、多くの方々から成ります「学校支援人材バンク」の構築を考えておるところでございます。

次の「子どもの安全と命を守るネットワーク」についてでございますが、最近子供たちが被

害者となる悲惨な事件、事故が多く、心を痛めているところでございます。私は、日本の将来を担います子供の安全と命を守ることは重要な課題と受けとめております。

「子どもの安全と命を守るネットワーク」は、各学校間の取り組みだけではなく、地域、関係機関、関係団体、関係者が多方面から連携を結ぶことが登下校時の子供の安全や地域での子供の安全が守られるのではないかと考えているところでございます。市挙げて子どもの命と安全を守るネットワークを構築しますことで、市が目指します安全・安心のまちづくりの実現に結びつくものと、このように考えております。

次に、まるごと博物館についてのご質問にお答えを申し上げます。

文化財保存計画は、第四次総合計画後期基本計画のまるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）を実現するために文化財を活用するまちづくりを計画といたしまして策定し、推進するものでございます。

取り組み状況といたしましては、史跡地の中でも環境整備が急がれております特別史跡「水城跡」につきまして、平成17年11月に福岡県、大野城市及び太宰府市におきまして水城跡整備推進協議会を立ち上げまして、財源確保など取り組みの手法等につきまして協議を進めてきたところでございます。

具体的には、水城跡東門周辺整備事業といたしまして、ゲートサインや史跡解説板の整備、また大型バスの駐車機能を有した多目的広場の整備を本年度と来年度2カ年で整備をしたいと、このように考えております。あわせまして、水城跡を損傷から守るため、国、県の補助を受けまして土塁の破損箇所及び樹木の調査を行い、今後の修理及び整備方針を定めてまいります。

また、ソフト面では、昨年度より太宰府市民遺産による「文化遺産からはじまるまちづくり」の実践と啓発普及事業といたしまして、太宰府市民遺産展を開催しております。さらに、出前講座では、各地域の文化遺産めぐりや町歩きなどを地域や学校と連携して行うなど、啓発活動を行っております。

したがって、今後はこうした太宰府の特色を生かした魅力ある制度の構築を図るため、仮称ではありますが、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例を平成20年度を目途に制定してまいりたいと、このように思っております。

次に、市民が参画できる市民運営の公共施設使用料の減免についてのご質問にお答えを申し上げます。

公共施設使用料の減免の見直しにつきましては、公共施設を公平な受益者負担の原則から一般利用者との公平性を図るため、また指定管理者制度の導入等に伴うことから、市の方針といたしまして平成18年1月から市民の皆さんにご理解とご協力をいただきながら実施してきたところでございます。

しかしながら、今回市民の皆様方にお会いする中で、文化協会や体育協会などの団体の会員さんなどの数多くの市民の皆さんから使用料や利用面でご不満のご意見をいただいたところで

ございます。

そういったことから、減免問題について再度原点に戻って見直す必要があるという思いに至った次第でございます。このことから、市民の皆様が利用しやすい施設にする検討や、あるいはスポーツ活動への参加促進、また文化活動などを総合的に支援するという観点に立ちまして、現在関係課におきまして受益者負担を原則としながら、負担のあり方について調整会議を進めておりまして、問題点、課題等の整理あるいは減免対象や、あるいは減免率及び実施時期などについて検討をいたしておるところでございます。

一定の方向が決まりました折には、当然議会にも報告してまいりたいと、このように思っております。

次に、市民が参画できる市政運営の「（仮称）市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」の開催についてのご質問にご回答申し上げます。

これまで広聴活動の一環といたしまして、平成17年度におきまして施政方針や財政状況、主な事業などについて地域に出向いて直接市民に対して説明を行い、市政やまちづくりについて市民と積極的に対話して共通認識を持つことによりまして、市民と行政の協働のまちづくりを推進していくために、「市長と語ろう～まちづくり懇談会」を総合計画の7つの地域づくりに合わせまして、各小学校区ごとに7回実施をいたしております。

今回のご質問の件につきましては、私が進めております「協働のまちづくり」に「福祉でまちづくり」を取り込みながら推進するため、地域に出向いて直接市民と懇談し、市政やまちづくりについての意見交換を行い、市民の率直な意見や提言を市政運営に私は反映させていくとともに、行政、市民との協働のまちづくりを推進していくため、現在実施要領を策定中でございます。

次に、生涯学習社会の創造についてのご質問にお答えを申し上げます。

昨年7月に第二次太宰府市生涯学習推進基本計画を策定いたしまして、新たな視点に立って、幼児期から高齢期までライフステージに合った学習機会の充実に取り組んでいるところでございます。

申すまでもなく、生涯学習社会とは生涯の様々な時期にみずからの意欲によって学習を選択し、みずから高め、学ぶ喜び、心の豊かさを実感できることだろうと思っております。

行政の役割といたしましては、学習活動のきっかけづくりや施設の充実など、その環境整備を図っていくことではないかと考えております。今後とも基本計画に示しております施策目標に向かって、さらなる充実、連携を図ってまいります。

次に、「福祉でまちづくり」、「地域コミュニティづくり」との連携した協働のまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、地域課題に応じた具体的な取り組みを通し、地域住民の連帯感を醸成しながら地域コミュニティづくりを推進いたしております。

私は、子育ての問題あるいは高齢者の問題、障害者の問題等につきましても、やはり住みな

れた地域の中で幼児から高齢者までの皆さん方がその人らしく生活できるような地域力を高め
ていく必要があると考えております。そういった中に福祉でまちづくりを絡めた形で地域コ
ミュニティづくりを地域と行政が一体となって推進していく協働まちづくりが大事であると思っ
ております。

その実践の第一歩といたしまして、「市政ふれあい懇談会」を行政区ごとに行い、地域の課
題あるいは問題を市民の皆様とともに語り合い、ともに考え、ともに行動しながら福祉でまち
づくりに反映してまいりたいと、このように思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁をいたしましたけれども、ただいま承り
ました貴重なご意見やご要望につきましては、これからも市政運営に当たりまして十分に参考
にさせていただき、一層努力してまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げ
ます。

○議長（不老光幸議員） 1件目について再質問ありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ご答弁、本当にありがとうございました。新しい市政運営が発足いた
しまして、本当に今後市民といたしまして、また市民の代表といたしまして執行部に対し、期
待することでございます。よろしくお願い申し上げます。

第1項目の中の1、2とありますので、あわせて質問させていただきたいと思えます。

財政面の件なんですけれども、夕張になるんじゃないかという不安が市民の中にはありま
す。けども、今の市長の答弁で本当に最少で最大の努力をなさり、市民に負担をかけないよ
うな財政面を運営なさるということで安心していきたいなと思っております。

そこで、確認事項なんですけれども、市長は施政方針の中でソフト事業に力を入れられると
いうことでありますので、福祉の問題また学校教育の問題に重点を置かれまして、この4年
間、そして将来ある、未来ある太宰府の取り組みには、そこに重点を置かれるということ
を再確認しておきたいと思えます。

それと同時に、機構のことについてでございますが、先ほども前段で述べましたように、前
の佐藤市長のときにですね、部長職が増えたのではないかという不安と、また本当に課長さん
たち大変だと思いながら、本音のところ考えておりましたけれども、今度の10月に機構改革
があるということでございますけれども、先ほどご答弁の中にもありましたが、平成19年、平
成20年と、約70名ほどの職員の方々が退職なさるということで、その中でですね、いびつな行
政になるのではないかと、それと今現在部長さん頑張っていらっしゃいますけれども、もしこの
機構改革があったときにですね、この部長さんたちはどのようになるのか、その辺がちょっと
不安があります。それと同時に、その平成19年、平成20年の退職の後にですね、新しい職員
の採用見込みがあるのだろうかと思えますが、その辺もあわせてください。

それと同時に、この機構改革はたしか平成15年にされた経緯があると思うんです。あれから
4年なんですよね。また、今回機構改革をされるのであればですね、本当に市民にわかりやす

くできるのだろうか、いつぐらいまで続くのだろうか、そしてまたその機構改革に伴う経費と
いうのはどれぐらいかかるものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、あわせてご答弁
をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、財政運営の中で大きな社会資本投下あるいは都市基盤整備が一連の大
きな塊が終了したと、佐野土地地区画整理事業であり、地区道路整備事業であり、あるいは散策
路整備事業であり、今までもいろんな形の中で都市基盤整備を行ってきた。その起債残高が
247億円、この平成17年度でそうでございます。その中でほとんどの分については優良起
債、六十数%は国からバックがある優良起債でございます。その中の41億円ほど等につい
ては、さらに史跡地の太宰府市特有の事情があるというようなことでございます。95%、国、県
の方から返ってきます。一時的な立てかえによるものでございます。純然たるものはそうい
った100億円程度でございます。そういった状況が今の状況。その公債費、借金の償還はどう
なっているかと、平成18年、平成19年度で31億円程度です。平成24年で19億円程度になり
ます。約10億円、人件費も10億円浮きます。あるいは公債償還も10億円浮きます。そういった中
で経常収支比率は下がっていくんだというようなことを申し上げているわけでございます。

そういった状況がありますので、ハードからソフトに切りかえを行っていきいたいというふう
に思っておるところでございます。ハードから福祉・教育の問題、あるいは青少年の問題に力
をシフト、軸足を置いて行政運営をしていきたいというようなのが1点目の回答でございま
す。

2点目につきましては、そういった団塊の世代を迎えまして70名ほど退職が出てまいりま
す。すべて不補充というふうなわけにはまいりません。ある時期、見通しを立てて、これは職
員採用も手をつけていかなければならないと、それにはやはり見通しを立てることが大事だ
と、定員管理、将来はどうなっていくのか、事業と絡めて職員のマンパワーあるいはいろい
ろな考え方はあるでしょうけども、今まで外部委託をしてきておりますんで、従来どおり1対1
の補充にはなりません。そういった見きわめをしながら職員採用等も行っていきたいと、こ
のように思っております。

（「ようわかった」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 済みません、答弁漏れがあります。

長期的なのか、予算はどれぐらいかかるのか。費用が、改革に伴う費用。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 機構改革を今職員の段階で練っておりまして、市長が申しますように若い
者の知恵もかりようということで、今回はできるだけ部課職員までおろしてアイデアを吸い上
げながら機構改革をしていこうと、そういうふう考えております。

今、部長さんが多いのではないかというようなこともありまして、そういうことも含めまして大きくくりといいますか、一つの部長さんがいて、一つの課で一つの係でということになりますと、係長さんが発揮できること、部長さんが発揮できることが同じものであるというようなことでは少し組織としてはもったいないんじゃないかと、そういうことで担当部長制でございますので、その目的もかなり達したということもございまして、そういうふうなものについてはほかの方にシフトをしていこうと、そうすれば今後退職が非常に多くなるものですから、財政状況も含めて人件費の今後のありようについて経常収支に非常に影響するものですから、職員の頑張りを期待して大きくりにしまして、職員が余り増えないで事務量も余り多くないような形にしていこうというふうに考えております。

そのことについてはゆっくりしてもいいんですけども、緊急の課題でございます。市長がマニフェストで平成19年度には経常収支比率を98%にするというふうに宣言をいたしておりますので、即やれるものについてはやっついこうということで、年度の途中でございしますが、10月1日を目指してやっついこうと、そのためには若干、試算をしておりますけれども、年度末にやる場合と比較して多少の電算のプログラムの費用がかかるというふうに考えておりますけれども、それを乗り越えてでもやれることは早急にする、今するというような考え方で進んでいこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 予算面が出てこないんですけども、飛ばします。

それに伴いましてね、今やっぱり緊急課題ということではありますが、機構の改革につきましてはね、本当に市民サービスの充実のためにどうしても必要だと思うんですよ。今の部署にありますとね、本当市民たらい回しなんです。だから、その辺もよく把握されまして、そしてお互いに職員がお互いのものを共有しながら、市民から問われたときにどこに行ってもどの職員に聞いてもわかるような、そういうふうな体制で機構改革をなされるのが一番市民サービスの向上につながっていくのではないかなと、私は感じております。

本当に本来であればですね、平成15年度にこの機構改革をし、また10月1日というご答弁でございすけれども、本当であればもう少し時間をかけ、ゆっくりね、皆さんの適材適所の配置、そして働いてくださる職員を大事にする。そして、市民サービスの向上を図るという観点からはもっと時間をかけていただきたいと思うんですけども、今度の機構改革に当たりましては要望といたしまして、適材適所の配置、それと同時に市民サービスの向上、そして職員が本当に働ける、楽しんで働けるような、そういう機構改革を強く要望して、この質問は終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2件目について再質問はありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 学校教育環境の充実についてでございますが、先ほども武藤議員の方の質問にもございまして、ご答弁もありましたけども、また私は逆の立場からちょっとお尋ねしたいと思います。

実際、今学校現場では先生方が本当にお忙しくて子供たちと一緒にいる時間が十分にとれないという観点から、その学校支援人材バンクの取り組みをなされておられるようでございますが、ちょっとそこでお尋ねなんですけど、現在ですね、各学校で採用されているゲストティーチャーがおられますよね。この人たちと同じような対応なのか、それからまたそれに有する資格とか能力とかね、そういうものが必要なのか。その支援策というのは、例えば私は今暇なんですけども、学校に支援に行きたいんだけど、そういうどこを窓口にして、どういう格好で応募ですか、公募ですか、そういうのがなされるのか、それでまたそういうので採用された方たちは学校間及び地域の中での交流も視野に入れて登録なさるのか、また今現在「ボランティア支援センター」というのがございますよね、そことの調整はどのように考えているのか。

それと、もう一つが一番気になるのがですね、学校支援人材バンクに登録されている方々、今例えばゲストティーチャーで行っていらっしゃる方々、この方たちの身分、それから責務、責任、そしてまた雇用体系、例えば途中で交通事故に遭ったとか、そういう具体的などころもご説明願えればと思いますが、よろしくお願いします。

もう一つ、子どもの安全と命を守るネットワークづくりにつきまして、今現在はですね、各行政区で取り組んでいる「かって隊」があるんですよ、勝手連というんですかね。それと、太宰府にはいろんな団体を取りまとめている太宰府市青少年育成市民の会というのがございます。それと同時に、補導連絡協議会、そしてまた青少年の相談センター、相談員さん、そしてまた筑紫野警察署から委託されている現在青色パトロールという車もあります。そして、夜間には、また各PTAで「おやじの会」というのがございます。その登下校のときには各自自治体で「見守り隊」とか「子育てサポートぽびんず」とさんとか地元の人が送り迎えをしているところも既に市内では数多くなされているんですよ。そういうところの関連をこの子どもの安全と命を守るネットワークとどのようにコーディネートしていけばいいのか、これは地域コミュニティも絡んでくるんじゃないかなと思うんですよ。ですので、その辺もあわせて二項目についてご答弁をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初の人材バンクの制度についてでございますが、先ほどの議員さんのご指摘のように、現在各小・中学校に数多くの方々、形態はいろいろありましてボランティア的なものから先生の本当の手助けとか、または植物の世話する等いろいろのことがあっておるんですけど、そういう状況で、各学校非常に大変有意義な教育活動ができているところでございます。

そういう方々をより教育の充実とか、それから先生方の多忙さを減らす助けになるとかというようにしていくとすれば、どんなふうにしたらいいだろうというのはいろいろご質問がござ

いましたけれども、まだこれという回答を持っているわけではございません。また、ボランティア等で来ていただいている方も余り枠組みを決めるんだったら、もうちょっと面倒で来たくないとか、そういうところに登録をしてまではしたくないといういろいろな状況があることもあるんじゃないかと思っております。

そういうことを含めながら、どういうふうなあり方が一番いいのか、教育委員会が全体を一括した方がいいのか、各学校の方にある程度ゆだねた方がいいのか、また各学校もこんな方が欲しいというのが学校によって少し味わいが違うんじゃないかという気もしております。そういうことを含めながら、1つには学校の要望を聞きながら、1つには、これはお金がかかる話だと思いますので、市長部局とも話しながら、また来ていただく方のいろいろな状況等も聞きながら、ある程度制度をまとめなければならぬんじゃないかというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、こういうところにいろんな面で力を、市全体で入れてあげようということでございますので、いろんな面で議員の皆様を含めていろんな方々の知恵とか力をかりたいと思っております。

それから、2つ目の安全・安心につきましては、基本的に子供たちとか子供たちの教育を通してとか、学校のいろんな教育を通して安全・安心をする。それから、先ほどいろいろご指摘がありましたようないろんなボランティア等を含めながら、地域での見守り等を含めながら安全・安心をする。それからもう一つは、いろんな情報をお互い共有しながら安全・安心なそういう子供たちの状況をつくる。こういうふうなものを総合的に考えなくてはならないのではないかと思っております。その中で、各小学校において、必ずしも一律にある状況が行われているわけではございませんで、それぞれの小学校区の実情に応じて安全対策等に取り組んでいただいているところでございます。

先ほどのご指摘のように、帰りに地域の方に見守っていただいている、そういう校区もありますし、あとは保護者等にお願いしているとか、また郵便局、タクシー等々で気をつけていただいている等々もございます。そういうところをより一層整備といいましょうか、より充実していくということについては、先ほどご指摘のように学校とか学校だけの判断だけじゃなくて、市全体の安全・安心のまちづくりというものともタイアップしていければ、なおありがたいなと思っております。

これも定義された状況でございますので、先ほど市長さんの答弁にもありましたように、今後やっぱりより充実したものにして、子供たちに限らずですね、安全・安心のまちづくりに伝わっていけばと、教育委員会としてはそのように考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） この件につきましては、学校、地域、家庭、やっぱり基本になるのがどこがコーディネートしていくのかではなくですね、やっぱり地域の方々、今はこの人材バンクでもいろんな方が学校の方に入入りいたします。やっぱり人は宝でございますので、市の方

におかれましてもね、少しでも一人でも多くの方が学校の人材バンクに登録されたり、そして見守り隊があったり、そして安全で安心して登下校でき、また地域の方々が本当に住んでよかったというところになれるよう執行部におかれましてはご努力をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 3件目について再質問ありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） まるごと博物館構想につきまして、再質問をさせていただきます。

先ほどご答弁の中に水城跡の整備が行われると、平成20年度までにですね。本当にすばらしいことだなと思います。

その中で、1つお尋ねしたいのが、史跡地の後の利用でですね、せんだって、たしか先週の土曜、日曜日だったんですが、私ども太宰府市の子ども会育成会連合会というのがありまして、リーダー研修で子供、小学生が約百数名、ジュニアリーダーが十五、六名に市の職員、そしてスタッフで約130名ほどでキャンプをいたしておりました。そうしますと、なぜか頻りに車がどんどん入ってきたんですよ。なぜかといいますと「そば畑はどこにあるとすな」と言ってくるんですよ。「えっ」と言ったら、たまたまその日の新聞に史跡地後でそば畑に花が咲いたということが新聞報道されましたもので、市民の方、それからまた観光客に等しい方が尋ねてみえるんですけど、どこだろうということで、たまたま場所が近かったもんですから、キャンプ場の方から、行きましたら、ちょうどそば畑がありました。それは見事に咲いておりました。

そういう史跡地の活用をなさるのもいいんですけど、もうちょっと、整備やおもてなしの心。何かそこにですね、ご年配の方がつえをついて見えたんですけども、ベンチはあるんですけど、日がかんかん照ってますのでね。そしてまた、そのところがちょっと雑草も生えておまして、もうちょっと整備されたら、なおよかったんじゃないかなと。そういうふうに、やっぱり市民、そしてまた観光地である太宰府、史跡地を大事に使おうと思えばですね、もう少しキャンプ場、市民の森、春の森、秋の森、そしてキャンプ場から県民の森へつないで、市民はそこを本当に憩いの場にいたしております。ですので、そういう史跡地をですね、もう少し活用すべきではないかなというふうに感じ取っております。

その中で、施政方針のときの12ページの中にですね、景観によるまちづくりというね、景観行政団体になるというのがここにあるわけなんです。これがまる博につながるかどうかはわかりませんが、やっぱりこの辺をですね、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例をつくるに当たりまして、この景観行政団体というのに何か登録されたとかという施政方針があるんですが、これはどのような都市に適用されるのか。太宰府でもそういう指定を受けられるのか、またそれをどのように活用していくのか、その辺を少し教えていただければと思います。

お願いします。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この景観団体に加入いたしますと、それぞれ法的に一つのルールを決められるというのが一つの基準になっております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ということはですよ、この施政方針の中にですね、「手続を進めております」ということでありますが、これ手続をしたら必ず団体に加入するというのか、予算とかなんとかそういうのが出てくるのか。これをもし団体に手続をされますと、どのようなことをなさるのか、もう最後ですのでご答弁ください。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 施政方針の中で市長が申し上げましたとおり、この景観に関する条例というものを今回制定をしたいというふうに思っております。その過程の中で、この景観行政団体といういわゆる県の制度の方に申請をいたしまして、市独自のきちっとした条例、ルールを制定できるという一つの事務の流れの中の内容でございます。

○議長（不老光幸議員） 4件目について、再質問はありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） それでは4点目の公共施設使用料減免についてでございますが、これももう3人ほどのご答弁があつて、先ほど武藤議員の答弁では、もとに戻すというご答弁をいただきました。間違いございませんですね。

それと同時に、私がここで皆さん方をお願いしたいのは、施政方針にもありました体育協会、文化協会などという言葉があるわけなんですよ。私がここでお尋ねしたいのは、学校教育の現場で昨年減免措置廃止によるひずみが出てきたのをご存じなのかが1点。

それで、今後、学校教育の特徴ある学校づくり、それに対しての減免措置ももとに戻してくれるのか、その考えがあるのか、そこのところをしっかりとお尋ねをしたいと思います。

それと、市長と語る会につきましては、福祉でまちづくりと関連がありますので、今まで市長さんのご答弁をいただきました。福祉というのは、どっちにしてもやっぱり民間が、市民がみんな受けなきゃいけない福祉だと私は考えております。ですので、地域コミュニティ、そして市長と語る会、それからまた福祉、バリアフリー、いろんな観点から大きな意味で市民サービスに努めていただきたいと思います。

それと、3番目の生涯学習についてお尋ねをいたします。

生涯学習につきましては、これ以前、過去に生涯学習課というのがございましたよね。で、それがいつの間にか生涯学習課がなくなり、社会教育課になった。これは以前にも私一般質問で取り上げさせてもらっているんですけども、今回は充実を図るためにまた復活というんですかね、ということでございますが、それに伴う機構の改革が絡んでくると思うんですが、その場合、生涯学習の位置づけ、それと先ほど前段で申しあげました学校教育、それから社会教

育との連携、地域との連携、生涯学習のみの設置なのか、関連して社会教育、学校教育との絡みはどのように考えてらっしゃるのか、そしてまたその組織をつくるに当たっての職員の配置。そこに携わる職員さんというのは専門職を置かれるのか、またその専門の職員の育成、要するに社会教育主事とかいろん観点があると思うんですよね。やっぱりもちはもち屋でございますので、その育成も兼ねて職員の育成、それから適材適所の配置、専門職の配置をした上で改革なのか、その辺をあわせてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 一番最初の使用料と学校教育の件につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

ご存じのように、昨年から使用料につきまして、現行のような方法になったわけでございます。それに伴いまして、学校が使うお金の配分の仕方を変えたわけでございます。それによりまして、そのお金をどこに使うかということについては学校にゆだねたところがございますので、今までずっと使ってきた事柄がいろんな関係で使えなくなったというようなことがあったということは承知しておりますけれども、どこをどう使うかについては、ある程度学校にゆだねておりますので、その辺はどこの学校も全部、例えば中央公民館を使っているというような教育課程はないわけでございますので、どうかその辺をご理解いただきたい。

今後については、まだここでお話があっているだけで、条例にもなっていくんじゃないかと思っておりますので、そのときにどういうふうな形になるか、また内部の論議が行われるんじゃないかと私自身思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、機構改革の生涯学習等でございますけれども、まだ私の段階ではございませんので、具体的な分でありますので、関係部長の方から回答させます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在、機構改革につきましては、部長会議を再三行いまして一定の部長会議の結論が出ております。今後、副市長、市長との協議が残っておりますが、生涯学習については、現在文化振興という形で市長部局に生涯学習を置いておりますが、現段階の案では、これを教育委員会の方に移行いたしまして生涯学習課を設置、その中に生涯学習係と社会教育係、それからスポーツ振興係と、この3つで生涯学習を振興していきたいというふうに予定をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 減免のことにつきまして方向性がまだ見えてないと、だけでも市長はもとに戻すということを確認とりましたので、大いに期待したいと思っております。

それと同時にですね、生涯学習の復活、そしてまた社会教育、子供たちが本当に健全に、そ

してまた市民が十分にサービスを受けられるような、そういうまちづくりにご尽力をお願いしたいと思います。

質問の最後でございますが、市政運営上の要望を兼ねまして一言申し添えておきたいと思えます。

本市は古都のまち太宰府、国立博物館のあるまち太宰府、天満宮さんのあるまち太宰府、学問のまち、大学、学園都市太宰府と、全国にも本当に知れ渡った有名な観光地でもあります。本市は、よそから見れば毎年700万人を超える観光客がお見えになり、観光産業に依存できる財政内容のように思われがちですが、通過型の観光客が多数でありますことから、また市全域の15%が特別史跡ということもあり、工場誘致なども難しく、財政面におかれましては大変なご苦労もあるかとは想像いたしますが、市民協働のまちづくりを掲げられている市長であります。どうぞ行政と市民との信頼関係を語りながら、創意工夫と市民の理解、協力を得ながら行政運営上の無理、むだを省きつつ、未来ある子供たちへ夢を託せる安心で安全な町、住んでよかったと実感できる太宰府のまちづくりにご尽力くださいますようお願い申し上げます、会派幸光の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派幸光の代表質問は終わりました。

ここで休憩をします。

15時30分から再開します。

休憩 午後3時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長します。

次に、会派太宰府市民ネットの代表質問を許可します。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、太宰府市民ネットを代表いたしまして質問を行います。

まず、井上市長におかれましては、厳しい選挙戦を戦い抜かれ、見事当選の榮譽を果たされましたことにお喜びを申し上げます。

選挙期間中、様々な、そして多くの市民の方々から、直接あるいは間接的にたくさんのご意見や要望、また苦情といったものもあつたことと存じます。市長におかれましては、選挙とい

う極めて重要な政治活動の中で市民から直接生の声を聞くということは、初めての経験であられたと思います。ぜひ今後の行政運営に当たりましては、それら市民の皆さん方の声を生かしていただきますよう、冒頭お願いを申し上げておきたいと存じます。

さて、去る6月4日定例議会の初日、市政運営に当たっての新市長としての所信を述べられました施政方針について、何点かについてご質問をいたします。

最初に、滞在型観光に誘導した産業と観光の振興を図ることについてであります。

一昨年、九州国立博物館がオープンをいたしまして、太宰府市を訪れる観光客の方々が大変多くなっており、また滞在時間も国立博物館との関係で、従来に比べ随分と長く滞在されるようになってきておりますが、しかしながら、宿泊をし、観光地や史跡地を見て回るというには、まだまだ本市には宿泊施設は極めて少ないと思います。今回、国民年金健康保養センターを民間に移し、近々ホテルグランティアとしてリニューアルオープンとお聞きしましたが、大きい施設はこの1カ所のみで、他に数カ所あります宿泊施設は部屋数も少なく、宿泊をして観光を楽しむという観光地としては、現状では言いがたい面があります。もちろん滞在型というものが必ずしも宿泊を伴うものとは限りませんが、観光客の本市滞在をさらに長くとどまっていたり方策としては、宿泊ということが当然考えられますし、そうすれば市内の観光物産店や、あるいは商店街への経済的効果も大きいものがあると思います。観光交流人口の増加を図るためにもそのことは大切だと思います。しかしながら、本市はご承知のとおり、市域の15%が国の史跡地に指定をされております。したがって、大型ホテル等の宿泊施設の建設はかなりハードルが高いと思われます。市長におかれましては、例えばお隣の筑紫野市さんと観光協定みたいなものをつくり、お互いの観光客の交流へ向け相互に連携をとり合い、お互いの市が観光客誘致を図るということによって両市の活性化を図るというような考えはないか、お尋ねするものであります。

また、先ほど述べましたように、本市独自にでもホテル等の宿泊施設の誘致を考えておられるのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、職員の意欲を高めることについてお伺いをいたします。

市長は、その施政方針の中で述べておられますとおり、職員一人一人がみずから目標を持って市民サービスを行う自覚と使命感に燃え、自己研さん、自己啓発をしていくことが重要であると明らかにしておられます。私も全く同感であります。市長も当然ご承知と思いますが、本市職員は他の類似団体に比べ、かなり少ない人数で大変よく頑張っていることも事実であります。今回の施政方針の中で組織機構を機動的に改めると述べておられますが、より市民サービスが高まるのであれば、それは歓迎するところでありますが、意欲を持った職員が頑張れる職場環境をつくることも、組織機構を改めること以上に重要なことと思います。本市は、平成20年度も含めれば4年間新規の職員採用があっておりません。本市の職員数についても相当無理がきているのではないかとと思うところであります。自己研さん、自己啓発などなど大変大切なことではあります、絶対的職員数の不足の問題も基本的に解決しなければならないことと



思います。私は、かつて国鉄に勤めておりました。国鉄からJRになったとき、10年間新規採用がありませんでした。それが今日20年を経過した中で大変いびつな形になっており、JRも大変苦慮をしておると聞き及んでいるところであります。本市もこの4年間新規採用ゼロということは、将来を見定めたとき、非常に大きな問題を残すことになるのではないかと危惧をするものであります。また、現在の職員構成上、20歳代の職員は十七、八名でしかありません。これは組織構成上正常な形ではないのではないかと思います。職員の一人一人が目標を持ち、自覚と使命感を持って市民サービスに徹することは大きな意義がありますが、絶対的職員不足ということになれば、その意欲も半減するのではないかと思いますし、また職員の士気を高めていくことが重要ですが、それにはまず指導的立場にある幹部職員、とりわけ行政のトップである市長の職員に対する姿勢が重要であろうというふうに思いますし、職員の仕事への意欲を引き出す力は、その上司の姿勢が強く求められていると思います。結局は、トップである市長の職に対する姿勢が出てくるのではなかろうかと思います。仮に職員の意見が上司と対立したとしても、意欲的な、そして積極的な意見であれば十分耳を傾ける姿勢は、職員の意欲や使命感、そして積極性も出てくることにつながると思います。この姿勢は、行政のトップである市長の姿勢が直接、間接的に部下職に伝わると思います。このことをぜひ市民サービス向上へ直結していくことであり、実行をしていただきたいと思います。

市長は、施政方針の中で論語を引用され、「仁」、すなわち「ぬくもり」を説いておられます。行政から市民へのぬくもりと同時に部下職員に対しても「仁」、すなわち「ぬくもり」と目配りを同時に進めてもらいたいと思いますが、市長のご見解を求めるものであります。

次に、歴史と文化の環境税についてお伺いいたします。

この歴史と文化の環境税については、導入時より大きな問題を抱えてスタートをいたしました。昨年5月19日臨時議会におきまして、その期限をさらに3年延伸することを議会は満場一致で可決したところであります。今回、市長は歴史と文化の環境税について、本市の重要な財源であり、ぜひとも必要なものと明らかにされておられますが、一方では議会から（仮称）太宰府みらい基金について、その創設の提起の動きもあり、推移を見きわめたいとも述べておられます。

市長は、機会あるごとに佐藤前市長の後継者指名を受けていると言っておられました。当然、市長も基本的に佐藤前市政の政策を受け継ぎ、行政の継続という立場からも進めていかれると思います。そういう観点から、この歴史と文化の環境税については継続するという立場であろうと思いますが、前市長は（仮称）太宰府みらい基金について、確たる担保が明確になれば歴史と文化の環境税について検討してもよいと、昨年5月19日の臨時議会で明らかにされております。井上市長は、今回推移を見きわめたいと述べておられますが、仮に（仮称）太宰府みらい基金が議会の中で提案があり、前市長の言われる担保というものが一定明らかになった場合、行政の長として歴史と文化の環境税を廃止し、（仮称）太宰府みらい基金の創設を提起すべきでないかと、これは行政の責任で行うべきではなかろうかというふうに思っております。

す。また、市長は、この担保の中身について、金額や期間、あるいは責任についてどのようなお考えでおられるのか、また（仮称）太宰府みらい基金の推移を見きわめるということではなく、行政としていかにかかわっていくのかと問われているものと思います。税制審議会の意見なども聞くと、先ほどの議員の中での答弁で述べられましたけれども、待ちの姿勢ではなく、議会の動きがあればそれに対応する動きが求められると思います。ぜひともご見解を求めるものであります。

次に、（仮称）JR太宰府駅設置についてお伺いをいたします。

市長は、施政方針の中で、初めに駅ありきではないと明言をされておりますが、これまでの議論や第四次太宰府市総合計画から見ても、随分（仮称）JR太宰府駅設置について後退したように思います。もっと言うならば、私は初めに駅ありきであると思います。昭和63年11月15日のJRとの覚書、あるいはこれまで一貫して平成17年の国立博物館の開館に合わせると言ってくられました経緯からして、当然駅ありきと考えます。平成15年の災害によって、その財政的な事情から延期とこれまで説明を受けてきたところでもありますから、その経過からして、財政的な事情が一定のめどが立ったのであれば、当然駅を基本的に建設するということになると思います。かって、総合交通問題調査特別委員会においても現地説明や、あるいは想定された構造図面も我々は説明を受けてきているわけでもあります。駅前広場、バス停、タクシー乗り場、そしてまほろば号の入り込みの道路などなど、説明を聞いておる我々からすれば、これらの経緯を踏まえれば当然駅ありきであると思いますが、見解を求めるものであります。

次に、公共施設の減免についてお伺いいたします。

今回、体育協会及び文化協会加盟団体等に対する公共施設の使用料を減免するとなっておりますが、まず加盟団体等となっておりますが、この「等」という中にはどのようなものが入るのかを伺います。体育協会や文化協会に加盟していなくても同じような目的であれば減免対象になるものか、お伺いするものであります。

当初、この公共施設の減免廃止の提案がされたのは、平成17年6月議会の中での全員協議会ではなかったかと思えます。これを聞き及んだそれぞれの団体から、廃止の再考や引き続き減免の要請がありました。議会にも陳情書が上がってまいりました。また、議員の中からも減免廃止には反対の意見も多く出ました。こういう様々な意見を受けてもなお、平成18年1月1日より減免廃止が実施され、今回1年数カ月で再び減免を行うという提起をされた、その大きな理由は何でありましょうか。今回、減免を提起するのであれば、平成18年1月の導入は本当に必要だったのかどうなのかと言わざるを得ません。これは政治的なことでもありますし、冒頭で申し上げましたように、選挙戦を戦う中、多くの市民の方々からの要望もあり、それらの中から新市長としての政策として出されたものであるかもしれません。市長は、初めて選挙を経験されたわけでもあります。したがって、多くの市民や団体の方々と話し合いや要望も受けられたと思います。そういうものを総合的に踏まえてマニフェストで減免を出され、今回施政方針でも出されたものと思います。私たち市議会議員の少なくとも半数以上は、市長の初めて経験さ

れた選挙を2回、3回、あるいは5回、6回と経験しているわけでありまして。したがって、我々の意見は多くの市民の意見を踏まえての発言であるということは言うに及ばないと思えます。減免廃止のとき、多くの議員が減免廃止に否定的な意見を申し上げたのは、多くの市民の意見によるところであります。私は、減免を再度導入される判断への基本的な考えをお伺いします。

申し述べさせていただきたいと思いますが、私は減免廃止のときも述べましたように、減免導入すべきであると思っております。

最後に、市役所の開庁時間の延長や休日受け付けについてお伺いいたします。

より質の高い市民サービスの向上へ向けてと思っておりますが、繁忙期における開庁も休日の受け付け業務も明らかに労働条件の変更を伴うものであります。したがって、労使の協議が当然発生すると思っておりますが、今後労働条件について交渉が始まると思っておりますが、具体的に計画があるか、お伺いいたします。費用対効果なども踏まえ、例えば自動的な印鑑証明や、あるいは住民票などの各先進地に視察をしてみいった際に、そういうものを設置されておりますが、そのようなことも踏まえて、なおかつ開庁の時間延長や、あるいは休日の開庁の方がよろしいというふうに判断されたものについてのご見解をお伺いしたいと思います。

また、先ほども述べましたように、労使交渉のあり方についてあわせてお伺いいたしますが、行政のトップとして労使交渉に当たってのお互い立場を踏まえて、議論を持って、誠意を持って交渉することが近代的労使関係のあり方と思っておりますが、市長の基本的な姿勢を伺うものであります。

また、これはくれぐれも踏まえてほしいものであります。今後労使関係が協議中の案件については、その整理がついてから議会には上程すべきと考えますが、この点についても市長の基本的なスタンスをお伺いするものであります。

以下、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派太宰府市民ネットを代表されまして村山弘行議員よりご質問をいただきましたので、順に回答をさせていただきます。

最初に、滞在型観光に誘導した産業と観光の振興を図ることについてのご質問にご回答を申し上げます。

平成17年10月に開館いたしました九州国立博物館の入館者は、本年5月末で約330万人を超え、その相乗効果も相まって本市への観光客数も平成18年度1年間の統計では、十数年ぶりに700万人を突破をいたしました。こうした時期に、国民年金健康保養センター太宰府が本年1月末に閉館をいたしましたけれども、現在でも旅行会社や観光客、市民などから、市内に宿泊施設はないのかと、あるいは新たな宿泊施設はいつオープンするのかなどの問い合わせが日々、数多く寄せられておりました。本市内での宿泊需要は、潜在的に大きいものと考えてお

ります。観光客が滞在し、回遊するためには、宿泊施設があり、そしてこの宿泊施設が単独ではなく、施政方針でも述べておりますように、見る、食べる、買う、学ぶ、憩うことのできる回遊の仕掛けづくりとして、周りの町並みや店舗なども一体となった街のにぎわいも必要であると思っております。

ご質問の宿泊施設の誘致につきましては、第四次総合計画基本計画にも明記いたしておりますように、重要な施策の一つとしてとらえております。

なお、現時点では7月上旬のオープンに向けての現在改装中の宿泊施設以外に具体的な動きはございませんが、こうした考え方のもとに、今後とも機会あるごとに誘致活動は積極的に行ってまいりたいというように思っております。

それから、ただいまご質問がございましたけれども、近隣地域との連携というようなことも大事でありますし、やはり九州国立博物館を核としたまちづくりについては、筑紫地区あるいは周辺の自治体ともすみ分けを行いながら行っていくというようなことについても、一つの手法であるというように思っております。

次に、職員の意欲を高めることについての質問に対しまして、お答えをいたします。

現在、職員研修につきましては3つの体系をとっております、市内部の研修、福岡県市町村職員研修所等で行います外部研修及び職員独自で行います自己啓発でございます。これらによりまして、職員として必要となる基本的な能力の養成に加え、近年特に求められてきておりますように政策形成能力、マネジメント能力、危機管理及び目標管理能力等の要請も重要でありまして、今後とも幅広く取り組んでまいりたいと思っております。

さて、ご質問にあります部や課及び係で具体的な研修を計画するのか、育成の具体的な取り組みにということにつきましては、先ほど研修体系のところでも述べましたように、市内部の研修の職場研修として位置づけておりました。これは市の職務執行規則で規定しておりますように、部課長が研修計画の方針でありますとか、あるいは実施計画を決定し、実施するというふうにいたしております。ご指摘の職員の意欲を高めることにつきましては、こういった職場内の研修を充実するとともに、平成17年度に策定いたしました太宰府市人材育成基本方針にも触れておりますけれども、職員が市民に信頼され、与えられた仕事を納得して、やる気を持って完遂する、この頭文字をとりまして「し」「な」「や」「か」をキーワードとしながら、職場風土そのものを変革していくとともに、人事評価制度あるいは目標管理制度につきましても仕事への意欲に結びつく重要な手法でありますので、これらにつきましても人材育成の視点を基本に据えた制度として構築していくことによりまして職員の意欲を高めていることにつなげてまいりたいと、このように思っております。

次に、歴史と文化の環境税についてのご質問にお答えを申し上げます。

この税は、地方分権一括法に基づきまして課税自主権の行使、自主財源の確保の観点から、平成15年5月から導入しています。税収は、平成18年度で実績で約6,400万円の収入があり、導入時から平成19年3月徴収分まで約1億9,000万円の収入となり、本市のまちづくりのための

貴重な財源となっており、基本的には継続したいと、このように考えております。

基金につきましては、一定の財源が確保されるのか、将来への継続性は見込めるのか、アンケートにおきまして、修正も含めて約8割の方が継続を示されている市民に対して理解が得られるのかという観点に基づきまして、今後とも推移を見守り、税制審議会の意見を踏まえ、法定外普通税であります歴史と文化の環境税について判断してまいりたいと、このように思っております。

担保の問題につきましては、一定の税収同等額の確保と将来への継続性でございます。また、最も優先しなければならないことは、昨年4月に実施しました意識調査におきまして、修正を含めると約8割の方が継続を示された市民の理解だと考えております。

次に（仮称）JR太宰府駅についてのご質問にお答えを申し上げます。

本駅につきましては、本市の西部拠点として、また西の玄関口として、交通、商業、業務施設並びに住宅地が集積するよう、本駅を中心に周辺一体となった整備を進めていかなければならないと考えております。

本駅の設置につきましては、滞在型観光の標榜している本市にとりましては極めて重要な政策課題と位置づけておりまして、地元住民の皆様の意向を尊重しつつ、先ほど申し上げましたように駅周辺一帯のまちづくりの青写真を描きながら、民間資本を投入するのか、整備範囲はどの程度とすべきか、都市機能の集積はどの程度が望ましいのかと、こういった諸問題につきまして逐一検証を行いながら、実施するとすればいつまでに、どのように実施するのか、また周辺地域のまちづくりの中で駅をどう位置づけるのかといった具体的な動きを示すことができるよう、平成20年度を目途に見通しをつけてまいる所存でございます。

次に、公共施設の減免についてのご質問にご回答を申し上げます。

公共施設使用料の減免の見直しにつきましては、受益者負担の原則から一般利用者との公平性を図る理由から、さらには指定管理者制度の導入等に伴うことから、平成18年1月から実施をしてきたところでございます。私は、前市長の後継指名を受けまして今回当選をしたという経緯があるわけでございますけれども、この選挙期間中、いろいろと市民の皆様方のお話をお聞きする機会がございました。その中で減免措置が撤廃されたことに対するところの不満というようなものが非常に多くあったと痛感をいたしました。

そういったことから、減免問題について、再度原点に戻って考える必要があると、こういったことから市民の皆さんが利用しやすい施設にするために、スポーツ活動の参加促進、さらには文化活動など総合的に支援するという観点に立ちまして、現在関係課におきまして受益者負担を原則としながらも負担のあり方について調整会議を進めておりまして、問題点課題等の整理、減免対象や減免率及び実施時期などを検討いたしておるところでございます。

次に、市役所の開庁時間の延長や休日受け付けについてのご質問にお答えを申し上げます。

よりスムーズな体制づくりのためには、内部におけますところの十分な調整が必要でありまして、また現在本年10月を目途として進めております行政機構改革を踏まえる必要もございま

すので、こういったことを総合的に勘案をいたしまして、来年の2月には試行していきたい、このように考えておりますけれども、内容等につきましては現在内部調整中でございますので、職員団体との協議まで至っていないのが状況でございます。

今後、基本として、勤務労働条件に関する事項につきましては、十分協議していきたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁をいたしましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見や要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしまいる所存でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（不老光幸議員） 1件目について再質問はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今、市長から答弁をいただいたんですが、この4市1町、とりわけお隣の筑紫野市さんは随分旅館の数などもありまして、筑紫野市さんは筑紫野市さんで観光行政も力を入れておられると思いますが、幸いに私どもには九州国立博物館がございますし、もちろん天満宮もありますし、いろんな施設がございますので、筑紫野市さんとの観光交流などもですね、行政の中でも今市長答弁のありましたように、お互いの観光客が行き来できて、そしてお互いに相乗効果ができればこれにこしたことはないというふうに思ひますので、この件につきましてはですね、今市長答弁のとおり、できるだけお互いの、太宰府がひとり勝ちじゃないんですが、近隣の市町村とも協議しながら、そのことは結果的に太宰府の地元の方々の商店街や物産店の方々も潤うわけでありますから、そういう意味では近隣の、とりわけ特にお隣の筑紫野市さんとの交流というか、人的交流も含めて観光客の交流がされるように今後とも進めていっていただきたいということを、これ今の市長のご答弁で結構かというふうに思ひますので、引き続きそのように進めていただければというふうに思ひます。

○議長（不老光幸議員） 2件目について再質問ありますか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 2点目につきましてはですね、これ職員の意欲を高めていくということで私質問をしたわけではありますが、いろんな初任者研修がございます。それから今、市長の答弁の中で、外部だとか、あるいは市内、あるいは職員独自の研修などなど、職員の意識あるいは自己研さんを高めるための研修がそれぞれやっておられるというふうに思ひます。しかし、私がここで申し上げたいと思ひますのは、いろんな職員がいろんなご意見、その研修の中で培われた経験を行政の自分の仕事として発揮をしようとするときに、中身によっては、あるいは課長と、あるいは部長と、あるいはもっと上役の副市長、市長と意見が対立するようなこともまま出てくる可能性もあると思ひます、考え方なり、あるいは意見の相違の。そういう意味では、私は、先ほども申しましたように、その職員の能力をいかに引き出していくというためには、大きな懐を持ったそういう上司が必要であろうというふうに思ひます。自分の意

見に反対だからといって封鎖をするんじゃなくして、反対意見をも耳を傾け、そして議論をしていくという、そして結果的にその職員の意見が通らなくても自分の意見を十分真摯に議論を対象として聞いてくれる、こういう姿勢が私は今求められておるのではなかろうかというふうに思います。これは課長、部長、副市長、市長というふうに組織でありますから、市長に職員の人たちが直接物言うことはなかなかないと思いますが、これは一つに市長の政治姿勢あるいは職に対する姿勢というものが私は部課長職員に伝わるのではなかろうかというふうに思います。したがって、私は、先ほど申し上げましたように、ぜひともですね、市長も言われたように、職員に対しても論語の「仁」を紹介されておりますから、そういうお気持ちで接していただきたいというふうに、ここはひとつぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。

あわせて、まだ答弁が先ほど漏れておったような感じもしますけれど、冒頭申し上げましたように、JRが10年間採用しませんでした。そのことが今大変JRそのものも苦慮しておるという紹介をしながら、平成20年度の新規採用がどうなのかということ、ちょっと予算上で見ますと、それは計上されてないような感じがします。でいきますと、4年間の新規採用がないと、平成16年はあっておりますからですね、そういう意味では新規採用がないということが果たしていいのかどうか。職員の数がどうだこうだということよりも、若い職員、将来若い幹部になっていく職員を中断をするということは、組織形成上余りよろしくないのではなかろうかというふうに私は思います。そういう意味では研修も、それから絶対的な人員が不足をしつつあるという現状の中では、新規採用等についてもですね、これはどのように考えておられるのか。また市長の行政のトップとしての職員に対する基本的な態度、こういうものも再度お伺いしてみたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員の採用の件、それから研修に当たっての仁というふうな、職員にも人の優しさを振り向けてほしいというふうなことでございます。まず、そのことからお話をしたいと思います。

私は、「ニュー井上からの出発」といたしました。人の処し方についてはナンバーワンの処し方、ナンバーツーの処し方がいろいろあります。手法もあります。時として厳しく当たらないければ成就できないことだってあります。それが今までの自分であったと思います。今、この席におります私は、選挙期間中もそのことについて絶えず反問しながら今日まで来ました。その私のイメージ、考え方をすべて出しておりますのが「ニュー井上からの出発」でございます。私が変わる、町が変わる、私が変わらなければ変わらない、こういった視点でございます。そのためには、やはり意見を聞くということ、そして知恵を出すということ、そうした姿勢を出すということ、これを現場主義、率先垂範してやっていこうと、この私は基本の考え方で進みたいと。改善、改革、発展、確かな一歩、確かな前進といったのが私の目標として4年間やっていきたいというふうに思っております。

職員にありまして、私は研修は人それぞれ、職員が自己実現。私は、8時半から5時までプロであるわけですから、そこで自分の仕事を提供、労務を提供するということは、その見えない部分、5時から8時半までの間に自分自身をあらゆる分野で鍛えていくというなことも大事でございます。そういった基本の上に研修は成り立つというようなこともございます。自己啓発なしには、たとえどんないい講師を持ってき、どんな研修機関に派遣しても、みずから向上する気持ち、市を愛する気持ち、そういったものがありませんと効果は余りありません。そういったことを肝に銘じながら、私は研修につきましても、今申し上げました理念のもとに、市民の皆さん方にも職員にも同じように当たってまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の職員採用の件でございますけれども、今経常収支比率の問題、ずっと問題等、議員の皆さん方、あるいは市民の皆さん方がクローズアップし、第2の夕張になるのではないかと、財政破綻するのではないかと、これが市民の中に心配としてございました。この多くの問題の一つは、人件費でございます。それから公債費でございます。それから扶助費でございます。負担金、補助金もでございます。扶助費、補助金、これはそう減額するというところについては限界がございます。人件費あるいは経常経費、そういったところのむだを省いていくというふうな視点、あるいは公債費、起債、地方債を抑えていくというふうなこと、そういったところから進めていく必要があるわけでございます。職員の人件費も団塊の世代が今退職の時期を迎えておまして、トータル的に70名ほど平成24年までに退職するというふうなことを申し上げております。しかしながら、すべてにわたって補充をしないというふうなわけにはいかないというふうに私も思っております。先々の将来像の見直し、行政需要、それに絡んでのやはり職員のあり方、職員数というふうなことをきちっと科学的に見定めて、定員計画を計画的な形の中で置いた中で、計画的に採用計画を立てていく必要があると。今は、改善に向けて緒についたばかりでございます。新たな出発として私はここに立たせていただいております。全体的な見通しの中で私は行動をとっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 職員の採用につきまして先に述べさせていただきますが、もちろん人件費が多大な額を占めておるということは私も承知をしております。ただ、将来的に見たときに、その四、五年間空白ができるということは、10年後、20年後を見据えたときに、職員の構成上それでいいのかと。最低必要な部分については、今年はやらなくても、あるいは来年やらなくても、5年後、10年後の新しい幹部職員の養成ということも踏まえていけば、今市長が申されましたように、計画的には最低の部分の職員採用というものは必要ではなかろうかというふうに思います。もちろん、皆さん関心のある経常収支比率が非常に悪いということはわかっておりますが、わかっておりますが、将来の太宰府を担う職員を育成するという意味も、それから組織構成上も将来いびつな形にならないためにも、これはぜひ計画的に具体的な中身



を今後とも実施をしていただきたいと思いますというふうに思います。職員採用に当たりましては、これはもう執行権の範疇でございますし、我々がどうこう言う部分じゃないかとは思いますが、市議会議員としましては非常にそのことも危惧しておりますので、ぜひともそのことをお願いをしておきたいというふうに思います。

さらに、職員の問題につきましてもです、いろんな研修の能力を現場で発揮しようとするときに、そのときに、一例で申し上げますと、そんなこと言うてもできるわけじゃないかというて言下に断るのでなくして、その人の意見をまず聞き、議論を闘わせ、結果的にその職員の意見が通らなくても、うちの上司は真剣に議論をすればそれにこたえてくれる、結果的にだめかもしれないけれどという、そういう、そしたら次の機会に新しい計画をしてみよう、新しい意見を言うてみようという意欲が出てくるのではなからうかというふうに思います。それが部外者研修なり、あるいは初任者研修、あるいは部課における、各部における研修が生かされてくるのではなからうか。これが私は市長の言われる「仁」、「ぬくもり」のある、あるいは行政運営の一つになっていくというふうに思いますので、このことは「ニュー井上」を今後とも期待をしておきたいというふうに思います。

次の項の質問をさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

○議長（不老光幸議員） はい、3件目をお願いします。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 3点目の歴史と文化の環境税についてでございますが、これは多くの議員さんたちが今まで代表質問の中でご質問され、市長の答弁もあっておりますから重複すると思いますが、私は、市長も言われましたように、佐藤市政の後継者として行政の継続という立場からも、この歴史と文化の環境税については当然継承すると、継続をされていくというふうに思います。これと思いますが、先ほど私が申し述べましたのは、（仮称）太宰府みらい基金というものが前期の議員さんたちで議論をされた特別委員会がありました。で、今期はまだ具体的な動きがここまであっておりませんが、行政として、言うならば歴史と文化の環境税を提起をされました。議会はそれを、最近では平成18年5月19日に3年間の延伸を可決したところであります。で、これは市政の問題になるのか、構えの問題になるかわかりませんが、（仮称）太宰府みらい基金について議会在議論をする。むしろ私に言わせれば、待ちの姿勢じゃなくして、もっと行政が積極的にこの問題についてかかわっていく、あるいは駐車場業者の人たちと市長が直接出かけていく。彼らたちに言わせれば、歴史と文化の環境税についてはぜひとも廃止をしていただきたいと思いますというのが根底にあると思います、率直なところ。しかしながら、市長も言われましたように、多くの市民の方々はこの歴史と文化の環境税でいいという意見も、市長のご答弁で言わせれば8割の方がこの歴史と文化の環境税でいいと言われているわけでありまして。当然、行政としてはその部分を提案してきたわけですから、3年間の延伸をされているわけですから、それはそれで構いませんけれども、余りにも待ちの姿勢ではいけないと思います。もっと言うならば、税制審議会などでも継続的に今議論されておる議会まで

に、今期はあっておりませんが、前期は（仮称）太宰府みらい基金の議論をしておりました。そういうものとも並行してでもですね、税制審議会の中でも議論をしていく、あるいはこの歴史と文化の環境税についても見直しも含めて廃止ということをお断りでかつてやっておりますから、そういう意味では税制審議会なり、あるいは執行部の中においてもそういうものを議論をしていただきたい、こういうふうに思います。

（仮称）太宰府みらい基金につきましては、まだ今期中で具体的に、先ほど言いましたように議論になっておりませんが、早晩どなたかから提起があるかというふうに思いますが、それは議員の中で判断をしていくというふうに思いますが、歴史と文化の環境税については、前市長は一定の担保が、あるいは担保が出れば（仮称）太宰府みらい基金にかわるものとして考えてもいいというふうに言われております。

再度お伺いいたしますが、この担保の中身について、先ほど一定の金額というふうに言われましたけど、どういうものがあるか、中身について、よろしければ再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 歴史と文化の環境税についてでございますが、私は佐藤市長の後継として指名を受け、ここに立っております。この歴史と文化の環境税の佐藤市政が出された結論につきましても、方向性についても、時の助役をいたしておりました。考え方にいささかの変動もございません。基本はそこに置いてやっております。

今、多くのまちづくりを行っていく上において、私はこの歴史と文化の環境税については、本当に積極的な側面から、地方分権の一つとして職員がみずから考え、そして実行に移していったというふうな経緯がございます。基本的にそういったまちづくりのためにこれは使用しておりました。有効な私は財源であるというふうに思っております。そういった中においては、大きな幹の部分としては継続というふうに申し上げております。それにかわるべきみらい基金というふうな形の中で、将来のまちづくり、方向性の一つとしてそのことが今説明の中でも回答をいたしております。それぞれ担保できるかどうか、将来にわたって、そういったところを見きわめながら最終的に判断していくという姿勢については変わりございません。

○議長（不老光幸議員） 再々質問は。

○16番（村山弘行議員） ありません。

○議長（不老光幸議員） 4件目の再質問ありますか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） （仮称）JR太宰府駅につきまして、先ほどのご答弁の中では重要であるし、これは当初から西部地区といえますか、西地域の重要な場所である、位置づけをそういうふうにしておられるというのは、これは随分市長が助役の時代からこのことは一貫して述べてこられたというふうに、当然市長もそうであります。もちろん（仮称）JR太宰府駅の建設につきましては、私の記憶が間違っていなければ、当初は平成17年の九州国立博物館のオー

ブンに合わせて建設については進めておる、こういうふうな答弁を私どもは聞き及んでおりました。で、それが私どもが変更を公式的といいますか、聞きましたのは、私の記憶が間違いないければ平成16年の12月議会の全員協議会の中で、私は平成17年10月のオープンに間に合わない、というふうに聞いたと思います。もう聞いたときに、あと一年弱を切ったときに、正式に言われたのはそのときであります。

で、第四次総合計画の前期の中でも、当初（仮称）JR太宰府駅につきましては西部地区の重要な位置づけであるし、そして佐野東地区の区画整理の推移などを見きわめになって、そして平成17年の九州国立博物館のオープンに合わせてつくっていく。同時に、それは駅だけではなくして、私ども特別委員会ときには現地の調査も行きましたし、建設されとる駅、あるいは駅前広場も行きました。そうして面的な部分、今、先ほど市長が答弁をされましたことも当時から聞いております。PFIの問題、あるいは地域、それから筑紫野市との境もありますから、こういうような部分についても協議をし、平成17年の開業へ向けて努力をしていくという話は平成13年からされております、私ども聞き及んでいるのは、それが、平成15年の災害によって財政上も厳しくなったということで、平成16年12月議会の全員協議会の中で、平成17年の開業は無理というふうに聞き及んでいます、私の記憶が間違いないければ。

であるならば、それまで議論してきたことは生かされておると思います、この総合計画の中ではね。そうすれば、今の市長の答弁では、また一番から、スタートからの議論になるような答弁に聞こえてならないんです。ですから、私に言わせれば、今市長が答弁されたのは、私どもが特別委員会で聞いてきたこと、あるいはいろんなこれは民間の業者から多分市長が助役のときに駅前広場だとかという青写真も提起があっていると思います。そういうふうに私ども聞いておったのが、さて市長が変わられて、そして事ここに至って地域の住民の方々や、あるいはまちづくりの問題、地域の問題、そういうものを踏まえて議論をしている。いわんや、市長は最初に駅ありきじゃないというふうに施政方針で言われております。それまでの議論からすれば、当然駅ありきとも私は思う。駅をつくるに当たって周辺整備を行うというのは、これは一体のものであると思うんです。JRも当時は駅だけでなく、駅前広場なども考えてくれというふうに言われておりました。当然それらを受けて、駅前広場なり交通のアクセスなどについての議論をされてきたわけでありまして。したがって、もうそこは議論が終わっているというふうに私たちは思っている。

で、平成20年をめどに、じゃあ何をめどに出すのかというのを、まずは一番から私たちは聞かなくてはならないようになるような気がします。問題は、平成20年に着工するのかしないのか。それに着工に対する条件整備は、もう本来は終わっておかなければならない。なぜならば、平成17年にオープンをすると声明をしておられたから。声明をするということは、駅前広場なり、あるいは土地の問題なども含めて、そういうものは前提として平成17年の九州国立博物館の開館に間に合わせるというふうにあなたたちは言われたわけですから、当然財政事情が好転をしたからということになれば、即着工というふうに私は思います。災害があったから延

伸されたというふうに私は理解をしておりますが、当時はまだ一つたりとも買っておられなかったからとても無理だなとは思っておりましたけれども、公式的に言われたのは平成16年12月議会の全員協議会でそういうふうに、平成17年の開業は無理というふうに言われました。しかしながら、それまでは平成17年の九州国立博物館のオープンと同時に（仮称）JR太宰府駅の設置については可能だというふうに言われました経過からすれば、平成20年のめどというものについての中身について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この（仮称）JR太宰府駅の問題等々については、経緯は今村山議員の言われたとおりだと思います。その後、私どもは助役としても折衝をいたしました、JRとの折衝。初めは応分の負担があるのではないかというふうな思いでございました。しかしながら、陳情駅、請願駅というふうな形になりますと、100%近く、90%のそういった負担は市の負担になる、駅舎からすべて。そういった負担が今の現状の中で、その当時も含めて乗り越えることができるかどうかというふうな判断もございました。

それから、もう一つ問題がありましたのが、駅だけつくったとしても、それはJRとしては1割負担についても問題がありますよと。周辺整備、やはり佐野東地域のまちづくりをどうするのか、それだけ乗車率があるのかどうかというふうな、そういった検証というようなものがやはり必要だというふうな指摘が当時あったと私は思っております。そして同時に、平成15年7月19日の災害というようなこともあったことも事実でございます。

経験則から申し上げますと、佐野西土地区画整理事業、昭和60年に始まり、二十数年かけて平成18年にやっと完了した。市の直として行ってきた。あの一帯を全体的に行った場合、佐野西が大体96ヘクタールでございます。一遍でできるであろうかというようなことも疑問がございます。やるとすればどういった方法があるのか。3区画、3分野に分けてブロックごとにやる方法、あるいは主体をどうするのか、組合施行なのか市なのか、こういった部分も見通しをつけていくというふうなことが大事だというように思っております。市民の中には、周辺地域の人たちと違う考え方もあるのも事実でございます。そういったところも含めて、私ども為政者は総合的な判断がやはり必要だというふうに私は思っております。将来の軸の誤りがないように、私は市民の声を聞く、意見を聞く。最終的には自分の責任、あるいは議会の皆さん方と判断を仰ぎながら提起はいたしますけれども、プロセスの中においてその市民の声を聞く、そういったことは大事であるというふうに思っております。そういった形を再度、プロセスを経て結論を導き出していく、めどをつけていくというふうなことが大事ではないかというふうに私は思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） JRも勝手なものでしてね、実は今年の1月に社長と名刺交換会がございました。こんなに九州国立博物館でお客が来ると思ってなかったと思うんですね。どんど

ん来るものですから、皆さん早う駅ばつくるように言うてよし、こういうふうにするわけですね。当時は、駅だけついても乗降客がどうだこうだってやや渋りぎみだったと思います。ところが、こんだけ九州国立博物館に観光客が来たら、こら採算が合うというふうにはJRも考えたんでしょ、多分。だから、一生懸命今は駅をつくるように働きかけをしてきているんですね。

それはJRの勝手ですけども、今市長がね、僕はそろそろ何か物を一つつくれば、賛成意見もあるし、反対意見もあるでしょう、それはこの駅だけの問題やないです、いろんな意味で。しかし、それは最終的には、若干の反対意見があったとしても建設をする、何かを行うというときは勇断を持って判断をするでしょう、ね。今市長が言われたのはね、僕は今初めて（仮称）JR太宰府駅をつくるという話ならわかりますよ。ブロックごとにするのか、ね。9対1というのはわかっていたんですね、当初から。JRは1割しか負担しませんよと、9割は自治体で持ってくださいというのはわかっていたと思う。だから、そういうブロックごとでいくのか、どういう見通しするのか、乗降客の有無はどれぐらいなのか、採算はどうあるのかという総合的なことを判断をして、いいですか、平成17年10月にオープンをするという方針を出したんじゃないんですか、そのとき。そのときはそんなことは考えんで、平成17年10月に九州国立博物館がオープンをするというから、それに合わせてとりあえずつくるというふうには言おうと、そういうことでこの方針を出したわけじゃないでしょう。いろんな意味を議論して、そしてトータル的に判断をして、21世紀の人が輝く太宰府のまちづくりを第四次総合計画の中に（仮称）JR太宰府駅をつくるという方針を出したのであれば、あればですよ、後、動くだけでも、それから大きくなると物事が回転したというふうには僕は余り思いません。ですから、そういう意味ではですね、もっと真剣に、この駅設置については具体的な行動に入りたいと思います。

で、僕は市長の言われます初めに駅ありきじゃないというものは、慎重の上から来たと思いますが、これは駅をつくり、駅前広場を同時的に進んでいくことによって財政事情も好転をするという要素が私はあると思います。したがって、私は申し述べておきますが、一日も早い（仮称）JR太宰府駅の建設を強く要望して、この項については終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 5件目については再質問ありますか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これも公共施設の減免について、先ほど小柳議員もちょっと触れたと思いますけども、「等」の中にですね、体育協会あるいは文化協会等という、この「等」の中身を僕はちょっと演壇での質問の中に入れたと思うんですが、そのご答弁がなかったんですね。「等」の中にどういうものがあるか、だから、体育協会なり文化協会に入っていないなくても、それと志が同じであれば、入ってなくても減免の対象になるのかどうなのか。もっと言うなら、PTAや学校、あるいは外郭団体が使用するのも、それもひっくるめてその「等」の中に入っているのかどうなのか。字句的に出てませんからね、学校だとか何だかんだ、これ施

政方針の中に。だから、「等」の中にそれ含まれておるならちょっと乱暴かなというふうに思ったものですから、「等」の中にはどういうものが入っているかということをお聞きしたんです。

これは後からのご答弁で結構ですが、私はですね、減免がいいと思うんですよ。そういう意味では今回の市長の方針は、そういうふうな減免をされる方がいいと思います。これは多くの団体が待ち望んでいたことですから。ただ、私はここで指摘したいのは、平成18年1月1日に実施をされる時に、当時の議員さんはほぼ減免廃止について異論を唱えておられました。ああ、それは減免廃止はするべきだという意見は、僕は余りなかったと思います。当時の助役として市長もそのことは聞き及んでおられると思います。で、そういう意味であれば、先ほど私は議員はそれぞれ選挙をして、直接であり間接であり、多くの市民から意見を聞いて、そういう意見を踏まえて一般質問なり代表質問をしてきているわけだから、これは当然市民の声ですと、市長は初めて経験をされて、市民の声などが要望が特に多かったこの減免について、廃止は問題があるというふうに言われたから、今回マニフェストでも施政方針演説についても、この減免については導入をしていこうというふうに言われました。私どもは、そういうものを踏まえて減免廃止はいけないと言い続けてきたわけでありまして。したがって、今後も施政を運営されるに当たって、議会との話し合いの中でも、我々議員個人じゃなくて、多くの市民の意見を踏まえて我々が物を申しておるということをお聞きですね、このことではぜひ理解をしていただきたいということが、この減免廃止の問題で私が訴えたいというのはそこにある。減免廃止については、私は減免をするという事については、ぜひとも私はやってほしい。ただ、あれだけ反対があったのに、当時は市長は助役でありましたから最終判断は市長がされたと思いますけれども、そういう部分では、これは歴史と文化の環境税も同じような部分があると思いますけれども、そういう意味を踏まえて今後の行政運営については当たっていただきたいということをお聞きして、5項めについては終わらせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 6件目について再質問、お願いします。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これは先ほど市長からご答弁がありましたから余り深くは言わないと思いますが、特にこれお願いしておきたいのは、労使の問題であります。労使の問題が、これはもう最近の主要ユニオンといいますかね、大きな組合ではほとんど争議というものはもうあっておりません。そういう意味ではですね、近代的労使関係では、お互い誠意を持って、立場を理解して交渉をしていくということは、これはまさに市長が論語で言われましたように、「仁」という言葉を持ってすればですね、人が行くことでありますから、100回言ったり1,000回言ったりすれば必ずや解決の糸口は見つかるというふうに思います。そういう意味では、ぜひとも労使交渉に当たりますと、行政の長として、その担当の方々に対してはお互い、これは組合も当然同じことが言えると思います。自分たちの市長のみじゃなくして、やはりお互いの立場を理解して、誠意を持って交渉していただきたいと思っております。

そして、十分これはお願いしておきたいのは、先ほど演壇でも申し上げましたように、労使関係の整理がついて、もし議会に案件を上げることがあれば、未整理のときに案件として上程をしていただくことがないように、することがないように、これはぜひともお願いをしておきたいと思いますが、これに対するご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今ご指摘がございました。私は、このように思っております。

私どもの顧客は、市民でございます。市民の行政サービスのためにどういった方法があるかという視点で、絶えず私どもは市民の満足度に向かっていろんな施策、サービスのあり方等々を考えていかなきゃならないというふうに思っております。その結果として、職員に対しますところの勤務労働条件が参りました場合については、その時点の中において交渉し、誠実に話し合いを行っていくことは当然でございます。その視点については、いささかも変わりません。

今回、政策そのものについては、私は責任持って議会の方に提案する立場にありますので、それは市民の立場の中身、市民の中心に置いた考え方の中でいきますので、その辺のところは積極的には、意識的にはしませんけども、私はまず中心的には市民のサービス、顧客である市民のことを第一義的に考えて、そして職員を説得し、そして協力が得られるように私は頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 基本的な考え方を私はお聞きしているわけでありまして、基本はお互い誠意を持って交渉するということが基本だろうと思います。もちろん、言われるまでもなく、市役所の仕事というものは市民サービス、どうやっていくのか、そういうことで新しい政策を出される、新しい取り組みを出される。その仕事をするのは職員であります、最先端でやるのは。その職員の勤務労働条件の変更については、当然誠意を持って行うということが大前提であろうというふうに思いますから、そのことを私は求めているわけであります。

いずれにしても同じ職員でありますから、お互いの市民サービスへ向けて、あるいは市民生活向上へ向けて日夜頑張っておることについては異論がないわけでありますから、それは労使という立場は違うというても同じ市の職員でありますから、お互い胸襟を開いて、そして誠意を持って交渉するということが第一義になっていこうというふうに思います。市長が言われましたように、「仁」というものは「ぬくもり」であるというふうに言われました。そういう立場でぜひとも今後の行政運営を進めていただきたい。和をもってとうととなすという言葉もございますので、ぜひとも今後ともそういうスタンスで進めていってほしいということをお申し述べまして、私の代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派太宰府市民ネットの代表質問は終わりました。

ここで休憩をします。

16時50分から再開をします。

休憩 午後4時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時50分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、公明党太宰府市議団を代表しまして、通告に従いまして施政方針並びに市政全般について質問をさせていただきます。

まず最初に、本年の4月、統一地方選挙が実施され、本市において市民の皆様の熱い期待を受けて4期目の当選をさせていただきました。今後4年間、市民の皆様にお約束をした公約を実現させるために懸命に働いてまいります。太宰府市のかじ取りをされる井上市長を初め執行部、また議員の皆様、そして市民の皆様、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今回の市長選挙で井上市長はマニフェストを市民に示されました。この中には、公明党太宰府市議団が議会で何度も取り上げ、主張してきた政策提案が幾つも重なっています。ぜひとも任期中に実現をされますよう強くお願いを申し上げるところでございます。

さて、質問の第1項目は、太宰府を第2の夕張にしない簡素で効率的な市政運営の推進についてです。

第1点は、個性と活力あるまちづくりのために、市民、職員の知恵と工夫を総結集する施策の展開についてお伺いをいたします。

今年の統一選挙は20年ぶりの市長選挙の影響でしょうか、市政に対する市民の関心は極めて高いものがあるように感じました。中でも夕張市の財政破綻がマスコミに連日大きく報道され、特に太宰府市の財政について私のところにも数多く寄せられました。

小泉前総理による構造改革の一環として三位一体改革が行われました。従来は、地方自治体が国に陳情をして予算を獲得する政治が行われていました。その結果、景気対策も含めて大盤振る舞いが行われ、むだな公共事業に税金をつぎ込み、国の借金は平成18年12月末の普通国債残高で約534兆円という大きな借金を抱えています。こうした政治手法は、将来に大きな負担を残すこととなります。こうした政治と決別するために、地方自治体がみずから考えてまちづくりを行うよう地方分権が実施されるようになりました。地方ももっと汗を流して知恵と工夫を凝らすように、国は地方交付税を大幅に削減しました。このことによって地方自治体が予算を組めないという悲鳴を上げる自治体も出てまいりました。また、国庫補助金も4兆円が廃止され、3兆円が地方に税源移譲されるようになりました。具体的には、国に納めていた所得税が軽減され、その分住民税に上乘せをされます。全体的には地方への国からの配分金は従来に比較するとかなり減額するようになります。

このような背景から財政問題がクローズアップされるようになりました。特に市民に地方政治への関心を強くさせたのが、夕張市の財政破綻であります。太宰府市民も大きな関心を寄せています。私のところにも、箱物行政から脱皮をせよ、財政改革をどのように行うのか、借金をどのようにして返還をしていくのか等々ご意見が寄せられています。

私は、市民が政治に関心を持つことは大変に意義があると思っています。財政改革を実施するには痛みが伴います。しかし、それは将来に大きな負担を残さないためにも大事なことです。市民は、今までは要望、要求をすることが当たり前のようにとらえていました。これからは、何が必要で、何が我慢できるのか、みんなでまちづくりを考える時代が来ました。それが地方分権の一步と考えています。歳出削減は当然ですが、これからは稼ぐことも考えていく必要がございます。横浜市では、広告収入等で数億円稼いだと言われています。こうしたことを考えていくことが、市民の皆様からお預かりした貴重な税金を有効に執行することになると考えています。

トヨタの発展の原動力は社員の改善提案制度と言われています。約90%以上が活かされています。太宰府市にも職員の改善提案制度がありますが、残念ながら平成15年、平成16年、平成17年、平成18年と4年間ゼロが続いています。これからのまちづくりは、市民、職員の知恵と工夫が求められています。そのためにも私は、まずは職員からまちづくりのために様々な意見が出るような風土、雰囲気をつくる必要があると考えています。職員が目を輝かせて生き生きと語り、まちづくりについて活発な議論をする、そうした空気は自然と市民に伝わっていきます。今回の統一選挙で、太宰府市には閉塞感が漂っていると指摘をされました。業務改善提案制度が4年間も全くない状況を考えれば、その指摘は的外れではないと考えても仕方がありません。

優秀な職員がたくさんいます。1人の職員が宝です。その宝をどう引き伸ばすか、そのことが個性と活力のあるまちづくりに結びついていくと考えています。井上市長は、まちづくりについて人一倍情熱を持っておられると私は感じています。その情熱を職員一人一人の胸にどうともしていくか、このことも大事な市長としての仕事と考えています。アメリカのケネディ元大統領が、日本人で尊敬する人物として上杉鷹山を挙げました。上杉鷹山は、破綻寸前の米沢藩を立て直すために改革を断行しました。そのために、藩主みずからの改革の明かりを米沢藩の武士一人一人につけていったことは、今日でも語られています。

井上市長は、平成12年12月議会、当時は助役さんでしたが、私の人材育成の質問に対して中国の教えを引かれて、「1年のことを考えるものは穀物を増やすべし、10年の利を思うものは木を植えるべし、100年の計を図るものは人材を育てるべし」とご自分のお考えを述べられました。まさに地方の時代を迎えようとしています。人任せ、国任せの政治から、私たち一人一人が汗を流し、知恵を出し、工夫をしないと生き残れないと言われています。私は今こそ、市民、職員の知恵と工夫を生かす制度が必要と考えています。市長は、施政方針で歳入増などの議論をする市民参加の「(仮称)もっと元気に・がんばる太宰府委員会」を設置されます。歳

入増のみでなく、歳出削減も含めて、大いなる議論を期待するものであります。

と同時に、まずは職員から取り組む必要があると考えます。施政方針では、職員の意欲を高める仕掛けづくりに意欲を示されました。これからのまちづくりに当たって最も大事な施策ではないかと考えています。今後、どのようにして職員の意欲を高め、知恵と工夫を引き出し、厳しい地方の時代を生き抜き、市民サービスの向上に努めようとされているのか、市長の所見をお聞かせください。

第2点は、財政見直しについてお伺いします。

総務省のホームページには、全市町村の主要財政指標が公表されています。その内容は、経常収支比率、実質公債費比率、起債制限比率、財政力指数でございます。施政方針では、経常収支比率を平成24年度決算までに89.0%にすると目標を掲げられました。そこで、今後の見直しについて、第四次総合計画の終了目標である平成22年度が私たちの任期でもありますので、それまでに主要財政指標をそれぞれの程度になるのか、具体的数字とその道筋についてお聞かせをください。

第3点目に、今後の財源の確保についてお尋ねをします。

昨年3月議会でも同じような内容の質問をさせていただきました。その答弁の中で、新しい手法で経営会議を行った。今までやってきた事業を点検をしてみた。その中で、財政に貢献された事業は何があるかという視点で見ると、ほとんどのものが経常経費が増える事業を一生懸命やってきたようである。財政が厳しい中で生き抜くためには、人口を増やしていくべきである。そのためにも区画整理や若い人たちに魅力のある子育て支援等の施策に取り組む必要があると今後の方向性を示されました。

そこで、お尋ねをいたしますが、若い人たちに魅力のあるまちづくりとして子育て支援等を推進していくためには、国や県の事業に上乘せの事業も必要であります。具体的事例として、乳幼児医療助成の拡大等がありますが、どのようなことを施策として展開をされようとしているのか、お聞かせをください。

また、広告収入や自動販売機の手数料収入など新たな歳入増加を図る工夫をされています。横浜市で行っている広告事業の取り組みは、テレビ東京の「ガイアの夜明け」でも取り上げられたそうでございます。自治体が破産をする時代、その中で歳入を伸ばす、稼ぐ役所として紹介をされました。このイメージは、入ってきた金をどう使うかという従来の役所の常識を覆すものであります。私は、横浜市のように予算消化から稼ぐ市役所へ脱皮すべきと考えますが、市長の所見を求めます。

また、各課からこのようなアイデアが次々と出てくるような仕組みも必要ではないかと思いますが、あわせて市長のお考えをお聞かせください。

例えばお正月は交通渋滞を緩和するために、市有地を開放して駐車場にしています。有料のところもあれば無料のところもあります。民間であれば一番稼ぐ時期でもあります。一部市有地を有料にしていますが、可能であれば有料の範囲をもっと拡大することによって歳入増加が

図られるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

また、未利用の市有地もあります。西鉄五条駅前の土地など工夫をすれば歳入増加につながるのではないのでしょうか。こうした未利用の土地を見直して、歳入増加を図り、その収入で教育や福祉などの充実に努められるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

九重町の“夢”大吊橋が観光客を呼び込んで予想以上の収入があり、その収入の一部を乳幼児医療費の助成拡大に充てることが報道をされていました。このような見える形で町民に還元をしていることがわかれば、事業への投資も納得されるのではないのでしょうか。

本市は、経常経費が増える事業を一生懸命やってきたそうですが、これからは魅力のあるまちづくりをつくるためにも、市長が述べられましたようにハードからソフトへ軸足を移し、何らかの形で市民に見える施策を展開する必要があると思いますが、市長の所見をお聞かせください。

第4点目に、国の支援事業の活用についてでございます。

市長の施政方針で、空港環境整備協会や地域再生基盤強化交付金など、既に国や県などからの支援事業を積極的に活用されていることをお聞きいたしました。

また、高雄中央通り線の拡幅工事が行われました。

この事業は、国のまちづくり交付金を活用して行われたこととお聞きしました。そして、その一部を活用して五条交差点から天満宮駐車場へ行く道路の舗装強化もされたと同いました。一生懸命に財源の確保に取り組んでおられる皆様に拍手を送りたい気持ちになりました。

国は、やる気のある自治体を積極的に支援をしようとしています。まさに自治体間の競争の時代に入ったと言われていています。まちづくり交付金もその一つであります。

さらに、国はやる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し地方交付税等の支援措置を講じる「頑張る地方応援プログラム」を創設いたしました。

応援プログラムは、地場産品の発掘ブランド化や少子化対策への取り組み、企業の立地促進、観光振興交流など10のプロジェクトを対象にいたしています。既に第1次募集が行われました。これから第2次募集が始まりますが、このような支援事業を大いに活用すべきと考えますが、市長の所見をお聞かせください。

第5点目に、市役所開庁時間の延長及び休日の開庁についてでございます。

平成15年3月議会でこのことについて質問をさせていただきました。この施策については、ぜひ実現をしてほしいと思っていました。今年度中から実施していくとのことですが、どのような市民サービスを考えておられるのか、お聞かせをください。

次に、第2項目の子育て環境の整備と高齢者・障害者の充実にしてお尋ねをします。

第1点目は、子育て支援についてお伺いをいたします。

先ほど質問をいたしました財源確保にも関連をしますが、本市は人口増加策をその柱にしています。そのためにも、若い人たちに魅力のあるまちづくりをしていかななくてはなりません。

特に、乳幼児医療の助成は自治体間で差があります。筑紫野市では5歳未満まで助成をいたしています。若い人たちは、このような施策に敏感であります。いわゆる国、県の事業に関して上乘せの施策であります。市長は、ハードからソフトへの施策の転換を言われていますが、乳幼児医療の助成拡大についてのお考えをお聞かせください。

さて、少子化、子育て支援対策と言えば先ほど申し上げました国の支援事業、「頑張る地方応援プログラム」がございます。各自治体が独自のプロジェクトを立ち上げ、この少子化対策に取り組もうといたしております。

豊前市では、出会い応援事業、パパママ応援事業、健やか赤ちゃん出産祝い金制度における2人目からの祝い金の創設等々、少子化対策で13の事業展開を行おうといたしております。

また、ある自治体では特定不妊治療費助成事業、乳幼児医療費の助成拡大、保育料の軽減など、独自のアイデアを出して応援プログラムを活用しようとしております。先ほどの質問と重なりますが、少子化、子育て支援としても、本市としても活用すべきではないかと考えますが、市長の所見を求めます。

次に、市長は待機児童の解消について南保育所の定員を増員することを施政方針で述べられています。そのことによって、待機児童の解消につながるのか、お尋ねをいたします。

現実には、定員60名に対して入所者は三十数名であります。まずは60名の入所者を確保するのが先決ではないでしょうか。

また、待機児童の解消策として幼稚園等を活用した認定こども園が昨年10月から施行されました。こうした施策等についても検討する必要があるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

第2点は、高齢化施策について伺います。

日本は世界一の長寿国になりました。と同時に、人口減少社会に入り、特に少子化の問題が高齢化率を引き上げる要因にもなっています。平成18年版高齢化白書によると、日本における65歳以上は20%となり、韓国や中国よりも2倍以上高くなり、先進国中では最も高い水準になりました。この傾向はさらに進むと予想され、高齢化率は2015年には26%、2050年には35.7%になると推計されており、国民の約3人に1人が65歳以上という極めて高齢化の進んだ社会の到来が見込まれています。

この傾向は、本市も同様であります。その中で、特に医療、介護費の増加が際立っています。本市における平成10年度の国保と老人医療費の決算で見ますと合わせて約98億3,000万円、それが平成17年度決算で介護保険も含めて143億4,000万円と1.4倍以上の伸びです。一般会計は、平成10年度で215億2,000万円、平成17年度は218億4,000万円ではほぼ横ばいでございますので、医療、介護費の伸びがいかに際立っているかがわかります。

さらに、団塊の世代が今年から定年退職を迎えます。高齢化対策は待ったなしです。そのためにも、あらゆる施策を展開していかなくはなりません。高齢者雇用、ボランティア活動、生涯学習、介護予防事業の推進、健康づくりへの学習など様々あります。

特に、福岡県の老人医療費が4年連続で全国最高であることが、5月16日に財政審議会で公表されました。最も少ない長野県の1.5倍になるようでございます。

そこで、先進地長野県の取り組みが注目をされています。長野県の平均寿命は、平成12年度で男性が全国第1位、女性が3位です。長寿の人が多いのに、老人医療費は低く抑えられています。その理由は何かということで、昨年9月、ある新聞が特集を組んで、長野県衛生部の話をまとめていました。大きく分けて3点ありました。

1点目は、高齢者の就業率が全国平均を9.5%上回り、1位とのことです。これは平成12年の国勢調査の結果です。

もう一つが、公民館の数が多いこと。こうした公共施設や長野県老人大学で様々な生涯学習講座が行われているそうです。

2点目は、保健補導員制度という長野県が取り組んでいる活動があります。この制度は、各集落、本市で言えば自治会になるかと思いますが、この集落ごとに市町村から任期2年などで任命され、県内で1万3,000人の人たちが保健補導員として活動されています。持ち回りのため、集落の多くの人が補導員の経験を積み、そこで学んだ知識や知恵を各家庭にフィードバックし、地域発、家庭発の医療意識の向上が図られているそうです。

3点目は、ひとり暮らしの高齢者の率が低く、家族が在宅福祉を支えているとのことです。

3点にわたって説明がしてありましたが、根本は地域に根差した福祉に集約されるということです。

こうしたことから、先進地に学んで高齢者等の健康生きがいつくりが欠かせません。市におかれましても、プラチナ学習など努力をされて生きがいつくりなど推進をされていることはよく知っております。かといって、このままの施策でいいのか、先ほど申した医療費の増加から推測すると、いずれ一般会計と並ぶのではないかと懸念をするのであります。

私は、これからのまちづくりは地域で支える高齢者等の生きがいつくりがキーワードになると考えています。その柱が地域福祉計画ではないかと考えています。平成16年度に策定されていますが、その成果と今後の取り組みについてお聞かせください。

また、医療、介護保険の今後の見通しとその対策についてお聞かせください。

さらに、団塊の世代が今年度から定年退職を迎えます。この世代をまちづくりに生かそうと、各自治体では様々な施策やアイデアが考えられています。本市としての具体的な考えがあればお聞かせください。

次に、障害者施策、障害者プランについてです。

今年度作成されました本市の障害者プランについて質問をする予定でございましたが、本議会の最終日に議員に説明をするとのことで、質問は次回にさせていただきます。

そこで、1点だけお聞きしますが、国は障害者の就労支援のための施策として福祉から雇用へ推進5カ年計画を策定、実施することとしています。その具体的施策の一つとして、県は障

害者の工賃倍増5カ年計画を平成19年度中に策定するようになっていきます。市としても、障害者にとって生きがいとなる工賃アップにつながるような施策に何らかの形で取り組むべきと考えますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、第3項目の学校教育環境の充実についてお尋ねをします。

第1点目は、「学校支援人材バンク」についてお伺いをします。

導入の目的に、教師の負担を軽減することができるシステムの構築を急ぐとのことですが、どのような人材を求め、具体的な支援策についてお聞かせください。

大阪では学校支援人材バンクを導入し、各自治体で実施されています。その内容は、地域や民間企業等でのすぐれた知識や技術を持つ幅広い方々に登録をしていただき、学校の事業や部活動において子供たちに指導していただくものです。求める人材は、スポーツ、文化、芸能、企業の営業や研究職、元教師、NGOリーダー、料理界など社会の様々な分野で活躍されている方を募集しています。市長が考えている事業が太宰府市独自のものなのか、それともモデル事業があるのかお聞かせをください。

第2点目に、「子どもの安全と命を守るネットワーク」についてお尋ねをいたします。

市長の施政方針にありますように、子供が様々な事件や事故に巻き込まれ、とうとい命が失われることがあります。予期せぬことが頻繁に起きているように思えて仕方がありません。

こうした事態を起こさないためにも、あらゆる手段を用いて子供たちを守らなくてはなりません。その一つが、地域、学校、保護者、そして行政とのネットワークの構築だと思います。

その中でも、行政の果たす役割が大きいと考えています。登下校に限らず、虐待などもあります。また、去年は埼玉県富士見の市民プールで女の子がプールの排水口に吸い込まれて、幼い児童が犠牲にも遭いました。市長は、総合的な取り組みが求められていると施政方針で述べられました。具体的な施策についてお聞かせをください。

第3点目に安全・安心な教育環境の整備についてお伺いをします。

市長は、施政方針で小学校1校の耐震改修工事と小学校3校、中学校1校の耐震診断について実施していくことを示されました。このことによって、耐震診断は市内の小・中学校がすべて終了するのか、また改修工事の予定は何校が必要で、どのようなスケジュールになるのか説明を求めます。

市内にある小・中学校は、いざというときに市民が避難する防災拠点であります。素早い対応が求められますが、本当に大丈夫かとの市民の不安の声にわかりやすく説明をしてください。

次に、第4項目としてまると博物館、まちぐるみ歴史公園についてお尋ねをします。

まず最初に、観光客を生かしたまちづくりについてお尋ねをします。

本市には、大きな事業所等が皆無に近く、今後の財政基盤を強化するために何らかの施策が必要であります。幸いに、本市には年間約730万人の観光客が訪れています。国土交通省によれば、観光は旅行業、宿泊業、輸送業、飲食業、土産品等極めてすそ野の広い産業です。ま

た、その経済効果は極めて大きく、平成16年度において2次的な経済波及効果を含む生産効果は、国内生産額949兆円の5.8%の55.4兆円、雇用効果は総雇用6,512万人の7.3%の475万人と推計をいたしております。このように、観光は我が国の経済、人々の雇用、地域の活性化に大きな影響を及ぼすものであり、21世紀のリーディング産業であるとの認識を示しています。

そこで、お尋ねします。

第1点は、太宰府市地域の産業・観光活性化プランの見直し充実であります。

このプランは、太宰府館を中心とした内容で、平成14年4月1日から平成19年3月31日までを本計画の期間になっています。よく滞在型とか回遊性を持たせると言われていますが、要はどれだけ本市において消費をしていただくかでございます。この視点からまちづくりを考えていく必要があります。

観光客730万人は、本市にとって宝です。一人の人が1,000円消費をしていただくと73億円です。この73億円は単なる73億円ではなく、様々な経済的な波及効果をもたらします。その消費する金額が大きければ大きいほど経済効果が高まります。こうした視点から、新たにプランを作成し直すべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、宿泊施設の誘致も欠かせません。施政方針では、国民年金健康保養センター跡地に民間のビジネスホテルが6月に開業をされるそうです。このホテルが事業に成功すれば、さらに誘致が増加する可能性もあります。民間業者が当然PRもされるでしょうが、先ほどの経済効果という観点からすると、本市として指をくわえて見ているだけではいけないように思います。今後の誘致にも影響してきます。連歌屋方面へのコンパクトバスの進入も必要になるかもしれません。また、視察に訪れる人たちにもPRをする必要があるかもしれません。夜のイベントも欠かせません。本市の観光活性化プランには、残念ながら宿泊施設については触れていません。

確かに福岡市等交通機関を利用すれば30分で行きます。そのため、本市にホテル業等を開業することにはためらいがあるかと思えます。私は、観光都市小樽市の例を挙げて質問をしたことがございます。ここも大都市札幌と約30分の距離であります。しかし、小樽市にはたくさんのホテルや旅館業があり、多くの観光客が宿泊しているのも事実であります。そこには仕掛けがあります。知恵を使い、工夫をしているのであります。総合計画書には宿泊施設のこと gau たわれていますが、具体的な施策までは掘り下げていません。今後の施策として、ぜひ取り組んでいきたいと考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

また、特産品等の開発等も欠かせません。今、地域ブランドづくりに取り組んでいる自治体も数多くあります。市としてもアクションを起こすべきではないかと考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

さらに、国の支援事業の活用です。

国は、観光立国を目指しています。そのために、様々な支援事業のメニューをそろえています。本市としてどのような活用方法を考えられているのか、お聞かせください。

第2点目に、小鳥居小路を歩行者天国にすることによって、より一層滞在型、回遊性が高まるのではないのでしょうか。

現在は、お正月のみですが、天満宮の参道を縦の線と考えると小鳥居小路は横の線になります。そうすると、様々な個性のある事業者が観光客をねらって出店をしてきます。個性のある店が増えれば、そのことによって観光客がまた増えてきます。様々な相乗効果を生み出すのではないかと考えるのは、私は一人でしょうか。当然、地元がどう考えるかが最も重要であります。市長の所見をお聞かせください。

次に、地域再生計画についてお尋ねをいたします。

私は、平成19年度の予算特別委員会で市営土木のことについてお尋ねをしました。私も、市民の方から様々な声をお聞きしました。その中で、最も要望が多いのが、側溝や道路の整備についてでございます。市長は、施政方針で道路や側溝の整備など、生活環境の向上を目指すことを述べられました。地域再生基盤強化交付金を活用して、5カ年の事業として進めてまいるとのことですが、市民生活に直結したこうした事業も対象になるのかお聞かせをください。

次に、まほろば号の路線拡充についてお尋ねをします。

施政方針では、高雄地区や東観世地区への新規乗り入れに向けて検討していくと述べられました。また、マニフェストには高雄地区、東観世地区への新規路線を実現しますと市民の皆様にお約束をされています。高雄地区へのまほろば号の路線拡充については何度も質問をいたしてまいりました。ぜひ実現をお願いするところです。

また、東観世地区への乗り入れについても本年の3月議会で質問をしたところでございます。市長は、施政方針で交通渋滞の緩和や高齢社会に対応した福祉バスとしての観点、また財政需要を考慮した合理的、効率的な事業運営の観点から今までの取り組みを検証しつつ、総合的に勘案して検討すると述べられました。この考えは、従来のまほろば号に固執しない、例えばもっとコンパクトな車両も視野に入れているとの考えに立っておられるのか、お聞かせください。

というのも、東観世地区には現在のまほろば号の乗り入れは進入道路が狭く難しいと考えています。私は、これから高齢者等の交通アクセスの確保は欠かせないと考えています。そのためにもっとコンパクトで小回りがきく車両も検討する必要があると考えています。

連歌屋や万葉台からも幹線道路に出るのに大変苦勞をさせています。また、坂本にありましたスーパーがなくなり、高齢者の方が買い物をする場所がなく、西鉄二日市駅前のスーパーまで電車に乗っていかれています。こうした要望は各地域から聞かれますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、第5項目として市民参画の市政運営についてお尋ねをいたします。

その中でも公共施設使用料の減免についてお聞きします。

施設使用料の減免措置が廃止をされ、生涯学習を進めていく中で様々な支障が生じています。減免措置は生涯学習や生きがいづくりを促進していくためにも必要ではないかとの声があ

りました。市長はこうした声を受けて、施政方針で体育協会と文化協会加盟団体に対して公共施設の減免をすると英断をされたものと思慮いたします。そこで、この減免は従来に戻すということなのか、お答えください。

また、小学校や中学校、そしてPTAなどが中央公民館等を使用する場合についてもどのような扱いになるのかお聞かせください。

最後に、「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてお伺いをいたします。

「安全・安心のまちづくり」についてお尋ねをします。

防災、防犯にかかわらず、いじめによる自殺やあつてはならないジェットコースター事故など、予期せぬ出来事が市民生活に様々なところで影響を及ぼす事例が増加をいたしております。

5月8日に太宰府コミュニティ無線が設置をされ、本格的に導入をされました。たまたまこの日に福岡、長崎、熊本3県の19市町で大気汚染防止法に基づく光化学スモッグ注意報が発令をされました。前原市では市民に外出を控えるよう防災無線で呼びかけたそうであります。私もせっかくコミュニティ無線が設置されたのに、なぜ活用されなかったのか疑問に思っていました。結果として、ノウハウがなかったということではないでしょうか。

私は、こうした事例は今後も起きてきます。そういった意味で、いざというときに役に立たなければ何なりません。ふだんからあらゆることを想定して市民生活を守る必要があります。今こそ市民が安心して暮らせる総合的な危機管理体制の整備が求められています。市長の所見をお聞かせください。

次に、ごみ処理費の削減と省エネルギーの活用についてお伺いをします。

地球の温暖化が大きな問題になっています。主要8カ国首脳会議でも、世界の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも半減させることを真剣に検討することで合意をいたしました。このように、地球温暖化は早急に取り組まなければなりません。温暖化防止は地球規模で実施しなければなりません。だれがやるかとなればそれこそ小さな積み重ねの集大成が地球を救うこととなります。まずは私たちができることから始めなければなりません。

平成19年度予算書で見ますと、ごみの処理費で約十数億円の費用が必要ということで計上されています。これほどもったいないことはありません。いかに少なくするか、このことに真剣に取り組むことが地球を救う第一歩と考えますが、市長の所見をお聞かせください。

本市の6月1日号広報に平成13年太宰府市第2次環境基本計画から「3Rから4Rへ」との見出しで、もう一つのRはリフューズ、不必要なものは買わない、使わない、マイバックで買い物、レジ袋はもらわないなど、自分の生活をもう一度見直してもったいないで暮らしましょうと載せてありました。全くそのとおりであります。

私も、もったいない運動の展開やマイバックの推進、そして明るい店舗等の拡大をすることによって、不必要なものは買わない、使わないにつながり、ひいてはごみ処理費の削減に貢献するものと考えています。市長の所見をお聞かせください。

ここで大事なことは、どんなに立派な計画書を作成しても実行しなければ意味がないと考えています。現実には、ごみの処理費は増加の一途をたどっています。

そこで、温暖化を防止するために数値目標を掲げたように、本市においてもごみ処理費の削減をするためにも数値目標を掲げて取り組む必要があると考えますが、市長の所見をお聞かせください。

最後に、省エネルギーの活用推進について伺います。

本市において、太宰府市地域省エネルギービジョンが平成16年3月に策定されています。この中に、平成22年度までの省エネルギー目標が明記されています。数値目標として平成22年度の太宰府市のエネルギー消費量を平成9年度比で2.7%の削減を目指しています。二酸化炭素で見ると5%の削減になりますが、この目標達成に向けてどのような取り組みが行われ、その見通しについてお聞かせください。

質問項目が多いので、時間がありませんが、市長ひとつ早目によろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派公明党太宰府市議団を代表されまして、清水章一議員よりご質問いただきましたので、順に回答をさせていただきます。

最初に、太宰府を第2の夕張にしない簡素で効率的な市政運営の推進の職員の意欲を高める仕掛けづくりについて、ご質問にお答えを申し上げます。

現在、職員を取り巻く環境といたしましては、給与の抑制、それから多種多様化する市民ニーズへの対応、職員定数の削減等々厳しいものがございます。そんな中であって、私どもは改めて全体の奉仕者であることを再認識し、そして基本に立ち返る姿勢をつくりながら、職員の職務遂行能力及び職務態度等を適正に評価し、給与や人事異動、人材育成に反映、活用できる制度をできるだけ早い時期に構築していくことが重要であると考えております。

次に、財政見通しについてのご質問に対してお答え申し上げます。

まず、北海道夕張市の財政破綻は、決してよその町の話にとどまらないと、厳しい財政状況に置かれた全国の自治体に波紋を広げております。本市におきましても、厳しい財政状況ではございますけれども、夕張市が行った一時借入れの不正な操作による会計処理でありますとか隠した負債等はなく、決して財政破綻するようなことはありません。

今までの代表質問でお答えいたしましたので、以下につきましては割愛をさせていただきます。

最終的に、私どもはそういった中で経常収支比率を下げることによりまして、そしてそういった努力を続けながら少しでも投資的な経費にそのことの費用を向けることができるように、今後におきましても努力してまいりたいと思っております。

今後の財源確保についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど、清水議員より横浜市の事例が紹介をされました。媒体の価値からいえば、当然横浜市にもかないませんが、財源はみずから稼ぐという気持ちにおきましては横浜市とは何ら変わらないというふうに思っております。媒体として活用できるものは可能な限り活用し、有料広告事業をさらに拡大していきたいと、このように考えております。

また、財源の確保に限らず、業務改善提案制度の見直しでありますとか、市民の意見を取り入れるような委員会の設置も検討しながら、様々な改善、改革の提案が出しやすいような職場風土づくりを醸成していきたいと、このように思っております。

次に、市有地の有料化についてでございますけれども、現在市庁舎の来客駐車場及び周辺の職員駐車場につきましては、年始から3月まで太宰府天満宮、九州国立博物館への来訪者の車によります周辺道路の交通渋滞の緩和策といたしまして、土曜日、日曜日及び休日に限り臨時的な措置として無料開放を行っております。

市庁舎の駐車場の有料化につきましては、駐車場収入より駐車場の運営経費の方が多くかかり、歳入の増加が見込めないため、駐車場の有料化は実施いたしておりません。

また、未利用の市有地につきましては、自主財源を確保するという観点から積極的に活用が必要でありまして、イニシャルコストとランニングコストの費用対効果を勘案しながら、効果的な施策を進めていく必要があると考えております。

次に、市民に見える施策の展開でございますが、今日まで都市基盤整備や社会資本投下を実施し、一定のめどがついたことから、平成19年度以降につきましてはやはりハード事業からソフト事業へ、それは教育問題、福祉問題あるいはいろいろなソフト事業など多くの予算をかけずにできる事業がございます。そういったソフトの面に軸足を移して行政運営を行っていく必要があると考えております。市民の皆さんが何を望んでおられるのかを的確にとらえるため、「市政ふれあい懇談会」や「住みよか太宰府まちづくり市民意識調査」を実施し、直接市民のご意見、ご提言などを拝聴しながら施策の展開を市民と協働して行っていきたいと考えております。

次に、国の支援事業の活用についてのご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問の中でもご紹介いただきましたように、本市では今日まで国のまちづくり交付金制度や道整備交付金初め県費補助であります個性ある地域づくり推進事業などを初めといたしまして各種の支援事業を積極的に活用しております。

さらには、現下の安倍政権の目玉とも言える「頑張る地方応援プログラム」につきましても、募集時点におきまして早速応募しておりまして、厳しい財政状況の中にあって行政の様々な分野におきましますところの施策や事業につきましても、ハード、ソフト事業を問わず国や県の交付金や補助金の制度を有効に活用いたしております。

今後におきましても、地方分権時代におけますところの地方の自立が強く求められているという環境の中で、行政のあらゆる領域におけますところの緊急度でありますとか事業効果の高いものにつきましても、限られた財源を有効に活用すべく国や県の補助メニュー等の情報の把握

に努め、その活用を積極的に図り、財政負担の軽減を全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

次に、市役所の開庁時間の延長及び休日の開庁についてのご質問に対してお答え申し上げます。

よりスムーズな体制づくりのためには、内部における十分な調整が必要でございまして、また現在本年10月をめぐりとして進めております行政機構改革を踏まえる必要もございまして、こういったことを総合的に勘案いたしまして、来月の2月には施行していきたいと考えております。内容等については、いましばらくお時間をいただきたいと思いますと思っております。

また、施行にあわせまして、市民ニーズ調査を行いながらより市民の目線に立った質の高い市民サービスを目指していきたいと、このように考えております。

次に、第2項めの子育て環境の整備と高齢者、障害者の充実の第1点目の子育て支援における国の支援についてのご質問にお答えを申し上げます。

安心して子供を育てる上からにおいても、乳幼児医療制度の充実は大切な課題であり、現在県事業に上乘せをして実施しているところです。次世代育成支援対策行動計画で乳幼児医療制度の充実を掲げておりますことから、今後も鋭意努力をしていく所存でございます。

子育て支援におきましては、現在国の次世代育成支援対策交付金や県費補助金を活用しながら事業を展開いたしております。「頑張る地方応援プログラム」につきましては、今後活用できるものは活用してまいります。

次に、南保育所の定員増員することで待機児童解消につながるのかと、現在の定員60人に対しての入所児童増を確保するのが先決ではないかというお尋ねでございます。

保育所の入所先は、法的には行政措置ではなく、保護者の希望となっております。お尋ねのとおり、南保育所につきましては常に窓口や相談の中で案内しており、これまで同様定員に達するよう努めてまいります。

待機児童解消のため、毎年認可保育所、保育園と既存施設の活用や施設拡充による定員拡大に向け協議を行っておりますけれども、今後南保育所の定員数を増員するなど、認可保育所の定員拡充を図ってまいります。

また、認定こども園につきましては、私立幼稚園における施設改修に対する補助がないことや人員確保等の問題があることから、私立幼稚園において情報収集が行われている段階でございますので、今後の状況の推移を見きわめながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、第2点の高齢者の施策についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の地域福祉計画の推進の一つとしての高齢者保健福祉計画につきましては、高齢者の方がいつまでも生き生きと健康で活気にあふれた生活が送れるために、本市ではパソコン教室やNPO法人の協力を得ながら「シルバーいきいきサロン」等生きがいがづくりとしての事業を行っております。特に、パソコン教室では定員オーバーする応募がっております。

また、生きがいつくりの拠点整備といたしましては、老人憩いの場の整備や老人福祉センターの活用を図っておりまして、高齢者にとって魅力ある施設づくりに努めており、老人福祉センターでは年間延べ1万6,000人余りの利用者がございます。

さらには、「見守り」や「バスハイク」等地域の独居高齢者や高齢者の夫婦等世話をしているただボランティアを主体とする任意団体に対し、補助をする介護予防あるいは生活支援活動団体補助金交付事業を行っておりまして、今後もこのような高齢者を地域で支える介護予防になお一層力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

次に、医療、介護保険の今後の見通しとその対策についてでございますが、まず医療保険は後期高齢者については新たな保険制度が創設されまして、広域連合がその運営を主体的に行っております。

国民健康保険につきましても、将来的に高齢化によります医療費の大幅な増加が見込まれ、平成20年度から医療費の適正化、重点施策として生活習慣に着目した特定健診と特定保健指導が義務づけられました。今後は、さらに病気の予防対策に重点的に取り組み、生活習慣病やその予備軍の減少によって医療費の増加を抑制し、国民健康保険の安定的な運営を図ってまいります。

介護保険は、ご承知のとおり高齢化が全国的に進行しておりまして、今後も要介護認定者の増加が予測されるところでございます。そのことから、平成18年に介護保険制度が大幅に改正をされました。予防に重点を置き、要介護者を増やさないと、重点化させない取り組みを行っているところでございますが、それでも平成26年度には要介護認定者には本市では3,000人を超えるものと見込んでおります。そのような中、介護給付費につきましても、しばらくは増加の一途をたどるのではないかと予想をいたしております。

今後といたしましては、平成21年度に制度改正が行われる予定でありますので、国、県に指示を仰ぎながら平成20年度の第4次介護保険事業計画を策定いたしまして、健全に制度を推進していく所存でございます。

最後に、団塊の世代をまちづくりに生かす施策につきましましては、地域でどのように人的資源を生かしていくか、地域活動や生きがいつくり等様々な受け皿を用意すべきか、今後高齢者のあり方を含め検討していく所存でございます。

次に、3点目の障害者の生きがいつくりについてのご質問にお答え申し上げます。

平成19年5月から、国から障害者の自立促進に向けた雇用、就労支援の対策といたしまして、福祉から雇用へ推進5カ年計画が示されました。各都道府県では、平成19年度中に障害者の工賃倍増5カ年計画を策定し、推進するようになっております。しかし、福岡県におきましては、まだその内容については公表をされておられません。

本市では、今年3月に見直しをしました障害者プラン及び障害福祉計画策定におきまして、障害者の方々や関係団体のヒアリングで市や企業等が模範となり、率先して障害者の雇用の場や機会づくりに取り組んでほしいという意見もいただいておりますことから、障害者の方々が

その能力を生かして働ける就労環境づくりを重点に、雇用機会、場の確保と就労支援の充実という2つの柱をもとに障害者雇用、就業に向けた施策を推進してまいりたいと思っております。このような施策に工賃アップは関連してまいりますことから、国、県の動向を見ながら必要に応じて国、県を初め企業にも要望してまいりたいと考えております。

次に、3項めの学校教育環境の充実についての1点目の「学校支援人材バンク」についてのご質問にご回答申し上げます。

導入の目的は、議員が申されますように教師の負担を少しでも軽減し、学習時間の充実などを図るためでございます。その人材につきましては、各学校が行っております特色ある学校づくりのための例えば総合的な学習の時間の講師、琴の指導や太鼓指導、英語指導など多くの方々と考えております。

次に、2点目の「子どもの安全と命を守るネットワーク」についてのご質問にお答えを申し上げます。

最近、子供が被害となる悲惨な事件、事故が多く、心を痛めております。私は、子供の安全と命を守ることは重要な課題と受けとめておりまして、学校間の取り組みだけではなくて地域の方々の支援、例えば太宰府南小学校区で行われております「見守り隊」、市内全域で「ついで隊」など関係機関やある関係団体、関係者が多方面から連携を結ぶことで子供たちの安全を守るのではないかと考えているところでございます。

次に、3点目の安全・安心の教育環境の整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、耐震診断についてでございますが、本年度小・中学校4校の管理棟及び教室等について耐震診断を行うことといたしております。

本年度診断を行いますと体育館を含めすべての耐震診断が終了いたします。改修、補強工事につきましては、平成13年度に耐震診断を行っております2校と今回診断を行います4校のうち補強工事が必要となった学校が対象となります。改修時期につきましては、年次計画により実施してまいります。

なお、災害時など避難場所となります体育館につきましては、耐震診断及び補強工事が必要となりました5校につきましては、平成18年度までに既に終了しております。

次に、第4項めのまるごと博物館、まちぐるみ歴史公園についての第1点目の地域の産業・観光活性化プランの見直しについて質問がありましたので、ご回答申し上げます。

このプランは、観光の拠点施設の考え方並びに平成14年度から5カ年の観光活性化事業の基本的方向を定めたもので、この方針に沿ってこれまで観光客誘致事業等を推進してまいりました。プランの策定後に九州国立博物館が開館し、昨年度には730万人の観光客が訪れておりまして、また特にアジアからの観光客も増加をいたしております。ご質問にもありますように、地域の現状を調査分析し、新たな視点を定めての本市の産業、観光の活性化が必要でありますので、できるだけ早い時期に見直しを行ってまいりたいと思っております。

次に、宿泊施設の誘致についてでございますが、観光客が滞在する宿泊施設を考えたとき、

この宿泊施設が単独ではなく周りの町並みや店舗などにも一体感のある町のにぎわいが必要であると思っております。施政方針でも述べましたように、滞在型観光を目指します本市にとりましては、回遊の仕掛けづくりの一環といたしまして、今後とも宿泊施設の誘致に取り組んでまいりたいと思っております。もちろんさきにも申し上げておりますように、近隣市町との住み分けあるいは連携というようなことも当然同様の考え方でございます。

次に、特産品の開発についてでございますが、これまで太宰府観光協会と連携しながら「献上願塩」の商品化や太宰府酒販組合の協力で地元の梅酒「東風の梅」を本市の特産品として販売をいたしております。

また、福岡市の製めん会社のめんづくりでこれまで使用していた塩から「献上願塩」に切りかえまして、地元デパートと共同して中元商品として販売をいたしております。

さらには、この「献上願塩」や大宰府政庁跡の梅を地元の福岡農業高校へ提供いたしまして、産・学・官の連携によります梅を活用した新たな製品化が研究されております。

次に、観光立国を目指す国の支援事業の活用についてでございますが、総務省が提唱する頑張る地方応援プログラムと連携をいたしまして、農林水産省、経済産業省及び国土交通省からもいろいろな事業が提案されております。事業内容も地域公共交通活性化・再生事業を初め多岐にわたっておりまして、本市の状況を勘案しながら事業の優先度に応じまして活用を図ってまいりたいという思っております。

次に、第2点目の小鳥居小路を歩行者天国にについてのご質問に対しましてご回答申し上げます。

周辺地域の関係者により、数年前からこの通りの歩行者天国や一方通行化の議論もなされましたが、現状では生活道路でもあることから、現状維持という方針が出されております。

今後も機会があれば地域の実情をしんしゃくしながら、にぎわいのあるまちづくりに向けて市といたしまして何が協働できるかなど、地域住民の皆さんと共通理解を得る努力を続けてまいりたいと思っております。

次に、地域再生計画、市営土木についてのご質問にお答え申し上げます。

地域再生につきましては、都市と地方の格差をなくして個性的で活力ある地域を創造するという理念を掲げ、平成17年4月に地域再生法が定められたところでございます。

今回は、その事業の一つといたしまして、地域再生基盤強化交付金は道路幹線の道路改良をいたす道路整備交付金事業として国の認定を受けたところでございます。予算上は、特別に地域再生基盤強化事業として事業費の2億4,000万円計上し、項目を分けておりますけれども、これはとりもなおさず市営土木の一環でございます。ご理解をいただきたいと思います。

本事業によりまして、地域交通体系が少しでも安全で交通渋滞の緩和になればと思っております。

次に、まほろば号の路線拡充についてのご質問にお答えを申し上げます。

コミュニティバスまほろば号の運行に関します方針につきましては、施政方針でも申し上げ

ましたように各地域から新たな路線の要望等も視野に入れながら、市内全域の交通混雑の緩和や高齢化社会に対応した福祉バスとしての観点、あるいは財政事情を考慮した合理的、効率的な事業運営の観点など、様々な角度から検証しながら総合的に勘案して検討を行ってまいりたいと思っております。

ご提案のコンパクトな車両の導入につきましても、当然のことながら地域の実情に合わせた検討を行うとともに、利用者数や運行経費等を含めた費用対効果や関係地域住民の皆さんのご意見等々を十分調査分析しながら共通理解を図るなど、慎重に検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

次に、第5項目めの市民参画の市政運営の公共施設使用料の減免についてのご質問にご回答申し上げます。

公共サービスを利用した人が使用料や手数料を支払うことによって経費の一部を負担しているただく受益者負担の原則から一般利用者等の公平性を図るため、また指定管理者制度の導入等に伴うことから、市の方針といたしまして平成18年1月から市民の皆さんにご理解とご協力をお願いし、実施してきたところでございます。

しかしながら、これも申し上げましたけれども、直接市民の皆さん方に今回お会いする機会を得まして、文化協会あるいは社会教育団体等の会員の皆さんなど、そういった使用料についてご不満の意見を直面することになりました。さらには、会を脱会されている団体がおられるというようなことも耳にいたしました。また、施設におきまして、例年に比べ利用者の減少が続いておるといような報告を職員からも聞いております。

そういったことから、減免問題につきましては再度原点に戻って市民の皆さんが利用しやすい公共施設にする検討でありますとか、スポーツ活動への参加、生涯学習や生きがいがづくりの促進、また社会教育団体や文化協会団体を総合的に育成、支援するというふうな観点に立ちまして、現在関係課あるいは受益者負担を原則としながらも、負担のあり方、調整会議を進めておりまして、問題点、課題等の整理、減免対象や減免率及び実施時期などにつきまして、検討をいたしておるところでございます。早い時期にこのことについては結論を出していきたいというふうに思います。一定の方向が決まりました折には、当然議会の皆様方にもご報告をして了解をいただきたいと思っております。

次に、6点目の健やかで安心して暮らせるまちづくりの第1点目の安全・安心のまちづくりのご質問に対してお答えを申し上げます。

ご質問の総合的な危機管理体制の整備につきましては、頻発し、大規模化する自然災害やテロリズムの脅威、身の回りの安全・安心を脅かす事件、事故の発生等からあらゆる危機に対応し得る総合的な危機管理体制の充実強化が求められているところであります。

このような状況を踏まえ、総務省消防庁では平成18年度から地方公共団体におけます総合的な危機管理体制の整備に関する検討会を設置され、危機管理における組織のあり方、事案への対応のあり方、平素からの取り組み、人材育成のあり方等について、具体的な検討がなされて

おるところでございます。

今後とも、国の検討結果を参考にしながら、市民の安全を守るための総合的な危機管理体制等につきまして、さらに調査を行いまして市民の皆さんが安心して暮らせるようなまちづくりの推進を努力したいと思っております。

次に、太宰府コミュニティ無線の運用についてでございますが、去る5月8日の光化学スモッグ注意報発令時にコミュニティ無線を使用しませんでしたけれども、早速運用要領を定めまして、今後は県の担当部署から光化学スモッグ注意報の発令の連絡が入り次第、太宰府コミュニティ無線を活用し、市民の皆さんにお知らせするようにいたしております。

次に、第2点目のごみ処理の削減と省エネルギーの活用についてのご質問にご回答申し上げます。

まず、ごみ処理の削減についてでございますが、ごみの減量化、資源化物のリサイクルはごみ処理費の削減にとどまらず、資源の枯渇問題や地球温暖化対策につながる大きな課題であると考えております。

太宰府市一般廃棄物処理基本計画の中でも排出抑制やリサイクルについての目標を掲げておりますけれども、この達成につきましては市民一人一人の理解と協力が必要であると考えておりますので、このための広報啓発活動を積極的に行いますとともに、資源物回収の奨励金交付や生ごみ処理機購入費補助などごみ削減に向けて努力していきたいと考えております。

次に、太宰府市地域省エネルギービジョンの実施状況についてでございますが、市民、事業者、学校、学生、行政、観光客にそれぞれ取り組んでいただく推進プロジェクトを設定をいたしておりますけれども、浸透を図れていないのが実情でございます。

現在の取り組みといたしましては、毎月の市広報によりますところの地球温暖化防止につながる省エネ生活の紹介、地球温暖化防止をテーマといたしました環境フェスタの開催、電気料金と二酸化炭素の削減が一目でわかる環境家計簿の配布、市民環境ボランティアグループによります大気汚染簡易測定の実施など、環境に負荷をかけない生活のための啓発活動などを推進しております。

また、県地球温暖化防止活動センターや温暖化防止推進委員と連携をいたしまして、情報を市民に提供する一方、福岡都市圏環境行政推進協議会の中でエコスタイル、ノーマイカーデー、マイバックの運動の推進やエコポイントの制度の検討など、近隣の市町と共同実施できる施策を継続して検討していきたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきまして、これから行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩します。

18時15分まで。

休憩 午後5時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後6時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1件目から6件目までについて一括して再質問ありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 質問が多岐にわたります、質問時間だけで40分を含みまして、市長の答弁が時間内に終わるかなということで心配しておりましたが、ご回答いただきましてありがとうございます。

施政方針を読まさせていただきます、読めば読むほど聞きたいことがたくさん出てまいりまして、つつい気がついてみたらこういう形になっていたということでございます。

この問題に関しましては、財政問題から、それから子育て、高齢者あるいは学校教育、また安全・安心のまちづくりということで、多岐にわたって、一つ一つが極めて重要な内容でございます。私は、今回の選挙でやはり選挙公報に、市民の皆さん方にお約束をいたしました。公約を掲げました。そういったことも重なって今回質問させていただきました。私たちはあくまでも市民の皆さんにお約束をした公約を果たすことが私の、また議員にさせていただいたお仕事だと考えております。そういった意味において、今回は選挙後の冒頭ということでございまして、私自身が掲げたその選挙公報あるいは市民の皆様にお約束したことをまず最初に聞こうということで、多岐にわたりましたことをお許しいただきたいと思っています。そういうことで、今後こういった今日質問したことを順次、議会ごとに、定例会ごとに丁寧にまた時間をかけて一つ一つ掘り下げていきたいと、こういう形で思っております。

以上で私の代表質問は終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派太宰府新政会の代表質問を許可します。

12番大田勝義議員。

〔12番 大田勝義議員 登壇〕

○12番（大田勝義議員） いよいよ代表質問の最後になりますが、議長の許可をいただきましたので、太宰府新政会を代表いたしまして、平成19年度施政方針に関する質問をいたします。

質問に入ります前に、去る4月22日に執行されました太宰府市長選挙において見事当選を果たされました井上保廣新市長に、改めてお祝いを申し上げます。ご当選誠にありがとうございました。

井上新市長は、地方自治体を取り巻く環境が極めて厳しい折に市政のかじ取りを担当されるわけですが、長年の行政経験で培われた手腕を存分に発揮されまして、太宰府市政の発展に大いに貢献されますことを期待いたします。

私も、同日に執行されました太宰府市議会議員選挙において、多くの市民の皆様のご支援とご協力を賜り、三たび議席を与えていただきました。気持ちも新たに初心に立ち返って、太宰

府市発展のために全力を傾注してまいり所存でございます。太宰府新政会に属しておりますほかの4名の議員ともどもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

そこで、早々質問に入らせていただきますが、市長は施政方針の中で、中国の思想家王陽明が説いた知行合一の考えを根底に据え、行動重視の市政運営を行うと述べておられます。地元福岡藩の儒学者貝原益軒も、「知って行わざるは、知らずに同じ」という有名な言葉を残しておりますが、とにかく行政は動きが遅いという批判にさらされておりますので、私も行政が物事を的確に判断し、そして素早く行動に移すことは極めて大切なことと思います。市長の思いである知行合一の精神が職員一人一人に浸透し、目まぐるしく変化する今日の情報化時代に、スピード感を持った市政運営が行われることを期待するものであります。

私の質問の第1点目は、行財政改革についてであります。

市長は施政方針で、太宰府市を第二の夕張には決してしない、本市の財政悪化はただ漫然と行財政運営をしたためではなく、そのすべてが未来の太宰府の礎を築くための投資の結果であると力強く述べられております。そして、今後は行財政改革を積極的に推し進め、平成17年度で98.6%まで上昇した経常収支比率を6年後の平成24年度決算までに89.0%まで改善させ、財政の立て直しを図ると公約されております。したがって、公約を達成するためには、経常収支比率を今後6年間で9.6ポイント低下させる必要があるわけでございますが、私なりにこの9.6ポイントを金額に直すと幾らぐらいになるのか試算してみました。

経常収支比率算定の際の分母となります経常一般財源は年々減少しており、平成17年度は減税補てん債等を含めても約120億3,900万円でございます。今後、市税の伸びが期待できるということでございますが、交付税の仕組み上、市税が伸びればその75%が交付税から減額されますので、経常一般財源全体としては大きな伸びは期待できないのではないかと思います。

そこで、仮に経常一般財源が今後も120億円程度で推移すると仮定した場合、9.6ポイント低下させるためには、平成24年度は平成17年度に比べ約11億5,000万円の経常経費を削減することが必要になります。単年度で10億円を超える経常経費を削減するためには、大変な努力と工夫が必要であると思われませんが、経常経費のうち具体的にどの項目を幾ら削減しようとするのか、お尋ねいたします。

次に、繰出金についてお尋ねいたします。

本市には、現在上下水道を初め国民健康保険など、受益者負担的な要素が強い事業を中心に、7つの特別会計が設置されておりますが、平成17年度決算の性質別歳出の状況を見ますと、一般会計から特別会計へ約12億6,000万円が繰り出されております。この繰出金は、大別しますと一定のルールで繰り出しが義務づけられている法定繰出金と自治体の判断で任意に繰り出す法定外繰出金に分けられるようであります。自治体によっては、政治判断で多額の法定外繰り出しを行い、上下水道料金や国民健康保険税など、受益者負担の軽減を図っているとところもあるようですが、本市の繰出金はどのようになっているのか、現状をお伺いいたします。

また、太宰府市は水道料金が安いという声をよく耳にしますし、国民健康保険も財政的にかなり厳しくなっているようでございますが、市長は法定外繰り出しで受益者負担を軽減することについてどのように考えておられるのか。経常収支比率の改善とは相入れない施策になりますので、なかなか難しいとは思いますが、基本的な考え方をお尋ねいたします。

次に、組織機構改革についてお伺いいたします。

市長は、本年10月をめどに、同質集中、異質分散の考えのもと、市民にわかりやすい簡素で機動的な組織に改めるとの考えを示されております。

小さい政府の実現は、時代の趨勢でございますので、統廃合などによる組織を簡素化することは当然必要なことと思っておりますが、いざ個別にどの課とどの課を統合するのか、あるいはどの課なり係を廃止するのかという各論になりますと、なかなか難しいものがあると思っております。

そこで質問ですが、職務執行規則を見てもと、組織機構の担当課は総務部の政策推進課となっております。したがって、今後政策推進課を中心として組織改編の検討が進められると思っておりますが、広く庁内の声を吸い上げるために、現場を熟知している各部署の意見聴取は行われる考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

また、機動的な組織をつくることは私も必要なことと思っておりますが、これも、では具体的に人員を増やさずに、どのような組織にすれば機動性が増すのかということになりますと、なかなか形が見えてきません。機動的な組織とは、具体的にどのような組織の姿をイメージしてあるのか、お伺いをいたします。

質問の第2点目は、子育て支援と高齢者福祉についてであります。

我が国の少子化が危機的な状況にあることは、皆様ご案内のとおりでございますが、このまま状況が続けば社会経済全体に大きな影響を及ぼす深刻な問題になっております。

先日、厚生労働省より平成18年度の出生率が6年ぶりに回復し1.32%になったことが発表されました。しかし、これは景気回復を背景にした婚姻増が主な原因となっておりますが、出生率が一時的に上昇したものの、人口を維持するために必要とされている2.07%にはほど遠く、今後も低下傾向は続くものと予想されております。私は、この少子化問題は我が国の存亡にもかかわる現下の政治の最重要課題と言っても過言ではないと思っております。

出生率低下の主な原因は、従来は未婚率の上昇と晩婚化の進行とされておりましたが、最近では夫婦の出生力そのものの低下も指摘されており、夫婦に一人でも多くの子供を産んでいただくための子育て支援はますます重要となっております。その意味では、今回の施政方針で打ち出された3人目からの保育料の無料化は有効な施策であると思っておりますが、その他の子育て支援はどう進んでいるのか、3年目を迎えた次世代育成支援対策行動計画の進捗状況をお尋ねいたします。

次に、高齢者の力を子育て支援に生かすことについてお尋ねいたします。

市長は施政方針で、「高齢者が増えることは決して憂えることではなく、むしろ高齢者が人生で培ってこられた経験や知識などは大変貴重な財産であります」と述べられておりますが、

私も全く同感しております。特に、団塊の世代が退職されるここ数年は、様々な能力を持たれたまだまだお元気な人材が太宰府じゅうにあふれ返ると思います。行政は、これらの方々に対して、高齢者福祉というより、むしろどのような形で社会に貢献していただくかという仕掛けを考えるべきではないかと思えます。

そこで、1つの提案ですが、本市では現在子育て支援の一環として、ファミリー・サポート・センター事業を展開しております。この事業は、子育て中の家庭が用事などで子供を保育園に迎えにいけなくなったときなど、登録援助会員がかわりに迎えにいき、自宅で預かるという有償ボランティア事業でございます。私は、このファミリー・サポート・センター事業に高齢者のマンパワーを活用したらどうだろうかと思うわけでございます。同様の事業をシルバー人材センターで実施している自治体では、会員が子育て経験が豊富な高齢者ということもあって、評判は上々のようでございます。

昔は、祖父母が孫の子守をしている姿は当たり前の光景でしたが、核家族化が進んだ今日では、ほとんど見かけなくなりました。機会があれば日常的に子供と触れ合いを持ちたいと思っである高齢者は多いと思えます。現在でも高齢者の登録援助会員がおられるかもしれませんが、さらに高齢者の登録を奨励することで生きがいくくりにもつながると思えますが、お考えを伺います。

回答は項目ごとをお願いをいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派太宰府新政会を代表されまして大田勝義議員よりご質問をいただきましたので、順次回答をいたします。

最初に、行財政改革の推進の1点目の平成24年度までに経常収支比率を89%まで改善することを公約とされているが、その根拠となる財政の中期的な展望を問うということにつきまして、ご回答申し上げます。

財政構造の弾力性を測定いたします指数であります経常収支比率は、本市におきまして平成17年度98.6%という数値になっております。平成19年度決算までに98%、平成24年度決算までには89%という目標を設定し、改善をしまいたいと思っております。

経常収支比率を0.1ポイント変動させますためには約1,200万円の経常一般財源収入額を増額、または税金等の一般財源を充当する経常的な経費を減額しなければなりません。したがって、平成17年度98.6%を平成19年度98.0%にするために約7,200万円、平成24年度89.0%にするためにはさらに約10億8,000万円の歳入の確保、もしくは歳出の削減を図っていくことを数値目標といたしております。

歳入面におきましては、経常的な支出は経常的な収入をもって充てるという財政原則のもとに、市税を初め使用料、手数料、負担金、普通交付税といった経常的な収入を高めていくことが重要であると考えております。

市税におきましては、公平の確保を図る観点からも、人材育成を初め徴収システムの充実に  
より徴収率を高め、安定した税収を適正に維持する努力を行っていき、また使用料、手数料、  
負担金におきましても、公平な受益者負担の立場から適正な水準への見直しを図ってまいりま  
す。

また、経常的な一般財源となります普通交付税につきましては、算定の中で重要なウエート  
を占める起債について、算入率の高い起債を優先して借り入れ、普通交付税への算入強化を図  
っているところでございます。

歳出面におきましては、義務的経費のうち、まず人件費について平成20年度以降の職員の大量退職に始まり、平成17年度を基準として平成23年度末までに約70人の退職者が見込まれておりまして、必要な職員採用を行っていても、人件費のうち経常一般財源は平成17年度決算で約31億400万円が、平成24年度には4億6,000万円の減の約26億4,200万円になると見込んでおります。

また、公債費でございますが。市債の発行につきましても、公債償還よりかなり抑えた20億円以下に抑制することによりまして、公債費のうち経常一般財源は平成17年度決算で約24億7,400万円が、平成24年度には6億8,000万円の減の17億9,700万円となると見込んでおります。

しかし一方で、扶助費、その他の経常経費の伸びが見込まれますので、常に将来にわたって財政の健全性や弾力性を確保しますためには、経常収支比率をより一層低減させていくことが重要でありまして、歳入、歳出両面からあらゆる方策をとっていく必要があると、このように認識いたしております。

また、最少の経費で最大の効果を上げるという財政の効率的な運営に努めながら、職員の時間外手当を初め賃金を含めた人件費でありますとか、消耗品、食糧費といった需用費、旅費等におきましても、予算編成、執行時におきまして全庁的な経常経費の削減に努めておるところでございます。

今後、そうした経常収支比率を注視しながら、経常収支比率の削減に向けて努力を続けて、少しでも多く投資的な経費へ振り分けていくことができるように努力してまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の一般会計から他会計への繰出金の考え方についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、繰出金につきましては、各法令に基づき支出しております法定繰出金と任意に繰り出しします法定外繰出金がございます。国の指導では、繰出金は保険料の安易な引き下げに充てられることを想定しておりませんで、保険制度及び事業の趣旨から財政援助的な一般会計繰り出しは行うべきではないとされておりました、本市の場合も同様の考え方で、法定外の繰り出しは行っておりません。

また、平成19年度の繰出金といたしましては、国民健康保険事業、介護保険事業及び老人保健の特別会計繰出金が14億2,122万8,000円で計上しておりまして、年々増加する一方でありま

すので、現段階では財政面から見ましても、一般会計からの法定外の繰り出しは困難な状況ではないかと思っております。

次に、3点目の組織機構改革についてのご質問にお答えを申し上げます。

組織機構に関します検討につきましては、部長で構成いたしております部長会議において検討を行い、庁内からの意見聴取につきましては部門ごとに意見を集約し、取りまとめてまいりたいと考えております。

また、行政を経営するという視点に立ち、限られた経営資源を最大限に活用するために、市民の皆さんにわかりやすく利用しやすい、市民の立場に立った簡素で効率的な組織としていきたいと考えております。

部や課の再編・統合を行うなど、執行体制の簡素化を基調といたしまして、各部局がより主体性と自立性を持って行政を執行するとともに、選挙公約の推進もあわせまして、事務事業の優先度に準じて、職務執行規則第9条の3及び同条の4に定めております職員の部内、部外の流動を活用した各部局の主体的な職員配置によりまして、柔軟で機動的な組織運営ができると考えております。

次に、子育て支援と高齢者福祉についての1点目の次世代育成支援対策行動計画の進捗状況についてご質問にお答えを申し上げます。

大きな目標でありました子育て支援機能の中核となります子育て支援センターを平成18年4月に開設をし、いきいき情報センターで親子で自由に参加することができる子育てサロンや子育て広場、地域の公民館等で遊びや読み聞かせなどを行う出前保育、窓口や電話、メールにより子育て相談などの事業により、家庭で保育を行っている保護者の支援を行っているところでございます。また、子育て支援事業をまとめました子育てカレンダーの作成など、情報の収集と発信を行っております。これらのことを通じて育児不安を解消し、親のつながりをつくるなど大きな成果を上げております。

また、いきいき子育てセミナーで、中学生が先生の話聞き、乳幼児に接する機会をつくるなど、次世代の親の育成をも行ってきたところでございます。

平成19年4月に要保護児童の早期発見から発見後の支援までの総合的な対応を図るため、要保護児童地域対策協議会を設置をいたしまして、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関との連携強化に取り組むなど、数値目標的には一定の成果を上げているところでございます。このことから、さらに児童の家庭児童相談体制の拡充が求められているほか、母子家庭等に対します相談体制の確立が求められております。また、障害のある児童について、相談、支援体制をつくるのが大きな課題となっております。

次に、2点目の高齢者の力を子育て支援に生かすことについてのご質問にお答えを申し上げます。

ファミリー・サポート・センターだざいふには、60歳代から70歳代の方にも会員登録をしていただいております。援助活動に貢献をしていただいております。今後も会員の募集方法を

工夫することによりまして、より多くの高齢者の方に会員になっていただく努力をしてみたいと思います。

シルバー人材センターとの協働につきましては、シルバー人材センター会員の年齢構成等もあるため、今後の検討事項と考えております。

昨年4月に開設いたしました子育て支援センターの事業の一つとして、8カ所の公民館等で出前保育を実施いたしておりますが、中には高齢者の参加もあり、昔の遊びの紹介でありますとか、あるいは子育ての助言などもいただいております。高齢者の生きがいづくりや子育て支援へのご協力を願うため、これまで以上により多くの高齢者の方々への事業の周知に努めてまいりたいと思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1件目について再質問ありませんか。

12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 財政問題の質問を行う前にですね、事前に財政課の方から公債費の償還予定表をいただきました。今後の市債発行額を毎年20億円に仮定してシミュレーションされたものですが、償還予定表によりますと公債費は来年度より確実に減り続け、平成24年度には約26億円にまで減少するというふうになっております。平成17年度の公債費が約35億円でありますので、経常経費が公債費だけで約9億円減少することになります。先ほど平成24年度の経常収支比率を89%まで改善するには、経常経費を約11億5,000万円削減する必要があると申しましたが、公債費が自動的に減少することで、残りは2億5,000万円を削減すればよいことになります。公債費には補助金などの特定財源も充当されておりますので、公債費の減少額と同額の経常経費充当一般財源が減少するわけではありませんが、職員数も削減されるということですので、私は公約達成のためのハードルはそんなに高くないのではないかと考えております。

ただ、私なりに若干の懸念を申し上げますと、シミュレーションでは市債の新規発行は毎年20億円ですが、果たして20億円に抑制できるだろうかということが心配です。平成8年から平成17年までの10年間の市債発行額を平均してみますと約28億5,000万円になります。市長はハード事業などの基盤整備に一定のめどがついたことから、ハード事業からソフト事業にスタンスを移すと申されておりますので抑制はされるとは思いますが、市債の新規発行を毎年20億円以内に抑制することが現実に可能なかどうか、改めて伺いをいたします。

それからですね、若干視点を変えさせてお話しいたしますけれども、一部事務組合負担金についてお尋ねをいたします。

本市は、特定の事務を共同処理するために複数の一部事務組合に加入しておりますが、平成



17年度決算では一部事務組合負担金に約12億3,000万円の経常一般財源が充てられております。負担金の額はそれぞれの一部事務組合で決定され、構成団体が負担いたしますが、私はこの負担金を少しでも削減することができないだろうかと思うわけでございます。財政の基本は、入りをはかって出るを制すでございますので、市町村が通常予算を編成するときは、まず歳入が幾ら入るのかをはかった上で、歳入に見合った額にまで歳出が抑制されます。一方、一部事務組合は、まず歳出を見積もり、必要なだけの負担金を負担割合に応じて構成団体に割り振られています。したがって、一部事務組合には歳入を増やすための苦労はなく、必要なだけの構成団体に負担金を求めれば済むということになります。財政を取り巻く環境が極めて厳しい今日、構成市町村は経常経費のための懸命の努力をしておりますが、一部事務組合は果たして経常経費節減のために構成団体と同様の努力をされているのだろうかと思うわけでございます。構成団体のように、財政当局の厳しい査定があるわけでもなく、お手盛りで財政運営がなされていないか危惧するのでありますが、現状をお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、市債の新規発行をこれから先毎年20億円以内に抑制できるのかというふうなご質問でございますけれども、平成18年度の市債発行額は18億4,950万円でございます。平成19年度現在の予算では15億3,770万円となっております。近年行ってまいりました佐野土地区画整理事業でありますとか、あるいは九州国立博物館の設置に伴います散策路整備事業あるいは地区道路整備事業、高雄中央通り線の整備、将来のまちづくりに必要な基盤整備事業を行ってきたわけですが、一定程度めどがついたということをお話を申し上げております。それ以前からも、私助役に就任しました当時から、25億円の全体としての抑制を指示をいたしておりました。平成15年7月には災害等々がありましたために、急遽40億円から成る単費でもって事業を行いました。そういったところがしわ寄せ的にはなっておりますけれども、そういった緊急的な災害が起きない限り、今の考え方を踏襲しながら健全な財政に向かっていきたいと思っております。

それから、もう一つの一部事務組合によっては市の本体であります本庁との使途のそれぞれの使途の予算査定でありますとか、財政運営が緩やかになっておるのではないかなということでございますけれども、私ども今全体的な経費の削減といいたしましうか、共同事務処理を行いますことによって税負担を軽くするというふうな手法の中で、消防あるいは環境の問題、大野城太宰府環境施設組合あるいは消防組合あるいはし尿処理の問題等々、一部事務組合を活用しながら行っております。同じように構成団体につきましては、それぞれの担当者あるいはトップ同士の予算査定も行っておりますし、同じような考え方の中で私はいっていると思っておりますし、またその辺のところ等については、今後におきましてもそれぞれの市、団体が行っております経費の削減でありますとか、そういった基本の考え方が同じような考え方でいっていただくように、今後ともそういったお願いといいたしましうか、査定を含めてやっていきたいというふうな思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありませんか。

12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） それでですね、次は3番目の組織の件ですけれどもね。1番と2番、これについてはわかりました。この3番目のですね、統廃合や人事異動の活性化による適材適所の人員配置をどう考えているかということでございますけれども、このことについてはですね。現在、係長が1人、それから部下が1人とか、そういう所管が職員名簿を見ますとですね、存在するわけです。そういう所管の職員は、実際に仕事はですね、しやすいのかどうかというふうなことを考えたときに、私としてはですね、非常に仕事がしにくいんじゃないというふうに思っております。なぜかと申しますと、これにつきましては、非常に休暇がとりにくいとか、それで職員が今どのくらい有給休暇を残しているか、そういうことにつきましては、これは調べればすぐわかると思います。それと、横の連携が非常にとりにくいので、協力体制もまたできにくいなど、ほかにもいろいろあると思います。逆に、細分化した場合のメリットも確かにあると思います。しかし、総体的に考えると、やはり職員の健康や負担によるストレスなど非常に大きいものがあるのではないかと、そう思うわけです。現実には、職員の病気休暇など増えていると聞いております。そのようなことを考えると、組織機構の統廃合や職員の配置など、十分考慮する必要があると考えております。

それから、指定管理者の太宰府市文化スポーツ振興財団に現在職員を配置しておられますが、いつまで配置するのか、お伺いをいたします。

どこの部署も職員が足りない状態と思いますが、出先の職員を戻せば少しは回ることができると思います。財団は設立当時の財団とは違ってきております。民間にできることは民間に任せるということをぜひ実現していただきたいと考えております。この点についてもお尋ねをいたします。

次に、若年職員の適材適所の判断につきましては、大変難しいところがあるかと思いますが、本来は上司が判断するところではございますが、上司も人間でございますから、確かに好き、要するに好みもありましょう。自分が仕事がしやすく、相性がいい人を近くに置きたいということはもちろん当然だと思います。しかし、それでは行政は停滞するだけではないかと考えております。なぜかと申しますと、優秀な人材が採用されて、配属され、例えばですよ、窓口業務を長期間担当し、異動先も同じような部署で長年勤務いたしますと、どうしても新たな発想とか、意欲とか、やる気が消えてしまうのではないかと思うわけでございます。こういうことから、若い職員が仕事を覚えるということ、それから人的交流などを考えると、短期の異動を、机上ではなく実施していただきたい。その中から適材適所につながっていくのではないかと、そういうふうに考えておるわけでございます。

市長は、組織機構を10月をめどにということをおっしゃいましたが、そういうふうなことをいろいろ考えますと、まだまだ決めなければならぬことがたくさんあるように思われます。例えば、市民への周知、それから議会への対応、それで今回市長はニュー井上からの出発

ということで非常にアピールされておりました。だから、自分のマニフェストにつきましては、非常に大事にされると思いますけれども、例えば10月といいますとあと3カ月しかございません。これで年度途中ということもありまして、職員の作業、それからコンピューターの組みかえとか、それから経費には話が出ませんでしたけれども、小柳議員の方から経費についても話がありましたが、大変な経費等もかかるのではないかとということが考えられます。そういうことを考えますと、これは失礼な話かもわかりませんが、半年間延ばさせていただいて、来年の4月という形で対応されればですね、非常にまたやりやすい、年度当初ということで職員の方も非常にやりやすいんじゃないかというふうな気がしております。その辺のことにつきまして回答を受けたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 市長にお尋ねでございますけれども、私の方からご回答をさせていただきます。

まず、今回の機構の見直しにつきまして幾つかの視点を持っております。その一つとして、1課1係をなくすという視点がございます。それとか、効率化を図るとか、組織を大きくくりにするというような視点を幾つか、3つの視点をかけておまして、事情がない限りは1課1係、担当1人というような組織は排除していきたいと。やむを得ずそうなところが1つ、2つは出てくる可能性はございます。しかし、原則としてはそういうふうな目で組織をつくり上げていきたいというふうに考えております。

それから、太宰府市文化スポーツ振興財団の職員の派遣でございますけれども、太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理者となっております施設が平成18年度と平成19年度、2カ年契約、これは債務負担行為をとっておりますけれども、平成19年度いっぱいには仕事がございます。それで、平成19年度中はやはり派遣をやめるということにはならないのではないかとこのように考えています。

それから、適材適所のお話ですけども、事情がない限りは新採から3年間をめどに異動するという原則論で異動を考えておまして、今回みたいに統一地方選挙が4月にあるとか、機構改革が10月にあるというのがはっきりしておりますので、そのような事情がある場合は、少し遅れたりすることもございます。

それから、10月1日に予定しています見直しにつきまして、4月1日にはできないかということでございますけれども、現在10月1日に実施するというので進めておまして、6月中に執行部の方の組織をきちんと固めまして、それから事務分掌、職務執行規則を張りつけて、そして9月の議会に説明をしたい、条例を上げたいというふうに考えてまして、同時進行になりますけれども、市民への周知へは10月の市政だよりに掲載ということで現在進めております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2件目について再質問ありませんか。

12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 次世代育成支援対策行動計画の進捗状況ということで市長の方から説明がありましたけれども、これは平成17年度から平成26年度までの10年間で行われるわけですので、まだその途中だろうかと思っております。

私、よくテレビとか報道なんかで、育児不安によって虐待等が非常に多くてですね、せっかく生まれてきたのに愛情を受けないまま亡くなるというケースが非常に多いわけですね。それで、多分この親御さんもですね、普通に育った人だろうと思うわけです。ところが、この人がそのような虐待をする、これはなぜかといいますと、やはり周りに相談する人がいないからですね。そこで、この部分をやっぱり行政が温かく見守って相談に乗ってやるということが非常に大事ではなかろうかということで思っております。そこで、この部分についても早急に対応してもらいたいというふうなことで考えております。

それから、3年目ということで、今後の進捗状況についても今後しっかりと推移を見守らせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、高齢者についてファミリーサポートをしていただくというふうなことでですね、この件につきましてもやはりたくさん今から団塊の世代で、私たちもその年に入っていくわけですので、ぜひともそのような方々のボランティアに対する意識なり、またそういう方々が動ける場をですね、しっかりつくっていただけたらと思っております。また、この件につきましても、今後質問させていただきたいと思っております。

私の代表質問はこれで終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派太宰府新政会の代表質問は終わりました。

以上で一般質問の会派代表質問は終わりました。

引き続き、一般質問の個人質問を行います。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 時間も大分遅くなってきておりますけれども、ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問をいたします。

まず、財政についてお伺いいたします。

市長は、太宰府を第二の夕張市にはしないと宣言されました。また、3月議会では、佐藤前市長は平成17年度決算も黒字であり、これから団塊の世代の退職者も相当数あり、人件費も削減となる。公債費も減少してくるので財政破綻はないと、それに経常収支比率も下がってくるとおっしゃっておられます。井上市長も平成24年度には経常収支比率を89.0%にすると言っておられますが、市民の皆様は市へ要望書を出すと、金がない、金がないのでできません。市の施設を見れば、老朽化が進み、傷みも激しく、先日もテレビで取り上げられておりますようなありさまでございます。本当に市の財政は大丈夫なのだろうかとの思いが、市民の皆様にはそういう思いが先に来ております。現在の市の財政状況はどうか。今の決算書では、その年

度の収支しかわかりません。夕張市を財政破綻に追い込んだ一時借入金や外郭団体、第三セクターの借入金等、また特別会計の負債など、全体像が見えません。もっとわかりやすい全体の状況がわかるようにすべきだと、今自治体の会計についても変革の波が打ち寄せています。

臼杵市の後藤市長は、「今の公会計では施設をつくるための起債額や予算執行額は決算書に示されるが、施設の資産価値は掲載されないため、資産価値を含む詳細な財政状況はわかりにくい。自治体でも民間企業のように貸借対照表を作成すべきである」と提唱されました。1998年より独自のバランスシートを作成されております。さらに、四半期ごとの財政状況がわかるようなソフトの開発も進められておられます。本市でも貸借対照表をつくるべきだと思います。

貸借対照表とは、資産と負債と資本の関係を数字であらわしたもので、ご存じだと思いますが、資産とは現在の財産が幾らあるのか、現金が幾らあるのか、土地、建物、不動産が幾ら、設備関係が幾ら、その他財産となるものが幾ら、現在ある財産すべてで幾らあると出ます。負債とは、その資産をどのようにしてつくったのか。土地を買うのに借り入れをした、そのほかにも借り入れをしたと、そのトータルが幾らである。もともと自分で持っていたもの、資本が幾らである。そして、その差額が利益であり、余裕財産であり、正味財産となります。現在の負債、借金が幾らある、市の持ち分が幾らあるとはっきり出ます。そして、それも特別会計や外郭団体まで含めた連結の貸借対照表でなければなりません。現在の財政状況をありのまま出すことができるのが貸借対照表なのです。

貸借対照表は、現在都道府県及び政令市では作成されております。その他の地方団体においても取り入れる自治体が出てきております。また、総務省は、地方自治体にも3年から5年以内にキャッシュフローや貸借対照表の作成を求める方針を決めております。

ある自治体では、独自のバランスシートをつくり、職員の退職引当金や施設の維持に必要な費用など、すべてを見込んだ負債額と全資産とを差し引きしたら負債が多かった。この負債は市民へのツケとなる。それでも様々な事業に税金を使いますかと、市民に問いかけてをされております。また、別の市長さんは、事業別の収支計算書を公表しておられます。このように積極的に市の財政について公表する自治体も増えてきております。本市でも、貸借対照表を作成し、正確でわかりやすい情報を市民の皆様へ公表すべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

それから、市長は経常収支比率を平成24年度には89.0%にするとおっしゃってありますが、団塊の世代の職員さんの退職による人件費の削減がされ、公債費を抑制するというだけで89.0%の数字の達成は難しいと思いますが、具体的にどのようにして数字を達成しようと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。この部分につきましては、先ほどより質問がたくさん出ておりますので、この分についてのご回答は要りません。

次に、高雄地区のまちづくりについてお伺いいたします。

高雄地区も家の前・今王線も新設され、高雄中央通り線も本年度に拡幅の完成を目途に工事

を進められておられます。高雄地区の基盤整備もやっと手をつけられ始めたような格好になっておりますが、まだまだ未整備のところはたくさんございます。

梅ヶ丘地区の公園の問題。梅ヶ丘地区には小さな公園が1つしかありません。それで、地元から強い要望が出されております。いま一度ご検討できないでしょうか、お伺いいたします。

次に、高雄台団地の道路の舗装、歩道の改良でございますが、当団地はできて30年を過ぎております。道路はその間、水道工事、ガスの工事等で、掘っては補修され、掘っては補修されと繰り返され、また老朽化による傷み等ででこぼこだらけになっています。また、歩道は一部にありますが、狭く、その歩道の上には電信柱があり、歩道の役目もいたしていません。また、狭くて車道と段差がありますので、歩道の上を歩くのは非常に危険であります。

側溝のふたも問題ですが、梅ヶ丘地区、高雄台地区は古い団地ですので道幅も狭く、車の離合もやっとなというところもあります。歩行者は側溝によけるようなこともたびたびです。しかし、梅ヶ丘地区、高雄台地区では高齢者の方も多く、側溝によけるのも非常に危険を伴います。

また、梅香苑地区の方では坂道が多く、急なところもたくさんあります。そこでは、以前、子供が側溝に流されたことがあると聞いております。そのときは大事に至らなかったんで、ニュースにはならなかったようですが、少し多く雨が降りますと、側溝の水は物すごい勢いで流れています。大人でも怖いような勢いで流れます。

道路の舗装の問題、側溝のふたの問題等は、高雄地区だけの問題ではなく、全市的な問題でもあります。魅力ある町にするには、町をきれいにしなければ人は来ません。金がない、金がないでは前へ進めません。市の活性化には人口を増やすことが必要です。人口が増えることで歳入も増えます。町をきれいにして、魅力のある町にしなければなりません。そのためにも、道路の舗装と側溝のふたは緊急の課題として取り組んでもらいたいと思います。

次に、星ヶ丘保育園前の交差点への信号機の設置。家の前・今王線が開通したときから要望が出されておりますが、開通して1年2カ月ですが、既に大きな事故が何件も起きております。

高尾川南側の道路の拡幅、改良工事ですが、子供たちの通学路にもなっており、子供たちは毎日危険と隣り合わせで通学しております。

まほろば号の高雄地区への運行の開始。これも地元の方は切望しておられます。

高雄台地区の防火用水についてでございますが、青山で起きた火事のように水道の水圧が不足するのではないかと心配されております。その対策についてもお尋ねします。

次に、高雄一丁目の冠水常習地帯の解決策は、たびたび質問が出ておりますが、それについては一向に進んでないようですが、それについての進捗状況をお尋ねします。

太宰府東中学校正門前付近のやぶの問題です。生徒は毎日不安に思いながら通学しています。また、不法投棄も見られます。等々、課題が高雄地区には山積しておりますが、これらはどれをとりましても生活に直結したことばかりで、この中にはいつでも事故が起きかねないと

ころもあります。このような課題をこれからどのように整備していこうと考えておられるのかお伺いします。

また、これから工事が始まる、(仮称) 高雄公園の整備についての地元説明会でございますが、この件は、平成16年6月の議会で地元の皆さんの意見を聞いてくださいと質問しております。市民の皆様が利用しやすい公園をつくっていただきたいと、そのためにも地元説明会を開いてほしいとお願いしておりました。それから、再三再四質問いたしました。昨年の12月議会では、1月中には地元説明会を開きますと回答いただきました。できておりません。3月議会では早急に開きますと回答いただいておりますが、いまだに何もありません。議会での答弁はその場のぎで回答すればよいのですか。このような大きな事業をやるのに、市民への説明もなく、それが太宰府市の行政のやり方ですか。これからもこのようなやり方で施行されるのかお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

(「議事進行について、休憩を要求する」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) ここで休憩します。

19時30分から再開します。

休憩 午後7時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後7時45分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長(井上保廣) 貸借対照表の作成についてご回答申し上げます。

最初の質問でございますが、現在地方分権の進展に伴いまして、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められております。そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務状況の開示が不可欠であると認識いたしております。国におきましても、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太方針を踏まえ、平成18年8月31日に地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針を策定し、その中で、地方公会計改革を打ち出しております。この国が示しております改革方針に従って、本市におきましても、従来の修正現金主義をもとにした単式簿記方式、単年度会計主義であります官公庁会計だけではなくて、発生主義をもとにいたしました複式簿記の考え方の導入を図ってまいりたいと思っております。

○議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。

○8番(中林宗樹議員) 再質問でございますけれども、これについては大体いつごろからをめぐりに考えておられますか。

○議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(石橋正直) 国が示しています地方公会計改革とは、貸借対照表、行政コスト計算

書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4つの表の整備を人口3万人以上の都市は3年後、平成21年度までに作成し、公表しなさいということになっておりますので、平成21年度までには公表することになると思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） これの対象については、先ほども言いましたけど、連結でやっていただくとと思いますが、特別会計まで広げていただけるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 特別会計も含めて実施していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それじゃ、立派な貸借対照表ができることを期待しまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高雄地区のまちづくりについてご回答申し上げます。

高雄地区を含めた、市内には狭隘な道路が多数存在をいたしております。今後とも、市民の皆様へのニーズにおこたえをし、安全・安心のまちとして、道路整備計画に努めてまいります。

詳細等につきましては担当部長から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

まず、建設部関係の方をご回答いたします。

道路関係でございます。高雄台団地を含め、市内には昭和40年代に造成されました30年以上経過した団地が数多く存在いたすところがございます。当時の造成基準により道路がつくられておりますことから、また当時は車社会でなく、道路の幅員、歩道のつくりのすべてが現在より狭く設定されておったところがございます。側溝はふたなしでございまして、電柱につきましてもすべて道路内につくられております。

また、昭和50年代より公共下水道の普及促進によりまして下水道工事を行ったところがございます。現在、その工事の跡が圧密され、舗装が下がってきておことは十分承知いたしております。このため、側溝の改修と舗装の全面改良を進めてまいりました。しかしながら、財政状況が厳しいことから、現在停滞しておりますが、今後は鋭意予算確保に努め、進めてまいります。

旧市街地や高尾川南の昔からの道路につきまして、狭隘な道路につきましては、4mまでは建築時セットバックで広げており、今後もこのセットバック手法で進めてまいり所存でございます。

次に、星ヶ丘保育園横の信号機の設置につきましては、家の前・今王線工事中より筑紫野警察署と協議いたしておりまして、信号機と横断歩道を要望しておったところがございます。横断歩道につきましては、開通後、特別に早く設置していただいたところがございます。今後

は、信号機が早期設置されますよう強く要望してまいりたいと思っております。

また、梅ヶ丘公園につきましては、特に地域につきましては小さな公園しかないということで、依然として地元要望が強いということでございます。本市といたしましては、取りつき道路のこと、それから管理をどうするかということも含めまして前向きに検討してまいりたいと思っております。

次に、高雄一丁目付近の冠水常習地帯の解決策は、その流域の雨水が最終的に流れ込む高尾川を改修することにほかなりません。本市と筑紫野市と県が一体的に取り組むための協議を始めたところでございます。

最後に、高雄公園の地元説明会の開催について、再三にわたりご指摘があり、実行が遅れました。申しわけございません。今回素案ができましたので、早急に地元説明を開催いたしてまいりたいと思っております。

今後も、市内全域を対象に、市民が安全で安心して生活できる都市空間、道路整備を行う中で、高雄地区の道路も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） もう一点のコミュニティバスの運行関係についてご答弁申し上げます。

実は、去る6月18日の夜に高雄台区の方に出向きまして、区の役員さんとの意見交換会を行いました。その中で、いわゆる高雄地区の利用者につきましては主に高齢者の方の要望が多いというのがわかりました。その交換会の中で、つまり通勤・通学者あるいは買い物客につきましては、ほとんどの人が二日市方面への生活圏が多いということもわかりましたので、今後この開通、新設に向けましては、高齢者を対象として、さらに詳細なアンケート等も含めながら、いわゆるその手法、運行手法と申しまししょうか、今現在運行しているコミュニティバス、つまり乗車人員が44名、座席が18という今のバスではなくて、ほかの手法といいまじょうか、例えば乗り合いタクシーでありますとか、そういったコンパクトなバス運行の車両によってできないかという手法も含めながら、できるだけ早い時期に、時期も含めながら判断をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○会計管理者併上下水道部長（古川泰博） 高雄台地区における火事の際の水道水圧不足が心配というご質問でございますが、高雄台地区につきましては、東ヶ丘の配水池から配水しております地区でございます。消火活動に必要な安定した水圧があり、心配はございません。水圧としましては、大体1 kgf/cm²あればよろしいんですが、この地区につきましては4 kgf/cm²あります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） まず、今の高雄台地区の防火用水についてですけども、これ地元の方でちょっと要望が出ているんですが、吉ヶ浦のため池があるんですけど、あそこは今大体大半が埋められておりますけども、まだ若干残っているんで、その水を防火用水として使われないだろうかというようなことの要望が出ております。これについてはいかがでしょうか。

それについてお答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ちょっと池そのものを確認しておりませんので、回答ができないので、ご了承お願いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 現地を見ていただきたいと思います。一応水圧については大丈夫ということでございますので、それについて地元の方へは報告しておきます。

それから、先ほどの質問の中で、太宰府東中学校正門付近のやぶの問題についてご質問しておりますけど、これについての回答がなかったようですが、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 太宰府東中学校付近のやぶには不法投棄が目立つが、対策は講じられないのかというご質問でございますが、ご指摘のやぶのようになっているところは、道の幅員が6mで、車をとめやすく、人、車などの通行量も少ないことから不法投棄が跡を絶たず、私どもも非常に苦慮しております。当該地は、私有地、いわゆる民有地でございますので、市で対策を行うことができません。それで、中学校などから不法投棄がされた連絡を受けて回収をしているのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） あそこのやぶについては私有地だということで、市の方は、何というんですか、対応ができないということですが、私有地の所有者に対してですね、やはりもう少し整備していただくと。道路の方へもはみ出しますし、雑草も道路の方へ出てきますし、そういうところに何しろ不審者が隠れたりして、やはり生徒たちに、いたずらまではいきませんが、不安を感じさせているという状況もありますので、不法投棄もありますけども、防犯についてもしっかり見ていかなければならないというふうなところでございますので、そこら辺についての目配りも今後お願いしときたいと思います。これは要望でしときます。

それから、高雄公園の地元説明会でございますけども、これはもう早急にやっていただくということでございますけども、この地元説明会といいますか、高雄公園についてはやっとな実行の運びになったようでございますけども、ほかのいろんな案件があります中で、やはり市の対応が、早目に説明をしておけばいいものを、どんどん遅れてくる。これについても私言っておりますように、平成16年6月の議会から、早く地元説明をしていろんな意見を聞いてください

ということをお願いしておりますけれども、やっとな、設計ができたんですけど。その設計の前に地元の意見を聞いてですね、そしてそれを生かして設計をつくっていただきたいんで早くしてくださいということをお願いしとったんですけども、これについては、部長というよりも市長の方からお答えをいただきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、初めの施政方針の中でも申し上げておりますように、やはり政策の中に「仁」というのは、人の優しさが必要だというふうに思っております。また、プロセスを大事にしたいと。住民の、市民の皆さん方の、あるいは地元の皆様方の意向を聞きながら、どういった公園がいいのかというようなことを含めて、その過程の中でやはり取り入れていくと、そして本設計に入っていくというような形、今から等についても、今までもその視点ではやっておりますけれども、最終の設計ではないというふうには思いますので、一つの修正等も可能だと思いますんで、今からのまちづくり等については、市民協働のまちづくりでありますので、今中林議員ご指摘の、その姿勢についても私は変わりません。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういう説明についても、しっかり早目にさせていただくように、市長も今後そういう方向でやっていくということをお願いしておりますので、市民に対する情報公開、それから説明についてはしっかりやっていただきたいと思います。

それから、先ほどもちょっと言いましたけども、やはり町はきれいじゃないと人は寄ってきませんので、やはり道路の問題、側溝の問題、それから草刈りの問題、こちら辺についても、やはり町をきれいにさせていただいて、そしてやはり太宰府はきれいだから、ほんなら太宰府に住もうかというような気持ちを起こしていただく、そういう魅力のある太宰府にさせていただくように要望しまして、私の個人質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 以上で8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩をします。

20時15分から再開します。

休憩 午後8時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後8時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

質問の第1項目は、シルバー人材センター前の市の上踏切の拡幅についてお尋ねをします。

平成13年12月議会でこのことについて質問をさせていただきました。市は、雨水幹線の改修

計画もあるので、関係課並びにJR等と協議をしていきたいと答弁をされました。特に、この踏切周辺は大雨が降ると浸水がひどく、対応が急がれています。また踏切も狭く、離合もできません。あわせて、子供の通学路でもあります。マンション等が立ち並び、歩行で往来する人も増えています。また、JR都府楼南駅も近くにあり、通勤される方も多くなっています。市としてどのような認識を持ち、今後どのように取り組みをされようとしているのかお聞かせをください。

第2項目の高雄地域についてお尋ねをします。

最初に、家の前・今王線とその周辺についてお尋ねをいたします。

1点目は道路の愛称名についてです。家の前・今王線は、高雄地域にまほろば号を運行させる予定で開通をされました。今は生活道路として市民に利便性をもたらせ、とてもよく利用されています。しかし、市民は、この道路の名前を知りません。私もこの道路のことを説明するときに、保育園の横の道路と言っています。市民に親しまれる道路として、公募等をして愛称名をつけることができないかと思っております。地元の方の意見等もお聞きして検討していただきたいと考えていますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目は、高雄台側の四つ角に点滅信号の設置についてです。

先ほども申しましたように、かなりの交通量があります。本年3月議会では、高雄中央通り線との交差点に信号の設置についてお聞きをしました。高雄中央通り線が開通した折には、警察立ち会いのもと、信号設置を要望すると答弁をされています。さらに、市民は、高雄台側の四つ角にも点滅信号を設置するように要望があります。行政区からも要望が出されているようですが、ここは高雄台側からおりてくる車も多く、一時停止の交通標識も設置できません。そのため、徐行もせずに通行する車も見かけるそうです。四つ角は通学路にもなっていて、極めて危険な四つ角になっています。点滅信号を設置すべきと考えますが、お答えください。

3点目は、高雄台への上り坂の舗装についてです。

この道路はかなりでこぼこになっています。周辺の住民からは、車が往来するたびに家が震動するとの声が出ています。私も建設課にお願いして一部補修をしていただき、市民からはそれだけでも喜ばれました。しかし、現地を見られたらわかると思いますが、全面的に舗装を強化する必要があると考えています。予算の問題もありますが、優先的に取り組む必要がありますが、見通しについてお聞かせください。

次に、高雄中央通り線の整備についてお尋ねをいたします。

地域住民の願いであった拡幅工事が完成に近づいてまいりました。完成予定は平成19年末と聞いていますが、その見通しについてお聞かせください。

次に、高尾川のはんらん防止についてお尋ねします。

平成18年12月議会で早い時期に対応していきたいと答弁をされていますが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

3 項目めに、J R 都府楼南駅前の駐輪場についてお尋ねをいたします。

平成16年9月議会で早い時期に対応していきたいと答弁をされていますが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

4 項目めとして、君畑交差点から高雄交差点までの歩道に街路灯設置についてお尋ねをします。

国道3号線沿いの歩道は、星ヶ丘交差点等に街路灯が一部設置されているのみです。車の運行がなければ暗くて危険であるとの市民の声です。国への要望設置についてどのようにされているのかお答えください。

あとは、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それでは、1項目ずつご回答をいたします。

1 項目めのシルバー人材センター前、市の上踏切の拡幅についてでございますが、今回、地域再生基盤強化交付金の認可を受けまして道路の整備をいたしますことから、平成19年度から平成23年度までの5年間で事業を行うところでございます。安全・安心のまちづくりの理念のもと、事業を推進してまいります。

2 項目めの高雄地域についての1点目の市道家の前・今王線とその周辺についてでございますが、議員が申されておりますように、現状につきましては十分承知をしておるところでございます。創意工夫を凝らし、できるだけ対応してまいりたいと思っております。

次に、2点目の高雄中央通り線の整備についてでございますが、高雄中央通り線の整備は、地域住民の重要な生活道路でございます。高雄地区のまちづくりに欠かせない事業として進めているところでございます。今回、地域再生基盤強化交付金の認可を受けまして、平成19年度末の完成に向けて鋭意努力してまいります。

次に、3点目の高尾川のはんらん防止策についてでございますが、高尾川のはんらん防止策につきましては、太宰府、筑紫野の地域住民にとりまして大きな問題でございます。これまで申し上げておりましたとおり、福岡県と太宰府市、筑紫野市が共同で高尾川の改修に努めてまいります。

3 項目めのJ R 都府楼南駅前の駐輪場についてであります。J R 都府楼駅南駅前自転車駐車場の管理につきましては、収容台数や放置自転車等の問題もございますが、今日までの対応につきましては後ほど担当部長より説明をさせます。

4 項目めの質問でございますけれども、国道3号線の君畑交差点から高雄交差点までの歩道には街路灯がなく、夜間は暗く、歩行者等の安全を確保するためにも何らかの対策が必要であると感じておるところでございます。このため、この区間の歩道の街路灯につきましては、道路管理者でございます国土交通省の福岡国道事務所へ設置要望のお願いをいたしております。

なお、一部詳細については後ほど担当部長より説明をさせますと申し上げましたけれども、1点目から今までの4項目めまで、詳細につきましては部長の方から答弁をさせますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） それでは、まず1点目のシルバー人材センター前の市の上踏切の拡幅ということにご回答申し上げます。

先ほど市長が申しましたように、5年間でここをやるということでございます。市の上踏切につきましては、貝出雨水幹線と重複しておりまして、JRと協議いたし、また並行して市道都府楼団地5号線が踏切横でT字路となっておる踏切でございます。今回、雨水幹線工事とあわせまして、安全な踏切となるよう改良していくところでございます。

次に、高雄地域の3点のご質問についてご回答申し上げます。

1点目の道路の愛称につきましては、現在市内の道路36路線に愛称を付しております。これは、平成2年から5年間、市内の主要な道路を選定し、市民より愛称を募集し、決定してまいったところでございます。今後も市民の要望がございましたら検討してまいりたいと考えております。

2点目の高雄台側の四つ角に点滅信号機の設置、このことにつきましては、区からの要望も出ており、筑紫野警察署、公安委員会の方に設置の要望を提出しておるところでございます。

3点目の高雄台への上り坂の舗装につきましてでございますが、舗装の傷んでいることは十分承知しております。できるだけ早く対応してまいりたいと思っております。

続きまして、高雄中央通りの整備についてでございます。平成18年度分の工事が完了いたし、平成19年度工事の一部、高雄幼稚園前を先日契約したところでございます。現在、数名の地権者の同意がまだ得られておりません。今後努力いたしまして用地買収を進め、用地確保ができ次第、工事を発注し、平成19年度中の完成を目指してまいりたいと思っております。

次に高尾川のはんらん防止についてということでございます。

その後、筑紫野市と協議したところでございます。基本的には、河川改修は河川の下流域から改修いたさなければなりません。上流域を先に改修いたしますと、下流域の未改修の地域で溢水し災害が発生するおそれがありますことから、市長が申しましたように、県、筑紫野市と、早期改修のため、対策協議会的なものをつくるということで現在進めておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） それでは、私の方から、JR都府楼南駅の自転車駐車場の管理につきまして、平成16年9月議会以降の対応についてご回答を申し上げます。

まず、放置自転車の調査確認作業を昨年末から今年の1月にかけて行いました。警告書を貼付いたしまして注意を喚起をいたしました結果、110台を撤去いたしております。また、自転車通学許可を得た自転車の違法駐車が目立っておりますので、関係する利用者の多い高等学校の方に、利用者のモラル向上を図っていただきますように、いわゆる駐車指導をお願いをいたしております。

また、駐車場の整理、指導につきましては、市内のほかの駐車場につきましては、週4日朝のみを管理しておりますけども、この駐車場につきましては、平成17年度から週5日、朝の2時間と夕方1時間の一日2回整理指導を行っております。しかしながら、現場を見てみますと、駐車場が満車状態というふうになっておりますので、駅周辺に新たな用地を確保するなどを含めまして、今後何らかの対策をとる必要があると判断をいたしております。したがって、今後JRや筑紫野市との協議を行いながら、できるだけ早い時期にそうした対応の検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 君畑交差点から高雄交差点までの歩道の街路灯の設置についてご回答申し上げます。

国道3号線の君畑交差点から高雄交差点までの約1,900mの区間は、幅員約2mから2.5mの歩道が両側に設置してあります。道路におきましては、主として夜間における交通の安全と円滑化を図るために必要がある場合に照明施設を設けることになっています。このように、照明施設の設置につきましては、道路管理者の判断にゆだねられているということでございます。

ご指摘の歩道は、車道への転落防止のための防護さくが連続して設置されており、付近に大学、高校、小学校やバス停がございまして、通学路等として多数の方が利用されております。しかし、夜間は歩道を照らす照明がないので暗く、交通安全や防犯の面から非常に懸念されているところでございます。このことから、地元の協力もいただきまして、現状を道路管理者である国土交通省へ伝えまして、強く設置の要望をお願いしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 本当に地域の数多くの問題を今回取り上げさせていただきました。

今大体ご回答をいただきましたので、私の方としても、ぜひ今後そういう形で、今ご回答をいただいた中で進めていっていただきたいと思っております。

写真をせっかく写してきましたので、JR都府楼南駅側の自転車の駐車場についてですね、昨日ですが、実は物すごくきれいに整備されとるんですね。これが午後4時半ぐらいかな、きれいに整理されている。そして、これがその2時間後ですね。なぜこれが違うかという、こっち側が整備員の方がいらっしゃるわけですね。この人たちがもう午後5時までで帰られちゃうと、2時間でこういう状況になるわけです。それで、私もじっと見ていましたら、これ結構自転車がたくさんありますので、自分の自転車を出すためにですね、一回出すわけですが、外にですね、道路側に出すわけです。道路側に出して、自分の自転車が来ればですね、それをもとに戻せばいいんですけど、そのまま乗っていくわけですね。それが、1台がそうになると、2台、3台引き続いてしまって、夜中はもうあそこの市道に広げてしまっていると。せっかく指導員の方がいらっしゃいますので、やっておらっしゃるんであれば、ただ単にきれいにすれば

いいということもありますけども、そういったマナーをね、やっぱり一人一人に教えていただくことによって、最終的にはもう警備員さんが立たなくていいような状況になるんじゃないかなと思っておりますので、あわせて今後ともそういう対策をぜひ、これは、ここの整備をされている方は、整理することだけが一つの市の委託事業になるんか、それともそういうマナーも、きちっとやんなさいということもその委託の中身に入ってるのかどうか、この1点だけちょっとお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 実は、私も先般現場に行きまして、その指導員の方と話といたしまして、状況をお尋ねしました。やはり清水議員さんがおっしゃいますように、やはり利用者の方のマナーの問題が非常に困っているという報告も聞きました。指導員さんに聞きますと、その辺のマナーの指導もあわせてやっているということを知っております。ただ、やはり先ほど申しましたように、ここの自転車駐車場の収容台数が、280台を想定いたしておりますけども、最近増加いたしております、三百二、三十台をとめてあるというふうな報告も受けておりますので、先ほど申し上げましたように、やはり新たな駐車場の確保も含めながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私の一般質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 以上で13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 石橋総務部長が20分で終わんなさいと温かいご指導をいただきましたので、できるだけ終わるようにしたいし、いつもの回答では、前向きの回答は据え置きになっておりますので、簡単にひとつ説明をさせていただきたいと思っております。

同和行政についてですが、これまで何度も同和行政について質問を行ってきました。その結果、太宰府市も大変努力をいただき、ある一定の見直しを行ってきたことについては評価をいたしますが、見直しの内容を見ますと、41同和対策事業のうちに、廃止、移行は15件、現在市単独事業や縮小された事業ですが、その中に補助金減免や扶助事業は26事業が継続されております。特に固定資産税、都市計画税の減免、地域改善住宅家賃減免、保育料の減免を初め、1,000円近く下げられましたが、毎月の小遣い的な内容になっております敬老年金、月4,000円の給付、先ほども議会で質問があってございましたが、同和対策事業として、5歳未満だけは医療費が無料、その上老人医療についても、1割の負担で、入院すると大変ですが、この老人医療も無料となっておりますし、介護サービス、介護利用料も無料で行う給付事業が現在も継続になっております。こういうものをいつの時点で行政側としては見直すのか、こういう問題が大きな課題としてあります。

その上、私は再三言っておりますが、社会運動を行っている解放運動団体、一方ではそ



う団体が、国に対しても、裁判所に対しても、行政に対しても、そういう解放運動団体、補助金を受けた団体が糾弾という形で行っておりますが、こういう運動団体に1,400万円を、今日30年以上にわたって市が補助金を支出を続けておりますが、残念ながら一度も監査を行ったことがありません。運動団体の支出内容も、決算書を見ると不明確です。大まかに何に要ったとかという形で、普通では考えられないような決算書が議会にも提出されておりますし、他の自治体でもこれがやはり大きな問題になっていることも私どもの議員団から報告が入っております。

こういう状況の中で、市長は大変この同和問題についても、私に対して、見直しも行ってほしい、時間もかしていただきたい、その努力をしていることについては私の一般質問で報告を受けておりますが、施政方針の中にあるように、補助金の削減問題については、こんな大きな金額は1団体だけあります。全額、決算を見ますと、会費収入はない状況です。こういう内容について、今後補助金をどうするのかは大きな課題ですし、いつまでもこういうものを続けられないためにも明確な判断をしていただきたい。

私としては、この太宰府市の教育委員長さんとして大変すばらしい方が、北九州市の同和対策の問題で審議会の会長をされた稲積さんがおられますが、こういう方のご協力もいただいておりますので、それからやはり専門的な方を入れて、こういう行政だけでは解決できない問題もありますので、ぜひひとつこういう補助金の見直しをどう解決するかを考えていただきたいと思えます。

それから、私は、今度の補正予算を見ておまして、太宰府市の外郭団体であります同和教育研究協議会に毎年、ずっとこう記録を見てみますと減額はされておりますが、373万2,000円、補正で上がっております。この研究協議会というのも、私も32年前にこの研究協議会の会議に出たことがあります。主に教職員、それから市の職員が中心です。で、昨年度の決算、記録を見てみますと、市内の教職員が286名、市の職員の約3分の1、134人、これが中心で373万2,000円の補正がなされております。

この内容を見ますと、部会費がありまして、そういう部会費が100万円という形で、部会費が4部会に出されております。また、この人権まつりというのが大々的にやられておまして、運動団体の補助金の中にもありますし、支部の中にもありますが、こういうこの人権まつりに、市が出した補助金の中から143万2,000円が支出をされている。こういう市が出した補助金が新たにまたこの祭りに支出をされるというのは、市同和教育研究協議会の事業として正しいのかどうかというのは検討してみる必要があるんじゃないでしょうか。

また、市の税金が交付税として出されている中で、私は狭山問題というのは、以前にも質問したことがあります。これは裁判で確定した内容です。こういう狭山の裁判の東京集会に2人が派遣されております。で、5.23、10.31狭山中央集会、こういう社会運動で裁判を批判する、糾弾する、こういう部分に2人が派遣されておりますが、これは職員なのか教職員なのかよくわかりません。また、今年予算についても2人の派遣が予算に計上されております。私

は、教職員であれ、市の職員であれ、公務員が公費の補助金を受けていて、社会運動の団体が抗議集会に出向くのは好ましくないのではないか。法的根拠もなくですね、そういう状況については改めるべきだと思っております。

それから、やはり今全国的に、この同和事業については全国で終結宣言がもう各地でなされております。それは、一つは地方自治体が、今日まで36年間にわたって大変な支出をしてきた、ハードもソフトも解決をしてきたと、そして法的根拠がなくなったと。以前も、昨年任期前の議会でも質問をさせていただいたところですが、太宰府は本当に大変な市民の税金を使ってきました。そして、その事業も大きな成果が出ております。地区の改善事業にしてもそうですが、今回法的根拠もなくなり、国も県も全面的に廃止を再三にわたって通達を出しているところです。

私は、今後、本当にこの太宰府の同和行政ですが、どのように解決をし、そして見直すのかをですね、行政としても大変努力もされておりますが、ぜひひとつ大変な決意の上で解決すべきだというふうに思っておりますので、時間もそう余りかけるわけにはいきませので、その辺を含めてひとつご回答いただきたいということです。

どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 同和問題の見直しを含めたご指摘がございました。このことにつきまして、私も5月に再就任をしたわけでございますけれども、それまでの間につきまして、平成13年6月からこの見直しを行ってまいりました。この地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成14年3月に失効したわけでございます。それに基づきまして、今までの同和行政がそのままいいのかどうかというふうなことを含めて見直しを行ってきたところでございます。平成13年6月26日を初回会議として、恐らく四十数回ぐらいになっておったと思います。その中で、私どもが基本に置きました論点整理をその中で行ったわけがございます。これは、今後市民の人権意識、あるいは人権感覚のさらなる醸成と同和地区住民の一層の自立向上を図るといようなことに力点を置いたやはり行政、今までの見直しをする必要があるというふうな観点であったと思います。

その1点目につきましては、同和問題の解決に本当に今までの同和行政そのものが役立ってきたかどうかというふうな一つの視点設けました。2点目については、真に地域住民の自立向上に役立ったかどうかというふうなことを検証いたしました。そして、一番大事だと思いますのは、やはり市民の理解と共感、支持が得られておるかというふうな、こういった視点でもって見直しを行いました。それぞれの中におきまして、今示しておりますような、平成19年度までに、一遍ではやはり削減あるいは改善もできませんで、段階を追って終息すべきもの、廃止すべきもの、あるいは改善、一般対策に移行すべきもの等に分けながら行ってきたところでございます。

基本的に、同和問題等々につきましては、基本的な人権が歴史的、文化的に保証されていな

いというふうな、そういった深刻な社会問題であるというふうなとらえをいたしております。

ご承知のように、今申し上げましたように、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されました。そして、今日まで課題解決に向けて推進をされてきましたけれども、今申し上げておりますように、終了したわけでございます。平成14年3月末をもって特別措置法は終了いたしました。法の失効に際しまして、太宰府市におきましても、平成13年度に太宰府市民に対しまして同和問題に関しますところの市民意識調査を実施をいたしました。この中で、依然として、結婚問題を初め心理的差別意識は根強いというふうなことがこの結果からも出てまいっております。同時に、地域住民に対しまして生活実態調査を行いましたけれども、就労でありますとか、あるいは所得格差など、厳しい生活実態の現状もなお現存としてあるというふうなこともわかった次第でございます。

このような状況を受け、市といたしましても、特別対策事業であります地対財特法の失効によりまして国の財政上の特別措置法としての同和対策は終了をいたしておりますけれども、これが同和問題解決の取り組みの終了を意味するものではないと。やはりそこに差別の実態あるいはそこにいろんな諸問題があるとするならば、その根本的な解決に向けてやはり行政が取り組むのは、私は当然ではないかなというふうに思っております。

そういった市民意識調査でありますとか実態調査でも明らかになったように、今日におきましても様々な形で、同和問題が解決されたわけではなくて、早期解決は行政の課題であろうというふうな認識を持っております。

そのあり方でありますとか縮小、あるいは一般施策についての、そういった部分等については、当然市民の理解と共感あるいは支持が得られなきゃならないわけですから、この辺の取り組みについては、ご指摘のような側面等については行政もなおかつ努力しなきゃならないというふうに思っております。

今後の同和事業につきましては、こうした残されました課題につきましては、法失効後の施策として一般行政施策を十分活用しながら、同和問題解決へのやはり施策を推進していきたいというふうに思っております。早い時期にこういった施策が終了するように、やはり議会、行政あわせて、私ども力を注いでいく必要があるだろうというふうに思っております。

次に、太宰府市同和教育研究協議会でございますけれども、昭和46年8月、町同研として発足をし、37年目を迎えております。部落差別を初めとするあらゆる差別から解放を目指す同和教育の正しい認識と実践について研究を推進をされておきまして、太宰府市在住者あるいは学校教育関係者、社会教育関係者、行政職員で組織しております研究協議会でございます。本年度の補助額でございますけれども、373万2,000円で、平成18年度に比べまして85万9,000円、18.7%の減となっております。

ご指摘のように、今にありましてのこの協議会におきましても、これに限らず、全体的な運動団体の補助金のあり方等々につきましても、私どもは、聖域ではなく、やはり市民の理解と支持が得られるような範囲におきましてのさらに努力をしてまいりたいというふうに思ってお

ります。ご理解をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、大変よくわかります。ただし、やっぱり結婚だとか差別とかいろいろあるようですが、この啓発は必要ですが、運動団体に対するこの補助金はね、やっぱりそれなりに見直していく必要があるんじゃないですかと。私は、やっぱりその差別をなくすために、啓発だとかそういうものは必要だと言っているんですよ。ところが、運動団体に対する補助金、それからやはりこの給付についても、一般対策に移行するということが求められるんじゃないかと。そのために生活保護制度もあるわけで、また国民健康保険だって、2割減免、5割減免、7割減免とかそういうのはあるわけで、お互いに所得の少ない人の分でも、やっぱり自分で出していったりいろいろしているわけですから、それなりに給付事業や運動団体の補助金は、この際やっぱり内部的に努力をしてくださいよと。あなた方は一生懸命していることはよくわかりますから、ひとつ検討していただきたいということです。今日は余り時間とりません。

それから、太宰府市同和教育研究協議会ですが、中に出している内容見てみましてね、やっぱり見直す必要があるんじゃないかということですよ。あそこからも出して、ここからも出して市民まつり、人権まつりをする必要があるのかどうか。人権まつりを一本化すれば、その分だけは補助金はここの部分も削られるし、運動団体に出している補助金も削ることができるわけですから。しかも、公共施設をただで使わせているわけですから、そういう内容についてはある一定見直しをする必要があるんじゃないかと私も言っているわけですね。

それから、やはり社会運動、はよ言えば狭山、差別、糾弾という、東京なんかには職員を2人派遣するのは、この中に出してますが、同和教育研究協議会が狭山を教材化しなさんなというのは文部省の方針ですよ。県の方針ですよ、教材化にすることについてはね、だめだというふうに言っとるんですよ。それを教育の部分に、東京に狭山差別、裁判糾弾というところに出していることについては、ちょっと内部的に検討していただいたらどうですか。この中に具体的に、今年も2人を出す、去年は2人行っているということがありますが、やっぱりそういうものは区別をつけていただきたいということを1つ。今日もう結論は、教育委員会とのかかわりもあるだろうし、行同研や学校の先生との関係もありますが、やっぱり支出の内容は、学校の先生や行政の職員も。

それから、見ておりました、市役所の中で、今日は同和研修をしますからって職員にしょっちゅう流れてますよ。だから、職員は、あなた方はもうしょっちゅう研修もされてますし、議会も研修も受けておりますし、いろんな外郭団体も、市の関連する団体も受けてますから、その上に市同和教育研究協議会がまた同じことを繰り返してやるということについても見直しの時期に来ているんじゃないですかというふうに私としては発言させていただいておりますから、この場でどうしますこうしますという結論、今日出ないと思いますが、ぜひひとつ期間を置いた上でちょっと見直しをしていただきたいと思います。

教育長の回答だけいただいて終わらしましょう。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 一言だけ話をさせていただきたいと思います。

狭山の話が出ましたけれども、学校関係では、ご指摘のように、狭山裁判とか狭山事件そのものを教材として学校で教えるとか教えないとか、そういうことについては全然触れておりませんので、で、学校で考えておりますのはですね、当時石川少年とっておりましたけど、その方が、やはり義務教育を十分受けられる状態ではなかった、それから教材等も十分でなかった、そういうやはり現状を今の子供たちの状況と合わせたときに、学力といいましょうか、学習権を十分保障しているだろうか、そういうことを一つの課題として考えながら子供たちへの学習を充実させていこうというようなことで、狭山のことを扱う場合はそのように考えておりますので、どうか、事件そのものを扱っているんじゃないかと、そういう同和問題に絡む、学習が十分できなかつたということについて私たちがどう取り組んだらいいかということについていこうということだけ一言述べさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくご理解ください。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私としては、そういう東京集会に代表を出すのは好ましくないですよということを言っているわけであって、そういうものについて、今回、もうこんな時間になりましたからこれで質問終わりますが、ひとつ、市長部局にしても教育委員会部局も、ちょっと大きな、私の方として問題の提起はさせておきますので、ひとつ検討いただきたいと思います。

どうも今日は、本日、長時間ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日6月22日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後8時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議事日程（4日目）

[平成19年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成19年6月22日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                       |
|----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 福 廣 和 美<br>(18) | 1. 交通体系の整備について<br>(1) 総合交通計画の策定について<br>(2) (仮称) JR太宰府駅との関連について<br>(3) まほろば号について<br>2. 機動的な組織と職員の人材育成について<br>(1) 組織について<br>(2) 職員との対話について<br>3. 情報公開について<br>(1) 契約の情報公開について |
| 2  | 藤 井 雅 之<br>(2)  | 1. 国民健康保険について<br>(1) 滞納の現状について<br>(2) 資格証明書発行の現状について<br>(3) 高額療養費還付手続きの広報活用について<br>(4) (3)に関連して、4月から始まった新制度の広報の活用について<br>2. 後期高齢者医療について<br>(1) 選出議員としての所信及び要望              |
| 3  | 渡 邊 美 穂<br>(4)  | 1. 市長のマニフェストについて<br>(1) 市役所の開庁延長及び休日開庁に伴う財源とその予算額<br>(2) 「待機児童ゼロ」にするため、定員数の増員などの具体的な方法。現在3人以上の子供を保育所に入所させている世帯数について<br>(3) 耐震改修工事についての計画と財源について                            |
| 4  | 門 田 直 樹<br>(9)  | 1. 児童、生徒を狙った犯罪について<br>太宰府東中学校付近では2、3月と続けて登校途中の生徒を狙った不審者が出ている。地域ボランティアやPTAによる立哨等も行われているようだが、行政としても対策が必要である。市の職員または業者委託による市内の巡回パトロールを行ってはどうか。                                |

|   |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |               | <p>2. 携帯電話基地局の問題について</p> <p>携帯電話基地局の建設を巡り、地域住民と業者、地権者の間でトラブルが起きている。今後も市内各所で同様の問題が起きていくと予想されるが、市として何か対策は考えているのか伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5 | 橋本 健<br>(7)   | <p>1. 自主財源確保の計画について</p> <p>国の三位一体改革により、いずれの自治体もかなり厳しい財政状況である。本市も例にもれず経常収支比率98.6%と硬直化し、不安を抱く市民は多い。この状況を打開するためには、将来を見据えた安定した自主財源が得られるような仕組みづくりが必要と考えるが、市長はどのような構想をお持ちなのかその見解を伺う。</p> <p>2. 防犯対策の今後の展開について</p> <p>平成17年12月議会において「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例」が可決し制定された。一部の行政区では、自主的に防犯パトロールが実施されている。市内全域に普及させるために行政として今後どのような施策を講じ、展開される予定なのか伺う。</p>                                                                                                                                |
| 6 | 後藤 邦晴<br>(5)  | <p>1. 行政サービスに市民の声を反映する施策について</p> <p>具体的な手法と取り組みの内容について</p> <p>2. 公共施設使用料の減免について</p> <p>復活の理由と減免の対象について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 7 | 原田 久美子<br>(1) | <p>1. 公共施設の災害対策について</p> <p>(1) 第1次避難場所である市内44箇所の共同利用施設及び地区公民館の現状について</p> <p>① 市民が利用する身近な地区公民館や共同利用施設は、災害時の避難場所となっているが、有効活用されているのか。また利用率はどれぐらいなのか伺う。</p> <p>② 地震、その他災害が発生した場合、何らかの理由で利用できなければ住民を守ることはできない。健常者だけではなく、高齢者や子供、障害者が安心して利用できる環境づくり（バリアフリー等）など、公民館の現状、問題点（緊急時の開錠、電話の設置、階段やトイレ、世帯数に応じた収容施設であるのかの問題等）はないのか。あれば改善、検討、施策案を伺う。</p> <p>(2) 第2次避難場所の選定について</p> <p>第2次避難場所も世帯数に応じて振り分けられているのか。例えば市民べんり帳2007保存版では、東小校区の第2次避難場所が太宰府中学校だけとなっているが、太宰府東小学校を避難場所にはできないのか。</p> |
|   |               | <p>1. 施設使用料減免について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|   |               |                                          |
|---|---------------|------------------------------------------|
| 8 | 長谷川 公成<br>(3) | (1) 減免をはじめる時期はいつなのか<br>(2) 減額の幅はどのくらいなのか |
|---|---------------|------------------------------------------|

2 出席議員は次のとおりである（20名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 久美子 議員  | 2番 藤 井 雅 之 議員  |
| 3番 長谷川 公 成 議員  | 4番 渡 邊 美 穂 議員  |
| 5番 後 藤 邦 晴 議員  | 6番 力 丸 義 行 議員  |
| 7番 橋 本 健 議員    | 8番 中 林 宗 樹 議員  |
| 9番 門 田 直 樹 議員  | 10番 小 柳 道 枝 議員 |
| 11番 安 部 啓 治 議員 | 12番 大 田 勝 義 議員 |
| 13番 清 水 章 一 議員 | 14番 安 部 陽 議員   |
| 15番 佐 伯 修 議員   | 16番 村 山 弘 行 議員 |
| 17番 田 川 武 茂 議員 | 18番 福 廣 和 美 議員 |
| 19番 武 藤 哲 志 議員 | 20番 不 老 光 幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（30名）

|                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 市 長 井 上 保 廣                 | 副 市 長 平 島 鉄 信               |
| 教 育 長 關 敏 治                 | 総 務 部 長 石 橋 正 直             |
| 地域振興部長 松 田 幸 夫              | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 三 笠 哲 生 |
| 市民生活部長 関 岡 勉                | 健康福祉部長 永 田 克 人              |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 村 尾 昭 子      | 建 設 部 長 富 田 讓               |
| 会計管理者併上下水道部長 古 川 泰 博        | 教 育 部 長 松 永 栄 人             |
| 監査委員事務局長 木 村 洋              | 総 務 課 長 松 島 健 二             |
| 秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長 武 藤 三 郎 | 政策推進課長 宮 原 仁                |
| 特別収納課長 鬼 木 敏 光              | 地域振興課長 大 藪 勝 一              |
| 産業・交通課長 山 田 純 裕             | 環 境 課 長 蛭 川 二三雄             |
| 人権・同和政策課長兼人権センター所長 津 田 秀 司  | 福 祉 課 長 新 納 照 文             |
| 子育て支援課長 和 田 敏 信             | 国保年金課長 木 村 裕 子              |
| 建 設 課 長 大内田 博               | 上下水道課長 宮 原 勝 美              |
| 施 設 課 長 轟 満                 | 教 務 課 長 井 上 和 雄             |
| 学校教育課長 花 田 正 信              | 社会教育課長 藤 幸二郎                |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 議会事務局長 白 石 純 一 | 議 事 課 長 田 中 利 雄 |
| 書 記 伊 藤 剛      | 書 記 花 田 敏 浩     |
| 書 記 満 崎 哲 也    |                 |



再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

18番福廣和美議員の個人質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） 皆さんおはようございます。

本日の一般質問は、昨日の代表質問でかなりの内容の質問が出ましたので、私の質問も重複する問題が大半でございますが、角度を変えて質問をしたいと思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思っております。また、執行部におかれましては、昨日と重複する部分につきましては端的にお答えいただいて結構ですので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり3項目について質問をさせていただきます。このたびの議会は、井上市長誕生後初の議会で、先日は各会派の代表質問もあり、多少重複する件もありますが、よろしくお願いします。

それでは初めに、交通体系の整備についてお伺いをいたします。

この件につきましては、今までも何度となく質問をしてきましたが、このたびの市長の施政方針の中で、本市の将来の望ましい交通網の実現を目指し、国土交通省や県を初めJRや西鉄、さらには太宰府天満宮等の関係機関や関係団体を構成員とした（仮称）総合交通対策懇話会を設置し、総合交通計画を策定するとありますが、この計画を策定するに当たり、いつごろまでに、どの程度の範囲、規模を考えておられるか、お答えをください。

次に、機動的な組織と職員の人材育成についてお尋ねします。

初めに、組織についてですが、市長は本年10月を目途に簡素で効率的かつ機動的な組織に改めていく、また市民の皆様にはわかりやすいものにする、そして組織横断的で柔軟かつ機動的な組織に改めるとありますが、もう少し具体的に示すことができないかどうかについてお伺いをします。

また、私は、人材育成につきましては、まず職員との対話から始めてはと考えるのですが、いかがでしょうか。

最後に、情報公開についてですが、このたびは市の契約の公開について随意契約についてど

のようになっているか、お答えをいただきたいと思います。

再質問につきましては、自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 皆さんおはようございます。

それでは、1項目ずつご回答申し上げます。

1項目めの交通体系の整備についてでございますけれども、太宰府市総合交通計画の策定につきましては、本年10月をめどに作成をいたしまして、必要となります交通施設整備や交通を管理いたします様々な施策の調査研究などを通して、太宰府市におきますところの望ましい都市交通体系の実現を目指したいと、このように考えております。

2項目めでございますけれども、機動的な組織の職員の人材育成についての1点目の組織についてでございますけれども、社会情勢の急激な変化や市民ニーズの多様化に迅速に対応し、地方分権時代を乗り切っていくためには、職場風土の改革を初め、職員一人一人の意識改革が求められているところでございます。そのためには、所属や担当業務にかかわらず常に職員一人一人が地域や市民の視点においた行政運営の展開をしていくことはもとより、情報の収集あるいは整理能力や政策形成能力、創造的能力、自治法務能力などの養成あるいは市民意識の把握など、何事にも積極的な姿勢が必要であると、このように考えております。このため、適宜に組織やあるいは枠組みの変革などを行いながら、組織は人なりの大原則に基づきまして、人材育成基本方針に定めております「しなやかな職員を目指して、評論家ではなく実践家たれ」と、このことを基本コンセプトに、今後とも総合的な人材育成推進へ向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

2点目の職員との対話につきましては、行政経営や政策にかかわるもののほか、職場環境でありますとか、あるいは事務事業の改善、事業の実施運営など、職員のいろんな意見を吸い上げまして、そして市民サービスや福祉の向上、そして安全で安心な住みよいまちづくりの構築を目指していくことに対しましては、柔軟な発想を幅広く生かそうという意味からも大切であると、このように思っておるわけでございます。したがって、組織としてのあり方という点からいたしまして、相反する部分もございまして、職員の意見を聞くべきところは聞き、従来の縦割り行政から横流れの風を起こしていく、そういった行政改革を進めていきたいと、このように考えております。

先月29日になりますけれども、部課長及び係長全員を対象といたしまして、私自身市長として施政方針の説明会を実施したところでございます。これが職員との対話の一つになるのではないかというふうに思っております。今後におきましても、時あるごとに私の考え方を職員にも直接示していきたいと、あるいは今はパソコン等で庁内メールが、個人個人がパソコンを持っておりますのでメールを発信してでも自分の考え方を示していきたいと、このように思っております。今後このような機会を適宜設定していくことも重要になるのではないかと考えております。

最後に、3項目めの情報公開についての契約の情報公開についてでございますけれども、公共工事の入札及び契約の透明性を図りますために、積極的に情報の公表を推進していくことは重要なことであると考えておりました、今後とも公共工事の入札及び契約の情報の公表を推進してまいりたいと、このように思っております。

詳細につきましては、それぞれ担当部長の方から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） それでは、私の方から交通体系の整備についてご回答申し上げます。

現在、本市の総合交通計画を策定すべく、先ほど福廣議員さんからもご紹介がございましたように、国、県、関係機関、関係団体で組織をいたしております総合交通対策プロジェクト会議を立ち上げておりました、様々なご意見等をいただきながら、総合交通計画の素案を今年の3月に策定いたしました。この素案の主な柱といたしましては、幹線道路の整備、それから新たな交通規制、それからパーク・アンド・ライド、そして公共交通利用促進対策など合わせますと14項目の施策、柱をもって素案をつくっております。今後はこの素案をもとにいたしまして、さらに職員によります総合交通体系の検討委員会あるいはワーキンググループでそれぞれの範囲の中で検討いたしましたものをさらに、国、県あるいは関係機関の代表者で組織をします、仮称でございますが、総合交通対策懇話会をさらに立ち上げまして、内容のご審議をいただきながら本年の10月をめどに正式な総合交通計画書を作成したいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 2点目の機動的な組織と職員の人材育成について補足説明をいたします。

地方分権時代の職員に特に求められることは、前例踏襲や指示待ちの態度ではなく、常に問題意識を持って新しい発想で取り組む姿勢であり、行動力を持つことであると考えております。市役所はサービス業であるとの意識への変革が何より不可欠であります。さらに、顧客である市民の満足度を高めるための行政サービスに努めていかなければならないと考えております。そのため、職員一人一人が自己開発を行うことはもちろんのこと、政策形成能力や行政処理能力の養成など職員の資質の向上に努め、また意欲と能力及び実績が適正に評価される人事評価制度の構築を目指していきたいと考えております。

なお、組織機構の改革につきましては、市民にとってわかりやすく利用しやすい、また今後部長職、課長職の大量退職時期を控えておりますため、職員構成にも十分配慮した組織となるよう検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 続きまして、情報公開についてご回答申し上げます。

市が発注します建設工事及び建設工事に附帯する工事及び測量、調査、設計、業務等の委託並びに物品購入等の契約の情報公開につきましては、競争入札及び随意契約の内容に関し、太宰府市情報公開条例に基づきまして情報公開をいたしております。また、市が実施します建設工事等に係る入札結果等の公表につきましては、設計額500万円以上の建設工事及び設計額300万円以上のその他の契約について入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額を、閲覧方式の公表のほか市のホームページでも公表しております。なお、随意契約につきましては、公表をしていない状況がございます。今後、実務上の問題を解決しながら随意契約についても情報の公表ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先ほども言いましたように、昨日から随分この総合交通全体の問題また各論、いろいろ論議があっておりましたが、一つ一つちょっとお伺いをしたいと思うんですが、今回総合交通体系の総合交通の計画を立てられると、今回答の中でこの懇話会とは別にもう立ち上げをしておられるのが総合交通対策プロジェクトですか。このプロジェクトのメンバーはどのようなメンバーですか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） このプロジェクト会議につきましては、委員として15名で組織をいたしております。まず、国土交通省の福岡国道事務所からそれぞれ所管が違いますお二人、計画課と交通対策課のお二人です、それから筑紫野警察署、そして福岡県那珂土木事務所、それぞれ所管がございますので、ここから3人です、それから九州国立博物館、そして同じくその中にあります福岡県立アジア文化交流センターの代表者、それから太宰府天満宮、太宰府観光協会、JR九州旅客鉄道、それから西日本鉄道、ここはそれぞれ自動車の担当、鉄道の担当お二人です、それから市の担当で2人、合わせて15名で組織をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先ほどもお答えがありましたけども、幹線道路というか、何か今のメンバーをお伺いをいたしましても、一番にやはり、渋滞をなくすための道路をどうするかというようなことが一番の議題になっているのではないかというふうに想像するわけですが、この九州国立博物館による渋滞といいますか、もともとある渋滞プラス国立博物館の渋滞という問題につきましては、本来であるならば国立博物館がオープンするまでに解決をしとかなければいけない問題であるというふうに私は理解をいたしておりました。それは、この国立博物館を誘致する運動をする中で、まだ決定する前からこの渋滞は起こさないんだというのが市の回答であったと、私は理解をいたしております。そこで、その今お伺いする限りにおいてですね、太宰府市におけるこの総合交通の問題は、ちょっと違うのではないかと、これを幾らやっても抜本的な改革にはならないのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 確かに本市の市内の周辺を含めまして交通渋滞と申しますのは、本市の一つの重要課題として今までも、過去にもいろんな計画書をつくってまいりました。例えば九州国立博物館の開館をにらんでの交通渋滞対策として、平成14年度にまるごと博物館基本計画書の中でも、この渋滞問題の計画を重点的につくったという経緯がございます。しかしながら、ここでなぜ新たにこういう交通計画書をつくるかと申しますのは、第1の理由といたしましては、やはり平成17年10月に九州国立博物館が開館いたしまして、実際に人の動き、車の動きを目の当たりに見まして、あの渋滞を体験して、いま一度ここで将来に向かっての新たな交通体系を見直そうというのがまず第1でございまして、そしてまた新たに、国あるいは県の新たな道路計画あたりも見えてまいりました。例えば県道で申しますと、筑紫野・古賀線の4車線の課題あるいは観世音寺・二日市線、そしてまた筑紫野・太宰府線の新たな計画というふうなことも出てまいりましたので、それらを網羅した中で、新たな視点の中で将来に向かっての交通対策計画を策定するという趣旨のもとに、現在進行いたしております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 部長が言われること、よくわかりますけども、ということは、車でお客様に来てくださいという計画をつくるんだという、そう思っても僕は過言じゃないと思うんです。私は、前から主張しておりますとおり、国立博物館に駐車場をつくるべきじゃないと、要するにこの環境問題を考えたときに、車でどンドン来てくださいという政策をつくるための計画書なら、僕は要らんと思うんです。それは起こさないというのが、国立博物館がオープンをしてから実態がわかった、最初から何でもこういうメンバーを中心にですね、先にしなかったかと、今まで何もしないで渋滞が起きたからこういうメンバーに集まってもらってプロジェクトをつくってですよ、総合計画をつくらないかんというのは後追いでしょうが。福岡県の道路にしたってそうじゃないですか、後追いじゃないですか、全部。何の解決にもなっていないと、私はそう思います。そこで、お伺いをしますが、太宰府市の渋滞をなくすには、道を広くするだけで解決しますか、しませんか、これちょっと教えてください。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 渋滞をいかにして緩和するかというのが大きな目的の内容でございまして、先ほど一部ご紹介いたしました、パーク・アンド・ライドを設置すると、このパーク・アンド・ライドも1口ではありませんで、一つの案として通勤、通学者用のパーク・アンド・ライド、そして観光客を相手にしたパーク・アンド・ライド方式、これも1つございませぬ。それから、公共交通機関、これの利用促進をお互いに、西鉄、JRを含めて徹底した周知をやるという計画も入っております。あるいは、交通誘導するサインの整備計画も中に織り込んでおります。そしていま一つは、レンタサイクルの利用促進、あわせてサイクリングロードの整備等もこの計画書の中に入れてたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今回プロジェクトにも次の懇話会の中にもJRと西鉄が入っていますが、この西鉄とJRが今のままで踏切も変わらない、何も変わらないのであれば、私は変わらないという結論に達せざるを得ない、そう思っております。

そこで、JRと西鉄がやはりこの太宰府市の渋滞を緩和するにはどう協力をしてくれるか。今の現状を変えなければ私はならないと思っております、そう思いませんか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 西鉄あるいはJRの機関の方にこのプロジェクト会議に参画をしていただいた理由の一つには、やはり太宰府にお見えになる観光客に対するダイヤの組み方、組みかえ、あるいはこれは長期計画になりますけれども、踏切の解消に向けての協力依頼、そうした全体的な内容の提案をしていただくために、協力をいただくためにこの組織の中に入っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そうすると、直接的には余りそういうところまでは議論ができんということになると思うんですが、そうすると、今非常に問題になっている箇所についてはですね、変わらないと、そう思った方がいいということですね。わかりました。その点はそう理解をしながら、また質問しますけど。

その前にちょっと、このJR太宰府駅のことについてお伺いしますが、市長は、昨日も質問があっておりましたが、平成20年度までに見通しをつけたいというお答えでしたよね。私は、この見通しというものは、つくるつくらないということじゃなくて、つくることが前提でなければ、見通しとかという言葉は出てこないというふうに理解をいたしておりますが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 昨日の代表質問の中で、このJR太宰府駅の設置についての質問がございました。私は、マニフェストでも示しておりますけれども、初めにJR太宰府駅ありきではないと、いろんな角度から周辺整備そのものが需要であるわけですから、そこに駅だけ、田んぼの真ん中につくただけでは、これは機能しないだろうと。佐野東の地域のまちづくりをどうするのかと、そういったことをまずもってイメージをしていく、あるいは計画を練っていく。そのためには、まず地権者、市民、そういった皆さん方がどう考えているかというふうなことを、私は、政策を正式に立ち上げます段階におきましては広く市民の意見を聞く、耳を傾けるというふうなことを私は選挙公約としてもいたしております。今財政も厳しい状況でございます。すべてにわたって、やはり謙虚に見直すというふうなことについては大事だというふうに思っております。その佐野東のまちづくりの延長上にJR太宰府駅が必要であれば生まれてくるというふうに思っております。いろんな手法があるでしょう。あそこ一帯を佐野土地区画整理のように一括して行うか、97haを昭和60年から20年かけて平成18年にやっと完了したと、こ

ういった手法を続けるかどうかと、この辺のところも含めて検証する必要があるというふうに私は思っております。決してJR太宰府駅は不要であるとか要らないとか、そういったことを言うておりません。いろんな両面からやはり考えて、設置するとすればどうするのか、大規模な区画整理ではなくて組合施行のあるいは3段階、ブロックごとに分けた形で行うとか、いろんな方策が出てくるだろう、そういった市民との対話あるいは意見を聞く過程の中から、おのずから方向性が生まれてくると、そういった段階で私は判断していきたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ということは、この全体のまちづくりの見通しを平成20年度までにつけるというふうに理解していいわけですか、それでいいわけですね。

（市長井上保廣「そのとおりです」と呼ぶ）

○18番（福廣和美議員） そうですね。それは、別に今回JR太宰府駅のことをどうのこうの言うことが目的で話をしておりますが、1点お話をしておきますが、市長もいろんな市民の話を聞かれたかもわかりません。我々も向佐野を中心とした新しく太宰府に来られた方々のお話を数多く伺いしておりますが、ほとんどの方がJR太宰府駅ができるという、そういうことでここに引っ越してきましたという方々が大半であります。そういう方々の声も、現実にあそこに引っ越してくるに際して、若い人たちはJR太宰府駅は、これは市がつくると言ったんですから、我々が言ったんじゃない、市がつくると言った、それに対して引っ越しをしてきた、家を建てた、そういう現実があるということも十二分に知っておいてもらわないと、ある一方的な市民の声だけを聞いてもらっても困る、そう思います。それだけは言うておきます。

JR太宰府駅の見通しを平成20年度につけると言われる、全体のまちづくりかもわからない。しかし、こういったものを含めたところでの総合交通の計画でなければ、またやり直さないかん、またやらないかん。まほろば号については今年の7月に見直しをされると言われるが、そういった大きな、我々はJR太宰府駅が必要、これをつくらないといかんと思っておりますから、それを中心に話をしますが、そうした場合に慌てて10月にその総合交通計画をつくらないかん意義がどこにあるんですか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） このJR太宰府駅のいわゆる基本構想というのを平成16年10月に策定をいたしまして、議会の方にも報告をいたしました。このときに、先ほど市長が申しましたが、田んぼの中にただ駅をぼんとつくるのではなくて、その周辺もきちっとしたまちづくりを行いながら、駅の設置についての検討をするという構想を出しております。当然この中には、駅に通ずるいわゆる幹線道路等も、現時点ですけれども、線を入れておりますので、このまほろば号を含めて総合交通計画書の中にその構想を入れながら、市全体の道路づくり、交通体系を計画に織り込んでいきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員）　ということは、まだ結論は出ていないが、それをつくるという前提で今度の総合計画はつくるんだということで理解をしていいということですね。わかりました。

あと、先ほどから言っていますように、もうこればかり言うわけにはいかんのですが、梅大路の踏切、昨日も問題になっておりました吉松の踏切、そういったJ R、西鉄等のネックになる部分というのが数多く太宰府にはあると思うんですね。ただ、それだけじゃないですが。そういったところをどうするかというところをぜひね、せっかくこれだけのメンバーに来ていただいて懇話会をつくる、そういうところで話題にのせてほしいと思うんですよ。梅大路のあそこの踏切を変えない限り、その渋滞は変わらないと私は思います。あれが今のままでずうっとあるならば、道路の広げようがないじゃないですか。変則的な道路になっているし、あれを大きく、その上を行くとか、下を行くとか、そういう問題もかなり難しい問題があると思いますよ。ぜひね、あそこの踏切の部分、あそこあたりの太宰府のまちづくりをですね、考えるような、ぜひ、今回結論が出なくてもいいですよ、総合交通計画の中にね。しかし、これだけのメンバーが来るわけですから、ぜひね、話題にして、ここがネックなんだということをおね、知らしめてほしいなというふうに思いますが、それは無理ですか。

○議長（不老光幸議員）　地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫）　踏切の整備につきましては、昨日の代表質問の中でも建設部長の方からご回答申し上げましたが、国の方の道整備交付金の中にそういう踏切の改良工事も一部入っておりますので、先にできるものは先にしていくということで全体的に広範囲の中での交通計画書になりますので、そういう交付金とか補助金を使ってすぐできるもの、いわゆる短期のものは直ちにやっていくという考えを持っております。

○議長（不老光幸議員）　18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員）　いや、だからそれはそれでいいですよ。だから、話題にのせてほしいと言うんです。いや、あそこが、あそこを何にも変えなくて、太宰府の渋滞がね、なくなりますというのなら別にいいですよ。あそこを扱う必要はないけども、私はあそこが変わらない限り変わらんとするから、そう主張しているだけですけどね。いや、今度の総合交通計画の中で、そういったものを、あそこを考えなくても太宰府の渋滞はもうなくなりますよと、そういう計画ですというのであれば、それで私はいいと思いますが、私は変わらんとするつもりです、あそこを何とかしないと。

よく出る話は、太宰府駅をやめて五条の方に西鉄の駅をつくって、あそこから先は遊歩道というようなことも、何かいろんな人に話を聞くとそういう話が多いですよ、実現性はないかもわかりませんが。そういう話はね、結構いろんなところで話題にしても、そのとおりという人が多い。しかし、実現するかどうかわかりませんよ。わかりませんが、やはりそういった思い切ったことをやらないと、こういう渋滞とか新しいまちづくりというのは、私は難しいのではないかというふうに思っております。

ほかにもいろいろ聞きたい件はあるんですけども、もう一つ今度組織の件で、もうちょっと



お伺いをしたいところがあります。部長がそう言われるから、総合交通計画というものが10月にできるわけですね。もうちょっとゆっくりしたらどうですか。そげん慌ててね、つくったって、いいものができるかどうかというのはわからないですよ。ただ、これだけのメンバーにね、ずうっと長い期間来てもらうというのはできんでしょうから、そういうことになっとなるかもわからんけども、やっぱり太宰府の実情、今後のこともよく見てもらうためには、少しは延びてもね、構わんのじゃないかというふうには思いますが、それよりも、本当に今度の計画でこれでいこうと思えるようなね、もう一時は計画なんかつくる必要ないと、これを一つ一つぶしていくことが太宰府の交通対策になるんだというようなことを出してもらわんと、いや、今度出してまた何回か出しながら、また総合交通計画をつくろうとかね、そういうことじゃ、もう皆さんはおらんわけですからね、我々もおるかどうかわからんけど。そのときに、本当にやっぱり太宰府の、これ交通というのは今から大事ですから、高齢化社会でもこの交通問題は必ず必要になってくると私は思います。環境の問題もそう、すべて交通の問題というのは、太宰府が発展するかしらないか、高齢者が自家用車に乗らんでもいいような交通網にせないかんわけですから、自家用車が走るだけの幹線道路をね、幾ら多くつくったってだめです。今から高齢者の方が多くなるんですから、若い人よりも。高齢者の交通網というものを考えてもらわんといかんというふうに思っていますが、また次の機会に私は、この交通問題は必ず入れてやっていきたいなと、部長嫌でしょうけど、またおつき合いをお願いしたい。これで1項目めは終わります。

次に、2項目めの件ですけど、今回市長が言われていることはよく我々も理解をしますけども、簡素でね、市民にわかりやすい組織、ほんなら今までの組織は何やったとかいな。ちょっとお伺いしますが、今までの組織でどう変わるかわかりませんが、反省点があったら、それが反省点でしょうが。具体的に、やはりそれをわかっておかないと新しいものはいけませんよ。そう思うんですよ。だから、今まではやっぱり市民にわかりにくかったのかなと、それはもう我々も聞いてますから、何遍となく組織が変わったような感じで、わかりにくいというのは聞いておりました。どれぐらい簡素化されるのかね、どういう組織が市民にわかりやすい組織なのか。というのがね、いまいまだ、我々もぴんとこないんですよ。もしその答えがありましたら、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 例えのお話をしたいと思います。現在まちづくり企画課というのが地域振興部にございます。ここは何の仕事をするのかという質問がかなり多くあります。それで、このまちづくり企画課という課は、同質集中という形で計画から実行までやろうということで組織しましたけども、非常にわかりづらいし、仕事がしにくい。各課にまたがった仕事があるというようなところの反省をして見直しをします。それから、まちづくり技術開発課というのもございます。この課についても同質集中ということで、技術系の業務をすべて行うようにしたんですけども、やはり技術には事務がつかまとうというようなことで再編をする必要

があると、そういうふうなことが非常に目についてきましたので、そういうものを今回統合、再編するという考え方で進めております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） その次に、一つ一つ昨日の代表質問からのこと、回答を見ながら質問をさせていただきますが、市役所はサービス産業であるとの認識に立って、行政で大きなサービスをやっていきたいというお話ですが、それ一つ、私が疑問に思うのはね、皆さんが市役所に入られるとき、今の職員が採用時にね、果たしてサービス産業ということで入ってきているのかどうか。もし、それで入ってきているのであればいいですよ、そのままサービス産業と。しかし、そうでない場合、採用時にね、サービス産業についてのどのような教育をされているかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員が入庁したときにサービス産業であるというような認識であるかどうかということでございますが、今多様化する中において、言葉こそそういった表現はございませんけれども、基本の市民の目線あるいは顧客は市民であるというふうな根本の理念に立つならば、当然文言表現はないとしても、私どもがそれを踏まえて仕事をするのは当然であるというふうに思っております。

それから、時代とともに行政需要、市民のニーズ、要望とともに、それは変革するのは当然であるというふうに思っております。私は、サービス産業であるというふうにとらえております。小さな行政で大きな市民サービスを行っていくのが、やはり第一義的に私どもは追求していく必要があるのではないかとこのように思っております。市民が本当に満足度があるかどうかと、私どもがそういった視点で仕事をしているかどうかというふうな、やはり成果を検証し、そして改善、改革、そして次につなげていくと、こういったサイクルは当然行政が日常の仕事の中に当たり前のように持つのが当然であるというふうに私は思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、もちろん、それはよくわかるんですよ、市長はそう言われるのはね、そのとおりですよ。だから、現在のニーズもそうなっているわけですね。市民のニーズもそう、見方もそうなっていると思いますよ。しかし、これは20年、30年前からそうだったわけじゃないわけで、これはごく最近そういう目線で市役所を、職員を見るようになった、また言えるようになってきたというのが、私は実情じゃないかなというふうに思うもんですから、職員の方々がみんなサービス産業であると、物すごいサービス産業ですよ、市民のために働くわけですから。ただ、やっぱりよく市民の方からも苦情を聞くこともあるし、そこらあたりがね、若干気になる場所なんですよ。だから、そういうことは別に口に出してね、教育しなくても当然のことなんだというのが市長の考えでしょうから、そらもうそのとおりだと思いますよ。市長の考え方が間違っていると、そういうことは一切思うとりませんが、それをやはり市民が納得いくような形にするには、やはりそこらあたりの教育も私は必要ではないかな

と、全員がそうだとは思いませんが、やはり必要ではないかなという思いがありますので、お伺いをいたしましたところです。

それと、市民の方からですね、質問を受けた中で、行ってもね、そこでなかなか解決してもらえないという問題があったわけで、要するに思うに、前も言ったかも知れませんが、各課の人事異動で変わったときに、専門的な部署に来た人が対応したときに、果たして全部わかるか、それはわかりませんよ。特に法がころころころ変わる介護保険とか、その人がどうのこうのじゃないですよ、そういうところに行った場合にね、たまたまそういうケースもあるかも知れらん。やはり、ある程度、昨日、違う件で3年をめどに異動ということもありましたが、私はもう少しその、せっかくその課に来ればある程度その課のことは大体全部わかるというぐらいね、おつてもいいのではないかなあという考え方もあるんですが、その点の人事について今後、今までとはそう変わらないのか、今から違ったそういう人事のことを考えてやるのか、お伺いをします。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 人事異動につきましては、1つは、やはり多くの経験をさせることによりまして人材育成をねらうということもございますし、人が変わることによってやり方、方法がさらにいい方法が、市民サービスができるのではないかとということもございます。しかし、近年非常に事務の内容が狭くて深い事務になりつつあります。場所によっては、今、福廣議員さんが言われますように専門的な、皆さんを指導できるような人材を残す部署も相当出てきておりますので、今後は人材を定期的に動かす場合と、部署によってはある程度長く残したサイクル、そういうことも考えながら人事の配置をしてみたいと、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） これについては最後の質問にしますが、今人事は総務課人事係ですよ。やはり、組織というのは人事で私は決まるというふうに思っていますが、人事係を人事課に上げようとか、またもう一つ交通問題、先ほどから言いましたが、これの専門の部署をつくらうかどうかという考えを持ってありますが、この考えはいかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 近ごろ公務員制度も非常に変わっておりまして、我々二十数年前にあるいは三十数年前に採用された職員がオールマイティーではないというように多くの事務が入ってまいっております。今言われましたように、例えば交通問題ですと民間の会社の私鉄あるいはJRの交通に対する専門官、そういう者を採用できるような制度もまいっております。そういうことも視野に入れながら短期間の雇用、例えば5年間雇用できるというような制度もございまして、必要であればそういうことも考えていきたいなと思っておりますが、現在交通問題でどうするというような結論は出しておりませんが、そういうことも視野に入れた人事配置も構想としてはあると、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひ、当分はこれでいけるという組織の構築をしていただきたいと思います。市長の施政方針どおりのね、組織ができれば最高ではないかというふうに思っておりますので、その点はよろしくお願いをしたいと思います。

最後の情報公開についてであります。先ほどお答えをいただきましたが、今回は随意契約について、このホームページに載せるのをぜひ考えてほしいという旨で質問をしました。まだ具体的ではないですが、これは一応そういう方向であるということで認識しておいてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在の事務の流れといたしまして、随意契約については担当課が決裁をとるということでルートが設定されていますので、そのルートの中に契約担当を経由するというので、随意契約の総合把握ができるということになるかと思っておりますので、事務の流れをそのように変えて、そして一括して契約担当のところで情報をホームページ等に掲載するというようなことで現在考えていまして、その事務上の流れをですね、きちんと今後整理していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 金額の面もあるでしょうし、その内容、今言われたようにいろいろ問題はありますが、ぜひそれが実現しますようお願いをいたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の個人質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2項目質問いたします。

1つ目は、国民健康保険についてです。

2006年の厚生労働省の調査では、国民健康保険料の滞納世帯が全国で480万世帯と過去最高になったことが報告されました。太宰府市におきましては、2007年4月30日現在、国民健康保険加入世帯1万2,374世帯、うち滞納世帯数949世帯、有効期限切れ世帯388世帯の、この388世帯の中には未交付の世帯が287世帯という資料をいただいております。滞納世帯の中には保険税を払いたくても払えないという方が窓口相談に来られた場合には、8期の支払いを12期で対応するなど柔軟な対策を行っているというふうに伺っていますが、窓口へ来られない方のフォローをどのように行っているのか、回答を求めます。

この市の資料をもとに試算いたしますと、保険証の未交付世帯287世帯、単純に3人家族と考えても861人の方が無保険の状態におかれているということになります。乳幼児や高齢者の

方など病気になりやすい方に関しては、安心して医療を受けられるということを保障する観点からも柔軟な対応が必要だと感じますが、市の回答を求めます。

同時に、近年若年層の不安定な雇用の形態が社会問題にもなっています。フリーターや派遣、請負など、非正規労働者の生活実態はたびたびマスコミでも報道され、ネットカフェ難民やファストフード店で一晩過ごすファストフード難民などの現状も日々言われています。劣悪な生活実態の中でいつ病気にかかるかわからないという状態で、保険証がないために病院にかかることができないという実態が言われています。太宰府市におきましては、国保の滞納状況でそういった若年層の現状、対策についてどうなっているのか、回答を求めます。

次に、資格証明書の発行について質問します。

1年以上の滞納者に対しては資格証明書の発行が行われますが、太宰府市におきましては2007年4月30日現在で12世帯という資格証明書を発行しているという資料をいただいております。この資格証明書だと病院で受診した場合、窓口で一たん10割の負担を支払って、後で7割が返ってくるというものですが、1回の保険料の負担ですら重く感じている人に、窓口で3割の負担のために、それも重く感じて病院に行かずに市販の薬で済ませたり、また病院に行かない患者も多いというふうに言われています。病院への受診を控えるうちに病状が悪化して手遅れになり、最悪死亡するケースもあるという報告も行われています。資格証明書は収入が著しく減った場合など特別な事情があれば発行しないという規定がありますが、太宰府市におきまして資格証明書の発行の状況についての対応について回答を求めます。

次に、国保に関連してですが、高額療養費の還付手続について質問いたします。

確定申告の際に医療費の控除を受けるため、医療機関から発行された領収書を税務署に提出した後に高額療養費の還付の対象になるということがわかった場合、もう医療機関から発行された領収書は税務署に提出してあります。その場合、再度医療機関から手数料を支払って領収書の再発行を受けて対応するという形になりますが、市の広報を活用して領収書の保存を案内するように提案いたしますが、市の回答を求めます。

あわせて、4月から高額療養費の医療機関での窓口の支払いが、負担額が限度額で済む制度が導入されていますが、そのことを継続的に広報で市民の皆さんに案内していくべきだと考えますが、市の回答を求めます。

2項目めに、後期高齢者医療について質問いたします。

来年の4月より75歳以上の人を対象にした後期高齢者医療が新たに発足します。この制度の導入により、来年の4月からは現在の老人保健制度が廃止になり、75歳以上の高齢者の方は現在加入している医療保険から新たにつくられる後期高齢者医療制度に入ることになります。しかし、財源だけが決まり、具体的な内容や医療サービスの提供方法がまだ明らかにされていません。この制度の診療報酬も来年4月から新設をされますが、例年どおり2月末の発表では、医療現場の当事者や保険の対象者である高齢者の方への混乱が起こる可能性があります。新制度の導入に当たっての政府の言い分は、高齢者の心身の特性にふさわしい報酬にするというも

のですが、いろいろな病気を複合的に持っている高齢者の方が元気に過ごせるようにすることこそ必要ではないでしょうか。今回導入される後期高齢者医療制度の保険料は全国平均で6,200円、年間7万4,400円にもなります。この保険料は、年金を1万5,000円以上受けていれば自動的に年金から天引きされるという制度になっていますが、低所得者への減免制度の導入、保険税を払えない方から機械的に保険証の取り上げを行わないということなど、高齢者の方が安心して医療を受けれる制度をつくっていくということが重要だと思います。その視点での対応を求めますが、福岡県後期高齢者医療広域連合議会に太宰府市より井上市長が議員として選出されておりますが、その所信を伺います。

自席におきまして再質問を行うことを述べまして、本壇からの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩をします。

11時15分から再開します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（井上保廣） ただいまの国民健康保険についてのご質問にご回答申し上げます。

国民健康保険税の滞納状況は、平成17年度決算では昭和59年度から平成17年度までの過年度分は調定額で3億9,977万4,750円に対しまして、収納額でございますけれども、5,604万4,618円となっております。この徴収率につきましては14.02%となっております。この滞納の現状につきましては、いずれの地方公共団体におきましても苦慮しておるところでございます。この対策、対応につきましては、最終的には厳正な執行が必要であると、このように考えております。いずれにいたしましても、この問題は職員が危機意識を共有し、横の連絡や協働体制を密にしながら一丸となって取り組んでいくことが不可欠であると考えております。なお、この現状等についても被保険者一人一人に理解を求めていくというようなことが前提でございます。

それから、太宰府市におきますところの資格証明書の件でございますが、長期に国民健康保険税を滞納し、あるいは納税相談に応じただけでない方やお約束どおりに納付していただけない方に対しまして、税負担の公平性を図りつつ、国民健康保険法第9条に基づきまして交付をいたしております。

乳幼児や高齢者の方につきましては、納税相談の中で個別の事情を考慮しながら柔軟な対応に心がけております。今後とも滞納されておられます方の事情に配慮しながら、国民健康保険事業の財政あるいは医療の給付が安定的に運営されるよう努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、市の広報を活用した医療費領収書の保存の案内についてでございます。

確定申告におきましては医療費控除を受ける場合、領収書の原本を添付する必要がございますが、申告時に申し出があれば返還してもらえることになっております。高額療養費還付請求手続に関連した領収書の保管に関しましては、広報でお知らせをしていきたいと、このように考えております。

次に、高額療養費に関して4月から始まった新制度の広報の活用についてでございますけれども、高額療養費の窓口払いを自己負担限度額までに行ける制度の周知を図るために、本年4月1日号の市政だよりに掲載をいたしておりましたが、今後も必要に応じて継続的に周知をしてまいりたいと思っております。

なお、ご質問の詳細につきましては、担当部長の方から説明をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 初めに、納税相談に窓口へ来られない方へのフォローをどのように行っているかということにお答えいたします。

初めは、やはり電話での相談になろうかと思えます。電話にて市役所の方に来ていただけないかということをお促しますが、事情により来庁できない方につきましては電話で家計の事情をお聞きし、それからお話をさせていただいて、その協議が調えば分納誓約書を発送して、誓約書をさらに送付していただくという手法をとっております。

それから、国民健康保険税の滞納状況で若年層の現状対策についてでございますが、若年層がイコール世帯主ではございません。そういうことから、現状につきましては把握しておりません。国民健康保険税は世帯ごとの課税でありまして、若年層も世帯の構成員となっているのがほとんどでございます。そういう分けのデータ管理ということにつきましては、今現在は行っておりません。同様にフリーターや派遣、請負といった非正規労働者の統計も、そのようなことから把握はしておりません。ご了承いただきたいと思えます。

納税対策といたしましては、納税課あるいは特別収納課、それから国保年金課と連携を図りながら、年間を通して滞納者との接触対応を中心に取り組みを行っております。日常の取り組みといたしましては、電話によります催告や分納相談を充実させまして、納税意識の向上に努めながら滞納の減少に努めているというのが現状でございます。さらに、夜間の戸別訪問、これは滞納者の家庭に訪問するわけでございますけれども、12月の一月、それから2月から5月の末までの出納閉鎖までの5カ月間、国保運営健全化のために戸別訪問をして、徴収率の向上に努めているということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、市長の方から厳正に対応するというふうに答弁ありましたけれども、その厳正というのをですね、職員がどういうふうに意識するかというのが、もう大事だと思うんです。その厳正ということでもう厳しく、とにかく払えない人からは容赦なく取り上げて、資格証明書をばんばん出していけという、そういう視点で対応するのか。それとも、市長が施

政方針の中で言われましたあの「仁」、ぬくもりですね、その視点をもって厳正に対応して、ちょっとそれが難しいのかも、その矛盾があるかもしれませんが、そういったことをですね、職員に徹底というか、機械的に払えないから保険証を取り上げてくると、そういうようなことではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 決して機械的に税を取ったり、資格証明書を発行したりということはありませんで、あくまでも納税者と一緒にお話をして、そして納められる方法を模索しながら納めてもらっていくということで進めるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それと、その特別な事情のところですね、特にとりわけ乳幼児のいる世帯で、その滞納世帯のところとかというのは、やはり乳幼児のお子さんというのは、いつ突発的に病院にかかる事案が発生するかわからない状況だと思うんです。さっきまで元気に走り回っていたけども、2時間、家に帰って時間がたったら急に熱が出るとかですね。そのときに、例えば夜間帯なら一般の薬局は閉まっているわけですよ、10時、11時の時間になったら。それで、病院に行くしかないんだけど、保険証がないために病院に行けないというふうな、それで場合によっては命を落とすようなこととか重症化していくことだってあるわけですから、とりわけですね、乳幼児の方がおられる世帯についてはですね、収入の状況等だけ聞くんじゃなくてですね、例えばお子さんに病気は、そういった病気ありますかとか、もう一つ配慮をさせていただく必要があるかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 配慮すべき事項であればですね、十分配慮はしておりますが、やはりまず税は納めていただくというのが税の公平ですので、十分その辺はお話をしながらですね、進めていくというのが、私たちの考えているところです。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ、その配慮の方をきちんとしていただくようお願いいたします。

それと、フリーターや派遣労働者の把握はしていないということでしたけども、確かに若年層でそのフリーターとか派遣とかに入っている場合、親御さんの扶養に入っておられるという方も多いと思いますけども、実際に今深刻な若年層の雇用の状況についてはですね、各新聞、テレビ等でも報道されています。何も新聞赤旗だけが報道しているわけではありません。昨日も、おとといでしたかね、民間の報道番組でやっていましたけども、月給30万円というふうにならなくて派遣労働の募集をかけているけども、実際には総支給は20万円ちょっとで、それでそこから派遣の会社の寮費ですとか光熱費を引かれて、もちろんその派遣の会社は社会保険をその労働者に掛けていないわけですよ。その問題として、特に今正規の職員の求人も少ない中で派遣や請負とか、そういう就業の形態を選択する若者も多いわけですから、そのときにいろんな周知の仕方があると思いますよ。親御さんの、その保険のことをどうするのかというの

もですね、やはりきちんと市としてですね、啓発というか、していく必要もあるかと思えますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 税としましては、あくまでも課税対象者、税を納める方とお話をしているわけですので、その中にフリーターがおられたり、ニートがおられたりということは把握はできておりませんので、世帯主の課税をされた方とお話をしていくと、その中で世帯主の方からお話があればですね、そういう実情も聞いていくということになるかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今後ですね、ただ全く把握しないというのは、今これだけ社会問題にもなっていますので、ぜひその把握をするように努めていただきたいというふうに思います。

あわせて、この太宰府市内にも大学もありますし、そういったところを卒業して就職するときにはですね、派遣とか請負という形で卒業していく学生だっているわけですから、現に。そういったところ、大学等と連携してですね、まずこの制度の徹底というか税の観点からも行っていく必要があるかと思えますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 今フリーターとか、そういった方の保険加入の啓発だというふうな質問だと思います。

当然太宰府市については、短大等が多くて学生さんがたくさんおってあります。そういう方については、恐らく市内の方に住民票を移していないか、移してある方についても遠隔地ということで、親元の保険証を使うというふうな制度になっております。なお、そういった方についての国民健康保険加入につきましては、十分に窓口の方で対応しているかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 市内に、確かに今住民票はないかもしれませんが、ここで生活された学生さんがですよ、これから社会に出てスタートするときに派遣や請負についたとしてですよ、その会社が社会保険に関しては一切説明しないとか、そういうひどい会社だって現にあるわけですから、そこに対してのフォローはですね、やはり大学があるこの居住地の太宰府市がですね、大学等と連携してでも行うべきだと思いますけども、その点についていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） まず、この保険制度というのは、やはり本人が18歳以上、二十になったら当然の制度ということで考えております。就職されれば当然そこに法人、有限会社、株式会社であれば当然そこに厚生年金がありますし、社会保険というのがあるというふうに考えております。そういった就職されていない方については、当然国民健康保険に加入になるというこの制度であるということで、そこは十分に承知されておるんじゃないかということと

らえておりますけど、機会あるごとに国民健康保険の重要性なりを啓発する意味におきまして、広報の機会があるときには、そういったところも含めて啓発に努めたいということで考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ大学等ですね、就職課とも連携して、まずその状況の確認をしていただきたいというふうに思います。

それと保険証の未交付世帯のところですね、未交付世帯、これは市からいただいた数字をもとに287世帯ということで、単純に3人家族と考えて861人の方に今保険証がないという状況というふうに言いましたけども、その点についてどうなっているか、確認をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 資格証明書の交付の世帯が12世帯、それから有効期限が切れている世帯が388世帯、それから保険証を未交付の世帯が287世帯でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 未交付世帯287世帯でございますけど、人数的には400人の加入がっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。ぜひ、保険証、その未交付の方等が来られてですね、これからもその窓口でぜひ柔軟にというか、まず厳しくではなくてですね、きちんと対応していただいて安心してですね、病院にかかれる体制をとっていただきたいというふうに思います。保険証一枚がですね、市民の皆さんの命綱になるわけですから、保険証がないために病院に行けないという実態も、私も病院におりましたので、もう嫌というほど見てきました。保険証を持たずに病院に来る、もう救急車で搬送されてくる方というのも毎日のように見てきましたので、そういったことがこの太宰府市からは少なくとも起こさないという視点でですね、この国保の問題については取り組んでいただきたいと思います。

それで次にですね、高額療養費の問題について質問いたしますけども、先ほど市長の答弁の中では確定申告のときに、要は資料として出して、また戻してもらえんということがあるというふうに言われましたけども、実際私も病院の窓口にてですね、そういうことを知らないでもう税務署に出してしまっ、その再発行をしてくれと言ってこられる方がおられるんです。それで、再発行するときに大体手数料をいただきますけども、何で手数料を払わないといけないんだというふうに言われる方がおられるんですね。大体市内の病院どこも1,000円以上手数料を取っているというふうに、私もこれ調べましたけれども、1,000円以上大体取っています。そうなると、極端な話ですね、例えば1万円還付されることがわかったけども、領収書をそのために10枚再発行が必要だった。じゃ、逆に1万500円医療機関で払うわけですから、市民の方にとってはむだというか、結局むだな努力というかですね、そういうことで終わってしまうこともあると思うんですけども、これはその高額療養費の還付というのはですね、これだけ

生活が厳しい中で市民の皆さんにとってはお金が戻ってくるわけですから、とても楽しみというか、そういったことでもどれぐらい戻ってくるのかとか、そういうことも楽しみにされると思うんですけども、そういったときにですね、市の広報でそういった案内等がされておればですね、少しはそういった市民の皆さんにも手間を取らせることがないかと思うんですけども、ぜひその点についてはお願いいたします。

それで、あわせて4月からの高額療養費の窓口払いの件ですけども、確かに今、市長、4月1日の広報できちんと、広報できちんと案内をしたというふうに言われますけども、この継続的というのをですね、不規則じゃなくて、できればもう極端な話、毎月ぐらいのペースで載せていただきたいんです。だれがいつ入院するかというのはわからないわけですから、その広報をたまたま見た人がそのとき入院して、あのとき広報に載っていたから助かったというふうに思われることもあるでしょうし、たまたま5月の広報には載っていなかったから、その後入院したときにその制度のことがわからなかったということもありますので、ぜひお願いします。

病院の窓口にありますと、まず患者さんが入院されて聞かれるのは、大体費用が幾らぐらいかかるのかというのをまだ、入院した当日に聞いてこられる方もおられます。それで、手術等すれば当然高くなりますし、胃とかを切除してですよ、その後1泊ICUで集中治療して、その後一般の病棟に戻って1週間ぐらい療養しても、それでも結構もう10万円、場合によっては20万円近く患者さんに請求額が行くわけですから、そのときにですね、この医療機関での高額療養の窓口払いの制度というのが周知されていけばですね、必要ないお金のことを心配せずに安心して病気を治すということに集中していただけたらと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 市政だよりにつきましては限られた紙面でございます。それで、毎月、毎号そのことについて掲載するということは不可能でございます。市政だよりよりも、毎年か隔年ごとに市民便利帳という冊子をつくっております。その中に高額療養費につきましても、そういう手続の方法等を載せることができますので、市民便利帳の方で考えさせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今その市民便利帳というふうに言われましたけども、広報の方がページ数の関係で難しいというふうに言われましたけども、じゃホームページについてはどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ホームページにつきましては対応ができますので、そのようにしていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ、この国保についてはですね、絶えず市民の皆さんの命がかかっている問題だということで、ぜひ対応の方をしていただきたいと思います。これで1項目めについては終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目め。

市長。

○市長（井上保廣） 後期高齢者医療についての選出議員としての所信というふうなことでのご質問をいただきました。

来年4月から始まります後期高齢者医療制度は、今後急激に伸びていくことが予想される老人医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい新たな制度として創設をされました。保険給付につきましては、今までと同様の給付が行われます。費用負担におきましても保険給付費の10%を高齢者の保険料で賄いますが、所得に応じた軽減の仕組みや激変緩和措置が設けられております。私も福岡県の広域連合議会議員として、高齢者の方が安心して医療が受けられる制度が確立されるよう、今まで老人医療制度にかかわってきた経験を生かしながら、議員としての務めを果たしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今市長が安心して医療が受けられる制度をつくるために頑張ると言われましたけども、実際高齢者の方がですね、来年4月から始まる後期高齢者医療制度のことについて何と呼んでるかというふうに言ったら、老人会の方からお話伺いましたら、長生き税というふうに言われました。長生きした分だけ国から余計に税金を取られるようになったと、そういうふうにとらえておられる方もおられます。実際にですね、高齢者の方になれば当然病気1つだけじゃなくて2つ、3つと複合的に持っておられるわけですから、必然的に医療費が一定かかるというふうに思うんですけども、そのときにですね、昨日も代表質問で出ましたけども、一人でも多く健康な市民をつくるというふうに、そういうことが出てましたけども、そのときにですね、ちょっと風邪を引いたから病院に行くという、それを批判する風潮がありますけども、逆にちょっと風邪を引いて病院に行った方が、むしろその段階で予防ができるわけですから、その方がむしろいいわけですよ。風邪を引いて病院へ行って、薬をもらって、きちんと治せばですね、風邪引いたからということで我慢して、1週間、1カ月我慢して、その後病院に行って肺炎にかかっているとか、そういうことだって高齢者の方に対しては起き得ることですから、ぜひですね、その点についても議会の中でですね、市長が議員として主張をしていただきたいと思いますし、あわせて市長が所信表明の中で言われた市長と語ろうという座談会ですね、今後どういうふうに、まだスケジュール見ておりませんのでどういうふうになるのかというの、ちょっとわかりませんが、恐らくもう今年じゅうというか、すぐにでも始めるということよろしいんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、この後期高齢者の医療制度の中での福岡県の広域連合でございますけれども、その中でいろいろ、75歳以上の高齢者の方がそこの仕組みの中に入るわけですが、やはり基本は代表質問でありますとか、議員の皆さん方も一緒の考え方であるというふうには私は思っておりますが。いずれの市民も、やはり健康で生き生きとした生活をするというようなことが基本であろうと思います、そして、万が一そういった病気にかかった場合については、そのための保険制度であるわけですから、どんどんかかりなさいというふうな奨励をするわけにはいきませんが、やはり自分の健康を自分で守っていくというふうなことを基本として、あらゆる総合行政の中に市民の健康管理というふうな面から、私どもは努力する必要があるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 済いません。どうも、私が最後、今の質問で言いたかったことはですね、それだけ高齢者の方が、新しくこの始まる制度についてですね、まだ骨格しか見えてませんので、具体的な中身は見えてませんが、不安に思われているというふうな事実がありますので、ぜひ市長がですね、議会にこれから行かれますので、その議会の動きはですね、ぜひその座談会できちんと、高齢者の方がですね、後期高齢者に当てはまる方がですね、一人でもおられるんなら、ぜひ市長みずからその発言をしてですね、状況の説明等もしていただきたいんです。それが市民の皆さんが持つておられる不安を解消することになると思いますけども、その点、市長どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのための議員であろうと思いますので、あらゆる状況と太宰府市の実情、市民の代表で出るわけですから、私は頑張る努力したいという姿勢については変わりません。

それからまた、ふれあい懇談会を各地域の中に計画もしておりますし、市民の皆さんと触れ合いながら、そのことも一つの、テーマの一つになれば幸いと、また私どもの方からも情報の報告はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） ただいま市長の答弁がありましたんですけど、まず広域連合の議会につきましては、第1回目が7月ということで予定されております。その7月の議事については、連合会の議長、副議長の選任並びに専決事項としての報告で組織、人事、給与、財務等の条例、それから平成18年度予算、平成19年度の暫定予算ということでございます。それで、第2回目の議会については、明けて1月ごろの予定ということで、この広域連合規約等の中身については、その時期を待たないと詳しくは決まてこないというふうに考えておりますので、早い時期にふれあい懇談会等をされた場合についての連絡事項等があるかどうかということとはわかりませんが、その都度的確に報告をしていきたいというふうなことで考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、健康福祉部長言われましたけども、その7月に1回目があって、次はもう来年の1月ということ。かなりあきますけども、その来年の1月でそれでその3カ月後にはもう制度がスタートするわけですよ。その間にですね、その高齢者の、今でさえ不安に思っておられるのにですね、1月にやっと議会があって、それで4月から始まるというようなですね、ちょっと余りにも期間が短か過ぎるんじゃないかと思うんですけども。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 当然おっしゃられるとおりでと思います。ただし、7月以降集中的に各市町村の状況等を把握するために資料提供等があると思います。そういった流れの中で、当然1月までには情報等の公表もあるというふうに考えておりますので、その都度必要に応じてお知らせできるものについては知らせていきたいということで考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いします。

それで、市長も本当に、もう一回引用いたしますけども、施政方針の中で仁、ぬくもりということをおっしゃっておりますので、ぜひこの広域連合の中でですね、太宰府市民の皆さんだけじゃなくて福岡県のこの制度を市長がですね、きちんとぬくもりがある制度をつくっていくんだということで発言の方をしていただきたいと思いますし、保険証の取り上げとかですね、そういったことを絶対に起こさないというふうにぜひ決意していただくことをですね、お願いしまして、質問の方を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の個人質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行わせていただきます。

今年4月の統一自治体選挙では20年ぶりの市長選挙が行われました。選挙を行うことは自治体の現状を把握し、市政のあり方を市民に問いかけると同時に、首長を政策で選ぶことができるという面からも大変大きな意義があると思います。

井上市長におかれましては、3名の立候補者の中から選ばれたということで、今後の市政運営を多くの市民が注目していくことになると思います。また、今回の市長選挙では、初めてマニフェストが導入されました。施政方針の中でその進め方について概略説明が行われ、代表質問の中でその検証が行われております。しかし、市民に具体的な約束をなさり、今後4年間これに沿って市政運営を行われることになると思いますので、代表質問と重なる点が出てくるかもしれませんが、この大変重要なマニフェストについて、まずは市長のお考えを伺っておきたいと思います。

お隣の筑紫野市長が後援会用に準備されたマニフェストは、小冊子になっており、市民を交えたマニフェスト作成委員会を設立され、何度も会議を重ね、完成するために約1年かかった

ということです。私個人としては、先日の代表質問でもありましたように、100種類以上、つまり上下水道、道路や側溝、公園整備などの市民の身近な生活環境から教育、福祉、年金や税金問題、太宰府市全体の将来を見据えたまちづくりに至るまで多岐にわたる市長のマニフェストをわずかA4一枚であらわすことは不可能だと思っています。したがって、井上市長もこのマニフェストには書き切れなかった部分も多いのではと推察しております。

これは、今後の法律の課題だとは思いますが、市民の手元に渡っているのはこのA4の紙一枚です。ですから、市長のお考えをもっと具体的に聞きたいという市民の声が大変多いというのが現状です。今回配布された市長のマニフェストは、大きく5つの項目から構成されております。この中には、私が1期目に何度も申し上げてきた教育や福祉の充実が盛り込まれており、評価できると私は思っております。今回はその中から、特に私の周りにおられます市民から特に尋ねてほしいという要望が多かった3つの点についてお伺いしたいと思っております。

その具体的な質問に入ります前に、まず厳しい選挙を経験された市長に対し釈迦に説法とは思いますが、市長はこのマニフェストと従来の選挙公約との違いをどのようにとらえていらっしゃるのかお伺いしておきたいと思っております。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩します。

13時から再開します。

休憩 午前11時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（井上保廣） まず、選挙公約とマニフェストのとらえ方についてでございますが、選挙公約とマニフェストは全く、市民に公表する点では共通のものでございますが、インターネットでありますとかいろんなところから調べますと全く別のものの意味合いもございます。

公約の各項目について、数値目標や期限を明記したものがマニフェストであると言われております。いわば有権者との契約であろうかと、こういうふうな認識をいたしております。今年の統一地方選挙から正式にマニフェストの導入が認められました。今回私の選挙公報でありますとかあるいはパンフレットでは、数値目標や期限を明記できるものは極力明記をいたしておりますけれども、私は私のマニフェスト等について自分なりに作成をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

今ご答弁いただきましたように、以前の選挙公約に対しましてマニフェストというのは財源と期日を明確にしたものです。つまり、この政策を行うために一体どこから幾ら財源を確保して、いつまでに行うかということをはっきりと明らかにして実施するため、より確実な市民に対する約束

ということになります。しかし、先ほど申し上げましたように、こちら手元にありますこういったA4一枚で施策の詳しい内容とあわせてすべて書き込むことは大変困難ですから、今回その点を市長の言葉でご説明をいただきたいと思っております。

まず、市役所の開庁時間延長及び休日開庁についてなんですが、昨日の答弁でまず10月の機構改革をもとに2月をめどに行うという回答でした。そのため、詳細については10月の機構改革を待たなければわからないということでしたので、後日この点につきましては改めて質問をさせていただきたいと思えます。

そして、2点目になりますけれども、このマニフェストに書いてあります「待機児童ゼロ作戦の推進、認可保育所の定員を拡充します。そのためにまず市立南保育所の定員数60人を90人に増やします」というマニフェストがございます。この件につきまして、昨日の清水議員の質問の中にもありましたように、この南保育所は現在でも定数60名に対しまして30名強の児童数しかありません。南保育所は開所当時の定数が90名で、それを昭和63年に60名に削減され、今回増やすというよりもとに戻されようとしているのが経緯だと思います。その施策の実施時期と、それから定数を60名から90名に増やすという定数増に見合う南保育所の職員配置について、どのようにお考えなのか市長にお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、既存の保育園、保育所の定員拡充、拡大でございますけれども、待機児童解消のために毎年市内の認可保育園と既存施設の活用や施設の拡充によります定員の拡大に向けまして協議を行っております。これからも市内の認可保育園と協議を行うようにいたしますけれども、この選挙公約、待機児童ゼロ作戦として施政方針におきまして市立南保育所の定員を60名から90名に増員するなど、認可保育所の定員拡充を図ると掲げております。このことにつきましては、今後の定員数拡大の諸手続を行い、付随する要件を整えながら待機児童の解消に努めてまいりたいというように思っております。初めから配置職員、保育士等々が明確になる場合と、その手続を通して、そして4年間の中でこのマニフェストをどうしたら実現できるかというふうなことで具現化するのがこの選挙公約というふうには私は思っております。

いずれにしても、創意工夫しながら、現に私が選挙期間中におきまして市民の多くの皆さんと接した中で、子育て支援でありますとか、あるいは高齢者の問題でありますとか、いろんな問題をやはり直接耳にし、学ぶにつれましてこの待機児童の解消、やはり保育所に今入れない児童を抱えた家庭がいらっしゃる、これを何とか解消するように努めるのは為政者として当然であるというふうには思っております。

そういった中から南保育所にありますのは、もともと90名でもって、私は職員をいたしておりましたけれども、建設したわけでございます。今いろんな同和問題等向け保育所というような形で設立しておいた関係上からいろんな制約もございました。しかしながら、今、今日的な状況から見ますと、昨日もご質問にも答えましたけれども、今の保育所、公立保育所をすべて見直して、本当にそこに必要としている人について、そこに入れていくと、入所させるという



ふうな手だてをとるのは当然ではないかというふうに私は考えたわけでございます。いろんな困難事があるともそれに向かって60名を90名、そういった定数があるわけですから、また施設整備は整っているわけですから、私はそれに向かって今の待機児童解消に向けて今できること、金をかけずにできること等の中から私は実行していきたいというふうに思っております。配置保育士の問題等々については、既に今おるわけですから、加配保育士等についてもおるわけですから、その辺の不足する部分等については臨時職員でありますとか嘱託職員でありますとか、税を使わなくてもできるような、そういったあり方、方法を考え、講じていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今ご回答の中でちょっと整理をさせていただきますと、実施時期についてはこの市長の1期4年間の間にいずれかの時期を見て行うということ、職員配置につきましてはできるだけ財源を使わずに今ある人材の中もしくは臨時職員等を使って対応していきたいというふうに私は今解釈いたしましたけど、これでよろしいでしょうか。

（市長井上保廣「そうです」と呼ぶ）

○4番（渡邊美穂議員） しかし、今申し上げましたように、現在のままで南保育所の定数を増やしたとしても、現在既に定数割れをしているという現状がありまして、定数を増やしても児童数が足りないという結果にもなりかねません。その解決のためにはですね、具体的にどのような方法で児童を集めるのかということがポイントになると思います。つまり、現在なぜその南保育所が定数割れをしているのか、ほかの保育所では待機児童がいるのに南保育所は定数割れをしているのか、その理由を明らかにしなければ対策は立てられないと思います。公立を含めた認可保育所の中で、今一番待機児童が多いのがおおぎの保育園、そして筑紫保育園、そしてさらに南保育所というふうが続いていくわけなんですけども、なぜあの地域ですね、西鉄都府楼前駅から大佐野地域ですけれども、なぜあの地域に希望が集中するのか、その理由を突きとめて、その待機児童が本当に南保育所に来られるのかどうかを確認しなければ、その待機児童の問題を根本から本当に解決するということは困難だと思いますけれども、いかがでしょうか。市長は何かお考えをお持ちでしたら、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 南保育所がなぜ60名割れしておるのかと、これは渡邊議員もご承知だと思います。今までの経緯の中から今日南保育所があるわけですから、そのために南保育所が果たした役割というふうなものは非常に大きいわけです。私はそれを踏まえつつ今の状況を打破するためにどういった手だてがあるかというふうなことで、今待機児童を解消するというふうな、今こういった課題のある中で解決を同時に図っていこうというふうな考え方を持っているわけでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その南保育所の活用につきましては、ちょっと次の項目とも関連するの

で、後でまたちょっと私自身の私見を述べさせていただきたいと思いますが、その次の項目なんですけども、マニフェストの中にですね、同一世帯から3人以上の児童が入所している場合は3人目から無料としますというマニフェストがあります。これはですね、無認可保育所を含めてなのかがまず1つ。それから次に、市長のマニフェストに該当する家庭が今現在何軒あるのか。そして、0歳児から最長6年間という保育所の中でですね、兄弟児が3人ともいなければならないということだとしたらですね、当然年齢が一定離れてますので、その兄弟児が小学校にすぐに入学するという可能性が考えられるわけなんですけど、兄弟児が小学校に入学した場合、3人目の保育料はその時点から有料になるのかどうか。この3つの点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） このマニフェストの中におきましても、子供の3人目をお持ちで保育所に同時に預けていらっしゃるご父兄の保護者の負担軽減というふうな立場の中で、私はこれも選挙期間中間わず、私が1月に退職しまして2月以降選挙まで、市民の皆さん方の声を聞いた中で結論でございます。やはり保護者の負担を幾らかでも、3人いらっしゃる方々の軽減を図るということ、それから少子化というふうなことで、やはりそのことが負担になって子供の数を考えていらっしゃる家庭の女性の皆さん方のそうしたことが制約になっておるのであれば、また負担になっておるのであれば、どうかしてそのことを解消に向けて行うというふうなことがそもそもの発想でございます。

入所者数が、私は1月29日の調べでいきますけれども850人、3人保育所に入所されている方がその1月現在で15人と。年間金額で申し上げますと50万円余と。私は市長の報酬を1割カットというふうなことをしました。初めのそもそもの発想は、ここから来ております。そこに充てたいなというふうなところからの発想でございます。その後マニフェストにつきましては、月日とともに、時間とともに市民と接する中から、また1日、2日たつに従って修正に修正を加え、そして項目整理を行い、そして最終的にこういった一枚に仕上げているというふうなことでございます。中身については、それなりの奥の深いというふうなことについてご理解をいただきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 今、市長の方から回答を申し上げましたけれども、今の市長の説明の中、あるいは今の子育て支援の保育料というものがございますので、この分につきましては児童福祉法の中の認可保育所、認可外は含まれていないというところの試算で回答されたものでございます。

この分につきましても、マニフェストで公表されておりますように、同一世帯から同時に3人というところがございますので、上のお子様が進学されましたら、あと保育所に残ってある方が2人とかということになれば、そのときには3人目からという、そこは外れるという形になりますけれども、また残ってある方が次お生まれになって3人同時にいらっしゃるという場

合は3人目の対象から該当するということになります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、丁寧なご回答ありがとうございました。

しかし、私はやはり今お伺いをいたしまして、幾つか課題点というのをあえて指摘をさせていただきますと思います。まず保護者の出産と職場復帰、この時期によっては一番上の子供と3番目の子供が同時期に一緒に保育所にいる時期が半年程度しかないというようなケース、同じように3人の子供を産んでいるのに子供のわずかな月齢差で全く援助が受けられないというケース、これは逆に不平等感を与えかねないと思います。また、現在は母親がですね、育児休暇の間、3歳以下の兄弟児は保育所を退所させなければなりません。したがって、職場復帰するときに兄弟児3人とも認可保育所に通園させることができるという保証はないわけなんです。希望の認可保育所にあきができるまで無認可保育所に通わせる場合、その3番目の子供の保育料はどうなるかなど、こういった問題点をまず指摘することができると思います。

そして、一番申し上げたいのは、今市長の思いは非常に伝わったんですけども、公立保育所の保育料は3番目の子供の場合、最初の子供の10分の1程度になります。例えば、最初の子供の保育料が月額2万7,000円の場合、3番目の子供は2,700円です。その子供が2歳以下でも月額3,000円ということになるわけですね。これで計算いたしますと、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、該当世帯数が15世帯、そして年間予算約50万円ということになるわけなんです。これがですね、市の子育て支援施策の一つというのは、やはりちょっと大げさかなという気がいたします。自治体によっては、第3子から出産祝い金を100万円以上出しているような自治体も今数多く見受けられます。今市長がおっしゃいましたように少子・高齢化に対応して3人以上の子供を持つ保護者を応援するためには、費用の面でももちろんそうなんですけれども、同じような条件で3人以上子供を持たれる保護者を応援するのでしたら、今の該当世帯数が15世帯しかないで、そうではなく3人以上、もっと広範囲に保護者を応援する必要があるのではないかと思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 必ずしも財政的な支援だけではなくて、いろんな子育て支援はございます。

例えば子育て支援センターの拡充でありますとか、あるいは集いの広場事業の実施拡大、充実強化でありますとか、あるいは子育て支援拠点の設置でありますとか、あるいは地域子育て支援センター事業の充実、あるいはいろんな公民館の中で子育てを中心とした保護者同士が集まって子供と触れ合いの場を設けていらっしゃると思います。そういったところへのやはり支援といいましょうか、これは物心両面、必ずしも予算的なものではありません。やはりそこに支援センターがあるわけですから、出前保育でありますとかいろんな支援の仕方は全体的にはあるだろうというふうに思っております。

特に、私は3人目から無料というふうにいたしましたのは、今も言っておりますように財政的な支援を幾らかでも緩和するという。やはり、たかだか50万円かもしれないけれど

も、私は回る中において、いろんな高齢福祉の問題等々につきましても金額の多寡じゃないと、そこに入り口から出口の施策の中に、市としてのあるいは政策の中に人としての優しさがあるかどうかだよというふうに訴えられました。冷たいというふうなことも言われました。そこから私は発想し、みずから変わろうと、私が変われば太宰府市も変わると、また私が変わらなければ変わらないと、そういった現場主義、そういったところにより頭の中だけではなくて、実際の行動の中に気づきましたからこのことについて私なりにまとめ、4年間を通して誠実に私は実行していこうと、できるものから実行していこうというふうな考え方です。

マニフェストにつきましては、今マニフェストをつくる段階で、予算でありますとか見通しを当然立てなければなりません。しかしながら、私はたまたま行政に身を置いておったからある程度わかります。そうでない方については、その見通しが立つでしょうか。恐らく無理だと思います。やはりマニフェストは、自分の、その人その人が市民と接した中で自分はこういったまちづくりをしたいというふうなイメージに基づいた着想であっても私はいいと、あとはそこに就任したときに私の補助者として300人からの職員がいるわけですから、その中で練って、そして散りばめ、どの時点でそれを従来の施策と整合性を持たせて、具現化するかというようなことを図ればいいんだというような基本の考え方はそういうふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 市長のこのマニフェスト、私は否定するわけではなくて、最初に冒頭申し上げましたように市長ご自身が市民の様々なご意見を聞かれて、その中から発想されて、現在緒についたばかりというものもたくさん施策としてはあると思います。それをですね、いかに効果的に今後やっていったらいいのかということも私たち、議員の一人として私は考えていきたいと思っているんですけども、今回私はですね、このマニフェストを見まして、就労しているいないにかかわらず3人以上の子供を持っておられるお母さん方5人にいろんなご意見を伺ってみました。

まず、3人以上の子供を保育所に預けてあるお母さん——これは同時期かどうかというのは別といたしまして、3人預けたという経験があるお母さん方ですけども——にご意見を伺いますと、3番目の子供が生まれたときにですね、兄弟児について今までのように退所させるのではなくて、そのまま保育所で受け入れておいてほしいという意見が圧倒的に多かったです。前段で申し上げましたけども、育児休暇中保育所を退所させられた児童が保護者の職場復帰後同じ保育所に通えるという保証は現段階ではありません。保護者の多くはですね、子供の環境が短期間に何度も何度も変化することを望まれません。

次にですね、現在働いていない保護者、3人以上のお子さんを持っている保護者の場合ですね、子供の受け入れというのは無認可保育所しかありません。子供が3人も生まれたから働きたいという保護者はかなりいらっしゃいます。しかし、認可保育所ではですね、ここに書いてありますけども、在職証明とか採用見込み証明、こういったものがないと対象からまず外されてしまいます。しかし、職探しとか面接というのは小さな子供を抱えていては非常に困難で

す。求職中その兄弟児を含めてすべて無認可保育所に預けるといことになりますと、その費用はばかにはなりません。また、その核家族化によって、保護者の病気などで一定期間、それが入院とかではなくて例えばインフルエンザで1週間とかそういった短い期間ですけれども、昼間の育児が行えないといったような場合も出てきます。

私は一定条件のもとですが、保護者が働いていない家庭の子供の一時的あるいは一定期間の受け入れに先ほど申し上げました南保育所を活用できないかなと考えております。マニフェストどおり南保育所を90名受け入れ態勢にした場合ですね、仮にすべての待機児童、今年は17名だそうなんですけれども、南保育所に行ったとしてもまだ受け入れは可能です。これは保育所の趣旨からは外れることになるかもしれませんが、自治体の独自の施策として検討する意味はあるのではないかと私は思っています。

いずれにいたしましても、市長が子育て支援することを約束され、こういった具体的な施策も出てきたわけなんですけれども、それを先ほど申し上げましたようにできるだけ多くの市民に喜ばれるものにするためには、市長ご自身もマニフェストでおっしゃっておられますけれども、実際に保護者のご意見をもっと、このマニフェスト一つ一つにターゲットを絞っても構わないと思うんですが、そういった保護者に的を当てて当事者のご意見を聞かれてからさらに深めていかれた方がより効果が上がると思いますけれども、市長いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私はもちろんでございますけれども、職員あるいはすべてこれにかかわる人たち、現場主義と申し上げております。やはり人の声を聞く、意見を聞くと、現場主義の中で、これは大切だと。それなしには本当の施策はないだろうというふうに思っております。その対象となる人たちがどう考えているのか、どういった給付を受けた、給付を受けた人が本当に自立し助かっているかどうか、役立っているかどうかというふうな検証は必要だというふうに私は思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今のご回答でもありましたように、できるだけ市長ご自身もみずから外に出ていかれるとおっしゃっておられますように、広くそういった当事者の方々、これは障害者の方もそうですけれども、直接ご意見をお伺いになっていただきたいと思います。

それでは次に、小学校の耐震工事についてお伺いをいたします。

私が以前一般質問で小・中学校の大規模改修工事とあわせて耐震化を行った場合、約50億円の予算が必要だという試算を申し上げました。そのときですね、今の平島副市長が平成23年度以降の財政の好転を見た上で取り組んでいくというご回答をいただいております。今回市長のマニフェストでは小学校の耐震化工事を本年度と来年度、平成19年、平成20年度に実施しますというふうに書かれているんですけれども、これは来年度までに終了するという意味でしょうか、それとも来年度までに取りかかるという意味でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 3項目めの耐震改修工事の計画及び財源についてお尋ねでございます。

小・中学校の施設につきましては、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場でございます。災害発生時には地域住民の避難場所ともなる重要な役割を担っているところでございます。したがって、年次計画を立ててこの耐震強化の事業等については実行していきたいというふうに考えております。なお、小・中学校の体育館のうち、耐震補強を必要といたしております体育館につきましては、平成18年度にすべて耐震補強工事を終了いたしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まだ回答漏れがあったと思うんですけど。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 私の方から工事計画と財源について回答をさせていただきます。

平成13年度に耐震診断を実施しておりました水城小学校と太宰府小学校の耐震補強工事、さらに本年度に耐震診断を行います太宰府南小学校、水城西小学校、太宰府西小学校及び学院中学校の管理棟及び教室棟につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、年次計画により着手いたします。なお、財源につきましては、文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金及び起債、残りを一般財源で予定をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 濟いませぬ、再度確認をしたいんですけども、この小学校の耐震化工事についてなんですけど、これは平成20年度までに終わるという意味ですかね。それとも、平成20年度までに取りかかりますよという意味なんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 繰り返しになりますが、本年度耐震診断をした結果ですね、耐震補強工事をしなければならないと出た場合は年次計画しますが、耐震補強工事が不要という診断もあり得るわけです。そういうことを踏まえて平成19年度、過去に診断した分がありますので、その設計を行い、耐震補強工事の設計を平成19年度行い、平成20年度から工事に着手します。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ということは、平成20年度までに取りかかるというふうな解釈でよろしいわけですね。本年度中に耐震診断をすべて終了させるという解釈になるかと思っておりますけども、これは耐震補強工事に対して否定的な考え方をしているわけじゃないんですけども、ご提案なんですけど、いずれにしても校舎が今かなり老朽化をしておりますので、学校としては規則というか法に定められた大規模改修を必ずこれは行わなければならないわけなんですけど、大規模改修に先行しですね、仮に今回予算を若干いただいておりますけども、大規模改修に先立って耐震化工事を行った場合ですね、さらに大規模改修のときに余分な費用がかかることになるのではないかなというふうに私は素人ながら思います。つまり、大規模改修と耐震化工事を同時

に行うことによってその費用のむだをなくすことができるのではないかと思います。

申しあげましたように、小・中学校の耐震化工事とあわせた大規模改修工事が平成15年度からストップしたままで、毎年そのツケが回っておりまして、昨年度で先ほど申しあげました約50億円という巨額な予算が必要になっています。校舎の老朽化というのは年々進んでいくため、大規模改修工事の費用は年を追うごとにかさんでくるわけなんです。先日も代表質問でおっしゃっておられました、テレビでも紹介されましたような校舎の補修などを現在は局部的な営繕工事でを行い、同時に耐震化工事を進めることですね、年間これ数千万円もの予算を使って行うわけですが、その後から大規模改修工事でまた何十億円という予算を使う場合とですね、仮に今何らかの工面をしてもできるところは一気にやってしまった方が安く済むのではないかというふうに思っていますが、これは検討してみる価値はあるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） ご提案の内容につきましては、大いに検討する考えがあります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ちょっとマニフェストには書かれていないんですけども、関連いたしますので一応確認をしておきたいのですが、最後にですね、中学校の校舎の耐震化工事についてはこのマニフェストに書かれていないので教えていただきたいんですが、いつ始めるのか、このお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 先ほど私の方から申しました中学校については、学業院中学校の管理棟と教室棟、これが診断が必要ということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは小学校と一緒にあわせて行うというふうに今解釈してよろしいですか。

（教育部長松永栄人「はい」と呼ぶ）

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。

今、大規模改修工事もあわせてお考えになるということでご回答いただきましたので、費用対効果の面も考えましてできるだけむだのないように進めていっていただきたいと思えます。

私は、最後になりますけども、先ほど申しあげましたように、この市長のマニフェスト自体を否定しているわけではなく、おっしゃられましたように市長が助役でいらっしゃったからある程度一定具体的な数値が出てきたものというふうには考えております。しかし、先ほども申しあげましたように、内容これをさらに深めまして、そしてより多くの市民の方に受け入れていただけるようになるために私たち自身もですね、この経緯を見守りながらできるところはご提言をしていきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の個人質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

まず、質問に先立ちまして、新市長の誕生を心よりお喜び申し上げます。

井上市長は、よく儒教の最高の徳目である仁を例に、人と人の助け合いやいたわり、思いやりの大切さを説いておられます。また、施政方針の中でも触れられてある知行合一は陽明学の柱となる教えであり、リーダーの心がけとして必須のものであると考えます。心を離れては理が存在しない、すなわち心即理、人間の先天的、道徳的知覚力、判断力を発揮せよ、到良知、認識と実践を一致させる、すなわち知行合一、これらの教えは多くの信奉者を生み、古くは吉田松陰、高杉晋作、西郷隆盛、河井継之助、佐久間象山、近年では平成の元号の生みの親とされる安岡正篤氏などおられます。また、大塩平八郎、三島由紀夫など激烈な性情の人物が多いことでも知られています。私はこの中で備中松山藩の山田方谷のことを取り上げたいと思います。

山田方谷は文化2年、現在の岡山県高梁市近在の農商の家に生まれ、5歳のときから朱子学を学び、神童と称されたとのことですが、両親の死によってやむなく家業の製油業を継ぎ、その傍ら学業にも励みました。その様子が藩主板倉勝職の目にとまり、文政8年、1825年二人扶持を与えられ、藩校有終館の会頭となりました。江戸遊学後は朱子学から陽明学に転じ、陽明学者熊沢蕃山に多大な影響を受けました。嘉永2年勝静が藩主となるとともに元締め役兼吟味役に抜擢され、ついに藩政の表舞台に立つこととなります。そして、当時破綻寸前だった松山藩を奇跡的な改革で立て直し、負債10万両、現在にいたしますと1,000億円近くを返済したのみならず、さらに10万両の余財、貯蓄を見るに至ったのであります。また、改革終了後、世は幕末の動乱期で、松山藩の藩主である板倉勝静は江戸幕府の筆頭老中で徳川慶喜に次ぐナンバーツーという地位にありました。しかし、ご存じのとおり江戸幕府は崩壊し、松山藩は賊軍として薩長や備前の軍勢に取り囲まれました。この難局を乗り切ったのも、実は方谷の指揮によるところが大きく、松山藩は四面楚歌、絶体絶命のピンチを一人の戦死者も一軒の民家も焼くことなく乗り切り、備中松山城の無血開城をなし得ました。山田方谷という人はどんな局面でも、どんな偉い地位に立とうとも必ず藩民のことを第一に考え、当時の武士のメンツや意地よりも藩民の命と利益を優先しました。方谷は封建時代の江戸時代であっても現在でも事あるごとに言われている、国や藩主は人民のためにあるという考えを行動として貫いた人でした。

以上、陽明学の先人について述べさせていただきましたが、私は井上新市長もこの系譜に連なる方と信じて疑いません。太宰府市の発展と市民の最大限の幸せのために緊張感を保ちつつ、ともに全力を尽くしてまいりたいと考えております。



さて、質問に入ります。太宰府東中学校付近では、昨年2月、3月と続けて登校途中の生徒をねらった不審者が出ています。地域ボランティアやPTAによる立哨等も行われているようですが、市としてその後どのような対策をとっておられるのかお聞かせください。

他の自治体では、厳しい財政をやりくりして業者委託や職員による巡回パトロールを行っているところがあるようです。本市においても、学校、保育所、児童館等の子供に関係する施設を中心に地域を巡回することにより、子供の安全確保と地域の犯罪防止を図ることができると思います。市民の安全・安心のために青色回転灯をつけたパトロールカーで市内の巡回を行ってはどうかと考えますが、市のご見解をお聞かせください。

次に、携帯電話基地局の建設をめぐる問題についてお尋ねします。

携帯電話基地局の建設をめぐり、地域住民と業者、地権者の間でトラブルが起きています。今後も市内各所で同様の問題が起きていくと予想されますが、市として何か対策は考えておられるのか、もし何かお考えがあればお聞かせください。

平成17年9月定例会でも質問いたしました。そのときの建設部長のご回答では、建設に伴う住民の反対が3件あり、解決には至っていないとのことでしたが、その後どうなったのか。また、現在まで新たなトラブルが起きていれば、把握されておられる範囲で結構ですのでお聞かせください。

前回の私の質問で、当時の前市長は概略「こういう施設については住民はすぐ反応するが、必要性があるのだから影響もあるだろうけど建設に協力していただきたい」とのご答弁をされましたが、この回答には電磁波をめぐる問題意識が全く欠如していると言わざるを得ません。日本の電磁波に対する取り組みや規制値は諸外国に比べて大きく遅れています。前回の質問でも述べましたが、電磁波が人体、特に子供に与える影響は真剣に考えるべきものがあります。不眠、頭痛、吐き気、倦怠感から脳腫瘍、白血病、小児がん、またペースメーカーへの悪影響まで多くの関係が疑われています。また、基地局は倒壊のおそれ、周辺環境、景観の破壊、落雷被害、電磁波の障害の可能性など、多くの問題を抱えています。まず、国が法を整備し、対策に取り組むことが第一ですが、現行の法制度の中でも紛争を未然に防止し、良好な生活環境の実現のため、独自の条例を制定して対策に、対応に当たっている自治体も出てきています。本市におきましても、この問題が10年後、20年後に第2のアスベストと言われぬように、また地域住民の不安を取り除き、子供たちの健やかな成長を守るためにも早期の条例制定が望まれるところですが、どうお考えでしょうか。市長のご所見をお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） お尋ねの市の職員または業者委託によります市内循環パトロールについてお答えを申し上げます。

現在、各行政区やPTAによります夜間パトロール、登下校時の見守り活動が行われております。また、昨年8月より防犯専門官によります防犯パトロールや防犯相談を行っておりま

す。詳細につきましては、担当部長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 子供たちが伸び伸びと育っていける安全で安心な地域社会を実現することは私たち住民のすべての願いだと思っております。しかしながら、昨今では子供が犠牲者となる痛ましい事件の発生や、その前兆である不審者の出没、声かけ事案の多発など憂慮すべき状況にあり、全国的に子供の安全対策が叫ばれております。子供は地域の宝であることを再認識し、より効果的な見守り活動を展開して、子供たちが安心して過ごせる太宰府市を築かなければならないと思っております。

さて、ご質問の市内巡回パトロールについてでございますが、現在の状況についてお答えしますと、まず各行政区やPTAによる夜間パトロール、登下校時の見守り活動などが行われております。例としましては、高雄台区による登下校時の児童誘導や梅香苑区による子供の見守り活動などがございます。また、月曜から金曜の午前9時から午後4時まで、総務課嘱託職員でございます防犯専門官による市内全域パトロールを行っております。

また、平成18年1月より実施しております青色回転灯を装備した公用車による防犯パトロールにつきましても、今後も新学期等の時期に合わせて実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） いろいろそういった対応をとられてあるということは聞いておるわけですが、その頻度ですね、今ご答弁の中でこの防犯専門官による定期パトロールを月曜から金曜、9時から4時ということで、大体この範囲ですね、これ全11校、多分小学校中心だと思っておりますが、車何台で何人なのか、その辺をもう少し詳しくお答えください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 防犯専門官の巡回につきましては、小中学校11校を中心としまして市内全域を巡回していただいております。

それから、青色回転灯の車両につきましては、ここに資料を持ち合わせませんので、後でご回答差し上げたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 私は質問と提言という形ですね、今回この一般質問させていただいておるんですが、要はこの青パトですね、青色回転灯をつけた公用車をもっと増やしてはどうかと。業者委託ということであるとまた費用がかかりますので、それもどうかと思うんですけど、まず青パトについてですね、実際ちょっと調べてみたんですが、筑紫野市が1台、春日市が2台、これは市としてですね、自治体として持っているのが。ところが太宰府市はたしか2台だったと思うんですけど、2台、そこのお隣の大野城市が今3台、市として3台、それと行政区に1台、計4台ですね。そして、今度、もう来月とか言ってましたが、3台新たに追加して計7台になると。市の持ち分が6台ですね。明らかに前向きに取り組んであるなと思うん

ですが。もう一度ですね、青パトの台数はちょっとそういうことで後からということですけど、この青パトは警察にまず届けましてそういった講習を受けて、幾つか手続があるんですが、団体による若干の審査があるんですが、自治体は全然問題なく受け入れると当の警察も言っているんですけども、ただいわゆる乗車するときに実施者講習を受けたその実施者証というものが要るわけです。最低1人、その人が乗っていないと上に青いのをつけて走ったらいかんとですね。それと、後ろにそういうステッカーですね、それと車検等々の手続があるんですけど、要は1人要るんですけど、それは今市の職員として何人、その講習を受けた実施者証、資格を持った方が何人おられるのかお答えください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 青色回転灯について、青パトでございますが、行政、市役所については2台あります。講習を受けた職員は総務部で2名、社会教育課で2名です。それで、行政は2台ということでございますが、太宰府市の補導連絡協議会、こちらで4台青パトの登録をさせていただいております。この青パトでございますが、補導連絡協議会が毎月1回夜間補導をされております。このとき4台が出動をいたしております。

それから、今回東中学校に関するお尋ねでございますが、学校や地域から不審者情報により青パトでパトロールしてくれという依頼があったときは、この補導連絡協議会の4台のうち都合がつく人たちがパトロールをしておるといような報告を受けております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 市の車はですね、市長公用車とかマイクロバスとかを除いて、実際こういったことのできる車というのはたくさんあると思うわけですね。この青パト自体費用もほとんど余りかからないと。自治体によっては公用車の一部を白黒でパトカーみたいな色を塗ってですね、上に青色、要するに青パトにして走ると非常に効果があって、コンビニの前にたむろしているような連中がうんと減ったとか、その他防犯効果があったということをいろいろ聞いております。また、若干規模が違うけれども、こういった実施者証は数十名で取得して乗っていると。だって、この持っている人がいないと何台あっても回りませんからね。いわゆる公務でこのために回すというんじゃなくてですね、何か用があったらそのときに行き帰りもそのパトロールだと、これをつけてですね。言いかえてみれば、市の車、いつも青いのをつけてくるくるくる回して走ることがすごくいわゆる防犯、また防犯意識のその涵養につながるのではないかと思うわけです。

ご承知のように平成16年の末、12月だったと思いますが、今まで回転灯というものが特別な工事車両とか、もちろん警察緊急車両しかだめだったのがつけていいようになったわけですね、一定の手続を得て。まさにこれを大いに活用してですね。昔、本市で悲惨な事件もありました。その後も太宰府の中で、今日橋本議員の方からこういうふうなちょうどいい資料が配付されましたけれども、これらのようなやっぱり1,000件近くの犯罪が起きていると。これらは実は氷山の一角なのかもしれません。そして、この中の一つがまた痛ましい事件につながるの

かもしれません。ですから、やっぱり本当にこれも予防原則ですね。常に予防予防という考えで取り組んでいただきたいと、そのように考えます。ぜひともご検討をお願いします。

では、次の質問、ご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 携帯電話基地局の問題についてご回答申し上げます。

近年の社会経済活動の進展及び情報社会、通信技術の著しい進歩に伴いまして、携帯電話あるいは情報家電などの電波利用がますます身近なものになってきております。そのことから、国は2010年度までにいつでも、どこでも、何でも、だれでも、簡単にネットワークにつながるユビキタスネット社会の実現することを目標といたしましたu-Japan政策を2004年12月に策定をいたしております。しかし、電波の人体への影響に懸念を持ってある方々がおられますので、建設につきましては法的には問題はなくとも地域への説明は必要であるというふうに考えております。条例制定につきましては、今後の研究課題といたしまして検討させていただきたいというふうに思っております。詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 私の方からは近隣住民の反対等がどうかということと、その考え方ということでご説明申し上げます。

携帯電話基地局の建設で本市で近隣住民の反対がございましたのは、行政区で言いますと1つの行政区で反対がありまして中止され、別の行政区で再度検討され、地域との協議の結果、建設がなされたということが1件ございます。それからもう一つの件は、基地局が建設された後に反対がございまして、現在は撤去されたということが1つございます。その後、建設に伴う紛争の事例については、市に連絡、報告はあっておりません。しかしながら、国分公民館の近くで塔がありながら反対があっているということはお聞きいたしております。

市といたしましては、安全性につきましては国の判断に従っていきますが、携帯電話基地局の建設に当たりましては地域住民への事前の説明が不十分といったことによりまして問題が生じている場合には、事業者に対しまして地域住民の理解が得られるような取り組みや住民の理解が得られてから工事を実施するというのを業者の方に申し入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） お手元に私の方から質問の資料を配付していただいておりますけれども、ちょっとかいつまんでですね、読みたいと思うんですけど、いわゆるWHOが小児白血病との関連が否定できないということで電磁波対策を勧告いたしております。これは先日6月18日の新聞ですけれども、各国に法整備を求めると。ちょっと読みますけど、「電子レンジなど電化製品や高圧送電線が出す超低周波電磁波の人体影響について世界保健機関、WHO

が小児白血病発症との関連が否定できないとして各国に対策法の整備など予防的な措置をとることを求める勧告を盛り込んだ環境保健基準を17日までにまとめた」云々とあります。

また、ちょっと左中央ですけれども、日本対応に遅れ、健康被害の防止策促すとありますけど、その解説のところごらんいただきたいんですが、「世界保健機関が環境保健基準の中で超低周波電磁波と小児白血病との関連が否定できないとして各国に法整備を呼びかけたことは、他国に比べて電磁波対策が遅れていた日本の行政に重い腰を上げるきっかけを与えるとの点で意義深い。産業界にも予防原則の立場から電化製品の使用者が浴びる電磁波を減らす努力や表示の徹底といった対応が期待される」云々とありますが、その次に国立環境研究所の故兜真徳さん、亡くなられたんですが、この方が15歳未満の白血病の子供を対象にした疫学調査、広範囲にいろんな影響を調べる調査のことなんですが、これが0.4マイクロテスラ、電磁波の単位なんですが、これで2.6倍という結果が出ました。これはもう昔から知られてるんですが、ある意味黙殺されてきたことなんです。だが、経済界は安全性を強調、政府も対策をとらなかったという記事があります。これ実は、私この件の質問を平成17年にしたわけですが、今建設部長のお答えのようにいろいろありますがなかなか市に入っていない。なぜならば、市に直接の許認可権がないわけですね。

こういう質問をしますのも、市に撤去しろとか認めるなどかというつもりでももちろん言っているわけじゃありません。いわゆる建築基準法も15m以上のものを云々と、そうすると業者は14m90cmのを建てるわけですね。いろいろともう絶対に法の網にはかからないようなものをつくってまいります。そして、電波管理法云々にしましても、いわゆる人体に対する被害というものは想定しておりません。今ようやく世界的にこういった動きが出てきております。また、特にヨーロッパの一部では日本の数値で言いますと1,000倍以上厳しい基準を設けております。

私も地元でいろいろとこういうふうな騒動がありまして、直接間接にかかわってきたわけがありますけれども、まずは目に見えないということで、水害とか川の水がここまで来たから堤防をこれだけ高くしろとかという議論だとわかりやすいんですが、見えないし聞いたこともないいろんな単位が出てきてですね、何々はガウスのギガのテスラのといっても実際びんとこない。しかし、その中で、外国、日本、そして学者の間でも影響あると言う方、あるいはないと言う方、両論あります。しかし、やはりこういうときはあるという方にまずは立って考える、用心をするべきじゃないかとですね。あるとはっきりわかったらそれを排除するなり対策がもう直接に必要ですけれども、外国と日本の違いを簡単に言いますと、この予防原則ということをやりますと、外国では疑わしいということはおもう悪いんだということですね。日本は証明されるまでは無罪なんですよね、こういうことは。それが数々の公害を引き起こしてきた一因ではないかと思えます。

昔、ちょっと飛びますけど、水俣病の工場長がコップの水を、これは工場排水だから飲みますって、どうもないですって、ばかみみたいなことをパフォーマンスをしたんですよね。じゃ、

自分の子供に毎日毎日この水を飲ませるのかと、そんなことはできないと思います。いわゆる経済優先の国のあり方ということがこんなところに出てきたんじゃないかなろうかと私は思います。私の身近にも小児白血病にかかったと言われるお子さんがおられます。そうすると、ある大学病院がまず真っ先に来たのはその子が住んでいた家です、引っ越ししたんですが。あるマンションの電磁波を測定しに来たんです。これは本当の話です。そんなふうな話を一つ一つ聞いて、あるいはこういうふうな害があるというふうないろいろな文献等をですね、見ますと、いやあ何かあるまではちょっとそれはねということ、私は議員としてはできません。

また、この業者とその周りの住民とそれとまた地権者、非常にある意味かわいそうなのはこの地権者さんで、業者はいやもう大丈夫大丈夫ということで契約をするわけですよね。契約を終わった、そしたらもうあなた契約したじゃないかと。しかし、一番大事なこういうふうな騒動になるということ、あるいはこういった健康被害があるかもしれないということの認識がなかったから、私は契約に瑕疵があって、これをさかのぼって無効と言いたいんですが、それは本人がすべきでありますけれども、非常に周りとの間でですね、本当に平和なところだったんですが、非常な騒動が起きてきてまして。

まず、他の自治体等を見ますと、例えば一例だったら近くの篠栗町なんかも持っているんですが、こういったトラブルを未然に防ぐために、あるいはその他さっき申しましたような景観の維持とかですね、その他等々のために条例をつくっております。この条例が、簡単に言いますとまず先ほど建設部長からご説明がありましたが、きちんと住民に説明をなさい。合意とまではいってませんが、きちんとしたオーケーをもらいなさいということですね、やはり。そして、市の方にきちんとそういうふうなものを事前に届けなさい。幾つかの手続きはあります。そして、じゃそれをしなかったらどうなるかと、しなかったらまず市が勧告をする。そして、それにも従わなかったらどうするかというと、結局罰は何もできないんだけどホームページで公表すると、広報も入ってましたかな、広報とホームページで業者名をそこで公表するということですね。何とか条例によく似てますが、そういうことを現にやっているということで、一つの参考になるのじゃないかなろうかと。

繰り返しますが、今の法の体制ではつくるなどか、よかとか悪いとかというのは言えないわけですよね。しかし、行政として何らかのストップ、業者にもう少し丁寧なことをやらせるための手段になるかと思うんで、ちょっとその辺のことをもう少しお考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） おっしゃる理由はよくわかります。私の方も近隣自治体とかインターネットの方でそういう携帯電話のトラブルに対応している、いわゆる条例をつくっている、そういうところを幾つか検索いたしております。篠栗町もこれは調停をするというような内容であったろうと思います。佐賀市の方もそういう分でされているということで、佐賀市の方も紛争調停、そういうものの内容であったというふうに思います。

それで、根本的に解決するかということになりますと、なかなか難しいかなという気もいたしますが、もう少し考えているとある程度建設業者に対して少し意見請求といいますか、そういうふうにもなるかなという気もいたします。

いずれにいたしましても、もう少しちょっといろんなところを見て、先ほど市長が言いましたようにちょっと勉強させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 他の自治体では、いわゆる高層住宅等に関する規制と絡めてですね、こういうものを設けているところもあるようですね、ぜひ参考にしてください。

1つは行政が間に入るというか、間に直接入るとややこしいかもしれませんが、何らかの形でかかわることにより1つは情報をもっと出してほしいわけです。例えば、これが電波塔としますと、その近い方が当然、この前の質問でも言いましたけど、距離の2乗に正比例して、強くなったり弱くなったりするわけですね。ところが、よく調べてみますと実際は近いところよりもちょっと離れたところが強いと、角度とかにもよりますけど。それから指向性がかなりありまして、何か例えばここで言うところちょうど力丸議員のところが強くなったりならなかったり、ちょっとずれると違うとか。これらの情報はなかなか出さないんですよ。もしそれが出ると、そこに当たらなかったところは平気だけど当たったところは冗談じゃないになりますから、そんないろいろなことがあるんですけど、まずはやっぱり情報を開示して話し合いですね、まずは話し合い。そういうものをぜひ何かやっていけば、ここまでトラブルになることはないかと思っています。ぜひとも今後ともこういったこと、先ほども言いましたいろんな市の景観等々も含めながら考えてください。

また、最初の仁の話に戻りますと、私はいわゆる巧言令色鮮なし仁という言葉が一番好きで、自分の心の戒めとしています。その語、対極をなすのが不言実行です。ぜひともマニフェスト、今先ほどいろいろありましたけども、私はすばらしいマニフェストと思いますので、ぜひ実現してください。終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩します。

14時20分まで。20分から再開します。

休憩 午後2時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番橋本健議員の個人質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の

2項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目めは自主財源確保の計画についての質問です。

我が国の経済は、昭和40年代のいざなぎ景気を抜く戦後最長の景気拡大が続いていると言われています。確かに失業率が下がり、新卒の就職率も上昇し、緩やかな景気回復をしたとはいえ、これは都市圏の話でありまして、地方に住む我々にとりましては景気がよくなったという実感は全くありません。むしろ政府が打ち出した財政再建のための税制改革で、社会保険料や国民保険税の負担増により国民や市民にしわ寄せが来ており、経済的な格差を生み出していることは紛れもない事実であります。

赤字国債残高670兆円に政府借入金と政府短期証券を加え、約827兆円の借金を抱えた日本政府は、国と地方の財政スリム化と地方への移行による地方の裁量拡大を目指した三位一体改革を推し進めてまいりました。すなわち、地方交付税の削減や国庫補助負担金の廃止、縮減、さらに国から地方への税源移譲といった、この3つの財政改革は地方自治体に大きな波紋を投げかけており、今まさに地方自治体の財政も危機的状況にあります。本市の一般会計予算総額は平成17年度217億円の予算規模ではありましたが、この改革により平成18年度の昨年は186億円と、大幅な総予算の削減を強いられました。厳格な歳出の見直しにより各部署への予算配分の洗い直しはもちろん、事業費の縮減や各種団体への補助金の減額などの痛みを伴った非常に厳しい財政状況となってしまいました。

さて、今年平成19年度一般会計予算は、市長市議選の全国統一地方選挙のため暫定的な骨格予算でありまして、今議会で5億2,739万1,000円が追加補正され、総額187億5,493万6,000円と、前年比0.7%増ではありますが、依然厳しい財政事情であります。その中で自主財源の占める割合を比較しますと、平成18年度49%に対し、平成19年度は54.4%で5.4ポイント増となっておりますが、そのほとんどが個人、法人の市民税の伸びによるものです。税金は適正かつ有効で市民の納得いく使い方が肝要かと思えます。これからの太宰府におきましては、自助努力による財政力をつけて市民への還元が理解できるきめ細かなサービスや、住んでよかった、これからも継続して住みたい、新しく住んでみたいといった太宰府の魅力を肌で感じられる市政運営を目指さなければなりません。

井上新市長は、施政方針の中で将来の太宰府に重要な意義を持つ事業については、積極的に仕掛けていくというやる気に満ちた方針を力強く語っていただきました。財政力指数は微増であります。経済収支比率の硬直化で財源に余裕のないのは事実です。逼迫した財政ということで大多数の市民の方々は不安を抱いております。

質問いたします。将来を見据え、安定した自主財源が確保できるような仕組みづくりが必要と考えますが、この点につきまして市長はどのような構想をお持ちなのか、具体的な見解をお聞かせください。

次に、2項目めの防犯対策の今後の展開について質問をいたします。

我が国の治安は世界一安全な国として評価の高いのが自慢でもありましたが、ここ10年の間

に様相が一変し、複雑多岐な犯罪の横行や人として考えられない冷酷で凶悪な犯罪が多発してまいりました。また、これと並行して少年犯罪の増加と低年齢化は日本の将来に暗い影を落とし、不安を募らせる時代になっております。そこで、平成15年9月から内閣総理大臣の主催で全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議が開催されております。安全な国日本の復活を目指して、行政機関の緊密な連携を確保し、有効適切な犯罪対策を積極的に推進する治安回復のための3つの視点による体制づくりが進められています。

視点1として、国民がみずからの安全を確保するための活動の支援。視点2は、犯罪の生じにくい社会環境の整備。視点3、関係省庁間の協働及び外国間との連携がかぎを握る水際対策を初めとした各種犯罪対策であります。このような安全・安心まちづくり全国展開プランが犯罪対策閣僚会議で決定されており、そのプランには1つ、住民参加型の安全・安心なまちづくり、2、住まいと子供の安全確保、3、健全で魅力あふれる繁華街、歓楽街の再生といった3つの重点課題と、61の推進施策が盛り込まれております。本市も平成17年12月議会において太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例が制定されました。平成19年度の予算書を見ますと、防犯対策としての費用は計上されておきませんが、重大な犯罪が起きてからでは遅いのです。高齢化が進み、独居世帯も増えつつあります。子供をねらった犯罪もいつどこで起きるかもしれません。現在、一部の行政区では自主的に防犯パトロールを実施されております。犯罪に強い地域づくりを目指した取り組みが必要かと思いますが、全市内に自主防犯を普及させるためには行政のリードと働きかけが必要です。したがって、今後どのような施策を講じ、展開される予定なのかお伺いをいたします。

以上、2項目につきましてご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 自主財源の確保の計画についてご答弁を申し上げます。

まず、本市の財政状況はご指摘のとおり、ここ数年国の三位一体の改革によりまして所得譲与税、減税補てん債、地方交付税の減額等がございまして、厳しい状況が続いております。平成17年度の経常収支比率は98.6%となっております。経常収支比率は三位一体の財政改革で、当市だけではなくて全国どこの自治体も年々高くなってきております。当市の場合、他市町村に比べて経常収支比率が高うございますのは、近年佐野土地区画整理事業、九州国立博物館の設置に伴います散策路整備、地区道路整備あるいは高雄中央通り線の整備など、将来のまちづくりに必要な基盤整備事業に投資を積極的に行ってきたためでございます。義務的経費であります公債費が一時的に増加しているというふうなことが大きな要因でございます。

本市の状況といたしましては、自主財源の中心でございます市税は新市街地整備に伴います新築家屋やマンションなどの増加によりまして、固定資産税の増収が期待されるとともに、人口の増加によりましてところの市民税の増加も見込んでいるところでございます。さらには、九州国立博物館の誘致によりまして、予想以上の観光客の方が訪れられ、多くの経済波及効果も

期待しているところでございます。しかし一方では、今後の地方交付税の減額が予想されますので、このような状況を打開するためにも、本市といたしましては平成15年5月に法定外普通税としての歴史と文化の環境税の導入を行いましたけれども、今後はさらに広告収入等の強化・増加策や未使用土地の市有地の売却、あるいは有効活用等を含めまして活用を図ってまいりたいというように思っております。またさらには、自主財源を増やすために職員の英知を出しまして様々な施策を行っていきますとともに、職員だけではなくて民間や市民もその中に考えを出していただいて、そして歳入増を検討する、仮称でございますけれども「もっと元気に頑張る太宰府委員会」を設置いたしまして、歳入増に向けてどういった方法があるのかというふうなことから広く意見を聞いてみたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

積極的な自助努力による歳入増は図っていくことが大切なんです、今ご答弁いただきましたけれども、九州国立博物館の観光客の増加による経済的な波及効果、それから歴史と文化の環境税はもちろんのこと、それと市有地を売却していくと。これからの計画については、新たな組織で考えていくというお答えでございました。確かに人口も増えまして、市民税や固定資産税の伸びを期待するのも理解できます。もっとやっぱり新たなことを考えていかなければならないと思うんですが、まずその前に財源としてはそんなにウエートを占める収入ではないと思いますけども、広告収入であります。これの増加策や太宰府にふさわしい、企業誘致も昨日お話が出ておりました、これを図っていくということでございますが、まず有料広告収入に関して現在市政だよりのほかにまほろば号の広告料、それから封書類ですね、こういったものがあると思いますが、ほかにどんなものがあるか、概算で結構です、広告収入の金額どれぐらいあるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 具体的な事務的なものでございます。それからまた、このことにつきまして、広く三、四年前ぐらいからこの歳入増につきまして職員の中でこれは検討協議を重ねてきておる部分、それが今具現化をしておる部分がございますので、詳細につきましては総務部長の方から回答させたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 金額につきましては、資料を持っておりませんので後でお答えしたいと思います。まず広告収入を得ているのは市政だよりの広告、それからホームページの広告、それから税務の納付書を入れてあります封筒が、これは余り収入にはならないんですけども、封筒代も印刷費も要らないと、ペイしているというような状況です。それから、市役所前に設置していますコカコーラウエストジャパンの自動販売機、これが2割寄附金として入ってきてまして、市役所のほか8カ所だったと思いますが、8カ所に現在設置してまして、月平均十

四、五万円の収入、寄附金が上がってきております。それから、リョーユーパンがつくっていただきます太宰府なごみパンというパンがございます。そのパンの包装紙に太宰府という名称をつけるということで、いろいろ交渉しまして史跡維持の整備に1円寄附をしようということで、1個売れるごとに1円の寄附金が入ってくると。大したお金ではありませんが売れた数だけ1円入ってくるというような状況です。もちろん、まほろば号の広告の収入もございます。

それから、今回進めているのがごみ袋、今年つくる分から広告が入って、それも一括して収入になります。それから、現在申し出があっているのが市民便利帳、市民便利帳をすべて自分のところで広告をとってつくって太宰府市に寄贈したいという話がありまして進めております。それから、太宰府市がつくっております市の封筒、大きいものから小さいものまでありますが、それについても広告会社の方、代理店の方から広告をとってつくって、太宰府市が必要とする枚数提供しますというお話があっておりますので、それも前向きに現在進めているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） たくさん挙げていただきましてですね、どん欲になっていらっしゃるお気持ちがよく伝わってまいりました。工夫次第ではですね、もっともっというんなですね、広げていけば数字がもっともっと上がるはずですので、さらにですね、積極的な営業努力を期待いたします。

努力といえませんが、国の支援事業であります地域再生計画事業、5カ年で約13億2,000万円ですか、認定されましたことは、これはもう職員の方のですね、金星で、私は拍手を送りたいというふうに思っております。

それから、依存財源としまして、またさらに頑張ろう応援プログラムにも応募されているということでございまして、昨日その話をお伺いしまして、現段階ではですね、やはり国や県の支援事業は大いに活用し、財政の負担軽減を図っていくべきだと思っております。

質問に入りますけれども、この地域再生計画事業では平成19年度、2億4,560万円が計上されておりました。高雄中央通り線を初めとするその市内の主な幹線道路整備に費やされるようですけれども、各行政区から要望の上がっている住宅地内の道路補修や舗装は今後どのようにされる予定でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この間30年来の団地が造成され、そしてその道路網がやはり壊れております。ひびが入り、あるいは側溝のふたがないというような代表質問あるいは一般質問の中においても指摘が上がりました。私はこの選挙期間中におきましてもそういった声を聞いておりますので、計画的にこのことについても具現化を図る必要があるというように思っております。ただ、一般財源だけを使用して行うということについては、なかなか限界もございますので、今言っております地方交付金でありますとか、何らかの国の施策に絡めてできる方策はな

いかというような視点の中で、職員にも研究していただいております。その延長上の中でできるような方策を私はとっていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 費用のかかるですね、市内の大きな幹線道路が今回の地域再生基盤強化での交付金で整備できるということは、ホットなニュースというふうに受けとめております。がしかし、税金を納める市民にとりましてはですね、やはり住宅地内の道路補修や側溝の整備、また街灯や防犯灯など、自分の身近な生活環境がよくなることを最も期待しております。こうした税の還元、その配慮で市民は納得し、行政に対する信頼もぐっと熱くなってくるのではないのでしょうか。

私、大野城市との境目に住んでおりますが、大野城市側は最近道路がきれいに舗装されました。太宰府市側はですね、切り張りだらけのがたがた道路となっております。道路の舗装整備につきましては、優先的にしなければならない地域もあると思いますけれども、いつからいつまでにどここの地区といった、具体的な年次計画を立てていただきまして、できるだけ早く実施に踏み切っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりだと思います。全体的な、そういった同じような環境下、状況下にある施設、道路等がどれだけあるかというようなことを、まず全体的に金額的な形の中でまとめ上げるというようなことが大事だというふうに思います。事務的には、その辺のところの資料もあると思っておりますので、どこをどういうふうなところを何年次に行っていくかというようなことを含めて考えていきたいと。

また、このことにつきましては、市営土木というような形の中で、地域の行政区長の方からも上がってきておりますけれども、それと整合性をとりながら、さらに計画的なやはり実施というようなことが大事だというふうに思いますので、財政予算と見合わせながら行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いをしておきます。

あと、自主財源確保のために企業誘致も考えているという、昨日のお話もありました。昨日来何度も耳にしましたけれども、その企業誘致についての具体的な計画と方法、つまりいつからどうやって募集するのか、もし案がございましたら、プランがございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 昨日から代表質問等でご答弁申し上げますのは、まずは観光客を対象とした宿泊施設を優先的に誘致をしていきたいというふうに思っております。現在のところ、具体的にそういうふうな動きはしておりませんが、今後こういう博物館、あるいは天満宮周辺を含めて観光客が増えておりますので、どうしたらそういうふうな宿泊施設が来てく

れるかというふうな、市の方でも営業できるような中身を今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） まだ未定だということでございますけれども、太宰府にふさわしいですね、やっぱり環境に配慮した企業誘致、こういった企業をお願いしたいと。それから、企業誘致によりましてですね、法人もしくは個人の市民税、それから雇用促進にもつながってまいりますし、一石二鳥の利点がございます。

先ほど部長からお答えがありました。私は滞在型観光をいかに今後進めていくか、これが一番安定した財源確保のかぎを握っていると言っても過言じゃないと思っております。温泉宿泊施設の条件のホテル業者を誘致していただいて、太宰府の文化財や史跡を堪能していただき、滞在日数に合わせたコースづくり、歴史のまち太宰府を満喫していただける観光行政にもぜひ力を注いでいただきたいと思っております。この辺のお考えはどういうふうにお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この観光客、平成18年度で集計しますと700万人をオーバーしたという実績、うれしいニュースが入ってまいりました。やはり、議員さんおっしゃいますように、いかにして滞在型の観光コースをつくりながら、そういうおもてなしをするかという問題に尽きるわけですが、一つの事業として私どもの方で、地域振興部の方で昨年からやっていますのが、「太宰府ブランド創造協議会」というものを立ち上げております。これは、市だけではなくて、観光協会と天満宮、それから商工会、この4つの団体が一緒になって、お客様、観光客をいかにしてもてなすかということも計画をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 国民年金健康保養センターが装いも新たにですね、民間のホテルグランティア太宰府という宿泊施設として、また開業されていきますけれども、今後ですね、利用者がどれくらいあるのか、こういった宿泊施設の様子を見て研究するというのも一つの方法かもしれません。以前、保養センターの当時は入湯税として600万円ほど、税収として入っておりました。今後、ルートインジャパンの民間経営に移ったんですが、入湯税のほかにどんな税収が入ってくるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 入湯税についてですが、国民年金健康保養センターのときはきちんと、取った入湯税についてはすべて市の方に申告されて、納めていただいております。ところが、現在筑紫野市の温泉施設ではですね、太宰府市の歴史と文化の環境税と同様で、入湯税の券を買う、それから温泉施設の利用券を買うということで、直接入湯税を徴収しないというふうな、分けてしているという施設が目立ってきております。

それで、私たちとしましては、早くその件をきちんと整理をしておきたいということから、

ルートインジャパンの方と再三協議をしまして、入湯税については自分のところで徴収をして、申告納税するという約束ができております。そのほかには、法人市民税等が、もちろん固定資産税も今までは入っておりませんでしたけども、固定資産税、それから増設される固定資産税、増設される予定ですので、増築分についてもかなりの税額が出てくるのではないかと、そういうところを収入で見込んでおります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。

ちょっと重複しますが、太宰府という名前、これは全国でやはり、私たちは感謝すべきですね、すばらしい財産とっております。この名前を生かさない手はないということで、国博オープンで人気が高まっておりますが、年間700万人の観光客数を誇る都市だけに、将来に向けた安定した自主財源確保のために、ぜひですね、温泉つき宿泊施設が何としても欲しいというふうに、私だけではないと思いますけれども、そうっております。

専門業者を誘致できれば、先ほども出ましたように、入湯税のほかにですね、法人税や固定資産税などが確実な、そういった税収が見込めるわけです。さらに、宿泊によっていろんな文化財、遺跡の観光コース、回遊性を持たせれば、経済波及効果というのはですね、もう考えられないほどあるのではないかとっております。ぜひ近い将来に向けプロジェクトチームを結成していただき、早急にとるべき緊急課題だというふうに私は考えております。ぜひ、市長の英断を期待しております。

次の回答、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 次の回答をいたします前に、先ほどの金額がわかりましたので、ご報告いたします。

平成19年度広報「だざいふ」、それからホームページ、それからごみ袋、合わせまして約350万円、それに自動販売機が年間約150万円から200万円ぐらい入ってきますので、約600万円ほどの収入になるのではないかとというふうに考えています。

今後の防犯に関する行政施策についてお答えいたします。

県下におけます平成18年の刑法犯認知件数は、前年比の4.4%減の10万2,101件と、窃盗犯を中心に4年連続で減少しておりますが、殺人や放火などの凶悪犯、傷害や暴行などの粗暴犯が増加に転じ、認知件数の減少率に陰りが見られるなど、住民の体感治安に不安が感じられる状況となっております。その他、高齢者等を対象とした振り込め詐欺や女性や子供をねらった犯罪も増加するなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

そのような状況を踏まえまして、昨年8月より総務課に防犯専門官として警察OBを配置し、住民の防犯相談や市内巡回パトロール等を行っているところです。また、地域住民の皆様にもご協力いただき、地域での防犯パトロール等も活発に行われており、本年2月と5月には警察、住民、行政との合同パトロールを実施したところであります。今後は警察とも連携

を行い、毎月第2、第4金曜日を「筑紫地区一斉街頭活動の日」といたしまして、自主活動のバックアップ、また協働活動への呼びかけを行ってまいる予定にいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 昨年8月から防犯専門官を採用されているということは聞き及んでおりますが、後でちょっと触れさせていただきます。

ここにですね、平成17年12月にいただいた太宰府市安全・安心まちづくり連絡会議規約があります。市民の安全意識の高揚、また自主的な安全活動推進を図り、安全で安心のまちづくりの実現に資することを目的とするというふうなうたってあるんですが、この規約にですね、この規約は平成18年4月1日から施行というふうになっております。今日まで1年2カ月経過をいたしておりますけれども、この間何をどう実践されてきたのか、お願いをいたします。

○議長（不老光幸議員） 秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長。

○秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） 私ども太宰府市は毎年ですね、防犯活動につきましては、特に地域での防犯活動ですかね、その推進ということで、特に西校区あるいは南小校区におきまして、そういう防犯活動の推進ですか、そういうことに努めてきております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 後で述べますけども、やはりもっとですね、行政の方がリードをとっていただいてですね、やはり全市内的に防犯パトロールが普及するようにしていただきたいというふうには思っているんですが、この連絡会議の組織というのはもうでき上がっているのでしょうか、組織されているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長。

○秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） その件については、まだ組織はしておりません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ、やっぱりこういった組織をつくっていただいてですね、今後太宰府における防犯対策をどうやっていくかということも、やっぱり考えていただきたいというふうに思っております。

太宰府市の責務としましてですね、安全・安心のまちづくり推進条例の第4条に、市は規定する基本理念を実現するため、安全なまちづくりを推進するために必要な施策を実施しなければならないというふうには書いてあるんですが、なぜこういった動きがないのか、なかなか前に進まないのか、問題点は何かというふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 協働のまちづくりの視点から、私地域コミュニティ担当ということで、その辺で少しご回答させていただきたいと思います。

なるほど、橋本議員がおっしゃいますように、行政がリードしながら地域活動につながっていくという、この間行政主導型の取り組みをやってまいっております。その一定の成果も出ていると思います。しかし、市長も申しますように、これから行政と市民の方と一緒に地域の課題を解決していくためには、やはり行政主導型ではなくて、その地域にどういう課題があるのか、その課題を解決する方法にはどういうことが一番大事なのか、そんなことを皆さんと協議をしながらですね、進めていきたいと思っております。この間、報告させていただきましたように、3つの小学校区ではそういう協議をしながら何かの取り組みをやるという組織までつくっていただいたところもありますので、今後は市長の市政懇談会等も活用しながらですね、市内全域にそういう取り組みの提案をしていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 地域コミュニティの方で防犯部ができていたというのは私も耳にしております。ただですね、名前を当て込んだだけで、動く組織にはまだなっていないんですよ。やはり、ボランティアの組織をつくるということはなかなか難しいと思っております。

今世間ではですね、殺人事件から強盗、窃盗、こういったありとあらゆる事件が全国で発生しているわけです。少年たちも凶悪な事件を起こすようになってきております。例えば、先日の母親の首をバッグに詰めて、ネットカフェで時間を過ごすといった信じられないようなショッキングな事件には、まず啞然とさせられてしまいます。また、街頭犯罪は日常茶飯事起きております。世の中何かが狂っているとしか私は言いようがありません。

ここでちょっと資料をごらんいただきたいと思っております。4市1町の街頭犯罪認知件数でございますが、これは一応警察に届けがあったという分の件数でございます。平成16年を基準にして見ていただきますとですね、平成16年から平成17年はどこの市も減っているんです、件数。ただ、平成17年から平成18年の前年比を見ていただければわかりますように、春日市がマイナス96件、大野城市がマイナス33件、筑紫野市45件、那珂川町マイナス44件、太宰府市27件、逆にプラスなんです、太宰府市だけが。それで、私は何とかですね、全市的にやはり取り組んでいただきたいという、そういう働きかけを行政主導でやっていただきたいということで、今回質問を取り上げさせていただきました。

その27件の内訳でございます。これは、さっきおっしゃいましたコミュニティ、小学校別のですね、小学校単位の太宰府小学校、それから太宰府東小学校、太宰府南小学校、水城小学校、こういった7つの小学校区の街頭犯罪件数のデータでございます。その中で左の罪種、大体これは少年犯罪も含まれております、たくさん。空き巣、忍び込み、居空きですね、これが住宅における被害なんですよ。空き巣というのは人がいないときに入ってくる。忍び込みは夜間に入る。家人がいるのにもかかわらず夜間に入って、顔を見たら命を奪うという事件も起きております。それから、居空きというのは日中ですね、例えば下で、居間でテレビを見ているときに2階から侵入して、金品を奪うということだそうです。

こういうふうに見ますとですね、平成18年の合計、校區別に見ましても、みんなやはりその

27件の太宰府小校区はプラス2件、太宰府東小校区は9件、太宰府南小学校区は18件、水城小学校区はマイナスの5件、それから水城西小校区は28件、太宰府西小校区はマイナスの18件になっている。国分小校区はマイナスの7件で、トータルで27件ということでございます。

この資料でおわかりのようにですね、4市1町の中で、先ほど申しました太宰府だけが増加をしていると。街頭犯罪を減らすための打開策というものを、やはり私は真剣に考えていかなければならないというふうに思っております。これまでで述べられました対策で大丈夫でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 防犯対策が今の現状で大丈夫なのかというようなことでございます。

もちろん、答えは今の現状ではまずいだらうというふうに思います。しかしながら、それぞれの自治体の中で、今地域振興部地域コミュニティ推進担当部長が言っておりますように、既にそこに空き巣でありますとか、状況が発生したところが、積極的に防犯対策が進んでおるというふうに私は認識いたしております。平成17年12月に安全・安心のまちづくり推進条例をつくりましたのも、実は防犯等を念頭に置いて、まずできるものからやっというふうな視点で、この条例をまず制定をしたというふうなことでございます。

今後につきましては、一遍ではこれはできません。やはりそこに市民の皆さん方が同じような考え方で、協働のまちづくりも基盤はそうですけども、自分たちの町は自分たちで守るというふうな、そういったまちづくりをしていくんだというふうな意識の醸成を、私どもはあわせて、総合行政として、防犯の視点からだけではなくて、あらゆる行政の対話の中で、やはり総合行政等の視点から市民に対話していく必要があると、その中からやはり市民のまちづくりの意識が醸成されてくるものというふうに思っております。私は具体的には行政ふれあい懇談会を行うというふうに言っておりますのも、一つには地域力の低下が言われておりますので、もとの、今の隣組制度、そういったところを活用しながら、人と人の触れ合い、横のつながり、その中でやはり幼児から高齢者、あるいは防犯、防災も含めて、有事の際にやはりつながりができるような、リンクされるような、そういった連鎖した組織あるいは制度を確立していきたいというふうに思っております。時間がかかりますけれども、私は平成22年中までには、この制度設計をきちっと市民の声を聞きながら行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 済みません。くどいようですが、太宰府西小校区は資料でござんのとおりですね、マイナス18件。これは何でかといいますと、自慢するわけじゃないんですが、西小校区ではですね、平成17年10月、8行政区中6つの行政区の有志の方でですね、防犯防災協力を立ち上げたんです。その中で、毎月定例会を開き、防犯の取り組みについての協議あるいは情報交換を行っております。定例会も、もう今月で20回目を数えます。そのほかに警察や消防署、防犯アドバイザーを招いて防犯セミナーを6回、それから地域安全リーダー養成講座を

4回開催しております。その結果、筑紫野署の署長より34名の方が修了証を授与されておりまして、計10回の受講者は延べ557名というふうに参加しております。

先ほどの防犯専門官のお話ですけれども、採用されまして、市内全域の巡回パトロールを実施していただいております。落書きや不法投棄、それから駐輪場、駐車場、自動販売機や住宅地の空き巣発見、また住民からの相談の迅速な解決、こういったことなどで活躍をされておりますが、もっともっとですね、この防犯専門官の存在を周知、お知らせしていただきたい。それと、お知らせするためには区長会、校長会、また事業所におきましてですね、この防犯専門官の紹介と積極的なPR活動を実行していただきまして、市民への安心感を少しでもですね、広げていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ただいま提案されましたとおり、今後十分周知に努めたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） せっかくですね、条例ができておりますから、絵にかいたもちでは私はもう何にもならないというふうに思っております。市民への防犯に対する意識高揚、先ほどおっしゃいましたようにですね、自分たちの町は自分たちで守るんだという、そういう意識高揚と実践活動部隊の体制づくりのためにですね、私はぜひこれは防犯対策費という予算化をしていただきたいなというふうに考えております。このままではもう何にもできないままに終わってしまいますので、ぜひお願いをいたしておきます。

そこで、最後の提案ですけれども、防犯対策としてですね、防犯促進としまして、区長の認可を得た防犯ボランティアの申請団体には3万円から5万円の助成金を出すといった、1、2の3で募集働きかけをしない限りはですね、パトロールの動きというのは出てこないと思うんです。こういった点でどのようにお考えになりますでしょうか。やはり一斉にやるべきだと思うんですね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そこまでやるためのやはり方策といたしましでしょうか、集めて、そういった各団体、それぞれ防犯の組織団体はあるわけですけれども、そのことがネットワーク化されていないというような部分等々があります。その中でこういった意見、一緒に連絡をとり合うとか、そういった形でのシステムづくりといたしましでしょうか、これが大事ではないかなというふうに思います。私は、子供の命を守るネットワークの確立のための提言も公約の中でいたしております。私は、やはり地域、行政、そういった各種団体、これの連携というようなものが大事だと。その前には、その前提にはやはり、先ほども言いましたように、私たちの町は、地域は私たちがまちづくりをしていくんだ、防犯も子供たちを守っていくんだというふうな、そういった行われておりますついで隊、例えば登下校時におきまして、その時間帯に庭に出るだけ、外の掃除をするだけ、7時半から8時半ぐらいまで、皆さん方がそういった形で登下校の通学路になっているところをただ子供たちの命は、あるいはそういった事故から守られると

いうように思っております。それをするにしても、やはりある種は行政が主導しなければならないと思いますが、そういった啓発活動、あるいは今ご提言があつておりますように、パトロールするための助成も起爆剤として有効であろうと思っておりますので、その辺のところも含めて今後考えていくということは必要だろうというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） よろしく願いいたします。

防犯グッズというのはそんなに高くないんですよ。帽子とか腕章、防犯チョッキ、赤色灯なんかもございますし、これの助成金が出るとなるとですね、非常に励みにもなりますしね、大変助かります。活性化に役立つということでございます。

例えば言葉は悪いですけども、えさをまかないと魚はかかりません。やはりこういった思い切った施策を展開していただかないと、動きそのものが出てこないんです。この辺を私は今日最も言いたいことございまして、ぜひ促進策取り組みの件、ご検討ひとつよろしく願いをしておきます。

最後になりますが、最近是非常に物騒でございまして、犯罪はいつどこで起きるかわかりません。全国ニュースにならないよう、予防をいち早く、こういうことが大切でございます。青少年の非行や犯罪抑止にもつながってまいります。一議員が提案したすぐ後に取り組んでおけばよかったというような後悔だけはしないよう、安全・安心の町、治安日本一の太宰府を目指して、防犯の積極的な展開を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、5番後藤邦晴議員の個人質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

その前に、今般の井上新体制により、新たな施策や事業課題を総合的な見地で、マニフェストに沿って実行されていく手腕に対しまして、心よりご期待を申し上げます。

それでは、まず1項目といたしまして、行政サービスに市民の声を反映する施策について質問いたします。

市長は施政方針の中で、市役所はサービス産業であると述べられました。しかし、市民の声は今もお厳しく、職員の対応に関しても、態度や言葉遣い、実際に行動を起こすまでの過度の時間の経過、また約束したにもかかわらずいつまでたっても実現されないということなど、時折不満の声を耳にします。このことは予算の問題もあるでしょうが、一部職員の姿勢の問題でもあるようです。

このようなことから、市長が言われるサービス産業の手法として、予算面と職員の資質向上を含め、どのような取り組みをなさるのか、また市民の声が反映するような取り組みとはどのようなものかを具体的にお示してください。

次に、2項目めとして、公共施設使用料の減免について、もちろん賛成の立場で質問させていただきます。

私どもからしますと、市民の要望を反映されたこととして、非常にありがたいことだと思っております。しかし、最初に減免を廃止するに至った理由から見て、時間を余り置かずに復活されるのはどのようなお考えがあつてのことなのか、お聞かせください。また、減免の対象は以前と変わらずに実施されるのでしょうか。施政方針では、市民の皆様のスポーツ活動や文化活動を総合的に支援する観点から、体育協会及び文化協会加盟団体等に対する公共施設の使用料を減免すると述べられていますが、限られた団体のみが対象となるのでしょうか、あわせてご回答ください。

なお、回答は項目ごとをお願いいたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ここで休憩します。

15時25分から再開します。

休憩 午後3時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（井上保廣） 1項目めの行政サービスに市民の声を反映する施策についてご答弁を申し上げます。

まず、職員の態度や言葉遣い、あるいは約束がいつまでたっても果たされない等につきましてのご指摘がございましたけれども、ちなみに昨年2月に市民課窓口で行いました市民満足度調査によりますと、満足とやや満足で65%、普通を含めると96%の肯定的な回答、評価をいただいておりますし、本年4月から全庁的に実施しておりますマナーアップご意見箱では、普通の評価は設定しておりませんが、約61%の方が満足しているという調査結果が得られております。しかしながら、一部の職員であつてもご指摘を受けるようなことがあれば、それは改めていく必要があるというふうに思っております。職員一人一人が常に全体の奉仕者であるということを踏まえた上で、適切な対応に心がけていかなければならないというふうに思っております。ご指摘のように、服務規律の確保を徹底していくことは必要でございます、改めて各部課長から朝礼等を通じまして、周知するように指導をいたしております。また、事務事業を進めるに当たりまして、市民への説明を十分に行っていくことが大切であると思っておりますので、こういった点もあわせて指導してまいりたいというふうに思っております。市政運営の基本は、市民の皆さんの意見を聞き、市政に反映させることが大切であるというふうに思っております。

次に、市民の声が反映するような取り組みはどのようなものかについてご回答申し上げます

けれども、個別的な意見につきましては、日常業務におきまして、各課窓口あるいは電話、ファクス、はがき、封書あるいは市へのメールなどでも、市民の皆さんから意見や要望をお伺いしているところでございます。全体的に聞く場といたしましては、本年度は「住みよか太宰府まちづくり市民意識調査」の実施でありますとか、あるいは、仮称でございますが「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」の計画をいたしております。また、市民の市政参画の機会を拡充するとともに、市の基本的な政策あるいは施策、計画等に対しまして、市民等が意見を述べる機会を保障いたしまして、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るために、パブリックコメント制度を本年度中に導入をしたいというように思います。今日までも部分的には行っておりましたけれども、これを制度化していきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 今市長の答弁がありましたけど、確かに満足度65%、これが100%になるためには大変なことだとは思いますが。だけど、今回は4月の統一地方選挙がありまして、市長もいろんな市民の方とお会いされたと思いますけど、私も同じくいろんな市民の方とお会いしました。そして、市民の方々のお声をお聞きしたところ、いろんな声を聞きましたけど、井上新体制になって一番最初に取り上げるのはこれじゃないかなと思いましたが、これを取り上げさせていただきます。

そのお話の中で1つ例を挙げますと、市民が担当窓口ですね、カウンターに伺うと、先に市民の方が担当の職員の方とお話をしている、そのときお見えになった市民の方は、横で立って待っていらっしゃると。そのカウンターの奥にはもちろん職員の方が何人もいらっしゃる。そして、その中に、職員の方はもちろんお仕事をされていますので、パソコンの画面を見たり、または書類を見ていて、市民が立っているのに全く気づいていないのか、また気づかないふりか、また気づいていても、1人が対応しているのではという気持ちであるんじゃないかなというお声がありました。このようなことが多く見られるという苦情が何件か聞きましたんですけど、私は気づかないことはないと思います。もちろん、1人が対応しているのではというような気持ちがあるのではないかと思います。もし、奥にいらっしゃる職員の方が気づかれなくても、対応している職員の方は、真横に新たな市民の方がお見えになっていらっしゃるのですから、必ず目につくと思います。そのときに、対応されている職員の方が奥の職員に、お客様ですよというような声をかければ済むのじゃないかなと、そういうふうに私は思いました。

だから、こういうものが一番、市長も述べられましたように、市役所はサービス産業と、本当に私もそのとおりだと思います。市民の方で初めて役所に来られる方、また役所に行くのが本当に苦手な方、けどどうしても役所に行かんことには自分のこれが終わらないと、渋々行って、やはり市民の方というのは役所、お役所の職員さんですから、こわごとと行かれる方もいらっしゃると思います。その方たちに少しでも和んでいただけるように、市民の方ですの

で、人間、人と人との心の触れ合いというものをちゃんとしていただければ、市民の方は気持ちよくお話をして、いろいろ教えていただいて帰られると、これが一番大事なんじゃないかなと思います。

そういう意味でこれを取り上げさせていただいたんですけど、今市長の方からもお話がありましたように、いろいろな勉強会をやるとか教育をしていくということを言われましたけど、今のような対応があるということと、もう一つ述べさせていただきますと、これはその方がおっしゃったので、私はその方に一応そういうことを市の方に問い合わせる場合は、区長を通してやってくださいと、今言われることはこれは区長を通してやるべきが本当ですよということは確かに念は押しました。それでもって、市民の方が何人かで担当課に面会し、質問、願い、要望をしたところ、その担当の方が即答はできないということでありましたということと、その方たちが名前と住所と電話番号を提出して、後日回答をお願いしますということで帰宅されたそうです。だけど、待てども待てども回答がない。とうとう6カ月近くたつた。で、何の連絡もなかった。そして、その回答を、たまたまなんですけど、私が聞いたんです。そしたら、その方から皮肉られて言われたのは、議員さんだからその回答は即に出たのかと。たまたま私が6カ月たつたことで、役所の方から答えが決まったから、私に答えていただいたと思うんですけど、その方たちの判断では、議員だから答えてもらったんじゃないかというような疑いの目で見られました。だから、やはりそこで即答ができない、まだ決まっていないから、回答することができないかもわかりません。だけど、半年もたっている、相手の方は3人行かれたそうです。そして、電話番号、住所、名前までちゃんと伝えて帰ってあるのにその答えが返ってこない、本当にやはり市民の方はつらいと思います。腹が立ってくると思います。そういうことを本当に、ぜひ新体制、井上体制でやっていっていただきたいと思います。これは本当に昨日から各議員さんがお話しされていますけど、職員の方、本当によく仕事をされています。それは私も重々わかっております。だけど、そこに1人か2人、たまたま、それもたまたまだと思いますけど、それがあってもやはり市民の方はそこで、もうそれだけしか頭に記憶がないと思います。そういうことが一番大事じゃないかなと思います。ぜひよろしく。

それで、市長の施政方針にて、いろいろな公約を述べられましたけど、そのために私はこのことが一番気になりましたので、いろんな議員の方は違うことをいろいろ述べられましたけど、私としては人の心、和を大事にするということが一番大事じゃないかなと思ったものから、これを述べさせていただきました。市長が助役のころは市民を大事に、もちろん考えられていたと思いますけど、市民の前で余り述べる時間がなかったと思います。だけど、今度の統一地方選挙がありまして当選されました。その前にお願いにいろいろ選挙活動をされました。それで、いろんな方に委任されて、本当に述べる機会がいっぱいあったと思います。それで、施政方針で市民が中心と、市民を大切、大事にと、至るところで述べられております。私もこれが一番大事なことではないかなと思います。いろんなコンピューターをいじります。機

械をいじります。だけど、市民の方と対話するというのが、一番この太宰府市をよくしていく上で大事じゃないかなと、市民の方と対話することが一番大事じゃないかなと思うので、これを述べさせていただきます。ぜひ、今後ともこれを忘れないでやっていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

では、次の項目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご提言ありがとうございます。

次でございますが、公共施設使用料の減免についてご回答いたします。

公共施設使用料の減免の見直しにつきましては、公平な受益者負担の原則から、一般利用者との公平性を図るため、また指定管理者制度の導入等に伴うことから、市の方針として、平成18年1月から市民の皆さん方にご理解とご協力をいただきながら実施して、1年数カ月が経過したところでございます。

しかしながら、今回、市民の皆様方にお会いする中で、文化協会でありますとか、あるいは体育協会等の団体の会員の皆様方、あるいは小・中学校の保護者の皆さん方から、数多くの市民の皆さん方からこの使用料や利用の面でご不満があるということの意見をちょうだいしました。また、そういった不満が述べられたわけでございます。

そういったことから、減免問題については、これは再度、原点に立ち返って見直す必要があるというふうに、そのときにも考えるに至った次第でございます。このことから、私はいろいろ迷いましたけれども、そういった不満あるいは厳しい批判がある以上、やはり行政はそういった文化の面、あるいは体育の面、いずれにしても生涯学習の側面から、支援をしていくというのが行政の立場であろうというふうに思いました。そういったところから、今回の見直しを行わなければならないというふうに至ったわけでございます。

市民の皆様方がやはり利用しやすい施設としていく検討や、あるいはスポーツ活動への参加促進、また文化活動などを総合的に応援していくというふうな観点、そういった観点に立ちまして、現在受益者負担を原則としながらも、負担のあり方について、関係課によります調整会議を進めております。減免の対象あるいは減免率及び実施時期などにつきまして、さらに指定管理料への影響なども含めまして、総合的に検討をいたしておるところでございます。

一定の方向が決まり次第、早い時期に私は実行に移したいと思っておりますし、そういった中におきましては、議会の方に早速初めにご報告もあわせて行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

昨日から各議員さんで、私を含め7名の議員の方が質問されました。そして、同じことの繰り返しになるかと思いますが、よろしくをお願いします。

体育協会が中心となり、市民及び各団体と一緒に、平成17年6月16日に署名総数1万

6,533名、太宰府市民の人口が6万7,000名、4名に1人の方が署名していただきました、公共施設使用料減免措置の継続を求める要望書、前市長の佐藤善郎様あてに提出しています。井上市長が助役のときでございますけど、このことを、提出をしたことをまずご存じであったかということと、またこのことが、もちろん市長も統一地方選挙がありましたので、市民の方からいろいろお話を聞かれたと、意見が出たということは昨日から述べられております。だけど、この署名書、要望書が少しでも影響しているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の署名等については、その段階で陳情書が上がったと、署名入りで上がったということについては、承知をいたしていました。その時点の中におきましては、いろいろな行政施策のあり方、見方、行政評価制度に基づきました、あらゆる分野の見直しをかけておりました。そういった部分がありまして、やはりその時点の中においては、前に進むというようなことをしなければならないというふうな要素の方が強かったというふうに判断をいたしております。しかしながら、今も申し上げましたように、その後具体的な、この目で、この耳で、この足で聞き、そして皆さん方の声が非常に大きいというようなことで、途中でも、当時の佐藤市長の方にも電話をいたしました。私はこう言った考え方を持っている、やめておりましたけれども、そういったところを話ししながら、そして改めるにはばかることはない、勇気を持って過ちはやはり改めていく必要があると、そういった気持ちの中から、マニフェストの中においても掲げ、そしていつからするかというようなことまではわかりませんでしたけれども、早い時期にそういった生涯学習の面、あるいは体育の面の側面から、やはり支援していくというふうな形の中で行政はあるべきだと、当選したらまずもって、その辺のところを含めてできることからやっつけていこうというようなことで決意し、今のような状況になった次第でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） これも昨日からお話が出ておりますけど、再度確認させてください。

減免の対象は、文化協会、体育協会、教育団体、ボランティア団体、福祉団体など市のために尽力されている団体や、市が認めている団体を含めての減免になるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 従来から、ちょっとお話を戻しますと、教育委員会の中で減免制度そのものはありましたけれども、厳密にどういった団体を、どういうふうな形の中で減免するかというような基準を、その当時設けておりませんでした。職員がその都度の申請に基づいて、減免制度を行っていたというような部分がございます。そういった部分をまずもって変えていくというふうなことから、その時点の中で始めましたし、やはり基準書をつくって行すべきだと、あるいは通例の部分でない例外的な減免については決裁を逐次受け、あるいは決裁がそういったスピードの面から問題があるのであれば、基準書をきちっとつくった形の中で行すべきである



と、今ご指摘の各種団体の領域の中においては、すべて入るといふふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。その中に対象者が、これは外すというような項目が出たら、再度お願いしたいと思いましたが、ありがとうございました。

最後になりますが、市長が施政方針またはマニフェストにて減免を述べられて、それをやはり市民の方は早く耳にされて、早速私たちにいろいろな団体、市民の方より喜びの声を聞きます。そして、減免の実施時期はいつかと、いろんなことをお尋ねになりました。だけど、これは昨日の議員さんの質問の中にお答えが出たと思いますけど、9月をめどに検討中ということのご回答が出ております。これで私に問い合わせがあった方々にはお答えしてよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 条例整備でありますとか議会の議決というふうな部分もありますので、9月議会をめどに戻していきたいというふうな考え方は持っております。早い時期でそういうふうになると思います。いろんな部分がありますと、それ以降になるかもしれませんが、基準値としては、目途としては9月でいきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございました。

2項目について述べさせていただきましたけど、今後とも新しい井上体制が活発に活動していくことを願ひまして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の個人質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しています公共施設の災害対策について、市長及び部長に質問いたします。

本市は災害、防災対策に対し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しておられ、市民の生命、財産を守るため、災害訓練を初め啓発、危機管理など様々な取り組みをされ、災害対策に心がけておられることを深く感謝しております。

忘れもしません、平成15年7月19日の集中豪雨、平成17年3月20日の福岡西方沖地震、4月20日余震と、災害は予告できません。平成11年6月、総理府の世論調査においても、日ごろから地震、災害への備えをしているかと聞いたところ、特に何もしていないと答えられた方が35%、2004年7月1日、太宰府市市政だよりの市民意識調査の結果もマイナスという評価であり、防災意識が高まっていないのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

1つ目は、第1次避難場所である市内44カ所の共同施設及び公民館の現状についてお伺いいたします。

第1次避難場所である公民館は、市民が利用する身近な施設であり、災害のときの避難場所となっておりますが、公民館の有効活用がなされているのでしょうか。また、ふだんの利用率はどれぐらいなのでしょう。第1次避難場所である公民館がどこにあるのかわからなく、避難場所に誘導する表示板の設置がないことや、地震その他災害が発生した場合、避難場所として指定されている公民館が、何らかの理由でいざというとき利用できないことがあつては、住民を守ることはできないと思います。健常者だけではなく高齢者や子供、障害者が安心して暮らせる環境づくり、バリアフリーなど、公民館の現状、問題点はありますか。避難場所である公民館は、緊急時にすぐに開錠できるのでしょうか。電話の設置はされているのでしょうか。入館するまでの玄関が階段になっていて、体の不自由な方の利用ができていますでしょうか。トイレについては、和式トイレは高齢者には負担であり、また男女共同になっているなど問題点がありますが、いかがでしょうか。世帯数に応じた収容施設になっているのでしょうか。改善策として、例えば手すりポールをつける、階段をスロープにするなど、ちょっとしたことの工夫で改善策となると思います。自治会との協議を行い、避難場所として改善強化することが必要だと思いますがいかがでしょうか、ご回答をお願いします。

2つ目は、第2次避難場所の選定についてお伺いいたします。

第2次避難場所も世帯数に応じた収容対応を考えて振り分けられているのでしょうか。例えば、市民べんり帳2007保存版では、太宰府東小学校校区の第2次避難場所が太宰府中学校だけとなっておりますが、相当の距離があり、移動するのが大変でございます。この校区の第2次避難場所に太宰府東小学校を追加、変更することはできないのでしょうか。

公民館は自治会だけで運営するのではなく、福祉行政の関連もあると思います。避難場所として、コミュニティづくりの場として、機能が十分に発揮されているのでしょうか。公民館の運営の見直しや組織、役割、重要性を認識し、地域福祉活動ができるよう、憩いの場であり集いの場で、学習の場として、災害時に第1次避難場所として活用できるよう施設の充実を図ってもらい、市民と自治会と行政が連携し、できることから改善策を講じる必要があるのではないかと考えます。市としてはどのように考えられておられるか、お伺いいたします。

再質問につきましては自席で行います。よろしくお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 本市の災害時における避難施設につきましては、太宰府市地域防災計画において指定をいたしております。

まず、行政区を単位とするブロックを1次避難圏とし、44の地区公民館や近くの公園等を指定いたしておるところでございます。

また、第2次避難場所につきましては、原則として各小学校区を避難圏とし、社会的、地理的に一定のまとまりを有していることや、直線距離がおおむね2km以内の地域であること等を要件といたしまして、指定をいたしております。

詳細につきましては、担当部長の方から回答させますので、よろしくお伺い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） まず、共同利用施設及び公民館の現状について回答いたします。

現在、共同利用施設及び地区公民館は、行政区で建設及び維持管理をされております。市の方からは、公民館活動に対して、公民館運営助成金及び施設の補修等に対して整備補助金を交付いたしております。

公民館活動の利用率につきましては、正確にはつかんでおりませんが、生涯学習の地域の拠点として文化祭、敬老会や子ども会活動など、様々な地域の行事への中心的活動の場として利用されております。

避難所といたしましての公民館の利用率ですけれども、平成18年度では7公民館、28名の自主避難者の方が利用されております。

次に、バリアフリーについてですが、最近建設されました4カ所の公民館につきましては、バリアフリー化がされております。今後建設される行政区、あるいは改造される行政区の公民館がありましたら、バリアフリー化を指導していきたいというふうに考えております。

緊急時の開錠につきましては、ほとんどの公民館が館長、主事さんで管理してあります。中には管理人を置かれてある公民館もありますので、必要なときは電話等で開錠をお願いいたしております。

電話の設置につきましては、設置されていない公民館が数カ所あります。連絡につきましては、館長もしくは主事さんに連絡することといたしております。

階段やトイレにつきましては、バリアフリーとも関連がございますが、階段でスロープになっていないところや、トイレが男女別になっていない箇所はあります。施設の改善につきましては、建築年数が相当経過していることから、毎年行政区から補助要望が多く申請されておりますが、財政状況等の事情から、行政区の要望に対しまして十分に対応できていないのが現状でございます。

また、補助金の交付につきましては、行政区からの申請内容を精査させていただき、緊急なものを優先して交付していきたいと考えております。

最後に、世帯に応じた収容施設であるのかの問題についてですが、地区公民館は社会教育法上は公民館類似施設に当たりますので、設置基準の制約がございません。当初、建設時に土地の状況や資金の関係で現在の公民館が建設されており、避難所としての施設ではありませんが、区民に一番身近なものとして周知されていることから、指定をしたところであります。

以上、5点について回答いたしました。災害等の状況に応じて、第1次避難所では不十分であると判断したときは、第2次避難所に誘導したり、案内することといたしております。

次に、第2次避難場所につきましては、基本的には小学校区ごとに避難していただくこととなりますが、災害の発生状況、被害の状況によっては、校区以外の避難所を利用することも想定されますので、状況に応じた適切な対応を実施したいと考えております。

また、太宰府東小学校を校区の避難所として追加指定できないかのお尋ねですが、今後全

体的なバランス等を考慮しながら、避難施設の指定を再検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ありがとうございます。答弁で、全体的なバランス等を考慮しながら、再検討するというところでございますけれども、私もこれが即実行できるとはなかなか難しいと思いますけれども、すべて人に任せず、各一人が備えの心を持つことが一番大事なことなんですけれども、備えあれば憂いなしという共通の理解を自覚し、一刻も早く改善していただきたいと思っております。前向きなご意見ありがとうございました。

それから、災害が発生してからでは遅く、避難場所として指定されている地区公民館の一部で、湯ノ谷西、三条台というのは、もう行かれていますと思いますけれども、本当に山手にございます。本当にあれが避難場所であるのかなと、私があそこに住んでいたら、私は山の方には駆けつけないだろうと、市民の、ひとり暮らしのお年寄りのことを考えていただくと、やっぱり避難場所というのは、避難場所としては、先ほど部長の方から言われましたけれども、行政区の世帯数に応じて割られているんだろうと思いますけれども、とにかく地区公民館が山にあるということは、本当にがけ崩れとかで避難できないことがあるのではないかと、私は今心配でございます。その点を含めまして、組織の機構の事務分掌の中に位置づけられている中央公民館は共同利用施設の管理と地区公民館の指導を行う機関として、そういうふうになっておりますので、44カ所の施設の有効活用ができていくかどうかの把握はしておくべきだろうと思います。

また、市長様、施政方針に述べられたように、「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」で地区公民館に行かれる際には、地区公民館を見ていただきまして、入り口から見てください。入り口から、車いすが入れない状態、もう段差が何段もあって、そこをセメントでスロープにするだけで、それで終わるということを頭に入れていただいて、市長さんみずから懇談会等に行かれたときには、施設の方も見ていただきたいと思っております。

それから、今は、現在は健常者だけの避難訓練、講習会は実施されておりますが、今後は高齢者や子供、障害者、視覚障害者を対象とした避難訓練、講習会、そういったものもぜひ取り入れていただき、太宰府市が災害の少ない町として有名になりますように、何かあっては困りますので、その点を含めまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、3 番長谷川公成議員の個人質問を許可します。

〔3 番 長谷川公成議員 登壇〕

○3 番（長谷川公成議員） 最後ですので、頑張りましょう。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました項目について質問させていただきます。

市長は、公共施設使用料減免を公約に掲げてあります。調査によると、7月以降にも20以上の市民大会が予定されていますが、各大会の運営において、施設使用料値上げのため、試合会場やそれに伴う練習施設を確保するのも経費がかかり、参加料の値上げを検討するなど、市民にしわ寄せが来ています。今後、本市でも高齢化社会の到来や余暇時間の増大など、市民を取り巻く環境の変化に伴い、健康が大きな関心事となってきました。

また、都市化につれて、近隣の人間関係の希薄化も社会問題となりつつあります。その両方を解決していくためには、やはり気軽に、また継続的にスポーツができる環境づくりがぜひとも必要ではないかと考えるところです。

そこで、同じような質問で申しわけないんですけど、施設使用料の減免はいつからか、またどの程度の減額を考えておられるのかお伺いいたします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今議会の中で、多くの議員の皆さん方が施設使用料の減免についてお尋ねがありました。それだけ市民、あるいは関係者の関心度が高いんだというようなことをまずもって、私は改めて痛感をしておるところでございます。

公共施設の使用料の減免の見直しにつきましては、公平な受益者負担の原則から一般利用者との公平性を図るため、また指定管理者制度の導入等に伴います市の方針といたしまして、平成18年1月から市民の皆さん方にご理解とご協力をいただきたいというようなことで実施いたしまして、1年数カ月が経過をしたところでございます。

しかしながら、何度も私は基本的な考え方を申し上げておりますけれども、今回選挙を通して市民の皆さん方にお会いする中で、文化協会でありますとか、あるいは体育協会等のそれぞれの団体の会員さんなどから、数多くの市民の皆さん方から、使用料やあるいは利用面でご不満のご意見をいただいたところがございます。そういったことから、減免問題につきましては、再度原点に戻って見直す必要があるというふうに思った経過の次第でございます。

このことから、市民の皆様が利用しやすい施設としていく検討や、あるいはスポーツ活動への参加促進、また文化活動などを総合的に応援していくという観点に立ちまして、現在受益者負担を原則としながら、負担のあり方でありまして、そういったものを関係課によります調整会議を進めておりまして、減免の対象あるいは減免率及び実施時期なども含めまして、さらには指定管理料への影響なども含めて検討をいたしておるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、9月をめどに議会の中で提案できるように努力したいというふうに思っております。一定の方向が出ました折には議会の方に、もちろん条例でございますので議決も必要でございますし、またその前に説明をいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 市長には昨日から同じような内容の質問が続きましたけど、ご丁寧な

答弁、誠にありがとうございます。

最後になりますけど、市民の立場から考えますと、やっぱり施設使用料減免はですね、非常にありがたいことです。ですが、公共施設というのは利益目的ではなくですね、市民の文化活動の発展や生涯スポーツの促進を第一に考えていただきますようお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月26日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（5日目）

〔平成19年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成19年6月26日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第44号 字の区域の変更について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第45号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第46号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第48号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第49号 太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第50号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第51号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第53号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第54号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第55号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第13 議案第56号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第14 議案第57号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第15 議案第58号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第59号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について（環

境厚生常任委員会)

日程第17 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について(各常任委員会)

日程第18 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算:専決第1号)

日程第19 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書(環境厚生常任委員会)

日程第20 議員の派遣について

日程第21 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番  | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番  | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治  | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 安部陽  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂  | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

|                |      |                     |       |
|----------------|------|---------------------|-------|
| 市長             | 井上保廣 | 副市長                 | 平島鉄信  |
| 教育長            | 關敏治  | 総務部長                | 石橋正直  |
| 地域振興部長         | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三笠哲生  |
| 市民生活部長         | 関岡勉  | 健康福祉部長              | 永田克人  |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長                | 富田讓   |
| 会計管理者併上下水道部長   | 古川泰博 | 教育部長                | 松永栄人  |
| 監査委員事務局長       | 木村洋  | 総務課長                | 松島健二  |
| 地域振興課長         | 大藪勝一 | 環境課長                | 蜷川二三雄 |
| 福祉課長           | 新納照文 | 国保年金課長              | 木村裕子  |
| 建設課長           | 大内田博 | 上下水道課長              | 宮原勝美  |
| 教務課長           | 井上和雄 |                     |       |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)



議会事務局長 白石 純 一  
書 記 伊 藤 剛  
書 記 満 崎 哲 也

議事課長 田 中 利 雄  
書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第44号 字の区域の変更について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第44号「字の区域の変更について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第44号について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本議案については、吉松東土地区画整理事業の施行に伴い、従来の字の堺が原形をとどめなくなったことから、字の区域の変更をすると、執行部からの補足説明がありました。

委員からは、現地の状況について質疑があり、回答では、既に宅地化され、街区が整って、4軒の家が建築済みで、2軒が建築中とのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第44号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第44号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第6まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第2、議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第49号「太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2から日程第6までを一括議題とします。

日程第2から日程第6までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託をされました議案第45号から議案第49号までについて、その審査内容と結果を一括して報告をさせていただきます。

まず、議案第45号については、市長、副市長みずから平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間、市長については給料月額10%、副市長については給料月額5%を減額するもの等との補足説明がありました。

本案に対しましては、減額の期限を平成20年3月31日までと区切っている理由、そしてそれ以降の考えについての質疑があり、回答では、財政課題のめどがつくまでの間、当面の間として今年度いっぱいを考えているもので、それ以降については経常収支比率の推移、市の財政改革の進捗状況等をあわせながら判断していきたいということでした。その他、関連した質疑を行いました。

討論では、賛成討論が2名からあり、市長給与の減額については賛成であるが、平成20年3月31日以降はどうするのか。また、副市長、教育長の給与を月額5%減額についての経過を今後直接聞いていきたいという意見をした賛成討論。そして、年度内の予算に対する補正ということで上がってきており問題はないとし、本議案に賛成するといった討論がありました。

採決の結果、議案第45号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号についてその審議内容と結果を報告します。

本議案は、平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間、副市長と同様に教育長の給与

月額5%を減額するもの等との補足説明がありました。

本案に対しては、教育長の給与月額を5%減額することについては、市長からの指示によるものか、それとも市長が同意を求めて、これに教育長が同意されたものなのかとの質疑があり、教育長、副市長の場合もみずからぜひ減額してほしいと申し入れた結果であるとのことでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第46号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号についてその審査内容と結果を報告します。

本議案については、太宰府市生涯学習推進本部を廃止し、新たに太宰府市生涯学習推進協議会を設置して、生涯学習推進に関する総合的施策について調査、審議を行う附属機関として位置づけるもので、太宰府市生涯学習推進本部は行政の内部組織に改めるという補足説明がありました。

本案に対して、推進本部と協議会の違いはどういうふうになるのかとの質疑があり、推進本部は設置規則で生涯学習基本計画の策定、生涯学習企画事務に関することなどの所掌事務があるが、これを近隣に倣い、行政の内部組織とし、協議会については生涯学習に関する調査、審議を行い、意見をもらう機関として位置づけ、識見を有する者、各種団体等代表者、市長が必要と認める者、計7人以内の委員をもって組織することを予定している。6月末で推進本部委員の任期が満了となることから、7月1日からの改正を予定しているとの説明がありました。その他、関連した質疑を行いました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号についてその審査内容と結果を報告します。

本議案については、地方自治法第238条の4の一部改正、項の繰り下げにより、それにあわせて条例の一部を改正するものとの補足説明がありました。

本案に対してはさしたる質疑はなく、議案に関連した質問を行いました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第49号についてその審査内容と結果を報告します。

本議案については、社会教育法において社会教育委員の構成について、従来は学校教育及び社会教育の関係者としてあったところに、家庭教育の向上に資する活動を行う者という文言を加えるという改正があったため、それにあわせて条例の一部を改正するものとの補足説明がありました。

本案に対しては、家庭教育の向上に資する活動を行う者とはどういう人を対象としているのか、家庭教育とはどういうものなのかとの質疑があり、地域での子ども会活動、福祉活動を行っている方々等を対象としており、若いお母さん方を対象とし、家庭内での学校教育に結びつ

くような活動、親子の意思疎通を図れるような活動のことであるとの説明がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第49号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第45号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第47号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第48号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第49号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第48号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第49号「太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第11まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第50号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第54号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7から日程第11までを一括議題とします。

日程第7から日程第11までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託をされました議案第50号から議案第54号までについて、その審査内容と結果を一括して報告をさせていただきます。

まず、議案第50号から議案第54号までについて、市長提案理由と同じく、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものとの補足説明を受け、それに対する質疑を行いました。

議案第52号における質疑では、太宰府史跡水辺公園において指定管理者が休園せずに営業したいと言えば認めるのか、公共施設であるが、民間として振りかえをなくしたいとしたときにはどうするのかとの質疑に対し、休園日については申し出によって変更することができるとの説明がありました。その他、関連した質疑が行われました。

討論として、委員からは議案第52号について質疑の内容を委員長報告に加えることを希望しての賛成討論がありました。

採決の結果、議案第50号から議案第54号までについては全議案委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第53号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第50号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第51号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。



したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第52号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正す  
る条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第53号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正  
する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第54号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例  
について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第55号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」から日程第14、議案第57号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12から日程第14までを一括議題とします。

日程第12から日程第14までは建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第55号、議案第56号、議案第57号についての審査における主な内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第55号についての報告をします。

本議案については、市長提案理由と同じく、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正すると執行部からの補足説明がありました。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第55号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号についての報告をします。

本議案については、本条例の適用区域として国分川原地区を追加すること及び適用区域の用途地域が第1種住居地域に指定されたことに伴い、別表第2に示す建築物の用途制限の一部が建築基準法の規制と重複することから、その部分を削除するための改正であるとの補足説明を受けました。

委員からの質疑で、この適用区域である通古賀、吉松、国分川原地区は将来宅地化が見込まれること、すべて住居系で計画されていること、計画人口が1,500人で世帯数としては500世帯前後であることを確認いたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第56号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第57号についての報告をします。

本議案については、駐車許可期間の改正、駐車制限の追加、利用料金の改正の3点が主な

改正内容です。

委員から、駐車料金または市税の滞納がある場合の駐車制限について、何カ月滞納するとその対象になるかとの質疑があり、これに対して今回の改正で駐車許可期間を1年単位とすることから、許可の時点で前年の滞納状況を調査するとの回答でした。また、近隣の駐車料金の状況に関する質疑に対しては、近隣の貸し駐車場料金は5,000円から8,000円で、5,000円から6,000円のところは満杯状態であるとの報告がありました。また、関連した質疑としては、今の駐車場は満杯状態のため、洗出交差点から都府楼前駅までの高架橋の下と看護学校跡地をこの駐車場として利用する考えはないかとの質疑があり、これに対する回答では、洗出交差点から都府楼前駅までの高架橋の下の部分は橋脚が2本あることと、車路の幅が足りないことから、駐車場としての使用はできないこと、また看護学校跡地については年末年始と国博開館時に臨時駐車場として3年間開放したが、ほとんど利用者がいなかったことの説明をされ、駐車場としての利用については今後再検討するとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第57号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきのと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第55号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第56号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15と日程第16を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第16、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

日程第15及び日程第16は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求

めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第58号及び議案第59号の審査における主な内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第58号について報告します。

本案は、近隣市町との料金の均衡、事業系一般廃棄物の減量促進を目的に、事業用の指定ごみ袋1枚当たりの単価の値上げ、不燃ごみの少量排出家庭に対する公平な負担を確保するために、小サイズの家庭用不燃物ごみ袋の作成、また家電リサイクル法が一般に普及してきたことに伴い、特定家庭用機器廃棄物指定シールの廃止、その他各条項の文言の整理のための改正です。

委員会では、指定ごみ袋について最近の石油製品の高騰による袋単価の値上がりに対処することや、可燃ごみの約30t削減が見込まれることを理由に規則を改正し、袋の厚さを7月引き渡し分から家庭用、事業所用ともに可燃専用袋を0.04mmから0.03mmに、不燃専用袋を0.05mmから0.04mmに、ペットボトル、白色トレイ専用袋を0.03mmから0.025mmにしたとの補足説明を受けました。

補足説明後の委員からの質疑において、今回の改正によって事業系ごみ袋を値上げした具体的な理由について尋ねたところ、事業系ごみ減量促進を目的に近隣市では新たな指定ごみ袋の金額設定を家庭ごみ1、事業系2の割合で進めており、本市においても同様の理由で家庭系、事業系の指定ごみ袋の価格の差を設けることが値上げの大きな理由であるとの回答がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第58号については委員大多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号について報告します。

本案は、議案第50号から議案第55号までと同様、国民の祝日に関する法律の一部が改正されたことに伴うもので、委員会では条例改正新旧対照表及び2008年5月のカレンダーをもとに、5月5日のこどもの日の翌日の6日水曜日が今回の法律の改正によって振替休日となることを例に、条例改正後の女性センタールミナスの休館日について詳細に執行部から補足説明を受けました。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第59号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第58号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 環境厚生常任委員会で審議をいただいたということですが、まずこの事業系が、事業用可燃専用袋が一举に45円値上げをするということで、可燃、不燃、それからペットボトル、それからこういう状況になりましたが、まずやはりこの事業系の関係では現在の部分についてどのくらいの使用枚数で、しかも現在の収入から歳入とのかかわりがありますが、これを値上げした結果、45円、歳入のかかわりについて当然議会で報告を求めなきゃなりません、委員長として提起をした後、当然担当課長や部長からも説明があったと思うんですが、使用枚数や、こういう値上げによってどれくらいの収入があるのかという問題と、それからやはり以前もありましたが、市長の施政方針にもありましたように、こういう袋に広告を入れる、こういう状況になってくると、広告収入も入ってくる。こういう状況の中で家庭用の袋が1枚当たりそのまま据え置かれて40円、可燃も不燃も40円ですが、一方では不燃の部分について小は1枚当たり25円、そうすると可燃も小さい袋については25円で、家庭用の可燃、不燃については10円ほど下げて30円ぐらいにすると多くの市民が大変喜ばれるわけですが、事業用だけは45円も関係するもの全部上げた。ところが、家庭用の可燃、不燃については、そのまま据え置いているという形で、こういう当然委員長としての審議内容をやはりしていく以上、そういう提起がなされなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

使用枚数については、トータルで平成18年度の方で78万4,800枚ですか、これが出ているということでございます。それから、値上げの効果につきましては、これは次の補正予算の部分でまた出てきますけども、それなりの効果があるということで出されております。これについては、次の補正予算の部分でご説明したいと思います。それから、広告については別段意見はございませんでしたので、これについては審議いたしておりません。それから、家庭用ごみの据え置きについても別段質疑はありませんでした。それから、事業用の値上げにつきましては、これは本来事業用は事業主が自己で処理するのが原則であるということで、家庭ごみと事業用のごみとは1対2ぐらいの比率ですべきということで、今回の提案がなされたということでございます。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

- 19番（武藤哲志議員） この部分については、私どもの会派として委員会では採決に同意をいたしておりません。先ほど所管の委員長に質疑をしましたが、本来倍ということであれば、事業用のごみについては一般家庭ごみの80円になるのが一挙に135円、45円も値上げをしているということと、これにつきまして事業系のごみの値上げについては補正予算の関係が出ておりますが、大まかに889万4,000円であります。こういう当初可燃ごみでも不燃ごみでもそうですが、設定をするときに大変高い金額が設定をされた経過があります。こういう状況の中で事業系のごみの袋料金を値上げするならば、家庭用の日常的市民が使うごみについては少なくとも10円ぐらいの値下げをし、また小さい袋については少なくとも可燃袋については25円ぐらいにすべきだと。一般家庭の多くの皆さんがお使いになる袋の料金はそのままにしておいて、事業用だけを値上げをする。ただし、この問題については10月1日から実施ということですが、今委員長報告がありました。袋の厚さも薄くしたりしますし、またその広告収入まで入れて経費の削減を図ろうとするならば、それは当然市民に還元すべきであり、そういう内容が含まれておりませんし、大まかに委員会で審議をされております。こういう状況の中で議案第58号については賛成できないことを表明しておきたいと思っております。

以上です。

- 議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

- 議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時42分〉

- 議長（不老光幸議員） 次に、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第17、議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 本会議において所管の委員会に分割付託されました議案第60号の当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、今回の補正予算につきましては、平成19年度の当初予算が骨格予算となっていることから、政策的経費の追加がその主なものになっております。

歳出の主なものといたしましては、2款1項1目の職員給与費で381万5,000円の減額、これは議案第45号と関連して、市長、副市長の給与減額によるものです。

同じく、2款3項2目の賦課関係費の歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金として510万円の増額補正。これは歴史と文化の環境税の特別徴収義務者に指定されている観光駐車場協会へ補助金420万円と新規指定の際等の機械関係の整備が生じた場合の費用として1件当たり30万円の3件、計90万円との合計を計上したものであるとのことです。

質疑において、この補助金は今後補正もあるのか、駐車場事業者は金額的に理解されているのか等あり、今後補助金の増額について駐車場協会の中でも補助金は不要との声もある。駐車場協会とも話をしながら、もてなしのまちづくりの観点で協会で思いつく施策をお願いしたいと考えている。金額の根拠は、税収入の7%であるとの説明がありました。

また、10款4項6目文化財整備活用関係費の13節委託料、15節工事請負費の水城跡展望広場整備工事の2,983万4,000円については、太宰府市文化財保存活用計画に基づいた水城跡東門周辺整備事業の一つの取り組みで、今回調査及び整備を行うものであるとのことでした。

委員から、どんな事業を行うのかとの質疑に対して、水城跡を損傷から守るための修理補修、来訪者のための回遊拠点のための整備、多くの方に親んでもらえるような史跡地の公園を目指すという大きな3つの柱のもとで整備を行うもので、事業内容について具体的な説明を受けました。

続きまして、歳入の主なものにつきましては、1款2項1目現年課税分の固定資産税の最終的な追加金額として3億6,060万5,000円、18款1項1目基金繰入金において固定資産税分、

国、県の支出金等を総合的に調整した結果、財政調整資金繰入金として1,529万1,000円。20款5項1目の雑入、教育費雑入において文化財整備活用関係費に充てる環境対策事業助成金として2,353万4,000円等が計上されています。債務負担行為についても説明を受けております。

審査を終え、討論では同和対策について国の制度がなくなっており、全国各地で運動団体への補助金等の終結宣言が出されている。本会議において同和対策に対する負担金について反対するので、採決に当たって本議案に反対するとの討論がありました。

採決の結果、議案第60号の当委員会所管分については、委員大多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

当委員会の所管分につきましても、当初予算が骨格予算編成となっていたことから、政策的経費や不足分が追加されたことが主な理由となっております。

まず、歳出の主な補正についてであります。

2款の総合交通計画策定委託料500万円は、市内の主要交差点における交通量、渋滞状況調査、計画書作成などの費用です。委員から、西鉄の駅、JRの駅を含め、すべてを網羅した計画書をつくるべきとの意見が出されました。

同じく、2款のコミュニティバス関係費365万5,000円については、秋の運行ダイヤ改正、路線の見直しに伴いホームページの更新、バス停に設置している時刻表、路線図の張りかえ、バス停の設置費用として補正するとのことでもあります。

7款の史跡地周辺ライトアップ事業委託料200万円は、年末から年始にかけて毎年行っている戒壇院、観世音寺をライトアップする費用として計上されております。ここでは委員から、水城の堤防全部がつながっていることがわかるような飾りつけを考えてはどうかとの要望が出されました。

8款の都市計画区域変更関係費300万円は、福岡県が11月に都市計画区域外をすべて準都市計画区域として指定を予定しており、太宰府市では内山区と北谷区になりますが、ここの土地利用、産業分布などの調査費用として計上されております。

同じく、8款の景観形成関係費453万6,000円は、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例

制定に向けて各種区域図、資料などの作成費用として計上されております。

続いて、歳入の補正について報告します。

歳入の多くは歳出に伴う財源としての補助金や基金からの繰入金、あるいは条例改正などに伴う歳入増で、特に問題はありませんでした。

次に、債務負担行為補正についてです。

ここでは通古賀地区都市再生整備事業の公用車賃借料2台の2年分追加と、地域再生基盤強化事業の公用車賃借料3台の2年分を4年分に変更する補正が計上されております。

委員から、公用車をリースしたときのメリットとデメリットについてのお尋ねがありました。補助事業の期間中に減価償却してしまわない車両についての購入費は認められていないので、今回は事務費の中で認められている賃借料で計上し、平成23年度の満期時期に市が残存価格でレンタル会社から購入する予定との説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第60号の建設経済常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分につきましても、平成19年度の当初予算が骨格予算となっていたことから、政策的経費や不足分が追加されたことが主な理由になっております。

歳出では、3款民生費で2億604万1,000円、4款衛生費で5,434万円、10款教育費の幼稚園費で6,984万3,000円がそれぞれ増額となっております。

なお、今回の補正で3款1項4目の障害者自立支援費の特別障害者手当等関係費に重度障害者福祉手当や、3款2項3目の保育所費のその他の諸費に認可外保育施設職員健康診断費補助金が市単独の新規事業として新たに計上されております。

歳入はそのほとんどが歳出に伴う補正となっておりますが、13款2項2目衛生手数料、1節保健衛生手数料のごみ処理手数料は、議案第58号の事業所用ごみ袋料金の改定による増収分であり、平成19年度年間ベースで3,557万6,000円、その効果を4分の1と見込んで889万4,000円が計上されています。

審査は各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、予算計上の根拠等不

明な点について確認いたしました。

質疑を終わり、討論では福祉に関して手厚い補正となっており、一定の評価はできるが、法律が失効している同和対策として人権・同和政策費の給付費関係が追加計上されているため、今回の補正予算については賛成できないとの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、委員大多数で議案第60号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 所管の委員会で熱心に審査をいただいたと思いますので、お聞きをいたします。

補正予算書の22ページ、23ページにありますこういうこの給付関係費については、執行部から説明のみを受けたのかどうか。特に、一般質問をしておりましたが、先ほども委員長報告にありましたように、法が失効した後にこういう形での負担金、補助及び交付金1,216万1,000円は説明だけだったのかが1点です。

次に、26ページ、27ページ、この美化センター関係費で負担金、補助及び交付金として430万円計上されております。これについてですが、高雄の水利組合には2年間なのか3年間かわかりませんが、330万円。この水利組合に出したお金については、一般質問もあっていましたが、水路改修の場合については当然負担があると思うんですが、そういう負担にどのように支出をするのか。委員から質疑がなくても、当然ほかの委員から質疑があれば、委員長が質疑が終わった後に執行部に説明を求める責任がありますが、まずこの水利組合の支出の内容と、またこういう支出を受けた団体、水利組合がどういう形であるのかという問題です。

それから、環境美化センター設置をして今日まで2回の更新をしました。毎年100万円を20年間行政区に交付をするわけですが、この行政区に交付された100万円が行政区の区費の中に入る。そうすると、この高雄区の行政区としてはこの100万円が毎年20年近く交付を受けるわけだが、この100万円の支出はどのようなふうな状況で対応されているのかというのは、執行部に説明を求めたのかどうか。この辺を、ほかの部分もありますが、この2点について委員長から説明を求めます。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

まず、10目の分については委員会において質問がっております。

10目の給付費関係費の扶助費のところ、5歳未満児の医療費について保障がされるということで、これについての質問がっております。これについて執行部より、4歳から5歳までこの分については一般行政施策で支給されませんので、この分について初診料、往診料、そういったものについての行政の同和事業費で支給するという形になっておりますという答えがあっ

ております。10目については、質疑はこれのみでございます。

次に、環境美化センターの問題につきましては、430万円のこの支出につきましては、これは平成18年3月の議会最終日に議会全員協議会において高雄地区との環境美化センターの設置に関する協定書の締結について説明があつており、その中で高雄区については毎年100万円ずつ、それから水利組合、農事組合については330万円ずつを3年間支払うということで協定書、覚書が締結されているということで、これは平成18年3月27日に議会全員協議会で説明がなされております。それから、その後の水利組合及び区へ支出した後の使途についてはどうかということでありましたけども、これについては委員よりの質疑はなく、特段審議いたしてありません。

以上でございます。

(19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 平成19年度一般会計補正予算（第1号）については、各委員会で熱心に審査をいただき、骨格予算ですからその補正については当然必要なものもありますし、今後の市民生活、行政執行上に必要なものとして認めますが、一部ですが、一般質問も行いましたように、3款1項10目についてです。説明もあつておりますが、こういう法的根拠がなくなった中で特別な給付や社会運動団体に対する補助金を支出し続けることについては、やはり早急に廃止、終結をすべきだというふうに思います。

それから、4款2項の3目の部分で今委員長から説明がありましたが、長い期間にわたってそういう最終処分場の補助金、地元協力金という形で出される部分については、その支出内容については今後具体的にどのようになるのかというのは、やはり公金です。市民の税金やごみ処分手数料のうちからこういう形で20年出すということになれば、2,000万円近くの金額、そして3年間にわたって1,000万円近くの金額が支出されるわけですから、支出の使用目的についてもやはり今後議会として説明を求めていかなければならないと思っております。

また、10款1項3目について私の一般質問の中での一部訂正を行っておきたいと思っております。この中で人権まつりの問題を質疑いたしておりましたが、使用料については担当部から使用負担は会場使用料の負担を行っておるということで、このことについては修正をお願いいたします。ただし、市同和教育研究協議会の内容につきまして、行政は行政で独自に同和研修を行っておりますし、企業も行っている、議会も行っている。ところが、この研究協議会につきましては教職員と主に市の職員の3分の1の方々に対して373万2,000円、こういう金額については

出されておりますし、指摘をしておりましたように、狭山差別裁判糾弾、東京で行われる部分に支出をするなど、私はこういう市民の税金がそういうものに使われることについては正しくないというふうに思っております。よって、私は平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）については賛成できないということで反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算：専決第1号）

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算：専決第1号）」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 改めまして皆さんおはようございます。

21日、22日に開催されました本会議での会派代表質問及び一般質問でそれぞれ各議員の皆様方から貴重なご意見を賜りありがとうございました。今後の行政運営に生かしてまいりたいと、このように考えております。6月定例議会本会議最終日を迎えました。本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件のご審議をお願い申し上げます次第でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算：専決第1号）」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足1,277万7,145円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ1,277万8,000円を追加し、予算総額を63億8,022万6,000円とする専決処分を平成19年5月31日付でさせていただいたものでございます。要因といたしましては、国民健康保険税の中で徴収しております介護保険料に歳入不足を生じ

たものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第61号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前11時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める 意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第19、意見書第3号「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第3号の審査における内容と結果を報告いたします。

異常気象による災害対策や地球温暖化を防止するため、抜本的な施策を国に求めるために提出された本意見書につきましては、委員から京都議定書の削減目標を明確にした方がより一層地球温暖化防止対策の強化が求められ、政府に明確な目標を持たせることができるのではない

か。また、原子力発電所の安全性についても明確にするためにも、一部を修正してはどうかとの動議が出されました。この動議につきまして委員会で慎重に協議した結果、本文6行目文書中に「京都議定書の完全実施と中長期の削減目標を明らかにし、」という文言を加えることで協議が調いましたので、別紙修正案のとおり修正することで討論、採決を行い、続いて修正部分を除いた原案について討論、採決を行いました。その結果、ともに討論はなく、委員全員一致で意見書第3号については修正可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号に対する委員長の報告は修正可決です。本案を委員長報告のとおり修正可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第3号は修正可決されました。

〈修正可決 賛成19名、反対0名 午前11時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会から申し出がっております。別紙のとおり承

認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~



上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年8月27日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 後藤邦晴

会議録署名議員 力丸義行